

平成二十二年三月定例会

平成 22 年 第 1 回

# 菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 22 年 3 月 4 日～3 月 25 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成22年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 4	木	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明
3 / 5	金	当初予算内容説明（議案第2号～議案第9号）質疑・委員会付託
3 / 6	土	休会
3 / 7	日	休会
3 / 8	月	議案審議（議案第10号～議案第18号）表決
3 / 9	火	休会（議案調査）
3 / 10	水	休会（議案調査）
3 / 11	木	休会（議案調査）
3 / 12	金	休会（議案調査）（中学校卒業式）
3 / 13	土	休会
3 / 14	日	休会
3 / 15	月	一般質問
3 / 16	火	一般質問
3 / 17	水	一般質問
3 / 18	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 19	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 20	土	休会
3 / 21	日	休会（春分の日）
3 / 22	月	休会（振替休日）
3 / 23	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 24	水	休会（議案整理）（小学校卒業式）
3 / 25	木	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成22年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	佐藤 竜巳 (P107～)	1. ゴミの減量化とリサイクルについて	①ゴミ処理費の菊池環境保全組合への負担金は（H18年～H20年） ②ゴミを減らすための町の対策は ③町はゴミの削減を何パーセント目標に立てて実施していくのか ④町が補助している資源物格納庫の負担金の割合は ⑤資源物格納庫はどこが補助対象で、何ヶ所設置され、その成果は ⑥廃品回収に対し、町の補助金（率）の見直しの考えはないか
		2. 農家経営支援策について	①耕作放棄地の解消（率）と町の今後の取り組みは ②地産地消を活かし「さんふれあ」の中で、バイキング式レストラン運営を時間限定でする考えはないか ③厳しい経営が増す中で農家の経営安定を図るための施策を問う
		3. これからの町政発展に向けて	①次期町政について
2	小林久美子 (P121～)	1. 農業問題について	①自由貿易協定（FTA）の推進について、町長の見解は ②「米戸別所得補償モデル事業」について ③人参などの価格補償について、町も対応を ④後継者対策について
		2. 失業者の雇用対策について	①企業に対しての雇用実態調査の結果はどうだったのか ②緊急雇用対策事業の実績は ③今後の事業はどのように取り組んでいくのか ④公務職場の臨時・非常勤職員の実態は。待遇改善をする必要はないのか
		3. 後期高齢者医療について	①保険料率の値上げによる影響は
		4. 孤立死問題について	①先日「孤立死防止フォーラム」が実施されたが、孤立死防止のために町はどう対応していくのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	北山 正樹 (P134～)	1. 今年度総予算に対し、商工振興予算0.69%を問う	①企業誘致の現状を打破する施策は ②観光「新幹線開業を視野に入れた具体的な方策は」
		2. 保育園民営化の方針について	①国の施策の動向と本町の目的との関係は ②保護者の多様なニーズに応える方策は
		3. 中部小学校建設案の意志決定を問う	①昨年来の遅れの原因は ②E案を選択しなかった理由は ③失った時間・機会に対する反省は
4	梅田 清明 (P148～)	1. 環境問題について	①小中学校施設に太陽光発電導入を ②色付きゴミ袋の鉛含有は大丈夫か ・焼却炉の灰はどのように処理しているか
		2. 健康診断について	①子宮頸ガン受診率のアップをどのように考えているか ・菊陽町の受診率は何%なのか ②子宮頸ガン予防ワクチンに公費助成をすべきではないか
5	吉本 堅 (P163～)	1. 都市計画税について	①都市計画税とは。その税率は ②菊陽町では、約300haの区画整理事業が終了間近であるが都市計画税を課税しなかった理由は ③都市計画税の課税に関する将来の考え方は
		2. 中部小学校建替えについて	①新たな場所に建設する案（E案）の検討を真剣にしなかった理由は ②H21年6月の農地法改正の動きに対し、いかなる対応をとってきたか ③農地法改正後の中部小学校建替えに関し、町長の政治生命を懸け、町長自身緊急に国・県と真剣に協議をする考えがあるか
6	福島 知雄 (P176～)	1. 中学生職場体験学習について	①中学生職場体験学習の現況を問う ②子ども・保護者の感想と本町の評価を問う ③中学生職場体験学習へ今後の位置づけと方針を問う
		2. 熊本県事務・権限移譲推進について	①熊本県事務・権限移譲推進に対し、町はどのように取り組んできたか ②「菊池管内」である本町への重点事務・権限移譲状況を問う ③事務・権限移譲推進に向け、今後の方針を問う

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 生活環境の整備について	<p>①県道新山原水線（菊陽空港線の延伸）整備へ向けたこれまでの取り組みと今後の方針を問う</p> <p>②横道合志2号線の早期延伸を望む</p>
7	石原 武義 (P189～)	1. 中部小学校建替え問題について	<p>①現地修正案についての見解を問う</p> <p>②E案（南側の新しい土地）についての見解を問う</p> <p>③農振除外、農地転用に向けての町長の姿勢（努力）を問う</p> <p>④中部小学校建替え問題について一連の手続、手順を問う</p>
8	甲斐 榮治 (P202～)	1. 菊陽中部小学校建設問題とそこに表れた政治手法について	<p>【1】修正C案の問題点について</p> <p>①体育館棟の構造をどう評価しているか</p> <p>②運動場の拡張策とその関連事項について</p> <p>③菜園や北側山林の購入は必要か、また何に使うのか 開発に関して周辺住民の納得は得られるか</p> <p>④H22年3月2日提示の修正C案とE案（概算事業費見直し）の概算事業費について</p> <p>⑤修正C案が採用されることになれば、仮設校舎は町民グラウンドの一部に建てられると推測できるが、中学校の部活の場所を含めて、その代替措置はどうするのか</p> <p>⑥昨年の地域での説明会（4回）ではC案に反対が圧倒的に多く、またその後の保護者に対するアンケート調査でもC案に反対する意見は62パーセントであった。にも拘らずなぜC案に固執するか</p> <p>【2】本件に象徴的に表れた政治手法について</p> <p>①一般会計の3分の1を占める大事業を、提案の骨子さえ明確でないまま、提案したその日に採決しようとしたことについて</p> <p>②本件に関する執行部提案は、基本的にC・D・E案である。C案が否決され、D案が取り下げられた今、E案を審議し決着をつけるのが自然の作法と思うが、どうか</p> <p>③町長の施政方針の結語は「町民の皆様のニーズに応えうる、公平・公正で透明性の高い行財政運営」であるが、本件を解決する手法や態度はその結語に相応しいか</p>
9	芝 和長 (P223～)	1. 太陽光発電施設について	<p>①町の太陽光発電施設設置の普及状況は</p> <p>②町の各施設に設置導入の計画はないか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 光の森地区の町民センターの建設について	<p>現在、各小学校区単位に町民センターが建設されているが</p> <p>①その設立の目的・意義は</p> <p>②光の森地区は、現在4000人超の人口であり将来8000人程度に見込まれるが、町民センター建設計画はないか</p> <p>③光の森地区の公共用地南側の利用計画の明文化はできないか</p>
10	坂本 秀則 (P231～)	1. 上井手地区県営かんがい排水事業（上井手北側護岸工事）について	<p>①上井手北側護岸工事の計画と進捗状況は</p> <p>②上井手護岸工事の完成は原水校区民の念願である。全区間工事ができるのか</p>
		2. 償却資産について	<p>①農家対象に償却資産の申告をなぜ近年になって促すのか</p> <p>②償却資産についての説明は周知できているのか</p> <p>③農家に対しての償却資産課税の減免又は免税点引き上げ等の措置はとれないか</p>
		3. 消防行政について	<p>①消防施設整備費は、全額町が負担すべきではないか</p> <p>②自衛消防団への訓練等はされているか</p>
		4. ペットボトルキャップの回収について	<p>①ポリオワクチンに寄与するペットボトルキャップの回収を菊池環境保全組合でできるよう働きかけはできないか</p> <p>②出先機関等に回収ボックスは設置できないか</p>
		5. 町の将来について	<p>①合志市では県営野球場の誘致に向け検討を始めているようだが、本町も県営野球場誘致に手を挙げるべきではないか</p> <p>②未来づくりネットワークに本町は、なぜ参加してないのか</p>

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成22年3月4日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成22年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成22年3月4日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長提出議案第2号から議案第18号までを一括議題
- 日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第7 計数整理について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 2番 | 北山正樹君 | 3番 | 石原武義君 |
|----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |                 |       |                 |       |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長             | 後藤三雄君 | 教育委員長           | 三島誠一君 |
| 教 育 長           | 赤峰洋次君 | 教育次長            | 田中真治君 |
| 総務部長            | 宮本義次君 | 福祉生活部長          | 大川育男君 |
| 産業建設部長          | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長  | 大野秀治君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長 | 吉岡典次君 | 総合政策課長          | 松本東亜君 |
| 財政課長            | 實取初雄君 | 税務課長            | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長   | 渡邊幸伸君 | 福祉部審議員<br>兼福祉課長 | 眞鍋清也君 |
| 健康・保険課長         | 阪本修一君 | 環境生活課長          | 吉野邦宏君 |

町民課長 堀川正信君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 平野誠也君  
教育審議員兼  
図書館長 帆保勇君  
中央公民館長 堀川俊幸君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 山崎謙三君  
総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君  
教育審議員兼  
学務課長 大山晃君  
生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

平成22年3月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

気候もようやく春めいてまいりましたが、まだまだ気温の差が激しい時期ですので、各位におかれましては、体調を崩されないよう十分ご自愛をいただきたいと思っております。

さて、本定例会は、新年度予算を審議する重要な会議であります。提案された諸議案は、平成22年度予算及び平成21年度補正予算のほか条例関係など、町民の生活に密着したものであり、その内容も多種多様にわたるものであります。町政の運営方法につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会といたしましては、町民の福祉増進の見地から慎重なる審議を承り、適切なるご判断をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成22年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番北山正樹君、3番石原武義君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る2月25日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より3月25日まで22日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日まで22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は本日から3月25日まで22日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（11月、12月、1月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、今回受理した請願第1号は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託します。

要請第2号、陳情第3号、要請第4号、陳情第5号は配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から25日までの22日間にわたり、平成22年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ご存じのように、先月末の27日未明、南米チリではマグニチュード8.8の大地震が起き、エネルギーでは、15年前に発生した阪神・淡路大震災（マグニチュード7.3）の約700倍に相当する、また死者も800人に上ると報じられております。10年前の1960年（昭和35年）5月23日のチリ沖地震（マグニチュード9.5）で、東北、三陸の太平洋沿岸で1ないし4メートルの津波が押し寄せ、死者・行方不明者が142人出たことを教訓に、今回早目の大津波警報が発令され、警戒を強められました。幸いにも大きな被害は出ておりません。しかしながら、改めて予測できない自然の脅威と天災の恐ろしさを肝に銘じたところであります。

一方、国内では、鳩山政権誕生後初めての通常国会で、2010年（平成22年度）予算案がつい先日、3月2日に衆議院本会議で賛成多数で可決され、参議院に送付されました。今月末までの年度内成立が確定したところであります。また、子ども手当法案、また議論されております高校無償化法案も年度内成立を目指されているところであります。

それでは、本町の行政報告をさせていただきます。

総務課関係では、12月6日に、大地震が発生したことを想定し、菊陽町総合防災訓練を菊陽町消防団、菊池広域連合消防本部、社会福祉協議会等の本町防災関係の10団体の合同で実施したところであります。内容は、初動対応、情報収集、救助・救出、消火に関する訓練を消防団、菊池広域連合消防本部及び県防災ヘリの連携により実施し、炊き出し、防災ボランティアの運営、防災意識高揚のための体験訓練を社会福祉協議会並びに防災ボランティア関係団体により行ったところであります。

また、1月17日には、菊陽町消防団出初め式を開催し、消防団による通常点検、分裂行進、玉落とし競技を実施したところであります。

次に、税務課では、平成20年4月より熊本県税務課の地方税徴収特別対策室の職員と本町税

務課職員と合同で町税の徴収強化に取り組んでおり、2年目を迎えたところであります。昨年4月から今年1月までの状況を申し上げますと、預貯金差し押さえ630件、搜索実施27件、動産差し押さえ1,024件、不動産差し押さえ21件、そのほかインターネット公売会など16回実施し、町税の取り立てを行い、金額は1,860万9,380円となっております。今後も、納税者の負担の公平性と信頼を確保するため、より一層の滞納整理に力を注いでまいります。

町民課では、住居表示につきまして平成19年度から事業を進めており、平成20年3月1日に新山杉並台を実施しました。平成21年度は、10月5日に武蔵ヶ丘、また本年3月1日には武蔵ヶ丘北の住居表示を実施したところでございます。武蔵ヶ丘の対象地区は、県営武蔵ヶ丘団地の1町内から6町内及び武蔵ヶ丘7町内、8町内で、世帯数1,600世帯、面積は24.1ヘクタールとなっております。武蔵ヶ丘北の対象地区は、県営武蔵ヶ丘団地外の武蔵ヶ丘1、2町内及び八久保、南八久保で、世帯数840世帯、面積は49ヘクタールとなっております。

次に、商工振興課では、雇用対策として、世界的な金融危機に端を発した急激な景気減速による厳しい経済雇用情勢のため失業者が増加している中であって、総合的な雇用対策を講ずべく、一昨年12月25日に菊陽町緊急雇用対策本部を設置いたしました。対策本部の事務局では、雇用相談窓口の設置をするとともに、緊急雇用対策としての事業を展開しており、現在までに12事業、延べ28人の雇用を創出してきたところであります。引き続き、新たな事業を展開し、雇用の創出を図っていくこととしております。

次に、企業誘致であります。厳しい経済情勢の中ではありますが、現在某事業所の誘致に向け、地元説明会を開催したり、事務手続などを行っており、2年後をめどに建設され、稼働してもらえばと思っているところであります。立地すれば、少人数であります。新たな雇用の場が創出されることとなります。

次に、企業事業者交流促進研修会であります。企業や事業者間の交流を促進し、情報及び意見の交換を活発化させ、時代の変化に即応できる経営体質の強化と経済、地域の情勢を把握し、実情に沿った経営意識の高揚と経営ノウハウの構築を図るため、昨年度に引き続き、第2回目の菊陽町企業事業者交流促進研修会を開催しました。第1部の講演会では、農商工連携による新たな産業の構築と今日の経済と環境情勢に対応できる経営体質の変革をテーマに2名の講師の方に講演をいただき、約100名の方が参加されました。また、第2部の交流会には約80名が参加され、異業種間での意見交換等が行われたところであり、その中で、参加者からは大変有意義な研修会であったと評価をいただき、来年度以降も引き続き開催してほしいとのご意見も出され、今後も回を重ね、連携を深めていきたいと思っております。

次に、にんじん焼酎「酔紅」の発売であります。にんじん焼酎につきましては、一昨年から開発に取り組み、試作品の試飲会やモニタリングを重ね、本製品を決定したところであります。これを受け、やがて製品が完成し、4月6日より町内14店舗で販売することとなりました。議員各位におかれましても、販売促進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、地球温暖化防止対策についてであります。省資源・省エネルギー対策推進のために平成21年度から実施しました個人住宅に設置する太陽光発電システム及び太陽熱温水器の助成事業につきましては、2月末現在で太陽光発電システムが128件、太陽熱温水器が60件の申請があつており、二酸化炭素排出削減や環境型社会づくりに寄与しているものと考えているところであります。

次に、都市計画であります。菊陽第2土地区画整理事業につきましては、宅地の利用増進を図るため、日本梱包運輸周辺の区画道路築造工事、舗装工事及び整地工事を行ったところであります。また、都市計画道路関係では、下原堀川線の跨線橋上部工事及び橋梁取り付け擁護工事は完了しております、現在歩道橋設置工事及び残り道路築造工事を進めているところであります。

次に、下水道課です。下水道事業につきましては、昭和63年度に一部供用開始して以来、平成20年度末の下水道普及率は95.6%となっております。平成21年度事業につきましては、汚水管路の整備として、主に辛川、道明、光団地地区の管路工事に着手しており、免許センターにつきましても工事が完了し、3月末に熊本市から菊陽町へ汚水処理の切りかえの予定でございます。

菊陽第2土地区画整理事業区域内は、新町地区の90%程度、汚水及び雨水管路工事を完了したところであります。また、今後の計画は、汚水管路整備として主に道明地区を、第2土地区画整理事業地内の下水道につきましては、区画整理事業の進捗に合わせて整備をしております。

次に、図書館です。菊陽町図書館では、1月31日、三重県四日市市の子どもの本専門店オーナー増田喜昭氏を講師に迎え、町内児童を対象とした体験型ワークショップ「ひげのおっさんがやってきた！あそびじゅつ in きくよう」を開催しました。増田氏のワークショップ「あそびじゅつ」は、創作遊びの中で子どもの創造性を自由に伸び伸びと伸ばす点で大変特色があり、そのユニークな手法が全国的にも注目されております。今回のワークショップに参加した34名の児童は、増田氏の話に熱心に耳を傾け、紙を使った建築物の制作では、増田氏の指導のもと、グループごとに知恵を出し合いながら独創性あふれた建物を制作しておりました。

菊陽町図書館では、今後もブックスタートやお話し会などによる子どもたちへの読書推進とあわせ、今回のような体験型のワークショップを継続的に実施しながら、子どもたちの豊かな心の育成に努めてまいります。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第2号から議案第18号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第5、町長提出議案第2号から議案第18号までの17件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

ただいまから施政方針の資料を配付しますので、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第6、町長の施政方針及びただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めますが、まず初めに施政方針の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本日ここに平成22年第1回菊陽町議会定例会を招集し、平成22年度の予算案を初め関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思っております。

さて、我が国の経済は、一昨年のリーマン・ブラザーズの経営破綻の影響で100年に一度と言われた世界的な経済危機から徐々に立ち直りつつあるものの、高い失業率や下落傾向にある物価水準、そして円高や財政悪化に伴う長期金利の上昇など、依然として厳しい状況にあります。

一方では、地方自治体を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行を初め、地球規模での環境問題や経済の低迷、世の中のグローバル化、住民ニーズの多様化、高度化、地方分権の進展など、大きく変動しており、これまで経験したことのない大きな変革の時代に入りました。

このような時代の認識のもと、平成22年度の町政運営は、第4期基本構想の将来都市像「人・緑・元気輝く生活創造都市」建設のため、基本計画に沿って着実に実行していく必要がありますが、この計画も平成22年度が最終年度であることを踏まえ、事務事業を進めてまいります。

また、平成22年度では、町民と行政が菊陽町の将来像を共有し、ともに携えていくための指針となる第5期菊陽町基本構想を策定することとしており、その中でこれまでを振り返り、未来を開く新たなまちづくりの目標と、それを実現するための方針を示したいと考えております。

それでは、基本構想に定めております3つの柱に沿ってご説明を申し上げます。

まちづくりの基本方向の第1の柱「人を大切に」について申し上げます。

第1の目指す町の姿「健康でいきいきと暮らせるまち」を推進します。

健康の保持増進についてであります。

健康づくりにつきましては、子どもから高齢者まで、生涯を通じた健康づくりを支援するため、予防接種と各種健康診査を実施するとともに、町民が自発的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めてまいります。

また、生活習慣病の1次予防対策としての特定健康診査、各種がんなどについては、町内の医療機関及び指定検診会場でも受診できる体制を整備するなど、受診機会の拡大に努めてまいります。

臨時診療所設置についてであります。昨年5月からメキシコで発生した新型インフルエンザは全世界へ拡大し、我が国でも夏場から12月にかけて感染が全国的に広がり、国民の大きな不安となりました。新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するかわからないため、本町では、昨年9月に制定しました菊陽町立診療所の設置条例に基づき、平成22年度は、新型インフルエンザの蔓延期となった場合、町内での感染拡大を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ専用の臨時診療所を開設し、感染拡大の防止に努めます。

少子化対策の一環としての妊婦健康診査事業につきましては、安心して妊娠、出産を迎えることができるよう、平成21年度から全14回の健診助成を実施しており、そのすべての健診を受診していただくため、妊婦届け時において、受診票の使用方法をより具体的に説明し、適切な受診を促してまいります。

また、町民一人一人がスポーツを通して体力の維持向上や病気の予防・ケアに努められるよう、保健・福祉部門との連携を強化し、生涯スポーツマスタープランに沿って健康づくりを推進してまいります。

生涯スポーツの充実といたしまして、町体育協会を初めスポーツクラブきくよう、各校区体協や各種競技団体などと幅広い連携をとりながら、いつでも、どこでも、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しみ、健康増進ができるよう、生涯スポーツの普及とスポーツを通じた地域づくりを推進してまいります。

だれもがいつでも学べる環境づくりについてであります。

町民が生きがいと充実した人生を送ることができるよう、各町民センターにおいて開設しております各種講座の充実強化に努めてまいります。また、人口が急増している光の森地域のコミュニティ形成を図るため、地域住民の方々にもセンター講座への参加の周知を図るとともに、出前講座等のより一層の充実を図り、だれもがいつでも気軽に学べる環境づくりに努めてまいります。

菊陽町まちづくり大学は、各社会教育団体と連携をしながら、地域の教育力の向上を初め、町民参加によるまちづくりを目指した内容により実施してまいります。

また、学校と地域社会とが連携した放課後子ども教室、学校支援地域本部事業を推進し、生涯学習アドバイザーや地域ボランティアによる体験活動の充実を図り、青少年の健全育成を目指します。

第2の目指す町の姿「子どもを生き育てやすいまち」を推進します。

子育て支援の充実についてであります。

妊婦や乳幼児の定期的な健診などにより、健全な発達・発育、病気の早期発見・早期治療を支援します。また、子育ての問題、育児支援に対する相談が増加しているため、子育て支援センターや関係機関と連携を密にするとともに、育児に対する相談窓口の設置や保健師、看護師による家庭訪問を行い、育児不安や悩みの解消に努めます。

子ども医療費の助成については、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくりのため、引き続き支援してまいります。

子育て支援につきましては、平成17年に策定しました菊陽町次世代育成支援行動計画さんさん輝く陽（ひかり）っ子プランに基づき、すべての子ども、そしてすべての子育て家庭を支える安心感の高い町の実現を目指し、各種施策の展開を図ってまいりました。

子育てを取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。平成21年度に策定いたしました菊陽町次世代育成支援行動計画（後期計画）の実現に向けて、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を促進してまいります。

仕事と子育ての両立支援対策としての放課後児童健全育成事業、すなわち学童保育につきましては、町内6小学校区のうち5小学校区で実施してまいりました。平成19年度から厚生労働省において学童保育の適正な人数規模への移行促進の制度見直しがあり、71人以上の大規模クラブについては平成21年度までに分割化を図ることが求められております。このことにより、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘北小学校及び武蔵ヶ丘小学校の学童保育の分割化を実施したところがあります。菊陽中部小学校においては、建物のリースによる分割化を図り、学童保育のより一層の充実に努めてまいります。また、菊陽南小学校については、学童保育設置基準に児童数が満たないため、白菊保育所内に小学校低学年児童受け入れ事業を引き続き実施します。

ふれあい交流・福祉支援センター内の一室に、現在病後児保育事業を行っております。この事業は、保育所に通所中の児童等が病気回復期にある場合に、福祉支援センターにおいて預かり、保育を行うものでありますが、平成22年度も引き続き事業の推進を図ってまいります。

平成22年度から新政権により新たに創設される子ども手当につきましては、制度が円滑に運用されるよう、地方自治体としての役割を果たしてまいります。

保育所の管理運営につきましては、本町では平成21年度まで、公立保育所8園と私立保育所1園の合計9園で、ゼロ歳の乳児から就学前児童に至る将来の日本を支える約1,000人の児童の保育を実施してまいりました。しかしながら、近年における児童の増加により、保育所の入所希望者もふえ、待機児童数も大幅に増加傾向にあります。このため、平成21年度において、2つの民間の認可保育所の誘致を図り、本年4月1日の開園に向けて、現在急ピッチで工事が進められております。このことから、平成22年度は待機児童の解消がなされるものと期待するところがあります。

保育所の民営化につきましては、新政権による子育て支援施策の動向と新設保育所等の運営状況等を評価検証した上で決定したいと思います。

健やかな青少年の育成についてであります。確かな学力の向上と心の教育の充実、特別支援の充実が重要であります。教職員の資質の向上を図るため、平成元年度から実施しています教育研究助成につきましては、多くの教職員から研究論文の提出があり、内容も充実してきており、平成22年度も実施いたします。あわせて、平成21年度に引き続き平成22年度も、小学校では算数の授業に、また中学校では数学と英語の授業に非常勤の教師を配置し、2人の教師によるきめ細かな指導を行い、基礎基本の定着及び自ら考える力を育成してまいります。

また、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き適応指導教室教育相談員、心の教育相談員を配置し、きめ細やかな指導を図ります。

さらには、発達障がいのある子どもが安心して授業が受けられるよう支援強化を図り、平成22年度は平成21年度より4人多い24人の特別支援指導助手を配置することといたします。子どものニーズに応じた支援を進める所存であります。

学習指導要領が改訂され、小学校が平成23年度から、中学校が平成24年度から全面実施されます。平成22年度は、実施に向け必要な備品の購入を行い、授業の一部も先行して実施します。小学校外国語活動につきましては、平成21年度から取り組みを始め、担任と九州ルーテル学院大学の学生ボランティアの授業協力を試行しています。そして平成22年度は、小学校外国語活動の授業枠を拡大し、小学校5年と6年で35時間の授業を実施します。このうち20時間程度、学生ボランティアに授業協力をお願いします。また、小学校外国語活動のための教職員研修も計画しております。

施設整備につきましては、小・中学校の耐震診断の結果、耐震対策が必要な学校が5校ありました。そのうち、武蔵ヶ丘小、菊陽北小、武蔵ヶ丘中の3校は耐震対策事業が完了し、残る2校のうち、特に菊陽中部小においては、現在文教厚生常任委員会に付託されておりますが、危険度が非常に高く、早急に事業に着手したいと思っております。また、菊陽中につきましては、平成21年度から設計に着手しており、平成22年度は普通教室棟などの改築実施設計を行うこととしております。安全・安心な教育環境の整備・拡充を図るため、今後とも積極的に耐震対策事業を進めてまいります。

第3の目指す町の姿「高齢者や障がい者、みんなが安心して暮らせるまち」を推進します。

高齢者や障がい者に優しいまちづくりについてであります。

高齢者の元気は、社会の元気でもあります。このため、ふれあいサロンなどによる健康づくりの取り組みを通じ、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って暮らせることができる環境づくりを進めてまいります。

また、高齢者が安心して暮らせるよう、引き続きひとり暮らし世帯への緊急通報システムの設置、更新を進めてまいります。

国民健康保険は、国民皆保険の中核となる保険であり、本町では加入率約25%となっており、特定健診・保健指導事業や人間ドック補助事業の実施など、疾病の早期発見・早期治療による医療費の適正化に向けた保健事業等を積極的に展開し、国保制度の適正かつ円滑な運営に

努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、2年に1度の保険料改定が行われますが、熊本県後期高齢者医療連合による抑制措置、国、熊本県による軽減対策などが行われます。引き続き、関係機関との連携を深め、協力して町民に周知徹底を図り、この制度の円滑な運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、平成21年度から平成23年度までを対象期間とした第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、利用しやすい介護給付サービスの提供、認知症ケア、地域密着型サービスの充実を図るとともに、公正な要介護認定、介護保険料の負担の公平に努めてまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で心身ともに健康で自立した生活ができるよう、菊陽町地域包括支援センターを拠点に、高齢者の生活相談や権利擁護、地域包括ケア及び配食サービスなど在宅高齢者福祉サービスを引き続き実施してまいります。

加えて、生活機能の低下が見られる高齢者を積極的に把握し、早い段階からの効果的な介護予防事業を通じて、高齢者の要支援・要介護状態の予防と健康の保持増進に努めるとともに、介護給付費とあわせて高齢者医療費の抑制を図ってまいります。

また、来年の平成23年10月に熊本県で全国規模の高齢者のスポーツと文化の交流大会であります第24回全国健康福祉祭「ねんりんピックくまもと2011」が開催されます。この大会では、菊陽町はウオークラリー交流大会の開催地となっておりますので、平成22年5月に菊陽町実行委員会を立ち上げ、10月にはリハーサル大会の開催を予定しております。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法に基づき、障がいのある人が自立して日常生活や社会生活を営むとができるよう、引き続き各種の障害福祉サービスや、利用者の状況に応じて柔軟に対応できる地域生活支援事業を実施してまいります。

また、障害者自立支援法で定める原則1割の利用者負担について独自の支援策等を実施しています。内容は、通所授産施設、就労移行型、就労継続B型の利用者に対し、奨励金として1日350円の助成をするものであります。月額負担上限額は、国が定める所得区分に応じた利用者負担の上限とするものであります。この支援策は、障がいを持つ人が自立して地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、引き続き独自支援を行ってまいります。

社会福祉の充実についてであります。

少子・高齢化や産業構造の変化、女性の社会進出、核家族化などによって、本町でもひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、ひとり親家庭が増加しており、福祉ニーズが多様化し、町への相談も多くなっております。

このようなことから、町民の参加による地域福祉活動を推進するため、町社会福祉協議会と連携を深め、社会福祉施策の充実に努めてまいります。

まちづくりの基本方向の第2の柱「暮らしを快適に」について申し上げます。

第1の目指す姿「緑と環境を大切にすまち」を推進します。

自然と共生する美しいまちづくりの推進についてであります。

自然環境の保全と身近にある資源を活用した自然との触れ合いづくりを進めることを基本に美しいまちづくりを進めてまいります。

環境保全の推進と監視体制の充実につきましては、県との連携を密にしながら、光化学スモッグなどの情報連絡体制の整備を図ってまいります。

不法投棄等の対策につきましても、啓発活動を展開し、環境美化推進委員会を中心に、監視や警告看板の設置による未然防止に努めてまいります。また、平成22年度に軽トラックの更新をすることとしており、各地域での環境美化活動等に利用していただくこととしております。

省資源・省エネルギーの対策としましては、平成21年度から創設しました個人住宅に設置する太陽光発電システム及び太陽熱温水器設置助成を実施し、限りある資源を次世代に残し、低炭素、循環を基調とした持続可能な社会づくりを目指します。

また、同様に平成21年度から実施しました町の公共施設のグリーンカーテンや緑による温暖化防止対策を引き続き実施し、このような取り組みが地域にも広がっていくよう、積極的に推進してまいります。

レジ袋削減やマイバッグ利用の取り組みにつきましては、熊本県において全域でのレジ袋の無料配布の中止についての検討が予定されておりますので、県下全域でレジ袋の有料化に対しましては、販売店や消費者への協力をお願いし、マイバッグ利用による温室効果ガス削減に努めてまいります。

緑化の推進についてであります。生きた緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園90カ所と広場緑地8カ所の維持管理について、地域住民との協働による環境美化と緑化を推進してまいります。また、花いっぱい運動による明るいまちづくりを推進するため、22年度も引き続き学校等の公共施設や各地域に花苗を年2回配布し、緑化に努めてまいります。

水環境の保全についてであります。熊本地域の水環境は、全国的にも誇れる豊富な地下水に恵まれ、企業誘致の際にも重要な資源となっており、次世代に引き継いでいかなければならない重要な資源であります。この地下水保全のため、県と関係市町村で熊本地域地下水総合管理計画及び第1期行動計画が策定されており、この行動計画を実行していくための組織づくりや活動原資の確保についての協議が進められており、特に活動原資については、水道事業者等の地下水採取者からの負担をお願いしていこうと県を中心に協議されており、熊本地域住民の公平な負担になるよう、関係機関との調整を行い、具体的な方策を取りまとめ、大切な地下水を守ってまいります。また、現在行っております白川中流域水田湛水事業による地下水涵養についても、営農対策にも十分配慮しながら、継続して地下水の確保に努めてまいります。

ごみの減量化とリサイクルについてであります。

新清掃工場建設の検討あるいは環境問題への重要な対策として取り組んでまいります。

平成21年度のごみの量につきましては、全体では1%ほど増加する見込みであり、平成22年

度におきましては、ごみ量をふやさないう減量化対策を講じ、事業所については食品リサイクル法に基づく生ごみ処理施設の活用を促進し、一般家庭におきましては、各センターの講座等の活動を通して、段ボールコンポストによる生ごみの削減対策等を推進し、あわせてリサイクル活動の輪を広げながら、地域社会が一体となった循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

第2の目指す姿「快適でゆとりをもって暮らせるまち」を推進します。

調和のとれた土地利用についてであります。

平成21年度作成しました第3次国土利用計画（菊陽町計画）に基づき、菊陽町にふさわしい調和のとれた土地利用を図ってまいります。

快適な生活環境の整備についてであります。

都市基盤の整備促進を図るため、引き続き土地区画整理事業等により、道路・公園等の公共施設を整備し、宅地の利用増進を図ることにより、快適な市街地環境の整備を進めてまいります。

なお、第2土地区画整理事業につきましては、関係権利者の理解を得ながら、未整備箇所につきまして、さらに整備を進めてまいります。

平成21年度に、老朽化した町営住宅（光団地、古閑原団地）の建てかえに伴う基本設計を行い、平成22年度は実施設計、地質調査等を実施し、平成23年度から建築工事に着手できるよう、安全で快適な居住環境の整備を進めてまいります。

ごみ・し尿処理につきましては、新しい清掃工場の建設が大きな課題となっており、工場の建設につきましては、菊池環境保全組合と構成市町で協議を続けてきましたが、平成22年度で新清掃工場建設候補地地区選定委員会の設置や用地選定の調査委託も予定されており、今後とも組合や構成市町と協議を重ね、それぞれの市町や地域、また住民の皆様が理解していただける用地選定や建設計画を進めていかなければと考えております。

また、新清掃工場建設につきましては、完成までに10年近くの長い期間を要するため、今後ごみ減量化を推進し、現有施設の延命化を図るとともに、ごみ処理負担金の軽減につなげるよう努めてまいります。

し尿処理につきましては、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少しており、今後も適切な処理に努めてまいります。

環境を保全し、快適な生活環境を確保する上でも不可欠な下水道事業につきましては、熊本北部流域関連公共下水道事業として昭和58年度に事業着手し、平成21年度末で町全体普及率は95%を超え、県下では上位に位置する高い普及率となっております。

平成22年度におきましても、引き続き道明地区を初め菊陽第2土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内の汚水及び雨水管整備拡充を図ってまいります。

また、経営状況を明確にするため、平成24年度に企業会計方式へ移行するため、その準備を進めており、平成22年度も引き続き資産調査や評価業務等の作業を進めてまいります。

新規事業といたしまして、堀川汚水中継ポンプ場改築更新計画の策定及び菊陽町公共下水道長寿命化計画の策定を予定しております。

交通体系の整備についてであります。

地域の発展を支える基本となるものであり、今後も積極的に整備を進めてまいります。

基幹道路の整備といたしまして、菊陽空港線の延伸につきましては、県道新山原水線道路整備を、引き続き熊本県、関係機関にあらゆる機会をとらえて早期着工を強く要望してまいりたいと思っております。

横道合志2号線（仮称津久礼高架橋）の整備につきましては、誘致企業の進出、また住民の利便性の向上及び地域発展のかなめである社会基盤強化を図るため、平成19年度に跨線橋PC上部工、平成20年度に豊肥本線、県道熊本菊陽線をまたぐ鋼製けたの製作を行い、平成21年度で架設工事と歩道橋の新設工事を発注し、平成22年度、跨線橋防護さく、照明施設等を整備し、平成23年3月の開通を目指します。

生活道路の整備といたしましては、北小学校原水駅線の整備を進めており、この路線につきましては、通行量の増加に伴い危険度も増してきているため、歩行者が安全で安心して通行できるよう、平成18年度より道路拡幅及び歩道整備工事を進めており、平成22年度完成を目指しているところであります。

また、平成21年度から取り組んでおります狭隘道路整備につきましては、国庫補助事業を活用し、計画的かつ着実に進めてまいります。

安全な暮らしについてであります。

すべての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成22年度においても、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施し、行政、地域、町民並びに関係団体が緊急時に迅速かつ的確な対応がとれるような施策を展開してまいります。また、念願でありました菊池広域連合消防本部の消防司令センターは、構成市町及び町内関係各位とともに取り組んでまいりましたが、3月15日に運用開始する運びとなりました。運用後は、迅速な対応が可能となります。

さらに、災害時において最も重要となる情報の伝達とその共有化を図るため、平成22年度で防災行政無線のデジタル化に向けての基礎調査を実施し、基本計画を策定してまいります。

消防組織につきましては、社会情勢の急激な変化などを背景に、消防団を取り巻く環境変化で団員の確保が大きな課題となっております。消防団員への加入促進と啓発活動を展開してまいります。

また、自主防災組織につきましては、組織の活動の活性化や育成強化に努め、未組織地域での組織化の促進を図るとともにステップアップを図り、組織のリーダー養成講座の開催や実地訓練を行うなど、地域の防災力の強化に取り組んでまいります。

平成22年度も引き続き、防火水槽、消火栓、小型動力ポンプ等の消防施設設備の整備を行ってまいります。

防犯につきましては、児童・生徒の通学や通勤者等の安全を図るため、引き続き通学路等を優先的に防犯灯の整備を行ってまいります。特に児童・生徒の登下校時における、青色回転灯を装備した青パトでの地域パトロールを重点的に実施し、地域での防犯活動の取り組みや自主防災組織に対して効果的な支援を行ってまいりますとともに、関係機関との連携を深め、防犯意識の高揚を図り、非行や犯罪のない安全で安心な地域づくりを進めてまいります。

特に、平成21年度から実施しております緊急雇用対策事業とも連携したスクールパトロール隊については、引き続き平成22年度も、学校、保育園、幼稚園等の巡回、警戒、通学路の安全確保に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、平成21年度においては、地区の要望の最も強かった1カ所に信号機が設置されました。また、必要性の高い交通安全施設については、警察署等に働きかけ、施設の整備を進めてまいりますとともに、幼児・児童・生徒から高齢者まで、それぞれの特性や実態に即した交通安全教育を実施し、交通安全キャンペーンなど、機会あるごとに交通安全思想の高揚並びに交通道德の啓発活動を展開し、交通事故防止に取り組んでまいります。

第3の目指す町の姿「活力ある産業を育むまち」を推進します。

活力とうるおいのある農業・農村の形成についてであります。

国、県の事業を見きわめながら、町の状況に即した農業政策に取り組んでまいります。

国においては、国際社会の食料事情を踏まえ、現状の食料自給率40%を、おおむね10年後に50%以上の食料自給率を目指しております。

また、平成22年度から米戸別所得補償モデル事業を実施されることにより、国内における食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指し、戦略作物としての米粉用、飼料用米、稲発酵粗飼料、麦、大豆、飼料作物、ソバ、菜種、加工用米の供給体制に向けた条件整備が図られます。

さらに、国内農業の体質を強化し、食料供給力を確保していく観点から、意欲と能力のある担い手を育成するとともに、農地の面的集積を進め、その有効活用の推進を図っていくこととなります。

本町では、これらに対応するため、熊本県、JA菊池、土地改良区、各種農業組織等との連携を図るとともに、地域資源を有効活用し、都市と農村の共生、交流を進めることにより地域の活性化を図ってまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策による創意工夫を生かした地域活動や環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援を行い、豊かな田園環境を保全し、活力ある地域の実現を目指します。さらに、安全で安心して暮らせる農村づくりに努めるほか、都市住民のニーズなども考慮しながら、都市近郊における農業の振興を図ってまいります。

調和のある工業の振興についてであります。企業誘致の方策として原水工業団地を平成20年3月から分譲開始しておりますが、今般の金融危機に端を発した世界同時不況の中、企業関係者からの情報や工場用地等の照会が途絶えており、熊本県等の関係機関や企業関係者からも、

現時点では積極的投資はできない状況であると報告を受けております。

このように、企業の動向は極めて厳しい情勢となっており、その中でも製造業への影響が顕著であり、誘致活動において苦戦を強いられているのが現状であります。熊本県や関係機関の協力を得て、新規産業分野の誘致活動を展開できればと考えております。

次に、セミコンテックパーク周辺における車の渋滞緩和対策であります。このことにつきましては、熊本県を初め関係市町と協議を重ねてまいりまして、熊本県、合志市及び本町が連携し、セミコンテックパーク西側交差点の改良工事を実施しており、3月中旬には完了予定となっております。これが完了しますと、かなり渋滞が緩和されるものと思っておりますが、引き続き関連道路である町道南方大人足線の拡幅改良工事を進めます。

ふれあいのある商業と観光の振興ついてであります。

まず、失業者の雇用対策であります。今般の金融危機に端を発した世界同時不況のあおりを受け、雇用・失業情勢が下降局面にある中、一昨年12月25日に菊陽町緊急雇用対策本部を設置し、企業における雇用実態調査を行い、その実態を把握するとともに、緊急雇用対策事業を活用し、失業者の雇用対策に取り組んでおり、引き続き事業を展開してまいります。

また、町内の中小企業における人材の確保・育成・技術向上のため、そこに勤務される方が知識・技術を習得し、製品の開発、地域産業の振興と活性化につながるよう、研修、また講習会を受講するための人材育成補助事業を引き続き行ってまいります。

次に、観光につきましては、本年で8年目となりますが、JR九州とタイアップした秋のウォーキングとスタンプラリーを実施することとしております。毎回ご協力をいただいている鉄砲小路の皆様による温かいおもてなしが好評で、参加された方たちとの交流も定着してきたところであります。

また、九州新幹線の開業も視野に入れた熊本県内のイベントと連携を図りながら、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や菊陽杉並木などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興を支援していきます。

特産品開発につきましては、にんじん焼酎の本格製造に伴い、菊陽町商工会にんじん焼酎部会に対し、販売促進とPR活動を積極的に展開するための支援をしてまいります。

最後に、まちづくりの基本方向の第3の柱「パートナーシップによるまちづくり」について申し上げます。

第1の目指す町の姿「住民と行政が協働で創るまち」を推進します。

住民参加の推進についてであります。平成21年度から協働の仕組みづくり検討委員会を設置し、菊陽町にふさわしい住民と行政の協働によるまちづくりのあり方について検討しているところであり、平成23年4月の条例化を目指しているところであります。

責任ある自治体経営の推進として、行財政改革につきましては、これまで、第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、職員数の削減、給与構造改革、経費削減などに取り組んでまいりましたが、地方税財政制度を取り巻く国の動向が不透明なところに加え、依然として厳しい財政状

況でありますことから、引き続き不断の行財政改革に取り組み、経営的な視点に立った効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

また、平成20年度から取り組んでおります外部評価につきましては、総合計画体系図に示された政策、施策、事務事業の中から個別の事務事業ごとに評価を実施しておりましたが、事業そのものの必要性や上位施策への貢献度の判断がしづらかったため、施策単位の事務事業評価に変えました。その結果、評価結果が一層施策に反映しやすいものとなり、予算編成や実施計画の策定に積極的に活用してまいりました。

平成22年度においては、評価対象施策を行政が選定するのではなく、評価委員自らが選定し評価することにより、さらに行政経営の客観性と透明性が担保されるものと思います。

情報化の対応についてであります。

今日の情報通信技術（ICT）の進歩には目覚ましいものがあり、町民からも情報通信技術を活用した各種行政サービス等を初めとする利便性の高い要求が望まれてきております。このようなニーズに対応していくため、本町では電子自治体の構築に向け情報通信基盤の整備を進め、ICTを活用した行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上に努めてまいります。具体的には、情報サービスの拡充としまして、熊本県と県内全市町村で運営しているくまもと電子申請受け付けシステムの共同利用を積極的に進めるとともに、町税の電子化への対応を行い、納税者の利便性の向上及び税務業務の効率化を進めてまいります。

また、平成22年4月1日からスタートする新しい町ホームページについては、町民が必要とする情報や行政が周知したい情報を整理し、入手しやすい検索機能や関連情報へのリンク機能などを使い、だれでもわかりやすいホームページとして、ほぼ3カ年間をかけて内容の充実を図ってまいります。

総合行政システムにつきましても、経済的で利便性の高いシステム運用を行い、利用者本位の行政サービスを提供していきたいと考えております。

第2の目指す町の姿「男女が共に歩むまち」を推進します。

人権を尊重する社会づくりについてであります。

人権教育・啓発につきましては、人権を尊重する社会づくりを目指して、地域住民や教職員及び各種団体と連携し、学習会、各種講演会や研修会、国際交流などに取り組んでまいりました。

平成22年度におきましても、引き続き人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び菊陽町人権教育啓発基本計画に基づき、すべての町民がいつでも、どこでも、だれもが人権問題について学び、そして身近な問題として取り組めるよう、人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

男女共同参画社会の推進についてであります。男女がお互いにその人権を尊重しつつ、ともに対等な立場でそれぞれの個性と能力を発揮することができるような男女共同参画社会の実現に向けて、平成21年3月に策定した菊陽町男女共同参画計画に沿って、子育て、教育、家庭、

地域や高齢者福祉などあらゆる分野の施策を推進する中で、男女共同参画の視点を定着化させ、町はもとより、町民の皆様と協力しながら、問題や課題の解決に取り組んでまいります。

また、町、菊陽町男女共同参画社会推進懇話会、菊陽町男女共同参画さんさんの会が一体となり、地域の力へとつなげる仕組みづくりに努め、男女共同参画社会のまちづくりを進めてまいります。

第3の目指す町の姿「みんなで支え合うまち」を推進します。

地域で支え合うまちづくりについてであります。

地域で地域コミュニティづくりの柱である地域公民館活動に積極的な支援を行うとともに、町と社会福祉協議会、中央公民館、各町民センターとの連携を図りながら、町民や企業のボランティア活動への参加を進めるとともに、企業も一町民としてまちづくりに参加するよう啓発してまいります。

新しい菊陽文化の創造についてであります。

図書館は、開館以来6年余りが過ぎ、町民の生活に必要な文化教養の拠点施設として定着しております。図書館においては、子どもを対象とした読み聞かせ等の充実を図り、幼児から高齢者まで、町民各層が図書に親しめる場として、また図書館ホールにおいては研修や生涯学習の発表の場として幅広く活用されております。今後は、菊陽文化を創造する拠点施設としての役割を担うとともに、心豊かな人をはぐくみ、町民生活のパートナーとしてより一層愛される図書館づくりを推進してまいります。

中央公民館及び町民センターにおきましては、生涯学習の場として、また町民の自主的な幅広い文化活動の拠点として位置づけており、人材育成の推進、協働のまちづくりのために幅広く提供してまいります。

小学校区ごとに設置している町民センターでは、地域住民の身近な交流、学習の場として、それぞれの地域の特徴を生かした学習活動を展開し、地域の活性化につなげるため、引き続き世代間交流や地域交流事業等を実施してまいります。

南部町民センターでは、鼻ぐり井手を初め先人が残した文化遺産について、これらを学び、広め、後世に引き継ぐため、菊陽町文化財ボランティアガイドの会が結成され、広く活躍されており、その充実を図るため、引き続き支援してまいります。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要につきましてご説明申し上げましたが、私も職員とともに時代の潮流を的確に把握し、町民の皆様のニーズにこたえ得る公平・公正で透明性の高い行財政運営に努めてまいりたいと存じます。

どうか議員の各位、そして町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、私の平成22年度施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時3分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成22年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

今回の付議事件は17件であります。その内訳は、平成22年度予算8件、条例2件、平成21年度補正予算1件、町道路線の認定1件についてご審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げますと、議案第2号は、平成22年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,429万1,000円と定めるものでございます。前年度と比較して3億1,681万5,000円、率にして3.1%の増となりました。

初めに、歳入の主なものを説明いたします。

町税は、前年度より3%、1億6,621万6,000円減で54億6,477万8,000円を計上いたしました。税目ごとでは、個人町民税は5,451万7,000円増の15億7,960万8,000円、法人町民税は、9,389万8,000円減の2億5,230万7,000円、固定資産税は、1億3,114万5,000円減の33億726万9,000円、軽自動車税は、333万円増の6,687万4,000円としております。昨年1年間で、人口が約850人、世帯数が約450戸増加していますことから、個人町民税や宅地化による固定資産税の増加を見込んでおりますが、法人町民税の法人税割や固定資産税の償却資産については減少を見込んでおります。

次に、地方譲与税は、総額にて前年度より457万2,000円増の1億8,115万6,000円としておりますが、基本的には地方財政計画をもとに計上をしております。

交付金関係では、全体で前年度より26万2,000円減の4億2,647万8,000円を計上しておりますが、その中で、地方消費税交付金及び地方特例交付金は増加を見込んでおります。

地方交付税は、前年度より1億620万円増の2億3,990万円を計上しておりますが、その中で、普通交付税は、前年度より1億2,120万円増の2億990万円としております。これは、国の地方への配慮などによる需要額の増加と町税などの収入額の減少から、交付額としては増額を見込んだものでございます。

次に、国庫支出金は、子ども手当関係国庫支出金の増などがあり、全体としては前年度より3億1,086万円増の12億2,344万7,000円を計上いたしました。

県支出金は、雇用創出関係の交付金の増などがあり、前年度より1億408万2,000円増の6億2,899万8,000円を計上しております。

財産収入は、菊陽第2土地区画整理事業の保留地処分金などで、3億224万3,000円を計上しています。

繰入金は、前年度より7,606万2,000円減の5億7,145万円を計上しております。なお、基金の取り崩しはできるだけ避けるべきと考えておりますが、住民福祉の向上を図るための財源を確保するための基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

繰越金は、前年度と同じ1億5,000万円を計上しております。

町債は、前年度より4,260万円減の7億7,550万円を計上しております。なお、施設整備に係る必要最小限の額としておりますが、普通交付税の財源不足に対応する臨時財政対策債につきましては、地方財政計画を踏まえて増額の計上といたしました。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税などの自主財源は、前年度より1億6,603万7,000円減の69億4,881万2,000円で、全体の66.7%、国庫支出金や地方交付税、町債などの依存財源は、子ども手当関係国庫負担金などの増があり、前年度より4億8,285万2,000円増の34億7,547万9,000円で、全体の33.3%となりました。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

議会費は、前年度より5.2%、583万6,000円減の1億717万6,000円を計上いたしました。

総務費は、前年度より12.1%、1億7,429万8,000円増の16億1,890万9,000円としており、新たに役場の耐震補強工事費を計上しております。

民生費は、前年度より18.1%、5億1,127万8,000円増の33億3,300万円としており、歳出合計に占める割合も32%にまで膨らみ、児童手当及び子ども手当関係で5億7,728万5,000円を増額しております。

衛生費は、前年度より0.6%、619万8,000円増の10億9,672万1,000円としております。なお、菊池環境保全組合負担金は4,856万2,000円の減額となっておりますが、新型インフルエンザ予防接種補助金及び臨時診療所費で5,837万円を計上しております。

農林水産業費は、前年度より10.7%、2,584万円減の2億1,643万8,000円を計上しておりますが、土地改良費の減額などがあります。

商工費は、前年度より13.2%、1,104万9,000円減の7,250万4,000円を計上しておりますが、企業誘致関連道路整備費の減額などがあります。

土木費は、前年度より14.3%、2億4,889万9,000円減の14億8,749万4,000円を計上しております。その中で、道路橋梁費は、横道合志2号線道路改良事業費などがありますが、事業量の減少などにより、2億3,808万2,000円を減額しております。また、都市計画費は、土地区画整理事業費や公共下水道事業費などがありますが、6,846万円を減額しております。一方、住宅費は、光団地の建てかえに伴う実施設計費や土地購入費を計上しており、4,805万2,000円を増額しております。

消防費は、前年度より2.9%、999万2,000円増の3億5,551万4,000円としております。

教育費は、前年度より8%、7,878万9,000円減の9億1,109万4,000円としておりますが、菊

陽中部小学校の建設に向けた検討委員会の費用、菊陽中学校の耐震対策関係設計委託料を新たに計上しております。

公債費は、前年度より1.5%、1,801万8,000円減の11億7,040万7,000円を計上しております。

次に、議案第3号は、平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,611万9,000円と定めるものでございます。光の森地内の用地取得に係る公共用地先行取得事業債の返済として、公債費を2億3,291万4,000円、整地後の維持管理費など232万3,000円を計上しています。このため、一般会計から2億3,523万7,000円を繰り入れるものであります。

議案第4号は、平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

例年厚生労働省が示す予算編成方針に沿って編成しているところでございますが、医療費増加傾向は本年度も続くことから、平成21年度の決算見込み等を参考に編成し、歳入歳出予算の総額を30億8,799万5,000円と定めるものであります。これは、前年度当初予算と比べ1億6,324万3,000円、率にして5.6%の増であります。

歳入の主なものとして、国民健康保険税7億326万6,000円、国庫支出金8億9,627万5,000円、前期高齢者交付金4億8,145万3,000円、共同事業交付金4億1,905万8,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費20億8,116万円、後期高齢者支援金等の3億4,393万4,000円、共同事業拠出金4億892万2,000円であります。

議案第5号は、平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ625万6,000円に定めるものです。これは、老人医療制度が後期高齢者医療制度にかわったことによるもので、平成20年3月までの医療分に対するものであります。

歳入の主なものは、繰越金624万7,000円で、歳出の主なものは、医療諸費171万2,000円、諸支出金450万1,000円でございます。

議案第6号は、平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,102万2,000円に定めるものです。

歳入の主なものは、保険料3億3,820万9,000円、国庫支出金3億9,274万8,000円、支払基金交付金5億973万2,000円、県支出金2億6,265万円、繰入金2億6,890万2,000円、諸収入852万2,000円であります。

歳出の主なものは、総務費2,574万7,000円、保険給付費16億8,115万6,000円、地域支援事業費7,387万円を計上しております。

議案第7号は、平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,510万5,000円に定めるものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億716万5,000円、繰入金6,875万7,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億7,196万9,000円でございます。

議案第8号は、平成22年度菊陽町下水道特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を15億4,053万5,000円と定めるものであります。対前年度比2億8,524万9,000円、率にして15.62%の減となっております。

減となった主な要因は、前年度よりも需用費が3億3,991万7,000円の減となったためであります。

議案第9号は、平成22年度農業集落排水特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を3,986万7,000円と定めるものであります。対前年度比32万円、率にして0.08%の減となっております。減となった主な要因は、前年度より維持費が28万7,000円減となったためであります。

議案第10号は、菊陽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、改正農地法の施行及び国、県による農業委員活動の強化施策の推進に伴い、委員活動が増大し、活躍が期待される中で、報酬額については郡内で最も低くなっていることから、近隣市町との均衡を保つため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、菊陽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部が平成22年4月1日から施行され、改正後の児童福祉法においては、保育所における保育を行うことと家庭的保育事業による保育を行うことをあわせて「保育の実施」と総称しているため、本条例が家庭的保育事業による保育事業を行うことを含まない趣旨であることから、読み取れるように字句の改正を行うものであります。

議案第12号は、平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

なお、内容について申し上げる前に、さきの臨時議会で提案しました補正予算が継続審査中でありますことから、今回提案します補正予算を第5号として先に審議していただき、提案させていただくものであります。

そこで、今回提案しております補正予算の補正予算額そのものの修正はありませんが、補正前の額については継続審査中の補正予算を計上する前の額として調整を行わせていただきます。

また、継続審査中の補正予算につきましては、第6号の補正とさせていただくとともに、今回提案します補正予算の審議結果を受けて、補正予算額そのものの修正はありませんが、計数としての、補正前及び補正後の額を整理させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今回の補正について提案理由を申し上げます。

平成21年度の年度末を迎え、国庫支出金などの収入が確定しているものなどの歳入、また事業の進捗状況により見直しを行った歳出を追加補正するものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,755万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億628万7,000円と定めるものであります。

歳入では、町税を4,000万円、国庫支出金で国の第2次補正予算措置分の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の限度額6,417万円、土地区画整理第2地区保留地処分金6,839万9,000円などを増額し、また子育て応援特別手当交付金事業の執行停止に伴う5,169万8,000円、基金繰入金4,000万円などを減額するものであります。

一方、歳出では、総務費で、新たにきめ細かな臨時交付金充当による役場庁舎トイレ改修工事費等に1,200万円、民生費で子育て応援特別手当給付事業の執行停止により5,122万5,000円を減額、衛生費で子ども医療費を1,190万6,000円増額、農林水産業費で、きめ細かな臨時交付金充当などで土地改良費を5,264万9,000円を、土木費で、同交付金充当の道路橋梁維持工事費で3,750万円を増額、土地区画整理費で6,839万9,000円を増額するものなどでございます。

なお、調整のため、予備費を3,912万6,000円増額しております。

また、年度内に事業の完了が見込めなくなった13の事業につきましては、繰越明許費を計上しております。

さらに、債務負担行為として1件の追加を計上しております。

議案第13号は、平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,507万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,163万8,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金9,222万6,000円の減額、国保税4,700万円の増額、共同事業交付金に5,694万1,000円の増額、療養給付費基金から6,000万円の繰り入れをするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費9,162万4,000円の増額、共同事業拠出金1,609万6,000円を減額しております。

議案第14号は、平成21年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,320万9,000円に定めるものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金347万9,000円、諸収入569万8,000円を増額し、歳出は、諸支出金に361万2,000円、予備費に624万7,000円の増額をしております。

議案第15号は、平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,299万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億4,711万3,000円に定めるものでございます。

歳入の主なものは、保険料409万3,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金から繰入金414万5,000円を増額し、国庫支出金1,163万円、支払基金交付金2,186万4,000円、県支出金204万3,000円、一般会計からの繰入金569万9,000円を減額しております。

歳出の主なものは、保険給付費2,441万7,000円、地域支援事業611万7,000円、介護給付費準備基金積立金246万4,000円をそれぞれ減額しております。

議案第16号は、平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,962万6,000円と定めるものであります。

歳入は、使用料及び手数料1,335万円、分担金及び負担金162万2,000円を増額し、繰入金を1,382万円、町債を300万円減額しております。

歳出では、総務費に36万6,000円、事業費に102万円を増額し、維持費を323万4,000円減額しております。

議案第17号は、平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,128万9,000円と定めるものであります。

歳入では、使用料及び手数料を10万円、繰入金139万9,000円を減額し、歳出では需用費を950万円減額しております。

議案第18号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、新山23号線、大堀木21号線及び新山武蔵ヶ丘線を新たに町道として認定するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細については議案審議の際ご説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 計数整理について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、計数整理についてお諮りします。

ただいま町長から提案理由の説明の中にもありましたように、今回の補正予算案とさきの臨時会で継続審査となりました補正予算案は、審議の関係で、補正予算の回数及び補正前、補正後の計数整理が必要となりました。つきましては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、番号、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

なお、計数整理後の議案は、本日閉会后差しかえますので、議員の皆さんはしばらくお待ちください。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は平成22年度当初予算の説明及び委員会付託を行います。

本日はこれをもって散会します。ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時43分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成22年3月5日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成22年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成22年3月5日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第2号 平成22年度菊陽町一般会計予算について  
日程第2 議案第3号 平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算について  
日程第3 議案第4号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について  
日程第4 議案第5号 平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算について  
日程第5 議案第6号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算について  
日程第6 議案第7号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第7 議案第8号 平成22年度菊陽町下水道特別会計予算について  
日程第8 議案第9号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 2番 | 北山正樹君 | 3番 | 石原武義君 |
|----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |                 |       |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 町長              | 後藤三雄君 | 教育委員長           | 三島誠一君 |
| 教育長             | 赤峰洋次君 | 教育次長            | 田中真治君 |
| 総務部長            | 宮本義次君 | 福祉生活部長          | 大川育男君 |
| 産業建設部長          | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長  | 大野秀治君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長 | 吉岡典次君 | 総合政策課長          | 松本東亞君 |
| 財政課長            | 實取初雄君 | 税務課長            | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長   | 渡邊幸伸君 | 福祉部審議員<br>兼福祉課長 | 眞鍋清也君 |

健康・保険課長 阪本修一君  
町民課長 堀川正信君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 平野誠也君  
教育審議員兼  
図書館長 帆保勇君  
中央公民館長 堀川俊幸君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

環境生活課長 吉野邦宏君  
武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 山崎謙三君  
総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君  
教育審議員兼  
学務課長 大山晃君  
生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより平成22年度当初予算について各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第2号 平成22年度菊陽町一般会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第2号の平成22年度菊陽町一般会計予算についてご説明申し上げます。

なお、町長の施政方針及び提案理由の中で主な施策については申し上げられたところではありますが、私のほうからは前年度との比較等を中心に、主なものについてご説明いたします。

なお、常任委員会の前の3月15日をめぐり予算の概要説明書を各議員さんにお配りいたしますので、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長等がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ104億2,429万1,000円と定めております。

第2条で、債務負担行為は第2表の債務負担行為に、第3条で地方債は第3表の地方債に、第4条で一時借入金は最高額を15億円に、第5条で歳出予算の流用について定めております。

9ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、光の森地区公民館用地購入費は期限を平成23年度から24年度までとし、限度額を4,778万円に、電話機機器及びシステム借上げ料は期間を23年度から28年度までとし、限度額を993万6,000円に、電子計算機導入に伴う機器借上げ料は期間を23年度から27年度までとし、限度額を7,371万8,000円に、各小学校教育コンピューター借上げ料は期間を23年度から27年度までとし、限度額を1億5,960万円に、菊陽中学校教育用コンピューター借上げ料は23年度から27年度までとし、限度額を2,850万円としております。

なお、平成22年度の必要経費は歳出予算の中で計上しております。

また、債務負担行為で翌年度以降にわたるもの、前年度末までの支出額及び当該年度以降の

支出予定額等につきましては、予算書の後ろのほうの194ページから197ページにかけて調書をつけておりますので、後でござらんください。

10ページをお開き願います。

第3表の地方債でございます。

起債の目的、限度額についてご説明いたします。

臨時財政対策債で5億1,000万円、役場庁舎耐震補強事業は工事分で1億30万円、横道合志2号線道路改良事業で3,780万円、北小学校原水駅線道路改良事業で1,130万円、緑ヶ丘線道路改良事業で5,400万円、土地区画整理事業は第2地区分で5,260万円、小型動力ポンプ購入事業で130万円、防火水槽整備事業で820万円と定めており、地方債の限度額の合計を7億7,550万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりでございます。

下のページから以降は、予算に関します説明書でございます。

12ページは歳入歳出予算事項別明細書でございますが、款項の区分ごとの前年度との比較及び構成比につきましては町長の提案理由にありまして、また歳入歳出予算参考資料を昨日配付しておりますので、説明を省かせていただきます。

14ページをお開き願います。

歳入の具体的な内容でございますが、目の前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

款の1町税、項の1町民税で目の1個人は15億7,960万8,000円で、3.6%の5,451万7,000円の増としており、節区分1の現年課税分で特に所得割は15億808万3,000円で、5,328万9,000円の増を見込んでおります。

目の2法人は、2億5,230万7,000円で、27.1%の9,389万8,000円の減としており、均等割は法人数の増加による額を見込むものの、法人税割は1億4,611万7,000円で、9,732万8,000円の減を見込んでおります。

次に、項の2固定資産税で目の1固定資産税は、32億6,357万9,000円で、3.8%の1億2,994万8,000円の減としており、節区分1の現年課税分で土地は7億8,709万7,000円で、前年度から2,436万4,000円の増、家屋は12億3,662万8,000円で、1億385万7,000円の増、償却資産は12億1,985万4,000円で、2億6,066万9,000円の減を見込んでおります。

下のページの項の3軽自動車税は6,687万4,000円で、5.2%の333万円の増としております。

16ページをお開きいただき、項の4たばこ税は2億5,872万円で、0.4%の98万円の増としております。

次に、款の2地方譲与税は国税収入の一部を譲与されるもので、国が示した地方財政計画を基本として計上しております。

次に、下のページの款の3利子割交付金以降の交付金は、県税収入の一部を交付されるもので、金額の大きなものとしては18ページをお開きいただき、下段の款の6地方消費税交付金は

3億554万2,000円で、2.2%の666万円の増としております。

20ページをお開きいただき、款の11地方特例交付金、項の1地方特例交付金は5,953万9,000円で、33.5%の1,493万2,000円の増としておりますが、内容は説明欄のとおりで、児童手当及び子ども手当特例交付金は、町の負担が増大しないような措置分として3,677万2,000円を計上しております。

下のページの款の12地方交付税は2億3,990万円で、79.4%の1億620万円の増を見込んでおりますが、まず普通交付税は基準財政需要額が昨年度に引き続き地方再生対策費として約6,800万円、昨年度措置された地域雇用創出推進費約6,900万円は廃止されますが、新たに地域活性化・雇用等臨時特例費等で約1億2,000万円の増額が見込まれ、一方基準財政収入額は税収等の減少が見込まれますことから、交付額といたしましては1億2,120万円増の2億990万円を見込んだところでございます。また、特別交付税は昨年度まで措置されていた頑張る地方応援プログラム分がなくなりますことから、1,500万円減の3,000万円を見込んでおります。

次に、款の14分担金及び負担金、項の2負担金で目の1民生費負担金は、2,620万2,000円の増としておりますが、節区分の1児童福祉費負担金の現年度分で保育所入所負担を2,708万4,000円の増としております。

23ページをお開きいただき、款の15使用料及び手数料で項の1使用料は、町の公の施設の使用料を計上しております。

24ページをお開きいただき、款の16国庫支出金、項の1国庫負担金で目の1民生費国庫負担金は、6億340万円の増としておりますが、節区分の5児童福祉費負担金で保育所運営費国庫負担金は、4,916万円増の8,866万円とし、下のページで節区分の6として子ども手当負担金6億8,557万円を計上し、児童手当と合わせて5億4,225万6,000円の増としております。

次に、項の2国庫補助金で目の2民生費国庫補助金は、1億2,802万4,000円の減としておりますが、昨年度計上していた施設整備交付金の減によるものでございます。

26ページをお開きいただき、目の6土木費国庫補助金は、1億3,269万2,000円の減としており、各事業量の増減によるものでございますが、説明欄の新たなものとして節区分の3市町村道改良費交付金で地域活力基盤創造交付金は、防犯灯設置工事費、サイン設置工事費、企業誘致関係事業費、道路新設改良事業費に対する交付金を仮にまとめて計上しております。

次に、目の7教育費国庫補助金では、節区分の4社会教育費補助金で建築物耐震改修等事業費補助金として中央公民館の耐震補強工事に係る補助金を計上しております。

下のページの款の17県支出金、項の1県負担金で目の1民生費負担金は、4,102万2,000円の増としておりますが、節区分の4児童福祉費負担金は、保育所運営費県負担金で2,458万円の増としております。

また、節区分の5として子ども手当負担金9,193万4,000円を計上し、次の28ページの児童手当と合わせまして1,751万3,000円の増としたところでございます。

31ページをお開きいただき、下のほうですね、項の2県補助金で目の5商工費県補助金は、

5,983万1,000円の増としておりますが、節区分の1 商工振興費補助金で、昨年度から取り組んでおります緊急雇用創出交付金に加え、ふるさと雇用再生特別交付金及び重点分野雇用創造交付金を計上しております。

34ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2 財産売払収入、目の1 不動産売払収入のうち2億8,750万円は、説明欄の第2 地区保留地処分金を財源として事業を推進するものでございます。

次に、款の20繰入金、項の2 基金繰入金は、下のページにかけて計上しておりますが、目の5 減債基金及び公共施設整備基金は減額としているものの、その他の基金は前年度と同額、または増額して計上し、基金繰入金総額としては7,606万2,000円の減としております。

なお、基金については財源不足分、人材育成、花いっぱい、緑化推進、社会福祉及びスポーツ文化振興を図るために繰り入れることとしております。

次に、款の21繰越金については、前年度と同額を計上しております。

37ページをお開きいただき、下のほうですけれども、款の22諸収入、項の5 雑入、目の4 雑入で節区分の2 臨時診療所診療収入として事業費相当額を新たに設けております。

39ページをお開きいただき、款の23町債については第3表の地方債で説明したとおりでございますが、項の1 総務債で説明欄の臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足分を地方債として借り入れるもので、その将来の元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されますが、地方財政計画に沿って積算し、前年度より1億円増の5億1,000万円を計上しております。

42ページをお開き願います。

歳出でございますが、目の概要及び前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

まず、款の1 議会費、項の1 議会費、目の1 議会費は、議員さんの報酬等、議会だよりや議会議事録の作成費用などを計上しておりますが、583万6,000円の減としております。

45ページをお開きいただき、下のほうですけれども、款の2 総務費、項の1 総務管理費で目の1 一般管理費は、行政及び人事一般管理、行財政改革や協働の仕組みづくり推進、生活安全対策として町内巡回バス委託料や防犯灯設置工事費、広域連合管理費負担金、放送施設等設置や行政区運営補助金など、さらに緊急雇用創出関係でスクールパトロールコーディネーター報酬やスクールパトロール隊員の賃金などの792万円などがございますが、48ページをお開きいただき、節区分の17公有財産購入費等で地域公民館用地3カ所分の3,100万3,000円を計上しております。

50ページをお開きいただき、目の2 文書広報費は広報紙の印刷代等を計上しております。

次に、目の3 財政管理費では、節区分の28繰出金で土地取得特別会計の繰出金を計上しております。

下のページの目の5 財産管理費は、庁舎や公用車等の維持管理費で、1億2,414万円の増と

しておりますが、53ページをごらんいただき、節区分の15工事請負費で施設改修工事及び耐震補強工事は役場庁舎関係でございます。

次に、目の6企画費では、54ページをお開きいただき、節区分の13委託料で総合計画策定業務委託料を、また節区分の19負担金補助及び交付金では、下のページの菊陽町文化の薫り高いまちづくり実行委員会補助金は、500万円減の200万円とし、またわがまちづくり支援事業や一般コミュニティー助成事業補助金を計上しております。

次に、目の7交通安全対策費は、交通安全施設工事費などを計上しております。

56ページをお開きいただき、目の8財政調整基金等費は、歳入の財政運用収入で計上いたしました基金の利子額をそのまま積み立てるものでございます。

下のページの目の10地域政策費は、サイン設置工事費、地方バス運行等特別対策運行費補助金、人材育成基金運用事業助成金などを計上しております。

次に、目の11電子計算費は、764万4,000円の減としておりますが、58ページをお開きいただき、総合行政システムの機器やソフトの維持管理等の経費を計上しております。

下のページの目の14武蔵ヶ丘支所費は、支所の窓口業務を中心とする運営費を、60ページで目の15西部町民センター管理費、62ページで目の17三里木町民センター管理費は、それぞれ当該施設の維持管理及び運営費を、64ページをお開きいただき、目の18男女共同参画社会推進費は、当該事業の推進に必要な経費を計上しております。

下のページの項の2徴税费、目の1 税務総務費は、課税のための事務費を、67ページをお開きいただき、目の2賦課徴収費は、納税通知書や領収書等の印刷及び郵送料を計上しております。

68ページをお開きいただき、項の3戸籍住民基本台帳費、目の1 戸籍住民基本台帳費は、窓口事務の経費を、下のページの目の2住居表示事業費は、花立及び向陽台の範囲を予定しており、計画的に取り組むこととしております。

70ページをお開きいただき、項の4選挙費は、選挙管理委員会費の事務費や選挙啓発費のほか、今回参議院議員通常総選挙費や町長選挙費などを計上しております。

74ページをお開きいただき、項の5統計調査費は、国勢調査などの統計調査に係る経費を計上しております。

76ページをお開きいただき、項の6監査委員費は、監査委員会関係の費用を計上しております。

下のページの款の3民生費、項の1 社会福祉費で目の1 社会福祉総務費は、社会福祉に係る事務費、民生児童委員、住宅改造助成、国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金などを計上しておりますが、78ページをお開きいただき、節区分の28繰出金で国民健康保険特別会計繰出金は、3,223万7,000円の減としております。

次に、目の2老人福祉費は、老人福祉事業として敬老会、老人会やシルバー人材センター関係、健康づくり事業などで、下のページの節区分の13委託料で新たに高齢労働者就労促進労務

管理等事務及び介護支援人材育成事業委託料として2,417万8,000円を計上しております。

80ページをお開きいただき、目の3障がい者福祉費は、下のページの節区分の20扶助費を2,697万円として計上しております。

次に、目の5東部町民センター運営事業費は、当該施設の維持管理及び運営費、隣保館の運営、隣保館デイサービスや地域交流促進事業などを予定しております。

83ページをお開きいただき、目の6人権啓発推進費は、人権啓発の推進に必要な経費を計上しております。

86ページをお開きいただき、目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費及び目の10ふれあい交流・福祉支援センター管理費は、指定管理者への管理業務委託料や維持管理費などを計上しております。

下のページの目の11後期高齢者医療費は、1,126万2,000円の増としておりますが、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金ともに増額で計上しております。

次に、項の2児童福祉費で目の1児童福祉総務費は、1億9,533万1,000円の減としておりますが、昨年度計上しておりました次世代育成支援対策施設整備交付金分の減によるもので、放課後児童健全育成事業など児童福祉全般の経費を計上しております。

89ページをお開きいただき、目の2児童措置費は、5億7,728万5,000円の増としておりますが、子ども手当の新設によるものでございます。

次に、目の3母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成などの経費を計上しております。

90ページをお開きいただき、目の4保育園費は、町の8つの公立保育所及び子育て支援センターの運営費、私立保育所及び町外の保育所への負担金などの費用を計上しております。

なお、1億5,020万3,000円の増としておりますが、93ページをお開きいただき、節区分の19負担金補助及び交付金の下段で、私立分の保育所運営費負担金は、1億6,951万5,000円の増としております。

94ページをお開きいただき、目の児童館費は西部町民センター内に設置する児童館の運営費を計上しております。

96ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費で目の1保健衛生総務費は、保健衛生全般、子ども医療費助成、母子栄養管理、1歳6カ月及び3歳児健診、妊産婦・乳児健康診査事業を推進するための経費を計上しており、乳児健康診査については16回を24回に拡大しております。

98ページをお開きいただき、目の2予防費は、結核対策及び町単独の予防事業を予定しており、下のページの節区分の19負担金補助及び交付金で、新たに新型インフルエンザ予防接種補助金1,560万円を計上しております。

次に、目の3環境衛生費は、環境衛生全般、白川一斉清掃、狂犬病予防及び地下水涵養対策事業であります。100ページをお開きいただき、節区分の19負担金補助及び交付金で前年度

に引き続き太陽熱温水器設置及び太陽光発電システム設置費に対する補助金をそれぞれ増額して計上しております。

次に、目の4健康増進費は、健康教室や各種健診、健康づくり推進事業を予定しております。

102ページをお開きいただき、目の5臨時診療所費は、診療収入を財源とする新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための経費を計上しております。

次に、項の2清掃費で目の1清掃総務費は、ごみ、し尿処理経費の負担金やごみ指定袋の経費などありますが、5,213万8,000円の減としており、下のページの節区分の19負担金補助及び交付金で菊池環境保全組合負担金は、4,856万2,000円の減となっております。

次に、目の2塵芥処理費は、ごみ収集の経費、リサイクル奨励や各種環境対策補助金を計上しております。

104ページをお開きいただき、目の3し尿処理費は、し尿の運搬等に係る経費を計上しております。

下のページの款の5労働費、項の1労働諸費、目の1勤労青少年ホーム運営費は、西部町民センターにおける当該運営経費を、106ページをお開きいただき、目の2働く婦人の家運営費は、三里木町民センターにおける当該運営経費を計上しております。

108ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費で目の1農業委員会費は、農業委員会の運営、農業者年金事務委託事業、農地調整事務、農業後継者結婚対策事業などを予定しております。

110ページをお開きいただき、目の3農業振興費では、節区分の13委託料で県からの雇用関係交付金を活用して特産加工品開発商品化事業、農産物加工品販売開拓拡大事業及び農産物直売所活性化事業の委託費として合計で1,872万3,000円を計上し、下のページの節区分の19負担金補助及び交付金ですぎなみフェスタ実行委員会助成金、農業振興のための組織育成や事業推進などの各種補助金、農業制度資金の利子助成金などを計上しております。

112ページをお開きいただき、目の4畜産振興費は、品評会等の報償金や節区分の19負担金補助及び交付金では、下のページで畜産振興のための組織育成や事業推進などの各種補助金の交付を予定しております。

次に、目の6農業振興地域整備計画促進費では、節区分の13委託料で農業振興地域整備計画策定委託料を計上しております。

次に、目の7担い手育成総合支援事業費では、指導委員を配置するとともに、114ページをお開きいただき、節区分の19負担金及び交付金で補助金として農村集落活性化及び担い手規模拡大の推進のための経費を計上しております。

次に、目の8土地改良費は、町が実施します農道等の整備や維持管理、町内の用排水路修繕工事への助成、県営等で実施される事業への負担金などで6,021万5,000円の減としておりますが、国の補正予算の活用によりまして、今定例会の平成21年度補正予算におきまして5,264万

9,000円を計上させていただいており、前倒しでの農道舗装工事や県営事業での推進を図ることとしており、その分との比較で減としております。

117ページをお開きいただき、目の15農業集落排水事業費は、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

次に、目の17農業構造改善事業費では、節区分の19負担金補助及び交付金で平成35年度までの債務負担行為といたしております「さんふれあ」温泉熱エネルギー供給事業負担金を計上しております。

118ページをお開きいただき、項の2林業費で目の2林業振興費は、379万4,000円の増としておりますが、節区分の13委託料で県からの雇用関係交付金を活用して原水工業団地関連の造成森林管理等業務委託料を894万4,000円に増額して計上しております。

次に、目の緑化推進費は、款の8土木費、項の3都市計画費に移しかえております。

下のページの款の7商工費、項の1商工費で目の1商工振興費は、商工振興を図るための商工会等団体への支援などで330万5,000円の増としておりますが、節区分の13委託料では、県からの雇用関係交付金を活用して地域ブランド販売戦略委託料を計上し、また節区分の19負担金補助及び交付金で、120ページをお開きいただき、特産品製造販売推進補助金を計上しております。

次に、目の2企業誘致費は、企業誘致のための経費を計上しておりますが、節区分の17公有財産購入費は、セミコンテクノパーク周辺道路整備のための土地購入費を予定しております。

下のページの目の3観光費は、菊陽杉並木沿線の下草刈りやスタンプラリー関係の経費などを計上しております。

123ページをお開きいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費で目の1道路橋梁総務費は、県道改良工事負担金などを計上しております。

124ページをお開きいただき、目の2道路橋梁維持費は、道路植栽等の維持管理及び道路改良工事などで2,035万1,000円の減としておりますが、国の補正予算の活用により今定例会の平成21年度補正予算に3,750万円を計上し、前倒しでの道路維持工事の推進を図ることによるものでございます。

下のページの目の道路新設改良費は、2億1,222万7,000円の減としており、これは事業量の減によるものでございますが、主な事業としては横道合志2号線関係事業費で1億2,125万4,000円、北小学校原水駅線関係事業費で4,000万円、緑ヶ丘線関係事業費で6,000万円、狹隘道路整備等促進事業で1,000万円を予定しております。

127ページをお開きいただき、項の3都市計画費で目の2土地区画整理費は、8,578万9,000円の減としており、これは事業量の減によるものでございますが、主な事業といたしましては交付金関係で7,150万円、地方債を活用した事業で5,850万円、保留地処分による事業で2億8,750万円を予定しております。

129ページをお開きいただき、目の3公共下水道事業費は、一番下ですね、2,003万8,000円

の増としておりますが、下水道特別会計への繰出金でございます。

130ページをお開きいただき、目の4 公園管理費は、近隣公園や街区公園、緑地等の維持管理費等を計上しております。

132ページをお開きいただき、目の5 花いっぱい推進事業は、花の苗を購入し、地域等に配布しております。

次に、目の6 緑化推進費は、林業費から移しかえたもので、生け垣設置奨励補助金等を計上しております。

次に、項の4 住宅費で目の1 住宅管理費は、町営住宅の維持管理、修繕費などを計上しております。

下のページの目の2 公営住宅建設事業費は、光団地の建てかえに伴います実施設計費や土地購入費などを予定しております。

135ページをお開きいただき、款の9 消防費、項の1 消防費で目の1 常備消防費は、消防費に係ります菊池広域連合への負担金を計上しております。

次に、目の2 非常備消防費は、消防団員活動関係及び積載車や小型ポンプの維持管理費、自主防災組織育成推進補助金などを計上しております。

なお、平成22年度は消防操法大会の年でございます。

137ページをお開きいただき、目の3 消防施設費は、防火水槽や消火栓の設置工事費、小型動力ポンプの更新費用、消防施設整備費補助金などを計上しております。

次に、目の4 防災管理費は、138ページをお開きいただき、防災行政無線、デジタル化更新基本計画策定、防災無線支局の増設工事、防災ヘリコプターや総合防災訓練に対する負担金などを計上しております。

次に、目の5 水防費は、土のう等の費用でございます。

140ページをお開きいただき、款の10 教育費、項の1 教育総務費で目の2 事務局費は、教育委員会事務局、教育相談員、日本語指導員、奨学資金、中学生海外派遣事業などの経費を計上しておりますが、中学生海外派遣事業については人材育成基金を充当しております。

143ページをお開きいただき、目の3 外国青年招致事業費は、2名分の英語指導助手の経費で人材育成基金を充当しております。

144ページをお開きいただき、項の2 小学校費で目の1 学校管理費は、6 小学校の管理運営費及び教育活動支援のための経費などを計上しております。

150ページをお開きいただき、目の2 教育振興費は、教材備品や扶助費などを計上しております。

下のページの目の学校給食費は、6 小学校の学校給食運営管理費を計上しております。

152ページをお開きいただき、目の5 学校建設費は、菊陽中部小学校の建設検討委員会の費用を計上しております。

次に、項の3 中学校費、目の1 学校管理費は、2 中学校の管理運営費や教育活動支援のため

の経費などを計上しております。

157ページをお開きいただき、下のページですけれども、目の2、一番下ですね、教育振興費は教材備品や扶助費などを計上しております。

159ページをお開きいただき、目の4 学校給食費は、2 中学校の学校給食運営管理費を計上しております。

160ページをお開きいただき、目の5 学校建設費は、菊陽中学校の普通教室棟ほか改築実施設計委託料を予定しております。

次に、項の4 幼稚園費で目の1 私立幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励補助金等を計上しております。

下のページの項の5 社会教育費で目の1 社会教育総務費は、子ども会、放課後子ども教室、屋久島町交流会、学校支援地域本部事業、成人式、夏祭りや文化協会などへの補助事業による社会教育事業を予定しており、461万6,000円の増としておりますが、162ページをお開きいただき、節区分の19負担金補助及び交付金で、下のページの夏祭り補助金は500万円増の650万円とし、また新たにスポーツ文化振興基金を活用した文化関係全国大会等出場補助金を計上しております。

次に、目の2 文化財保護費は、維持管理費や、164ページをお開きいただき、文化財ボランティアガイド、保存のための補助金などを計上しております。

次に、目の3 公民館費は、施設の維持管理や公民館事業の運営費、166ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費で耐震補強工事を、また節区分の19負担金補助及び交付金で地域公民館、社会教育、家庭教育支援、高齢者大学、青少年健全育成、婦人会活動支援や地域公民館建設費補助金などを計上しております。

下のページの目の4 人権教育費は、集会所の管理運営、子ども集会、各種研修会、学習会、交流会などの人権教育の推進に関する経費を計上しております。

168ページをお開きいただき、目の6 生涯学習推進費は、子育て講演会やまちづくり大学などを予定しており、なお前年度に計上しておりました芸術文化鑑賞補助金は廃止といたしております。

下のページの目の10 コミュニティー施設運営費は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの維持管理費及び運営費を計上しております。

171ページをお開きいただき、目の10 図書館運営費は、ホールも含んだ施設の維持管理及び運営費、図書購入費などを計上しております。

174ページをお開きいただき、目の11 南部町民センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費、鼻ぐり井手関係イベントの経費を計上しております。

176ページをお開きいただき、目の12 ふれあいの森研修センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費を計上しております。

178ページをお開きいただき、項の6 保健体育費で目の1 保健体育総務費は、保健体育の推

進に必要な経費を計上しており、下のページの節区分の19負担金及び交付金で体育協会への補助金などを計上しております。

180ページをお開きいただき、目の2 体育施設費は、町民総合運動場、町民体育館及び小学校施設開放に関する管理経費などを計上しております。

次に、目の3 スポーツ振興費では、下のページの節区分の19負担金補助及び交付金で、スポーツ文化振興基金を活用したスポーツ関係全国大会等出場補助金及び総合型地域スポーツクラブ育成補助金などを計上しております。

182ページをお開きいただき、款の11災害復旧費で項の1 農林水産業施設災害復旧費及び項の2 公共土木災害復旧費は、予算の枠を設けるものでございます。

下のページの款の12公債費で目の1 元金は、694万1,000円の減、目の2 利子は、1,707万7,000円の減としており、説明欄下段の基金の運用による一時借入金の利子分148万円を計上しております。

184ページをお開きいただき、款の14予備費は、3,466万4,000円を計上しております。

最後に、下の185ページから193ページにかけて給与費明細を、194ページから197ページにかけて債務負担行為関係調書を、198ページに地方債の年度末現在高の推移等についての調書をおつけしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第2号平成22年度の一般会計予算について今詳しく説明をさせていただいたんですけれども、全体的なこと二、三、お尋ねをしたいと思います。

1つは、地方交付税が2億3,990万円と臨時財政対策債が5億1,000万円で7億4,990万円になるわけですが、これ臨時財政対策債が非常に多いとなかなか財政にゆとりが生まれないのではないかなあという感じがするんですけれども、この点についてどのように見たらいいかっていうのが1つの質問です。

それから、2009年度に第1次補正とか第2次補正とか行われてるんですけれども、その補正予算と今ちょっと前倒しとかという説明がありましたけれども、この一般会計予算についてのかかわりは何かあるのか、どういうふうに見たらいいのかっていうのが2つ目の質問です。

それから、3つ目ですが、やはりこれから雇用対策っていうのが非常に大事になると思いますけれども、ふるさと雇用とか緊急雇用とかありますので、それぞれの概要について少し説明をしていただきたいと思います。

4つ目には、公立学校の耐震化が中部小問題を見てもわかるように、問題になっているわけですが、国の耐震化の予算が昨年の概算要求から見ても、全体の半分以下に削減された

ってというような情報もあるんですが、耐震化の予算は国からの補助ってというのは、今までどおりと考えていいのかどうかってということと、あと公民館や役場庁舎の耐震を今後進めていかれる計画ですけれども、その場合の補助は学校と同じなのかどうかって質問です。

それから、ちょっと私が多分補正で上がってきたのかと思うんですけど、今年度の予算についても小学校や中学校のパソコン機器のことで予算化されていますけれども、そのことについて少し説明をしていただきたい。

以上についてお願いします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） まず、1点目の地方交付税の増額、それから臨時財政対策債についても今回増額させていただいております。先ほどもご説明申し上げましたように、基本的には国が示しております地方財政計画をベースに数字を定めておるものでございますけれども、今おっしゃいましたように、臨時財政対策債については将来の元利償還金全額が交付税に入るといっても、その分がどんどんどんどん交付税の需要額の中に潜り込んでいくと、圧迫をかけていくというような状況になるっていうのは十分認識しているところでございまして、この臨時財政対策債については借り入れることができる枠を国が示してまいりまして、市町村、県といたしましてはその枠内で希望する額を借り入れるという趣旨のものでございます。基本的には、財源が足りないので、国も一部肩がわりするし、不足分の地方分は自分で面倒を見るというようなこと、この中でこの地方債が許可されるようになったわけではありますが、町といたしましてはなるべく臨時財政対策債に頼らない財源充当ができれば一番いいというふうに考えておりますけれども、ここ臨時財政対策債が措置されるようになってもう大分なるんですけども、国税収入の減少、それから地方税の最近は少し厳しい状況もありますので、予算編成の中ではどうしても現時点では頼らざるを得ない重要な地方債となっております、ほかの地方債は75%とかという充当率に比べて、こちらは100%で全額交付税ということでもありますので、その辺のバランスを考えながら、今後も慎重な対応をしていきたいというふうに思っております。

平成21年度の国の1次補正、2次補正というものがございまして、当然町のほうでも幾つか国のほうで示された限度額の範囲内なるべく事業に取り組んできております。特に、今のおっしゃった分については、2次補正分が1月以降の補正予算に計上すべきものということでの指示が制度でありましたので、1月以降の議会に補正を上げるタイミングというのがなかなか難しい状況もありましたので、いわば今回農道関係の舗装と、それから道路維持関係の予算に国の2次補正分の事業費を盛り込んでおります。ほかにも2次補正で盛り込んでおるものもあるんですけども、今回の22年度の当初予算との関係という点で申し上げますと、その22年度の事業を見定める各課からの要望を聞いていくのが11月、12月、それから1月、2月になって調整していくんですけども、今申しました21年度の補正予算とちょうど時期的なものが同じになってきたということもありましたので、町のほうといたしましては、22年度で要望が上がってきておりました事業分を前倒して21年度の交付金を活用したのものとして今回補正で計上させてい

ただくことによって、当初22年度で予定しておりましたものは、結果的に減額というような状況になっているということでございます。

とりあえず私のほうから以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 雇用対策関係の概要ということでご質問がございましたので、お答えしますけれども、雇用対策に関しましては平成21年度からいろいろな事業に取り組んできたところでございます。これについて補正関係も含めてのところですけども、21年度で一応12事業を実施しております。延べ人数で27名程度の雇用をしておるところでございますけども、平成22年度におきましてはこれは3つの大きな事業がございまして、緊急雇用創出交付金に基づく事業、それとふるさと雇用再生特別交付金による事業、それと重点分野雇用創造交付金による事業、これが大きな3つがございまして、緊急雇用創出交付金事業につきましては、平成22年度におきまして7事業を予定しております。それと、ふるさと雇用再生特別交付金につきましては、5つの事業ですね。それと、重点分野雇用創造交付金事業につきましては、2つの事業を予定しているところでございます。この事業につきましては、いろいろな事業がございまして、関係課等に協力をお願いしまして、雇用の創出を図りたいというところで計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 学校建設における補助の取り扱いっていいですか、22年度における補助金の取り扱いというお尋ねであったかと思えます。

現在、平成22年度までということでございますが、耐震補強につきましては補助率が2分の1を3分の2にかさ上げ、耐震にかかわる改築に当たりましては、条件を整えば3分の1が2分の1に変更を今されております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 次に、今の学校関係の補助率ということが示されましたので、あと役場関係あるいは公民館関係の補助率という点で申し上げたいと思えます。

まず、中央公民館の耐震につきましては、これは教育施設ということもあるかとも思いますが、同じ2分の1、現行では2分の1の補助ということでございます。ただし、役場のほうにつきましては、もともと役場等については起債事業で進めるものでございますので、一般的なものとしては起債はございません。ただし、わずかながら出るものもございましたけども、今回は起債のほうを充当させていただくほうがより将来の交付税の算入等もありましたので、わずかながらの何万円ぐらいの補助金をもらうというようなことではなく、起債対象として90%の財源充当を行い、将来の交付税算入を期待するというような流れに持っていったところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（12番小林久美子君「小学校、中学校のパソコンのことを」の声あり）

学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 22年度当初予算でパソコンの分が入っておりますが、これは各小・中学校にパソコンを21年度で教職員の先生方すべてに、例の1次、2次補正の関係で配置しております。もともとネットワーク化は組んでおりますが、それを含めて小・中学校すべてのネットワークを運用していくための経費でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ48ページ、節区分の17公有財産購入費として3,100万3,000円ですか。公民館が3カ所という説明があったと思うんですが、場所はどどこかということですか。

それから、ページの53です。説明はあったかもしれませんが、節区分の15耐震補強工事の1億2,137万円。ここをもう一度お願いします。

それから、ページの174ページの説明は伺ったんですが、図書館の運営に当たってそこを利用されてる方々からいろいろな意見なり、要望なりということで上がってはいなかったかなあと。その辺がどのように今後考えておられるのか。今説明の中では、事業費ということはほとんど入ってなかったかなと思うんですが、今後その辺の対応というのをどのようにしていかれる考えか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、まず最初に48ページの公有財産購入費の件でお答えいたします。

これにつきましては3カ所で、光の森、下原、境ノ松を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ページ53ページの耐震につきましては、先ほども申し上げましたけども、役場庁舎が防災拠点としておりますことから、早急な対応を図るということで、基本的には東西に向けての耐震が不足しておりますので、今現時点で考えておりますのは、庁舎の南側に補強の柱等を入れるということと、議会棟の上に若干鋼管をはめるといったものをベースにいたしまして、あと外壁がかなり傷んできておりますので、その部分も含めて、あるいは加えて申し上げますと、車いす専用の駐車場に屋根がございませんので、その部分もあわせてできたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 図書館長。

○教育審議員兼図書館長（帆保 勇君） 議員もご存じと思いますが、図書館とホールにつきましては複合施設でございます。そういうことで、利用者の方々から要望と申しますと、複合施設ですので当然図書館とホールの催し物がある場合は、特に土曜、日曜、祭日ですね、ホールの催し事が多うございます。また、それと同時に、休みの日を利用して図書館の利用者も多うございます。そのために、ホール使用申し込みのときには当然駐車場整理係というのを出してもらうようにしておりますが、素人で駐車場の整理を催しする方がやっておられますが、なかなかうまくいきません。そういうところで、申し込みの時点において各担当者と責任者に付きましては、注意事項、または事故防止等を十分注意されるように話し合いをして進めております。

ホールについては以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今のは駐車場の整備とか、複合施設であるためになかなか利用がしづらいのではないかと話のようでしたが、何か図書館と別な催し物があったとき、着がえるところとかそういうスペースがちょっと手狭ではないかとかという話も入ってはいなかったかなと思うんですが、その辺の対応については今後どのように考えておられるのか。当然、町長のほうにも耳には入ると思うんですが、その考えを町長のほうにお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、今言われるように、いわゆる図書館ホールの方でいろんな催しがある場合、そこに出演される方々が今着がえ室等が視聴覚室等を使っておられますけども、図書館に来られる方と、それからホールの方へ出演のために行かれる方が交錯するようなことがあって、そのホール専用の控室等ができないかということでもありますけども、こういった件につきましては私のほうにもそういう要望があつておるところでありますけども、図書館のほうに話をしまして、そういったところができるような方法はないかというようなことは検討させておりますけど、現段階では具体的にどうこうするというところまで行っておりませんが、近隣の施設等も見た上でそういう配慮ができないかというところは、検討させているような段階であります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今町長の答弁では、検討をしておられる段階だということなんですが、結構最近催し物がふえてきておるかなあというふうな思いで、財源的にも結構厳しいところもあるかもしれませんが、町民の皆さん方が特にあそこは集まれる場所でもあるし、もうちょっと早急に検討をしていただいて、関係者の方々の意見をもう一度聞かれるなり、何なりされたらどうかなあと思うんですが、そこんところは町長いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われたように、具体的に言われるようにこの財源的にもかなりお金もかかるということで、そして既存の施設の中にどう溶け込ませるかというところもありますので、その辺は十分、今の段階では図書館のほうの担当のほうにいろいろ検討はさせておりますけども、具体的な財源等も見通しもつけながら、その辺は取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第2号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第3号 平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第3号平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第3号の平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,611万9,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入で、土地開発基金の平成21年度末残高は、2億8,235万円の見込みであり、その利子見込み額88万2,000円を計上しております。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金につきましては、一般会計から2億3,523万7,000円の繰り入れを予定しております。

下のページは歳出でございますが、款の1土地開発基金積立金、項の1土地開発基金積立金、目の1土地開発基金積立金につきましては、歳入で説明いたしました基金運用収入額88万2,000円をそのまま積み立てるものでございます。

10ページをお開き願います。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地建物管理費232万3,000円でございますが、

光の森地内の（仮称）菊陽町多目的、当時グラウンドと申しておりましたが、多目的広場複合施設用地のうち、南側の約70アールの除草作業手数料、及び北側の約3ヘクタールの整地後の管理業務委託料、電気料及び上下水道料などを計上しております。

下の11ページをごらんいただき、款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、元金均等での償還でありますことから、前年度と同額の2億1,459万円、目の2利子は、未償還元金が入っていきますことから年々少くなりますが、1,832万4,000円を計上しております。

なお、地方債の年度末現在高の推移等につきましては、12ページに調書をおつけしておりますので、後ほどごらんください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 毎年2億1,459万円ですか、支払いをされてるということなんですが、利用目的ということで10年間、土地の購入以来10年間で目的を決めるということではなかったかなと思うんですが、どこの課で利用目的を考えておられるのか。もう毎年毎年、年数が縮まってくると思うんですけど、町長その辺はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは今言われましたように、公共用地先行取得事業債で起こして取得したものでありまして、これも今回多目的広場で仮の整備をしたところでありまして、これを利用していただく中で今後先行取得債のほうも10年間の中で次の目的にかなったところに取り組んでいくというのが、そういう条件になっておりますので、この今整地した中で、いろいろ利用される中でまた地域の方々の意見も聞きながら、そして状況を見ながら財政的な面も、ここを本格的な整備をするまでの間の財源的なところも裏づけも大きなそういう金もかかりますので、そういう状況を勘案しながら、この件についてもちよほど基本構想の見直し時期等も入ってきますので、そういう中できちんと位置づけてその財政計画等も立てながら、その位置づけをした上で本格的な取り組みはしたいと思いますが、当面は今仮にできておりますので、今でもいろんな使い方ができると思いますので、使っていただきながら、いろんなそれぞれの利用者の方々の意見等も聞いた上で内容を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長、前回もそうだったと思うんですが、利用者の方々の意見を聞きながらと言われると、どうも執行部はじゃあ町民の皆さん方にお任せと、利用する上における利用状況ですよね。そうではなくて、やっぱりせつかく町のほうから提案されて土地を購入し

たことですから、町部局として真剣にもうちょっと取り組む必要がありやせんかなと思うんですが、もう一度町長そのところの答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この光の森の土地については、南側のほうの土地もありますし、こちらのほうは上物等が建つような予定をしておりますので、内部的にはいろいろ検討はしておりますけども、そちらのほうでの実際の町民の皆さん方のいろんな意見を聞くための検討委員会等は、もう町のほうのそれぞれの所管のほうからどういった施設が必要かというのは大体案ができてますので、その中でそれを実際使う場合、町民の方々の意見を聞くといえますか、その検討委員会等立ち上げて具体的な案をつくっていくわけでありまして、そういうことも含めながら、ここの広場のほうも使っていただきながら、その意見も聞きたいと思っておりますし、今のような状況の中でももう少し運動するようなところで、ある程度すればそれででき上がりということもありますし、その辺は時間をかけてしばらくは今の状態で使っていただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第4号 平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第4号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） おはようございます。

議案第4号、平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議会の初日に町長の施政方針及び提案理由で主な施策について申し上げられましたので、私のほうからは前年度との比較などを中心に、主なところを説明していきたいと思っております。

それでは、予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入歳出の予算ですけども、第1条で歳入歳出の予算の総額をそれぞれ30億8,799万5,000円と定めております。前年度に比べまして1億6,324万3,000円、率にしまして5.6%の増となっております。

それから、一時借入金でございますけども、第2条で医療費の支払い等に資金不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

それから、第3条で歳出予算の流用を定めております。

それでは、10ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1の国民健康保険税、項の1の国民健康保険税、目の1の一般被保険者国民健康保険税で6億4,975万6,000円で、前年度に比べまして2,666万9,000円、率にしまして4.3%の増を見込んでおります。

それから、節についてですけれども、節の1で医療給付費分ということで現年課税分で4億6,059万8,000円でございます。

それから、節の2で後期高齢者支援金現年課税分で1億234万9,000円でございます。

それから、節の3介護納付金で現年課税分で5,280万9,000円を計上しております。

それから、節の4で医療給付費分の滞納繰越分ということで3,000万円を見込んでおります。

それから、目の2の退職被保険者等国民健康保険税、節の1の医療給付費現年課税分で3,480万2,000円を計上しております。

それから、節の2で後期高齢者支援金現年課税分で772万7,000円を見込んでおります。

それから、下のページでございますけれども、節の3の介護納付金ということで現年課税分971万1,000円を見込んでおります。

それでは、12ページをお願いいたします。

款の5の国庫支出金、項の1の国庫負担金、目の1の療養給付費等負担金でございます。現年分が6億7,029万4,000円で、前年度より8,906万8,000円、率にして11.7%の減を見込んでおります。これは国からの100分の34が交付されるものでございます。

それから、目の2の高額医療費共同事業負担金で1,557万9,000円を計上しております。

それから、特定健康診査等負担金で409万円を計上しております。

それから、項の2の国庫補助金、これは目の2の財政調整交付金、節の1の普通調整交付金で1億7,799万8,000円を見込んでおります。平成22年度においては7%を交付予定となっております。

それから、節の2の特別調整交付金2,711万4,000円を見込んでおります。こちらは2%の交付予定となっております。

それから、目の5の出産一時補助金ということで120万円を見込んでおります。これは平成21年10月1日から出産育児金が38万円から42万円に増額されておりますけれども、その4万円の引き上げ分の2分の1の補助金でございます。

それから、下のページなんですけれども、款の6の療養給付費等交付金、目の1の療養給付費等交付金で1億7,856万円で、前年度より1,674万円の増を見込んでおります。

それから、款の7前期高齢者交付金で目の2の前期高齢者交付金で4億8,145万3,000円を計上しております。

それから、款の8の県支出金、目の1の高額療養費共同事業負担金ということで1,557万9,000円を計上しております。これは高額療養費拠出金の4分の1を県が負担するものでござい

ます。

それから、目の2特定健康診査等負担金で現年分といたしまして409万円を計上しております。基準額の3分の1を県が負担するものでございます。

14ページをお願いいたします。

項の2の県補助金、節の1の普通調整交付金で1億1,182万6,000円を計上しております。

それから、節の2で特別調整交付金ということで1,355万7,000円でございます。

それから、款の10の共同事業交付金、目の1の高額療養費共同事業交付金で6,231万8,000円を計上しております。これは高額療養費の発生の80万円を超える医療費が多くなった場合に、国保連合会のほうから交付されるものでございます。

それから、目の2の保険財政共同事業安定事業負担金ということで3億5,674万円でございます。この事業は、具体的にはレセプト1件30万円を超え、80万円以下の医療費に関して交付されるものでございます。

それから、下の15ページをお願いいたします。

繰入金ということで目の1の一般会計繰入金で1億5,268万2,000円を計上しております。

節のほうで保険基盤安定繰入金ということで1億340万8,000円で、内訳は保険税軽減分でございます。8,448万円と保険者支援分で1,892万8,000円の繰り入れを予定しております。

それから、節の2の事務費繰入金で1,868万2,000円の繰り入れを予定しております。

それから、出産一時繰入金で1,600万円の予定でございます。これは40万円の60件分の3分の2を繰り入れるものでございます。

それから、節の4の財政安定化新事業繰入金ということで1,460万2,000円で、前年度実績を計上しております。

16ページをお願いいたします。

項の2の基金繰入金でございますけれども、節の1の療養給付費支払基金繰入金で8,000万円の繰り入れを予定しております。

それから、款の14繰越金、目の2のその他繰越金で3,000万円を予定しております。

以上が歳入でございますけれども、続きまして19ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の主なものについて説明申し上げます。

款の1の総務費でございますけれども、目の1で一般管理費で837万9,000円を計上しております。これは事務費でございます。内容については説明欄のとおりでございます。

それから、目の2の連合負担金で169万3,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

項の2の徴税费ということで賦課徴収費で390万円を計上しております。

それから、下のページですけれども、21ページをごらんいただきたいと思いますけれども、款の2の保険給付費、目の1の一般被保険者療養給付費で16億6,800万円で、前年度に比べまして1億800万円、率にして6.9%の増を見込んでおります。

それから、目の2の退職被保険者療養給付費で1億3,800万円、前年度に比べまして1,800万円、率にして15.0の増を見込んでおります。

それから、目の3の一般被保険者療養費で1,104万円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

項の2の高額療養費ということで2億400万円で、前年度に比べまして3,600万円、率にして21.4%の増を見込んでおります。

それから、目の2の退職被保険者等高額療養費で1,800万円を計上しております。

下の23ページをごらんいただきたいと思いますが、目の1の出産育児一時金ということで2,521万3,000円を計上しております。

24ページをごらんいただきたいと思いますが、款の3後期高齢者支援金、目の1の後期高齢者支援金で3億4,388万7,000円で、前年と比べまして724万5,000円。それから、率にして2.1%の減を見込んでおります。

それから、下のページの款の5の老人保健拠出金で908万6,000円を計上しております。

26ページなんですけども、款の6介護納付金、目の1介護納付金1億5,513万4,000円を計上しております。これは介護保険法に基づきまして第2号被保険者の保険料でございまして、40歳から65歳未満の方の分でございます。

それから、款の7共同事業拠出金で高額医療費拠出金で6,231万9,000円を計上しております。

それから、目の2の保険財政共同安定化事業拠出金で3億4,660万1,000円を見込んでおります。

下の27ページをごらんいただきたいと思いますが、款の8の保険事業費で目の1の特定健康診査等事業費で2,937万5,000円を計上しております。内容は説明欄のとおりでございます。

それから、ページ28ページをお願いいたします。

項の2の保健事業費で目の1の保健衛生普及費で614万3,000円を計上しております。

それから、目の2の疾病予防費ということで1,254万円、前年度と同額を計上しておりますけども、人間ドックの補助金ということで、一応500人分を計上させていただいております。

31ページをごらんいただきたいと思いますが、款の12予備費ということで2,306万1,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第4号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について今説

明していただいたんですが、国保税の加入世帯が私が持っている資料で4,435で、このときの多分昨年だったと思うんですけども、滞納世帯が1,235という資料をちょっと手元にあったんですが、ほかの町村と比べても非常に多いのかなという、その資料では印象を持ったんですけども、一番新しい加入世帯と、それから滞納世帯、資格証明書の発行、短期証明書の発行数、まずそれを教えていただきたいというのと、それから特定健康診査の受診率を何%で計画をされているかというのが2点目です。

3点目は、これはまだ国のほうで決まってないのかもしれないんですけども、2008年12月に成立した救済法で中学生以下無条件に短期保険証を交付するっていうのが決まっていたと思うんですけども、それが10年度からは高校生世代以下というふうに聞いていますが、この点についてもし情報がおありでしたらお尋ねをしたい。また、負担限度額が59万円から63万円に引き上げられるのではないかとこのことを心配しているんですけども、これについてももう既に情報があるのかどうか、ありましたらお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ただいまの被保険者の世帯数の状況なんですけども、最新版ということでございますけども、今こちらほうに持ってきているのが平成20年度の世帯数ということでの資料でございますけども、現在国保世帯数で4,435世帯、それから国保の被保険者数で8,500人ということで、被保険者の加入割合は24%でございます。21年度末では、まだ最終的にはしておりませんが、今のところ20年度ではそういうことでございます。

それから、短期保険証の交付世帯と、それから資格証明書の交付世帯なんですけども、これも一応平成20年度の実績ということでご紹介したいと思いますけども、平成20年度で短期保険証の交付世帯が452世帯、それから資格証明書の交付世帯が18世帯となっております。

それから、特定健診の受診の目標なんですけども、一応平成22年度が45%ということでございますけども、21年度の実績見込みでは一応35%ぐらいになるんじゃないかと思っておりますし、21年度の目標が35%でございますので、21年度についてはクリアしているということで、22年度が10%ぐらいまた目標値が上がりますので、その辺が懸念しているところでございます。

それから、高校生の資格証明書の件なんですけども、これについては今こちらのほうにちょっと手持ちの資料がございませんので、確認をしたいと思っております。

以上でございます。

（12番小林久美子君「限度額と滞納世帯が抜けてます」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 滞納世帯と限度額については、手元にちょっと資料を持ってきておりませんので、後でお答えしたいと思います。

（12番小林久美子君「多分1,235だと思いますけど、その今の資料

でいけば」の声あり)

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

(12番小林久美子君「限度額の情報はどうでしょうか」の声あり)

(税務課長廣野豊徳君「それも後でちょっと確認してから」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第5号 平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第5号平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第5号平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の予算についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ625万6,000円と定めております。今回の予算につきましては、平成20年4月の診療分から後期高齢者医療制度の対象となっておりますので、老人保健制度での支払いは終了しております。しかし、過年度分の医療費の過誤や精算等で支払いが生じる場合がございますので、老人保健会計の精算予算として予算編成を行っているところでございまして、この老人保健特別会計予算につきましては、最終的には平成22年度までの予算ということになっておりますので、本年度予算で終了することになります。

8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入について説明申し上げますけれども、款の1の支払基金交付金及び款の2の国庫支出金、それから款の3の県支出金ともに精算等による収入等がある場合の予算科目としてそれぞれ2,000円を計上しているところでございます。

下の9ページをお願いいたします。

款の5繰越金ということで624万7,000円を見込んでおります。これは平成21年度から22年度への繰越分でございます。

以上が歳入でございまして、10ページをお願いいたします。

款の1の総務費なんですけれども、4万3,000円計上しております。説明欄のとおりでございます。

それから、下のページなんですけれども、款の2の医療諸費で目の1の医療給付費で150万

円、前年度と同額を計上しておるところでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

款の3の諸支出金、償還金で450万円を計上しております。これは説明欄のとおりでございますけれども、老人保健交付金の返還金として予算化しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第6号 平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の予算についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,102万2,000円と定めております。前年度に比べまして1億3,486万3,000円の増で、率にしまして8.2%の増となっております。

一時借入金でございますけれども、第2条で保険給付費等の支払いに資金不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借り入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条で歳出予算の流用を定めております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1の保険料、目の1の第1号保険者保険料ということで、これは65歳以上の方の保険料でございますけれども、3億3,810万9,000円で、前年度に比べまして2,097万6,000円の率にして6.6%の増を見込んでいるところでございます。

それから、款の4の国庫支出金、目の1の介護給付費負担金で2億9,204万7,000円で、前年度に比べまして2,255万3,000円、率にして8.4%の増を見込んでおります。これは介護給付及び予防給付に要する国の負担分で15%から20%相当分でございます。

下のページをごらんいただきたいと思います。

項の2の国庫補助金で調整交付金で8,405万7,000円を計上しております。これは財政調整の

ために国が交付するもので、5%相当分でございます。

それから、目の3の地域支援事業交付金で1,215万6,000円。これは事業費の40.5%の補助額を計上しているところでございます。

それから、款の5の支払基金交付金、目の1の介護給付費交付金5億434万6,000円を計上しておりますけれども、これは第2号被保険者の40歳から64歳までの分で、負担割合は30%相当分でございます。社会保険支払基金から納付されるものでございます。

ページ12ページをお開きいただきたいと思います。

款の6の県支出金、目の1の介護給付費負担金2億5,432万8,000円。前年度に比べまして2,054万9,000円の増で、8.8%の増でございます。これは介護給付費の県の負担でございますけれども、12.5%と17.5%の割合となっております。

それから、下の13ページをごらんいただきたいと思いますけれども、款の9の繰入金、目の1の介護給付費繰入金で2億1,014万4,000円で、介護給付費及び予防給付費に要する市町村の負担金で12.5%相当分でございます。

目の2のその他一般会計繰入金2,573万5,000円でございますけれども、これは事務費とか人件費等の一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

それから、目の3の地域支援事業繰入金で773万6,000円、事業費の12.5%の繰り入れを行う予定にしております。

それから、目の4の地域支援事業繰入金でございますけれども、841万8,000円で事業費の20.25%の繰り入れでございます。

それから、目の5の地域支援事業繰入金でございますけれども、701万7,000円でございます。

それから、14ページをお願いいたします。

項の2の基金繰入金で目の1の介護給付費準備基金繰入金で538万4,000円を計上しております。

それから、目の2の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で426万7,000円を計上しております。

下のページなんですけれども、項の5の予防給付費収入ということで852万円を計上しております。これは介護予防サービス計画書、ケアプランの作成費用の収入分でございます。

それから、16ページをごらんいただきたいと思いますけれども、歳出でございます。

主な内容について説明を申し上げますけれども、款の1の総務費で一般管理費で497万5,000円を計上しております。内容については説明欄のとおりでございます。

下の17ページをごらんいただきたいと思います。

項の2の徴収費で121万6,000円、それから項の3の介護認定審査会費で844万7,000円を計上しております。

18ページをごらんいただきたいと思いますけれども、目の2の認定調査費で936万7,000円を計上しております。主なものは説明欄の役務費に該当しておりますけれども、手数料で主治医等の

意見書作成手数料でございます。

下の19ページをお願いいたします。

項の5の計画策定委員会費ということで146万9,000円を計上しております。内容は説明欄のとおりでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

款の2の保険給付費、目の1の介護サービス等諸費で16億4,455万8,000円、前年度に比べまして1億2,504万1,000円、率にしまして8.2%の増となっております。

それから、項の2のその他諸費ということで、目の1の審査支払手数料で211万1,000円を計上しております。

それから、項の3でございますけれども、高額介護サービス等で2,862万9,000円を計上させていただいております。

下の21ページをごらんいただきたいと思いますが、項の4の高額医療合算介護サービス等諸費で585万円を計上しております。

それから、22ページをお開きいただきたいと思いますが、款の4の地域支援事業費、目の1の介護予防特定高齢者施策事業費で723万2,000円を計上しております。

それから、目の2の介護予防一般高齢者施策事業費で1,758万5,000円の計上でございます。

下の23ページですけれども、項の2の包括的支援事業・任意事業で目の1の介護予防ケアマネジメント事業費で253万9,000円を計上しております。

それから、24ページでございますけれども、目の2で総合相談事業費で418万6,000円、それから目の3で権利擁護事業費で91万9,000円、それから目の4で総括的事业費・継続的マネジメント事業費で287万2,000円を計上しておりますけれども、内容については説明欄のとおりでございます。

下の25ページをごらんいただきたいと思いますが、目の5の任意事業費で2,279万9,000円を計上しております。

それから、26ページですけれども、目の1で特定事業費で701万7,000円を計上させていただいております。内容は委託料がほとんどでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第6号の平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算について今説明をしていただいたんですけども、保険料のところではこれは第1号被保険者保険料がこの歳入に入ってるんですけども、第2号の保険料の中で中小企業が入っている協会健保で毎年改定されて、現在が1.19%が1.50%に引き上げられる予定だというふうに聞いているんですけど

も、この介護特別会計予算のところはどこを見ればいいのかという質問が1つです。

それと、2つ目なんですけれども、先般国会で事業仕分けが行われましたけれども、多分平成22年度にはすぐ反映されないと思いますが、介護予防事業が費用対効果が明白でないということで事業仕分けの対象になってるというふうに聞いていますけれども、その点については今どういうふうに受けとめておられるのか。平成22年度中に何か調査なりされるのかどうかということを質問します。

あと介護のところでは認知症とかそういうのも結構対策が入ってくると思うんですけれども、今考えておられることについて、3点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） 第2号の被保険者の保険料の件については、これは税のほうで一応徴収をいたしまして、先ほど申し上げましたけども、納付金の形で支払基金のほうに納付するという形になりまして、全体的に支払基金のほうで各市町村からトータル的に受け入れをいたしまして、必要な部分に市町村の状況に応じて支払基金のほうからまた交付されるということになります。

それから、新しい平成22年度の予防事業等につきましては、現在まだ情報等入手しておりませんので、ちょっと今の段階での説明はあれなんですけども、ただ地域包括支援事業の中でのいろいろな介護予防事業を行っておりますけども、そういった中で認知症を含めたところで介護保険の適用、要介護1から5ございますけども、そちらのほう、また要支援1、要支援2のほうに行かないような方策等については、今後もその予算の中に次年度の決算状況とか結果を踏まえて今後も取り組んでまいりたいということで、今回も地域支援事業の中にも前年と同様の事業等を展開していくところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第7号 平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第7号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第7号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の予算についてですけども、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,510万

5,000円と定めております。前年度に比べまして4,498万3,000円、18.7%の増となっております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

款の1の後期高齢者医療保険料、目の1の特別徴収保険料1億4,354万4,000円を見込んでおります。これは75歳以上の被保険者の保険料で年金からの徴収分でございます。

それから、目の2の普通徴収保険料で6,357万1,000円を計上しております。

それから、款の4の繰入金、目の1の事務費繰入金で1,404万5,000円を計上しております。

それから、目の2の保険基盤安定繰入金で5,471万2,000円を計上しております。

それから、下の9ページでございますけれども、款の5の繰越金ということで100万円を計上しております。一応前年度の剰余金ということでございます。

10ページをお願いいたします。

款の6の諸収入、目の1の後期高齢者医療広域連合受託事業収入で812万1,000円を計上しております。

それから、下の11ページをごらんいただきたいと思いますが、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

款の1の総務費、目の1の一般管理費で193万4,000円を計上しております。内容は説明欄のとおりでございます。

それから、項の2の徴収費で122万7,000円でございます。前年と同額を計上させていただいております。

12ページをお開きいただきたいと思いますが、款の2の後期高齢者医療広域連合納付金で目の1の後期高齢者医療広域連合納付金で2億7,196万9,000円。前年度に比べまして4,143万6,000円、率にしまして18.0%の増を見込んでおります。この総予算に占める割合なんですけれども、95.4%でございます。

下の13ページをごらんいただきたいと思いますが、款の3の保険事業費で目の1の健康保持増進事業費で987万4,000円を計上しております。これは後期高齢者医療広域連合の健康教育、それから健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持のために必要な事業を行うための事業費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第7号の平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について今説明をしていただいたわけですが、県の保険料ですね、後期高齢者保険料の2010年度分が2010年1月の広域連合で決まるっていうふうに聞いているんですけども、その結果はどうなってるんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） 平成22年2月27日に開催されておりますけども、県の広域連合において平成22年度、それから23年度の保険料率の改正が可決されております。均等割額が20年、21年が4万6,700円で行っていただきましたけども、4万7,000円ということで行っていただきます。それから、所得割率が0.0862ということで行って8.62%だったんですけども、9.0%ということで行って決定されております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） その値上げされたことによって、今回22年度の予算を決めるわけですが、どの程度の影響があるのかについて、町の中でですね、どういう影響があるのかについてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ただいま所得割率と均等割額が若干上がっておりますけども、トータル的には2.95%の増ということになっておりますので、金額的には前回と比べるならば1人当たりの平均なんですけども、1,488円程度上がるんじゃないかと思っております。また、低所得者に対する軽減措置でございますけども、平成20年度、また21年度と同様に軽減措置が設けられておりますので、その低所得者層には負担増はならないと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第7号についての質疑を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第8号 平成22年度菊陽町下水道特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第8号平成22年度菊陽町下水道特別会計予算についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第8号平成22年度菊陽町下水道特別会計予算についてでございますが、ご説明申し上げます前に、予算書の一部に誤りがございましたことをおわび申し上げます。昨日、正誤表をお配りしておりますが、19ページの説明欄で1字誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

では、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億4,053万5,000円と定めております。前年度と比較しまして2億8,524万9,000円、率にしまして15.62%の減でございます。

第2条で、債務負担行為は第2表の債務負担行為、第3条で地方債は第3表の地方債、第4条で一時借入金は限度額を5億円、第5条で歳出予算の流用について定めております。

4ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、土木積算システム借上げ料について期間を平成23年度から平成26年度までとし、限度額を317万6,000円としております。

なお、平成22年度の必要経費は歳出予算の中で計上しております。また、債務負担行為で翌年度以降にわたるものの支出額及び当該年度以降の支出予定額については、32ページに調書をつけておりますので、後でござらんください。

5ページをござらんください。

第3表地方債でございます。

起債の目的、1、流域下水道事業負担金、限度額4,160万円、2、流域関連公共下水道事業分1億6,090万円、3、下水道事業債特別措置分6,030万円、計の2億6,280万円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書により主なものを説明いたしたいと思っております。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料6億4,886万円、増額3,035万円、率にしまして4.9%の増でございます。これは自然増によるものを見込んでおります。

次に、款の2分担金及び負担金2,519万5,000円、減額207万5,000円、率にしまして7.61%の減でございますが、これは受益者負担金の支払いが終了したことによる収入減474万円と、セミコンテクノパークのポンプ場のポンプ2基と破砕機1基のオーバーホールに係ります合志市の負担金増266万5,000円を見込んでおります。

款の3国庫支出金1億700万円、減額1億5,300万円、率にしまして58.85%の減でございますが、これは補助対象事業の減によるものでございます。

款の5繰入金4億7,989万1,000円、増額2,003万8,000円、率にしまして4.35%の増でございます。これは一般会計からの繰入金でございますが、公債費の増による増額となっております。

款の6繰越金1,666万6,000円、減額41万9,000円、率にしまして2.45%の減でございます。前年度からの繰越金でございます。

款の8町債2億6,280万円、減額1億6,000万円、率にしまして40.65%の減でございます。これは事業量の減によるものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをごらんください。

款の1総務費4,589万7,000円、減額9万2,000円、率にしまして0.2%の減でございます。

款の2維持費4億645万3,000円、増額3,174万5,000円、率にしまして8.74%の増でございます。主な要因としましては、熊本北部流域関連下水道維持管理負担金の増及びセミコンテクノパーク汚水ポンプ場のポンプ等の修繕費の増によるものでございます。

款の3事業費3億6,764万4,000円、減額3億3,991万7,000円、率にしまして48.04%の減でございます。主な要因は、熊本北部流域下水道事業建設負担金1,891万7,000円の減、委託料3,758万5,000円の増、工事請負費3億5,543万2,000円の減によるものでございます。

款の4公債費7億767万5,000円、増額2,381万円、率にしまして3.48%の増でございます。これは借入金の償還元金と償還利子でございます。

17ページをごらんください。

節13の委託料で最後の行に管路等補修業務委託料とありますのは、昨年9月にも補正でお願いしましたが、管路等の補修作業等を緊急的に行うものの委託でございます。

節19の負担金補助及び交付金のところで熊本北部流域下水道維持管理負担金が2,234万円、前年度より増額になっておりますのは、処理人口増加による自然増と県運転免許センターの熊本市から菊陽町の切りかえによるものでございます。

18ページの節19負担金補助及び交付金は、セミコンテクノパーク分の熊本北部流域下水道維持管理負担金でございますが、昨年より1,208万8,000円減額となっております。これは企業の排出量が減少しているためでございます。

21ページをお願いいたします。

節13の委託料ですけれども、先ほど3,758万5,000円の増と申しましたが、前年は4件、22年度は現場技術業務委託を含めまして9件でございます。大きなものとしては、菊陽第5雨水幹線枝線実施設計業務委託というところで、これは第2土地区画整理地内のサンリー周辺を含む県道幸川鹿本線関係で1,932万円、中央汚水枝線実施業務委託料693万円、白川左岸汚水枝線実施設計業務委託料3本で1,382万円、堀川汚水中継ポンプ場改築更新計画策定業務577万円、菊陽町公共下水道長寿命化計画策定業務委託料645万円、このほか堀川地区の集落内開発区域内の実施設計などがございます。

節15の工事請負費でございますが、22年度は11件でございます。大きなものとして道明地区の白川左岸枝線築造工事3,400万円、ハンズマン西側付近の第2区画整理地内の中央汚水枝線築造工事2,404万円、ハンズマン北西付近の雨水枝線築造工事3,600万円、それからヤマウチ醤油付近の集落内開発区域内の汚水枝線築造工事4,600万円などがございます。

最後に、23ページから31ページにかけては給与費明細書、32ページに債務負担行為関係調書を、33ページに地方債の年度末残高の出納について調書をつけております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第8号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第9号 平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第9号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第9号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,986万7,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書により主なものを説明いたしたいと思ひます。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料800万2,000円、前年度と同額でございます。

款の2分担金及び負担金1,000円、これも前年度と同額でございます。

款の4財産収入4万円、減額1万3,000円、率にしまして24.52%の減となっております。これは基金利子でございます。

款の5繰入金3,082万2,000円、減額30万7,000円、率にしまして0.98%の減でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

款の6繰越金100万円、前年度繰越金でございます。前年度と同額でございます。

款の7諸収入2,000円、これも前年度と同額でございます。

歳入合計3,986万7,000円、減額32万円、率にしまして0.79%の減となっております。

次に、歳出でございます。

款の1総務費56万4,000円、減額3万3,000円、率にしまして5.52%の減でございます。これは負担金の減と財産収入の減による基金積立金の減によるものでございます。

款の2維持費915万9,000円、減額28万7,000円、率にしまして3.03%の減でございます。

款の3事業費950万円、前年度と同額でございます。

款の4公債費2,014万4,000円、前年度と同額で借入金の償還元金と償還利子でございます。  
主なものとしましては以上でございますが、12ページをお願いいたしたいと思えます。

11の需用費の修繕費で50万円を増額し、12の役務費の中で手数料でございますが、緊急時の  
管路清掃手数料20万円を新たに追加しております。13の委託料では、マンホールポンプ維持管  
理業務委託料を業務量の増加から12万9,000円増額し、処理場維持管理委託料を2年に1度の  
活性炭の取りかえが今年は不要であることから、107万円減額しております。

13ページの委託料と工事請負費でございますが、昨年同様集落内開発制度の区域に指定され  
ておりますので、開発申請が上がった場合設計と工事が必要となりますので、前年度と同額を  
計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第9号についての質疑を終わります。

先ほど小林議員からの質問の中で説明不足の点がありましたので、税務課長の答弁を許しま  
す。

税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 先ほど滞納世帯の件数についての質問がありましたので、それにつ  
いてお答えします。

平成21年3月末現在で896世帯、うち270世帯が町外に転出しておりますので、626世帯が町  
内の世帯という形になります。

それから、国保税の限度額なんです、これにつきましては今国会で審議されますが、一応  
限度額につきましては医療費給付分が3万円引き上げ、それから後期高齢者の限度額が1万円引  
き上げという形で国会のほうに上げられると思えます。したがって、医療費につきましては  
現在47万円なのが50万円に、それから後期高齢者につきましては12万円が13万円になるとい  
うこととなります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林議員、よございますか。

以上で議案第2号から議案第9号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、議案第2号から議案第9号までは自席に配付しました委員  
会付託予定表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思えますが、ご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時24分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成22年3月8日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成22年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成22年3月8日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第10号 菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第11号 菊陽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第12号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第4 議案第13号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第14号 平成21年度菊陽町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第15号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第16号 平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第17号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第18号 町道路線の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 2番 | 北山正樹君 | 3番 | 石原武義君 |
|----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |                 |       |                   |       |
|-----------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長             | 後藤三雄君 | 教育委員長             | 三島誠一君 |
| 教 育 長           | 赤峰洋次君 | 教 育 次 長           | 田中真治君 |
| 総 務 部 長         | 宮本義次君 | 福祉生活部長            | 大川育男君 |
| 産業建設部長          | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大野秀治君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長 | 吉岡典次君 | 総合政策課長            | 松本東亞君 |

財政課長 實取初雄君  
 人権教育・啓発課長 渡邊幸伸君  
 健康・保険課長 阪本修一君  
 町民課長 堀川正信君  
 農政課長 荒木一雄君  
 都市計画課長 坂本恭一君  
 商工振興課長 平野誠也君  
 教育審議員兼図書館長 帆保勇君  
 中央公民館長 堀川俊幸君  
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

税務課長 廣野豊徳君  
 福祉部審議員兼福祉課長 眞鍋清也君  
 環境生活課長 吉野邦宏君  
 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
 建設課長 松村孝雄君  
 下水道課長 山崎謙三君  
 総務課長補佐兼庶務法制係長 服部誠也君  
 教育審議員兼学務課長 大山晃君  
 生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
 書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第10号菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、議案第10号菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

1枚開いていただきたいと存じます。

条例の中で別表を改正するものでございます。表中農業委員会の項がございますが、ここで会長現行を年額「22万4,000円」を「24万円」に、会長代理年額「21万4,000円」を「23万円」に、委員「20万4,000円」を「22万円」ちょうどに改正するものでございます。これにつきましては、農地法が改正されまして、またさらに国あるいは県による農業委員会活動が強化されております。委員さん方の活動というのが非常に頻繁になってきておりまして、会議あるいは研修会等に出席する機会が非常に多くなってきてる状況にございます。また、地元におかれましても活動、地元の中でいろんな活動が頻繁に行われる状況となってきたところでございます。しかも、菊池郡市2市2町の中で菊陽町の報酬が一番安いというようなことがございまして、隣接町との均衡を図るために改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するというので、4月1日からの施行を予定しておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第10号について質問をいたします。

先ほど近隣市町村の件がございましたが、参考までに近隣の市町村の状況を聞かせてもらえませんか。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 市の分につきましては、手元に資料を持っておりませんが、隣の大津町の状況につきましては今の改正後の金額と同一でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第11号 菊陽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第11号菊陽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

福祉課長、内容の説明を求めます。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） おはようございます。

議案第11号菊陽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

平成20年法律第85号において児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があると、議会の議決を求めるものであります。

改正案の説明を申し上げる前に、児童福祉法の改正について若干説明をさせていただきます。

改正前の児童福祉法において、保育の実施とは保育所における保育を行うことと義務づけられておりましたが、今回の法改正によって2つの定義づけがなされました。1つは、従来どおり保育所における保育を行うことと、もう一つが家庭的保育事業による保育を行うことをあわせて保育の実施と総称することになったところであります。町が定めております菊陽町保育の実施に関する条例においては、家庭的保育事業による保育を含まない条例となっておりますので、この保育の実施という表現を改め、家庭的保育事業による保育を行うことを含まない趣旨であることが読み取れるような字句の改正を行う必要があります。

以上のことから、本条例の一部を改正するものであります。ちなみに、家庭的保育事業とは保育士等の資格を持つ個人の自宅などで少人数の子どもを保育する事業をいい、一般的には保育ママ制度と言われております。

それでは、議案の説明をいたします。

最後のページを開いていただきたいと思います。

現行と改正後の条文を掲げておりますけれども、まず題名の部分でございますけれども、現行では「菊陽町保育の実施に関する条例」と定めておりましたけれども、「菊陽町保育所における保育」ということで改めさせていただきたいと思います。

それから、第1条の趣旨でございますけれども、下線部分に「保育の実施」を「保育所における保育」に、それから第2条の見出しであります「保育の実施基準」を「保育所における保育を行う基準」に、それから第2条ですけれども、ちょっと改正案の第2条の次に「保育所における保育の実施は」となっておりますけれども、これはちょっと削除をお願いしたいと思います。で、「保育所における保育は」で「の実施」を3文字削除をさせていただきたいと思います。ですから、現行案については保育の実施を「保育所における保育は」に改正をいたしたいと思います。

それから、第3条の申込手続等でございますけれども、「保育の実施」の部分「保育所における保育を行うこと」に改めるものでございます。

次に、本文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行日を平成22年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第12号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第12号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第12号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

なお、今回の補正は年度末を迎えまして事業内容の決定により国庫支出金や町債などが決定したもの、収入額が確定しているもの、また歳出予算におきまして事業の進捗状況等により過不足が生じたものについて見直しを行ったもの、さらには国の補正予算によります交付金を活用して前倒しでの実施をしよういたします事業費などを計上したものでございます。

内容につきましては、増額の主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ、担当課長からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,755万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億628万7,000円と定めるもので、この額は継続審査中の補正予算案を提案する前の額でございます。

また、第2条で繰越明許費を第2表に、第3条で債務負担行為の補正を第3表に、第4条で地方債の補正を第4表によると定めております。

2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税4,000万円の増額は、固定資産税の増額によるもの、18の財産収入6,891万1,000円の増額は、下のページで財産売払収入の増額等によるもの、20の繰入金3,604万8,000円の減額は、基金繰入金の減額等によるものでございます。

歳入合計といたしましては、補正として6,755万2,000円を増額し、歳入総額を110億628万7,000円としております。

4ページをお開き願います。

歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

3の民生費6,479万9,000円の減額は、社会福祉費及び児童福祉費の減額によるもの、6の農林水産業費4,062万円の増額は、下のページで農業費の増額等によるもの、8の土木費7,420万2,000円の増額は、主に道路橋梁費及び都市計画費の増額によるもの、最後に14の予備費を3,912万6,000円増額しております。

歳出合計といたしましては、補正として6,755万2,000円を増額し、歳出総額を110億628万7,000円としております。

6ページをお開きいただき、第2表の繰越明許費でございます。

本年度内に完成が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります

事業につきまして、今回繰越額の限度額を定めるものでございます。

款の2総務費、項の1総務管理費で役場庁舎本館トイレ改修事業は、国の第2次補正予算によります今回補正で計上しております分でございます、1,335万円。電子計算事業は、これも今回補正をお願いしております子ども手当システム導入に係る分で449万4,000円。まちづくり基本整備計画策定事業のこれは委託料で200万円。

款の6農林水産業費、項の1農業費で土地改良単独事業は、これも国の第2次補正予算によります今回補正の農道舗装工事分で956万6,000円。

款の7商工費、項の1商工費で下大谷1号線道路改良事業は、セミコンテクノパーク交差点付近の交通渋滞緩和策として熊本県との一体的な整備を進めておりますが、2,997万6,000円。

款の8土木費、項の2道路橋梁費で道路橋梁維持事業は、これも国の第2次補正予算によります今回補正分で3,750万円、横道合志2号線道路改良事業の工事費等で1億3,000万円、北小学校原水駅線道路改良事業の工事費等で2,400万円、緑ヶ丘線道路改良事業の用地取得費等で2,955万円、原水駅線道路改良事業で用地取得費及び工事費等の1億2,800万円。

項の3都市計画費では、土地区画整理事業の建物等の移転補償費及び工事費等で1億1,000万円、杉並木公園沿路改修事業で3,168万9,000円。

款の9消防費、項の1消防費でJ-A-L-E-R-Tシステム整備事業は、消防庁との連携により進めております全国瞬時警報システムで840万円を計上しております。

下のページは、第3表の債務負担行為の補正でございます。

1の追加として自立経営体育成資金利子助成については、1件を予定しており、平成22年度から36年度までの期間として債務負担行為の限度額を100万円として定めております。

8ページをお開きいただき、第4表の地方債の補正でございます。

1の変更といたしまして、役場庁舎耐震補強事業は50万円を減額し510万円に、県営白水地区かんがい排水事業は30万円を増額し280万円に、県営上井手かんがい排水事業は980万円を増額し1,950万円に、県営下井手かんがい排水事業は810万円を増額し940万円に、緑ヶ丘線道路改良事業は810万円減額し2,610万円に、原水駅線道路改良事業は1,800万円増額し7,080万円に、小型動力ポンプ購入事業は40万円を減額し320万円に、防火水槽整備事業は820万円全額減額、武蔵ヶ丘中学校耐震補強事業は920万円を減額し3,720万円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。したがって、地方債総額といたしましては980万円を増額し、8億450万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

下の9ページ以降は、補正予算に关します説明書としております。主なものの補正額についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の2固定資産税で目の1固定資産税は、説明欄の土地、家屋、償却資産、及び滞納繰越分で4,000万円を増額し、36億4,840万円としていま

す。

次に、款の14分担金及び負担金、項の2負担金で目の1民生費負担金は、248万6,000円を増額しておりますが、節区分の1児童福祉費負担金の増額が主なものでございます。

14ページをお開きいただき、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金で目の1総務費国庫補助金7,295万円を増額しておりますが、節区分の4経済危機対策補助金で説明欄の地域活性化・公共投資臨時交付金935万6,000円は、武蔵ヶ丘中学校の耐震補強工事に財源のみを充当するもの、地域活性化・きめ細かな臨時交付金6,417万円は、国の第2次補正予算による1次分の交付限度額を計上したもので、役場庁舎のトイレ改修、土地改良単独事業、及び道路橋梁維持費を予定しております。

次に、目の2民生費国庫補助金で、下のページの節区分の3児童福祉費補助金396万9,000円は、子ども手当の準備費に対する補助金、また節区分の7子育て応援特別手当給付事業交付金5,169万8,000円の減額は、国における事業の執行停止に伴うものでございます。

20ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入で説明欄の第2地区保留地処分金は、6,839万9,000円増額し、2億2,779万9,000円としております。

次に、款の19寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金でふるさと寄附金は、2名分の実績を計上しております。

下のページの款の20繰入金、項の1特別会計繰入金で目の1特別会計繰入金は、395万2,000円を計上しておりますが、節区分の1特別会計繰入金で繰越金等の一部を精算いたします老人保健特別会計からの繰入金を計上しております。

次に、項の2基金繰入金につきましては、財源充当を必要としなくなったものを財源の許します範囲におきまして減額しており、目の4公共施設整備基金繰入金は4,000万円を減額し、6,000万円としており、基金繰入金の総額は4億1,015万円としておりますが、別途歳出の中で基金につきましては、利子分以外の積立金として第3次補正予算において財政調整基金に2億3,000万円を、今回の補正におきまして土地区画整理事業基金に1億2,818万3,000円を計上しておるところでございます。

22ページをお開きいただき、款の23町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明した内容でございます。

24ページをお開き願います。

歳出でございますが、下のページの款の2総務費、項の1総務管理費、目の5財産管理費で、26ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費1,200万円は、国の第2次補正予算の交付金を活用して役場庁舎1階トイレの改修を予定し、節区分の18備品購入費は、職員の異動等に伴う事務用備品を予定しております。

次に、目の10地域政策費、節区分の19負担金補助及び交付金で説明欄の生活路線バス補助金は、27万7,000円を増額し113万1,000円に、地方バス運行等特別対策運行費補助金は、614万円

を減額し647万2,000円としております。

次に、目の11電子計算費で節区分の13委託料516万6,000円のうち449万4,000円は、子ども手当システム導入に係ります業務委託料でございます。

32ページをお開きいただき、款の3民生費、項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の19負担金補助及び交付金で説明欄の公立分の保育所運営費負担金は、87万円を減額し15万6,000円に、私立分の保育所運営費負担金は、634万5,000円を増額し1億3,350万円としております。

次に、目の8子育て応援特別手当給付事業費は、国におきます事業の執行停止に伴い事務費及び手当分の5,122万5,000円を減額しております。

34ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費で目の1保健衛生総務費は、1,196万6,000円を増額しておりますが、節区分の20扶助費で子ども医療費扶助を1,190万6,000円増額し、1億3,790万6,000円としております。

36ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費では、目の4畜産振興費で節区分の19負担金補助及び交付金の堆肥化施設等整備事業補助金は、申請がありませんでしたので、全額を減額するものでございます。

次に、目の8土地改良費で節区分の15工事請負費956万6,000円は、国の第2次補正予算の交付金を活用いたしまして農道舗装工事を予定し、また節区分の19負担金補助及び交付金は、県営の上井手及び下井手かんがい排水事業負担金を国の第2次補正予算の交付金を活用して対応していくものでございます。

38ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費で節区分の19負担金補助及び交付金は、合志市に負担しております簡易水道及び工業用水分のセミコンテックノパーク維持管理負担金を630万9,000円増額し、1,447万7,000円としております。

下のページの款の8土木費、項の2道路橋梁費では、目の2道路橋梁維持費で節区分の15工事請負費3,750万円は、国の第2次補正予算の交付金を活用して道路維持工事を予定しております。

次に、目の3道路新設改良費は、これは横道合志2号線、緑ヶ丘線、北小学校原水駅線、原水駅線等の道路改良事業費の調整を行っております。

40ページをお開きいただき、項の3都市計画費で目の2土地区画整理費は、6,839万9,000円を増額しておりますが、臨時交付金や保留地処分金、地方債を活用した事業推進の中で調整を行った上で、下のページの節区分の25積立金1億2,818万3,000円は、保留地処分金の充当残金を基金に積み立てるものでございます。

42ページをお開きいただき、款の9消防費、項の1消防費、目の3消防施設費で節区分の19工事請負費1,100万円の減額は、執行が見込めないことから減額するものでございます。

44ページをお開きいただき、款の10教育費、項の3中学校費で目の5学校建設費は、武蔵ヶ丘中学校耐震補強事業に対します補助金等の財源の入れかえのみを行っております。

47ページをお開きいただき、最後に款の14予備費を3,912万6,000円増額しておりますが、歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第12号で今説明いただいたんですけども、第2次交付金の補正でいろんな事業が反映されていますが、トータルとしては幾らなのかっていうのと、第2次交付金の補正っていうのは、歳入はどこに反映されているのかという2点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） まず、ただいまの質問でございますが、歳入のほうでございますけども、先ほどご説明しました中で、14ページをお開きいただきまして、14ページの款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の中で節区分が経済危機対策補助金としておりますけども、その中で説明欄の地域活性化・きめ細かな臨時交付金6,417万円としておりますけども、これが第1次分で国のほうから内示をちょうだいいたしましたものでございます。

なお、追加が見込まれておりまして、最終的にはもう少し増額されるというふうに思っております。最終的には、7,641万8,000円まで交付金の額が伸びていくというふうに思っております。

次に、充当のほうでございますけども、先ほども申し上げましたが、今の交付金を財源としたしまして、まず歳出のほうでございますけども、26ページのこれは目が見えませんが、総務費、総務管理費、財産管理費の中の節区分の15工事請負費1,200万円、これが1つでございます。

次に、農政関係になりますけども、36ページでございます。36ページの中で款6農林水産業費、項1農業費、目土地改良費、節区分の15工事請負費で956万6,000円としておりますけども、この部分のうちにも交付金を充てるようにしております。また、19の負担金補助及び交付金の36ページと下の37ページにかけて上井手、下井手としておりますけども、この一部にも交付金を充当するというような予算計上としております。

最後に、39ページでございます。39ページが款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費の中で節区分の15工事請負費3,750万円。道路維持工事費でございますけども、この部分に先ほどの6,400万円程度の交付金を充当している状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ6 ページですけど、第2表の繰越明許費。今小林議員のほうからの質疑がありましたが、国の第2次補正、それ以外に分で工期を含めてどのような理由で繰越明許費となっておりますのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 2番目の電子計算事業でございますが、これは国の法律、子育て関係で事業が6月まで続くことから、延長してプログラムの開発を行うものです。

それと、2番目のまちづくり基本計画につきましては、道路や施設といったインフラの整備を想定してつなげていくわけですが、まちづくり交付金が国の制度の改正で別な制度に変わろうとしている状態でございます、そういうちょっと改正の動向を見ながら対応をしたいということで、これにつきましては繰り越して使わせていただくという考えでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、商工費関係で下大谷1号線道路改良事業2,997万6,000円を一応繰り越しとしておりますけども、これにつきましてはご承知のようにセミコンテクノパーク周辺で現在交差点改良、これ西側の部分ですけども、やがて終わりますけれども、その東側にもう一カ所交差点がございます。この道路につきましては、県道の改良とあわせましてセミコンへの進入路部分、これを改良する予定でおるところでございます。繰り越しにつきましては、現在施工しております改良工事が終了しないと、あそこは舗装してなかなかかえってまた渋滞を引き起こすという点と、設計等については振興局のほうですべてお願いしております、それを待って進めているような状況でございます。

それと、県道側の交差点改良につきましては、大津側からの車両を対象として計画されておるものでございまして、県との調整等を図りながら工事を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（11番吉本 堅君「工期も含めて」の声あり）

工期につきましては、まだ未契約事項でございますので、現段階でいつまでというのはちょっと申し上げられません。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 土木費の道路橋梁費の中で道路橋梁維持事業につきましては、国の第2次補正に伴うもので今回の補正に上げておりますので、省かせていただきますけども、次の横道合志2号線につきましては、ご承知のとおりJR委託分でございますけども、ベントの基礎の検討に時間を要して年度内の完了が見込めないということで繰り越しをお願いするものですけども、それに伴いまして歩道橋の設置工事も発注しておりますけども、それらの基礎等の工事もできないもんですから、その歩道橋の設置工事についてもこの横道合志線道路改良事業には含まれております。

次の北小学校原水駅線道路改良事業につきましては……

(11番吉本 堅君「松村さん、今のやつ工期も全部一通り言うても  
らえませんか」の声あり)

工期ですか。

横道合志2号線につきましては、8月末を予定をしております。

次の北小学校原水駅線道路改良事業につきましては、工事を現在発注しておりますけども、発注した後境界について地権者のほうから異議を申されて、その区間の工事ができないということで、年度内の工事がちょっと見込めないということから、繰り越しをお願いするものです。これについては、地権者と現在まだ交渉を行っておりますので、速やかに完了させたいと思いますけども、相手がおるものですから、ちょっとまだ工期については未定でございます。

次の緑ヶ丘線道路改良事業と原水駅線道路改良事業につきましては、用地絡みのことで繰り越しをお願いするものですが、用地について抵当権がついておったり、用地買収の際に境界立ち会いを段階的にやっておりますけども、現況と国土調査の図面が一致せずに、関係地権者との調整に時間を要しているというような現状でございます。そのことから、工事にも着手できないということで繰り越しをお願いするものです。これについては、まだ工事も発注しておりませんので、来年の3月末を予定をしております。

建設関係を続けて説明しますけども、項の都市計画費の杉並木公園沿路改修事業につきましては、国の第1次補正予算の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業によって予算を9月の補正でお願いしておりますけども、それから国への補助申請を行いまして、国からの補助決定が10月末となっており、それから設計等に入っております。そういった関係から、工事期間に日数が不足するというので繰り越しをお願いするものです。これについても、8月末ぐらいには完了するかと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、土地区画整理事業の1億1,000万円についてご説明いたします。

主な理由としましては、ただいま建設課長申しましたけども、跨線橋の工事のおくれによりまして、うちの都市計画に関しましても歩道橋設置、それと道路の築造そのものもクレーン車の移動等で工事をストップさせておりましたので、その部分と、昨年度からずっと交渉しておりましたけども、場所新町墓地周辺の数件でございますけども、その辺の換地の交渉並びに補償物件の交渉が同意を得ることができましたので、その分について発注がおくれるということで、工期につきましては下原堀川線関係が大体8月末ぐらい、それと新町墓地周辺につきましては7月末ぐらいに完了する予定でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、款の9消防費、項の1消防費、事業名J－A L E R Tシステム整備事業840万円についてご説明を申し上げます。

J－A L E R Tシステムにつきましては、全国的に整備を図っているところでございますが、現行のシステムの機能拡大のためにシステムの改修を現在行っているところでございますが、当初は年度内に改修が終わる予定でございましたけれども、改修に時間がかかっておりまして、今年の8月ごろまでにということで連絡を受けております。したがって、この改修が終わるまで設置ができませんので、繰越明許をお願いしているところでございます。最終的なでき上がりの期間ということでございますが、まだシステムそのものができ上がっておりませんので、その見通しというのはついていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今土木費の中で用地がなかなか確保できずにということで繰り越しになつとつという案件が幾つかあったと思うんですけども、発注の仕方として工事費概算出して今年度事業幾らですよということなんですけども、工事費まで発注、見積もりして、予算を確保してなかなかできないと。やっぱり考え方、工事の発注の仕方として関係地権者の方々が全部同意があつてこそ工事予算をとるとか、その辺のところも今後ちょっと考えていく必要もありませんか。範囲が広がりますので、なかなか難しい面はあるかもしれませんが、関係区長さん初め代表者の方々と相談しながら、用地の確保ということ間違いないということでもって予算をつけるとか、そういうことも今後検討されたいかがかなと思うんですけども、町長その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 用地の確保の見通しがついた上で事業化つていうことでありますけども、こういったいろいろ事業を進める中で用地のほうと一体的に進めるということも、早く事業を進める上では大事つていうことでありますので、できるだけそういう何ていいますか、用地関係については早目に取り組んでいくつていうことは大事だとは思っておりますけども、進める中で地権者が多くなりますと、何名かの方ではありますけども、できるところから進めながら、そして協力を求めていくことも事業のほうも迫つとるような中では必要だと思っておりますので、その辺は十分今吉本議員が言われたようなことは想定はしておりますけども、一体的に進めるという中でこういった繰越明許あたりも出てくるということについては、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 横道合志2号線道路改良事業で今現在図書館のところを工事が進んでるわけですけども、線路の両側に支柱で、できてしまつたら取り外すということ今している

かと思えます。東ヶ丘から光の森に行くあの陸橋も、同じところに支えの大きいのができてるんですよ。こっちの図書館のところは、それを2本とも将来的でき上がったらとるということですけれども、今すぐはどうもないけれども、将来的にその2本の支えがなくても大丈夫なのかということをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 光の森に行きます道路については、県道とJRの間とJRの北側にも足というか橋脚がありますけども、あそこは橋の長さが短いもんですから、短いというか足が多くあるから橋の長さは短いんですけど、コンクリート製になっております、橋がですね。うちの場合が県道とJRの間に今ベントという仮のやつをつくっておりますけども、あれはJRの敷地内に今つくっております。永久的につくることができなかったということで、一気に県道の南から北側の図書館まで飛ばす必要があったということで、橋の長さが54.6メートルだったですかね、長いんですけども、鉄製になっております。だから、その違いなんですけども、それは耐え得るように計算してあると思っておりますので、大丈夫です。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第13号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第13号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） おはようございます。

議案第13号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の予算の補正についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,507万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を30億6,163万8,000円と定めております。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、歳入歳出ともに収入額、支出額ほぼ確定したもののについて調整するとともに、補正が生じたものについての措置を行っておるところでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1の国民健康保険税、目の1の一般被保険者国民健康保険税4,100万円の補正増を行っております。保険税の収入増については、収入実績及び年度末までの収入見込みにより補正を行っているところでございます。

節の1で医療給付費3,000万円の補正増を行っております。それから、節の2で後期高齢者支援金700万円の補正増を行っております。それから、節の3の介護納付金で200万円の補正増でございます。

それから、目の2の退職被保険者等国民健康保険税600万円の補正増を行っております。これも収入実績及び年度末までの収入見込みにより補正増を行っているところでございます。

節の1で医療給付費分で400万円の補正増を行っております。

下のページの9ページをお願いいたします。

款の5の国庫支出金、目の1の療養給付費等負担金でございますけれども、交付変更申請に基づきまして1億322万円の補正の減を計上しております。内容については説明欄のとおりでございます。

それから、項の2の国庫補助金、節の1の普通調整交付金、これも交付申請に基づきまして1,062万2,000円の補正増を行っております。

10ページをお願いいたします。

款の10の共同事業交付金、目の1の高額療養費共同事業交付金で、これは交付決定によりまして2,239万4,000円の補正増を行っております。

それから、目の2の保険財政共同安定化事業交付金でございますけれども、これにつきましても交付申請に基づきまして3,454万7,000円の補正増を行っております。

それから、款の13繰入金、目の1の基金繰入金6,000万円の補正増を行っております。医療費の増加に伴いまして財源が不足する見込みのため、療養給付支払基金のほうからの繰り入れを計上しております。

下の11ページをお願いいたします。

款の15諸収入、目の5の一般被保険者第三者納付金で306万7,000円の補正増を行っております。これは交通事故に係るもので、6件分の件数でございます。

以上で歳入の主なものについての説明を終わります。

12ページをお願いいたします。

それでは、続きまして歳出の主なものについて説明を申し上げます。

款の2の保険給付費、目の1の一般被保険者療養給付費で7,536万円の補正増を行っております。この保険給付費でございますけれども、当初予算の見込みでは平成20年度実績見込み等で4.1%程度の医療費増を見込んでおりましたけれども、実績見込みでは前年度比に対して10.9%程度の増加見込みとなり、予算不足が見込まれるために今回補正を行っております。

それから、目の2の退職被保険者療養給付費1,568万4,000円の補正増を行っております。

下の13ページをお願いいたします。

項の2の高額療養費、目の1の一般保険者高額療養については、財源の組み替えでございます。この財源の組み替えについては、歳入におきまして共同事業交付金が増額となったために、財源の組み替えを行ったところでございます。

14ページをお願いいたします。

款の7の共同事業拠出金で目の2の保険財政共同安定化事業拠出金1,646万8,000円の減でございますけれども、これも交付決定により補正減を行っております。

下の15ページをお願いいたします。

款の12の予備費、目の1の予備費については、156万5,000円の補正減を行っております。これは歳入歳出の予算額を予備費で調整しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第14号 平成21年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第14号平成21年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第14号平成21年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の予算の補正についてです。

第1条で、歳入歳出の予算の総額を985万9,000円を追加し、歳入歳出総額を1,320万9,000円と定めております。今回の補正につきましては、先ほど同様に収入額、それから支出額ほぼ確定したものに調整をしております。また、補正が生じたものについての措置でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の2の国庫支出金、目の1の医療費国庫負担金、節の2の過年度分でございますけれども、347万9,000円。これは確定によりましての補正増でございます。

下の9ページをお開きいただきたいと思います。

款の5繰越金、目の1の繰越金で65万4,000円の補正増を行っております。これは平成20年度からの繰り越しの補正増でございます。

それから、款の6の諸収入、目の1の第三者納付金で442万2,000円の補正増を行っております。これも交通事故分で、件数は2件でございます。

それから、目の2の返納金ということで127万6,000円の補正増を行っております。国保連合会及び支払基金からの過誤等による診療報酬等の返納金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

10ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてですけれども、款の2の医療諸費ということで、目の1の医療給付費で30万円の補正増を行っております。

それから、下の11ページをお願いいたします。

款の3の諸支出金、目の1の一般会計繰出金で395万2,000円の補正増を行っております。補正増の理由は、これは一般会計への戻し入れを行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

款の予備費、目の1の予備費で624万7,000円の補正増を行っております。これも歳入歳出の予算の調整のための補正増でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第15号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第15号平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第15号平成21年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出の予算の補正についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,299万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を16億4,711万3,000円と定めております。この補正につきましても、歳入の確定したもの、それから支出等も確定したものについて調整をしております、補正が生じたものについても措置を行っているところでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の1の保険料、目の1の第1号被保険者保険料ですけれども、収入実績、それから収入見込み等により節の1の現年分でございますけれども、312万5,000円の補正増でございます。

それから、款の4国庫支出金、目の1の介護給付費等負担金、これは変更交付申請に基づきまして658万9,000円の補正減を行っております。

それから、項の2の国庫補助金、目の1の調整交付金、これも交付申請に基づきまして299万6,000円の補正減でございます。

それから、目の2の地域支援事業交付金141万6,000円の補正減を行っております。これは介護予防事業費の歳出の予算の減額をしたための補正減でございます。

下の9ページをお開きいただきたいと思います。

款の5の支払基金交付金、目の1の介護給付費交付金、これは変更申請に基づきまして2,016万6,000円の補正減を行っております。

それから、目の2の地域支援事業交付金169万8,000円の補正減でございます。

それから、款の6の県支出金、目の1の介護給付費負担金は、これについても変更交付申請に基づきまして102万2,000円の補正減を行っております。

10ページをお願いいたします。

款の9の繰入金、目の1の介護給付費繰入金で394万1,000円の補正減を行っております。これは介護給付費及び予防給付費に要する市町村の負担金分でございます。

それから、下の11ページをお開きいただきたいと思います。

項の2の基金繰入金、節の1の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金でございますけれども、414万5,000円の補正増を行っております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

款の2の保険給付費、目の1の介護給付費等諸費で2,771万2,000円の補正減を行っております。補正減の主な内容ですけれども、介護サービス等諸費の決算見込みで現予算に対して不用額が生じる見込みのために、今回補正減を行っております。

それから、項の3の高額介護サービス等諸費で目の1の高額介護サービス等諸費360万円の補正増を行っております。

下の13ページをお願いいたします。

款の4地域支援事業費、目の1の介護予防特定高齢者施策事業費で369万2,000円の補正減を行っております。

14ページをお願いいたします。

目の5の任意事業費で100万円の補正減を行っております。

それから、下の15ページですけれども、項の3の特定事業費で103万円の補正減。

それから、款の5の基金積立金、目の1の介護給付費準備基金積立金で246万4,000円の補正減を行っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第16号 平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第16号平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） それでは、議案第16号平成21年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ184万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を18億3,962万6,000円と定めております。これにつきましても、年度末を迎えましてそれぞれ調整を行っているものでございます。

第2条で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は第2表繰越明許によると定めております。

第3条で、債務負担行為の変更は第3表債務負担行為補正によると、第4条で地方債の変更は第4表地方債補正によると定めております。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、新町墓地周辺の第2土地区画整理事業の進捗状況に合わせて、それぞれ翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

5ページをごらんください。

第3表の債務負担行為補正でございますが、企業会計移行に係る資産整理業務委託料についてプロポーザル方式で入札を行った関係で今年度の事業が減り、来年度以降に事業量がふえますことから、今回債務負担行為489万7,000円の増額補正を行うものでございます。

6ページをお開きください。

第4表の地方債補正でございますが、熊本北部流域下水道事業負担金の減額による地方債の300万円の減でございます。

10ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料を1,335万円増額しておりますが、これは処理人口の増加分を考慮して増額としております。

次に、款の2分担金及び負担金、目の1下水道事業受益者負担金でございますが、第2区画整理地内、その他の新築住宅が増加したことにより、162万2,000円を増額しております。

次に、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金を1,382万円減額しておりますが、これは使用料や受益者負担金の増額により一般会計からの繰入金を減額したものでございます。

次に、款の8町債、目の1土木債を300万円減額しております。これは先ほどご説明しましたとおり、熊本北部流域下水道事業建設負担金の減による起債の減額でございます。

12ページをごらんください。

歳出でございますが、款の1総務費、目の1一般管理費を36万6,000円増額しておりますが、節の1報酬並びに給与の旅費につきましては、下水道事業運営審議会の2回目を実施することになったため、不足分を増額するものでございます。

8の報償費につきましては、不用残の減額、27の公課費につきましては、消費税の中間申告において確定した額を支払うものでございます。

次に、款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費、節の4共済費及び19の負担金補助及び交付金につきましては、不足分を増額し、その他につきましては、それぞれの不用残及び入札残を総額225万9,000円減額しております。

目の2調整池維持管理費につきましては、入札残37万6,000円を減額し、目の3セミコンテクノパーク下水道維持管理費につきましても、それぞれ不用残及び入札残を総額59万9,000円減額しております。

14ページをお開きください。

次に、款の3事業費、目の1流域下水道事業費の節19負担金補助及び交付金298万円の減額は、熊本北部流域下水道事業建設負担金の減によるものでございます。

目の2流域関連公共下水道事業費につきましては、増額400万円でございますが、委託料の減につきましては、入札残、工事請負費の増につきましては、区画整理地内の汚水、雨水工事分で、改築更新工事の減につきましては、入札残でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第17号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第17号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） 議案第17号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ950万円を減額し、歳入歳出の総額を3,128万9,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を10万円、款の2分担金及び負担金、目の1農業集落排水事業分担金、節の1現年度分を1,000円、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を939万9,000円減額しております。これは処理人口の減によるものと、新たな整備要望がなかったことによる減でございます。

9ページをごらんください。

歳出でございますが、款の3事業費、目の1農業集落排水事業費、節の13委託料を250万円、節の15工事請負費を700万円減額しております。集落内開発制度に伴う新たな管渠の延長工事申請を予定しておりましたが、今年度は申請はありませんでしたので、減額したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第18号 町道路線の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、議案第18号町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第18号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回ご承認をいただきたいのは、新山23号線、大堀木21号線、新山武蔵ヶ丘線の3路線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明しますので、参考資料の1枚目をおかけ願います。

新山23号線につきましては、菊陽町立白鈴保育園の西側に位置しまして、集落内開発制度によりまして設置されたものでございます。

次のページをお開きください。

大堀木21号線でございますが、場所は菊陽台病院の西側に位置し、菊陽台病院の関連施設の建設に伴いまして里道を拡幅し、整備されたものでございます。

次のページをお開きください。

新山武蔵ヶ丘線でございます。この道路は、県道住吉熊本線のバイパス工事に伴い旧道となっている県道住吉熊本線と県道新山原水線の一部を町道として引き継ぐもので、光の森5丁目の県道新山原水線と住吉熊本線の交差点を起点とし、光の森1丁目の熊本市境を終点とする道路でございます。

この道路の延長1,544.7メートルのうち270メートルは合志市区域となっております。これにつきましては、区域を越えて町道に認定することから、道路法第8条第4項の規定により関係市である合志市の承諾を得る必要があることから、3月4日の合志市議会で議決を受けているところでございます。

以上3路線の町道認定について議会の議決をお願いするものです。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一番最後の合志市との関係ということでは、延長を言われたんですが、よければこの図面の中、もしくは一番最初の路線起点、終点というところに路線延長と路線幅員ぐらいいれとっていただきたいなと思います。入れてありませんので、路線延長と路線幅員と、町の規約に沿った格好での町道認定というか、町道に認定するという事なんだろうが、路線延長、路線幅員ということで説明を求めます。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 町道路線の認定につきましては、起点、終点の一番最初の新山23号線と言いますと、起点が菊陽町新山1丁目地内ということで、この町道認定の要件といえますか、起点、終点の示し方についてはここまでの表示でよいということから、これしか記載しておりませんが、道路改良あたりをやって起点、終点の地番まで入れておくと、そこまで変わったりとかしますものですから、この表示がこうなっておりますけど、説明っていうことであればしたいと思いますけど……

（11番吉本 堅君「いや、松村さん、延長と幅員だけでいい」の声あり）

新山23号線については、延長が70メートルでございます。それと、幅員が6メートルです。大堀木21号線につきましては、延長が89.5メートル、幅員については9メートルから21.5メートルとちょっと幅員はばらばらでございます。

新山武蔵ヶ丘線については、延長が1,544.7メートルで、うち合志市が270メートル、幅員が8.8メートルから18メートルでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 今とちょっと関連しますが、この集落内開発にしても民間業者の開発にしても、町道認定をするというその最低限の基準というのか、それあたりは何かありますか。例えば、従来であれば、この新山23号線あたりは行きどまりの土地だということで、昔であれば周回道路あたりがないとその町道認定がなかなか厳しかったと思いますが、そこらあたりの町が町道認定するための最低限度の基準、そういうのが大まかでいいですけど、細かいことはいいですから、教えていただけませんか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 一応菊陽町の町道認定基準というのがございまして、都市計画法で造成された場合は検査に合格した道路ですけども、公園、学校、その他公共施設に通ずる道路で道路管理者がその認定の必要を認めたもの、道路の延長が35メートル以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつその沿線に当該道路を利用するおおむね5戸以上の住宅が存在するか、住宅の建築が見込まれるもの。上記に該当しない場合でも、地方生活圏整備のため管理者が特に必要と認めるものについては町道認定することとしておりますけども、こういった集落

内開発制度とか開発ですけども、できるだけ町道とか県道、里道に両端が通じて行きどまり道路がないように、ないほうが理想なんですけども、どうしてもミニ開発になりますと行きどまり道路になりますので、そこについては転回場所ですか、転回場所を設けていただくようにしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 新山武蔵ヶ丘線について質問いたします。

先ほど合志市との関係がちょっと説明ありましたけども、よく理解できなかったものですから、例えばその調整池がありますですね。そこから少し合志市が食い込んでおりますね。かぎ型にちょうど曲がってる部分っていうのが、合志市のこれは管轄内になると思うんですが、これもここでこの議決をすれば菊陽町の町道になるということですか。その辺をちょっと詳しく教えてください。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今議員が申されましたように、この図面の曲がってるところですかね。

（4番甲斐榮治君「はい」の声あり）

そこが合志市うちで270メートルありますけども、菊陽町の町道ということになります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今川侯議員の質問に対して松村課長の答弁というのは、ちょっとばかり不足をしとったのではないかなあと。川侯議員のほうは、今までは回転広場か何か、最後にないとさがにゃ町道認定はできんのじゃないかという話。これは、例えば一番最初の延長70メートル、幅員6メートルの新山23号線というのは、今それには該当しないわけですよ。回転広場がないから。ただ、松村課長の言われるのは、町が認定するということですから、その認定の条件というのが言われてない。県の開発あたりを見ますと、4メートル、5メートル、6メートルと、最低6メートルであれば回転広場を設けなくてもそのままよいとかという規定はあるかと思うんですが、その辺を採用されての町の判断ではないかと思うんですが、そこも明確にされておらないと、吉本が町長、これを町道認定してくださいと言うたらでけんと言われて、逆かな、別な方が言われるとだめだと言われて、吉本が行くとオーケーだということのないように、明確にしとく必要があると思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） すみません。最初の新山23号線ですけども、これ図面は真っすぐになって本当行きどまりで転回場所がないように見えますけども、実際転回場所がございます。都市計画法の32条によりますと、6メートル以上あっても通り抜けになってない場合は、自動車

転回スペースを設けることとなっております。これ新山23号線についても転回場所はございます。図面の表示がないだけでございます。

以上です。

(11番吉本 堅君「じゃあ、図面の差しかえばちょっとしとったほうがええかもしれません。将来残りますので」の声あり)

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 一番最後の新山武蔵ヶ丘線のその合志市の部分についてちょっと懸念っていいですか、質問がありますのでお尋ねをしますが、この道路は武蔵ヶ丘の方面から下りになるあの道路のことですよ。違いました。

(「違います」の声あり)

違います。じゃあ、いいです。この合志市の部分のこの道路を町道に認定した場合に、仮に工事が必要になったときは、菊陽町が負担するわけですよ、その認定すれば。そうなるわけですよ。菊陽町が負担をしてまで合志市から菊陽町のほうに譲っていただいて、町道に認定する理由っていうのがあれば、ちょっと教えてください。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） これは武蔵ヶ丘からおりてきた道ではございませんで、武蔵ヶ丘中学校の前の道路を北に行きまして、次の大きな交差点を右に曲がった道路ですね。

(2番北山正樹君「はい、了解しました、それは」の声あり)

やっぱり合志うちのこの270メートルを別々に認定するとすると、途切れ途切れになって維持管理をする上ではどちらかでやったほうがいいということで、菊陽町のほうが延長的には長いもんですから、菊陽町の町道に認定しますけども、逆にセミコンテクノパークの西側交差点ですか、あそこの交差点から北側のセミコンテクノパークまでは菊陽町区域ですけども、合志市が現在工事をやっております。あれの場合、このパターンと逆でございます。

それと、杉並台の東西の道路が合志市と境になっておる東西の道路、焼肉のなべしまつてあるんですが、あそこから東への道路については、約3メートルぐらいは菊陽町になっております。だから、歩道部分については菊陽町になっておるかと思えます。そこについても合志市が工事をしております。

もう一カ所、先ほど言われました武蔵ヶ丘団地から坂道をおりて交差点から北側に二級河川堀川まで、これについても道路の中心が境界になっておりまして、あれは合志市の市道になっております。合志市のほうで工事等をしております。

以上です。

(2番北山正樹君「了解しました」の声あり)

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位に申し上げます。

11時45分から全協を開きますので、委員会室へお集まりください。

なお、議案第19号継続審査分の補正予算書の差しかえを行いますので、しばらくお待ちください。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時37分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成22年3月15日（月）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成22年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成22年3月15日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 2番 | 北山正樹君 | 3番 | 石原武義君 |
|----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |                |       |
|-------------------|-------|----------------|-------|
| 町 長               | 後藤三雄君 | 教育委員長          | 三島誠一君 |
| 教 育 長             | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 田中真治君 |
| 総務部長              | 宮本義次君 | 福祉生活部長         | 大川育男君 |
| 産業建設部長            | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 大野秀治君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長   | 吉岡典次君 | 総合政策課長         | 松本東亞君 |
| 財政課長              | 實取初雄君 | 税務課長           | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長     | 渡邊幸伸君 | 健康・保険課長        | 阪本修一君 |
| 環境生活課長            | 吉野邦宏君 | 町民課長           | 堀川正信君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 | 農政課長           | 荒木一雄君 |
| 建設課長              | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 坂本恭一君 |
| 下水道課長             | 山崎謙三君 | 商工振興課長         | 平野誠也君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 教育審議員兼<br>図書館長 | 帆保勇君  |
| 教育審議員兼<br>学務課長    | 大山晃君  | 中央公民館長         | 堀川俊幸君 |
| 生涯学習課長            | 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長      | 志垣敏夫君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

それでは、一般質問の発言の順位が決定しておりますので報告いたします。

1番佐藤竜巳君、2番小林久美子君、3番北山正樹君、4番梅田清明君、5番吉本堅君、6番福島知雄君、7番石原武義君、8番甲斐榮治君、9番芝和長君、10番坂本秀則君の順となっております。

なお、今回は3日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いいたします。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○7番（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。

平成22年度第1回菊陽町議会定例会一般質問に対して、ただいま吉村議長から許可をいただきましたので、町民を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

最初に、3月11日の日にわざわざ私に会いに来ていただいた新成区の方と話し合いをしている中で、町が取り組むべき仕事や、住民の皆さんの理解と協力を得てこそ捨てるごみが宝の山になり、各校区、自治会等への財源となることから、私たちが目指す環境づくりに対するごみ減量化とリサイクルについて質問いたします。

次に、今景気、需要の低迷と飼料や肥料ほか燃料、資材等の高騰による経営の圧迫が進んでいる中で、町がすべき農業経営の支援について質問いたします。

最後に、これからの町政発展に向けて、以上3つの点から質問させていただきます。あとは質問席のほうで質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 質問事項1ですが、ごみの減量化とリサイクルについて質問いたします。

①のごみ処理費の菊池環境保全組合の負担金とは書いておりますけれども、平成18年から20年度、わかった範囲で結構ですからお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ただいまのごみ処理経費の菊池環境保全組合の負担金についてお答えいたします。

菊池環境保全組合の負担金につきましては、各市町の負担金の算定の方法につきまして、負担金額の10%が均等割で、残りの90%がごみの搬入割となっています。この搬入量の算定期間につきましては、予算措置に間に合う直近の量で算定されるようになっていきますので、前々年の9月から前年の8月までの1年間のごみの量によって決められています。したがって、負担金の予算に反映されるごみの量は、半年から1年半前のごみの量となっています。

また、各市町の負担金の額につきましては、菊池環境保全組合の予算額に影響を大きく受けますので、そのことを含めてお答えいたしますと、平成18年度の組合の予算が14億2,200万円、本町の負担割合が27.28%で、負担金にしますと3億8,600万円というふうになっています。平成19年度の組合予算が14億5,400万円で、負担割合が28.58%で1.30%増加しまして、負担金額では4億1,200万円と2,600万円の増加となっています。平成20年度につきましては、組合予算額が14億1,200万円、負担割合が28.28%で0.3%減少しまして負担金額が3億8,100万円となり、3,100万円減少しています。21年度につきましては、組合予算額が18億3,400万円で、組合予算額自体が4億2,200万円増加していますので、負担割合が28.25%と0.03%減少していますけれども、負担金額では5億400万円と1億2,300万円の増加となっています。

なお、この21年度の組合予算につきましては、補正予算が組まれておりまして、負担金額で1億4,000万円減額されまして、本町の負担金額に直しますと3億9,550万円が返納されておられるというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 今、負担金の話ですが、他町村と比べると非常に我が町は高いと思いますけど、その原因は何でありますか。お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ただいま申しましたように、負担金の額といいますのが率で決まりますので、ごみの搬入量によって大きく影響してまいります。菊陽町の分が高いということは、その率で判定していきますのでないわけなんですけれども、高いという原因につきましてはごみの搬入量、ごみの量につきまして平成15年、16、17年と特に光の森地域の事業所等の増加及び人口の増加によってごみの量がふえておりますので、そのことによりまして負担金の負担割合率が上昇してまいっております。

以上のような状況です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 事業所ごみは、これを見ますとかなりのやっばり増になってますけども、町の一般廃棄物による処理はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ごみの処理につきましては、大きく分けまして3つに。1つが燃えるごみとして焼却処理をしておる部分、それともう一つが資源ごみといたしまして、再利用

しております部分。この資源ごみにつきましては13種類ぐらいに分別しておるかと思いますが、ちょっと数字は少し違っておるかもしれませんが、それと埋立ごみ。どうしても再利用、あるいは燃やすことができなかつたものにつきましては、小さく砕きまして埋立処理をするというような3つの方法になっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

今、何番目ですかね。

○7番（佐藤竜巳君） 2番目に移ります。

○議長（吉村豊明君） 2番目ですね。

○7番（佐藤竜巳君） ②のごみを減らすための町の対策はと書いておりますけども、これに対してまたお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ごみを減らすための町の対策はということで、先ほどお話がありました事業所のごみにつきましてですけれども、特に平成19年度から事業所のごみも大分ふえておりましたので、何とか減量化したいということで19年度から事業所を150カ所ほど訪問いたしまして、分別の徹底等リサイクルをお願いしてまいりました。この3年間で事業所の分のごみの量は28.5%減少をすることができております。また、今後の減量化の対策といたしましては、平成22年度につきましては、やはり一般家庭の生ごみの減量化対策も進めたいというふうに考えておまして、各町民センターの活動を通しまして、段ボールコンポストを活用しました生ごみの削減対策を推進していきたいと考えております。具体的には7カ所の町民センターでそれぞれ40名ほどのモニターを募集し、段ボールコンポストを活用した生ごみの堆肥化を実践していただきまして、この方たちの地域での活動、あるいは各センターでのコミュニティ活動を通して、生ごみの減量化が広がっていくように実施していくものであります。

また、あわせまして、各地域これすべての地域で行われておりますけれども、リサイクル活動もさらに充実していきますように各地区にも働きかけを行っておりますので、社会全体が一体となって循環型社会の構築ができるように取り組んでまいりたいと思います。

また、事業所につきましても、いろいろ対策は行ってきたところでありますけれども、さらに食品リサイクル法に伴います生ごみ処理施設の搬入、これ堆肥化処理をしますけれども、そういったところへの搬入ができるように、可燃物を生ごみとその他のものに分別をさらにお願ひしていきながら、減量化を進めていきたいなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 前後しますけども、町の、先ほどおっしゃった自然ごみの排出は、やっぱり一般ごみとして燃やすごみに、可燃ごみにするよりも、こういった機密文書関係を出すところがあると思いますけども、ご存じでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ごみのうち紙類、特に役所あるいは学校等も含めてですけれども、こういったところの紙類の量というのは大変多くなっております。私どもの町でも一部機密性を要するものについては、従来は組合のほうで焼却処理をしておったところです。近隣の市町の状況を見ますと、やはり最近につきましては機密文書のリサイクル処理もどんどんどんどん行われるようになっていっております。特に、処理につきまして全体的な入札も行いながらされているような自治体もございますし、自治体によりましては可燃物の処理場へのそれぞれの自治体からの紙類の搬入を禁止しているというようなところもございます。私どもにおきましても、環境保全組合の協議の中で、いつかはそういった役所からの文書についての搬入を禁止し、リサイクル業者による機密文書、紙類の再利用による処理を行っていくべきではないかなという話はもう行っておるようなところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） なぜ私がこれを出したかという、まず先ほど事業所には徹底させるとおっしゃったけども、やっぱり我が町からそういった徹底をせんと人にはやっぱり勧められませんか、大体可燃ごみとして出す費用と大体1人当たりの処理費用としては2万9,064円かかるわけです。それに出すと、やはり機密書類のこの契約をしていただくと、かなりの安さが出てきます。よって、こういったことを早く取り組むべきだと私は考えていますけども。

それと、今熊本市内でもこういった再生利用の可能な紙を持ち込まない運動があつてます。これは私たち菊池環境保全組合も平成23年度には実施するとお聞きしましたけども、その点はどうお考えですか。お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 今おっしゃられました機密文書の組合での処理につきましては、昨年の担当課長会議の中で議題として出されておりました、なるべく早い時期にそれぞれの自治体での処理体制というようなのもございますので、なるべく早い時期に検討して、整理をして、搬入の禁止をやっぺいこうというような申し合わせはやっぺいおるところで、一応そのときの話といたしましては、23年度中にはというような目安のことも話しております。

以上でよろしいですか。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 23年4月から実施するということですから、やっぱり町民の方もこれに対応していただくためには早く知らせるべきじゃなかろうかと思つてます。

次に移ります。町はごみの削減を何%目標に立てて実施していくのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 町のごみの削減を何%目標に立てているかということでございますけれども、ここ3年間のごみの量ですけども、先ほど申しましたように事業所につきましては

は28.5%の減少と。それと、一般家庭からの分につきましては、人口が大体9.1%ほど伸びておりまして、一般家庭からの分というようなのは5%増というふうになっております。全体を合わせますと、3年間では可燃ごみベースで8.4%ほど減量化することができておるといような状況でございます。しかし、今年度と昨年度を比較してみますと、3年間では今言いましたように8.4%減少しておるんですけども、昨年と今年の1年間の比較では可燃ごみで1%、ごみ量全体でも1.1%ほど増加する見込みであります。これにつきましては人口が2.3%ほど増加しておりますので、それに伴う各家庭からの搬出量の増加ということですが、これまでは事業所でいろんな対策をとっていただいて減量化ができておりましたので、事業所分のマイナスを含めると減少ということになっておりましたけれども、昨年は余り事業所のほうもいろいろ対策をとられて、昨年の量につきましては余り減少というような数値となっておりますので、全体的にはふえるというような数値となっております。

そこで、削減目標ということでありまして、削減目標といましては何%かを掲げて目標実現に向けまして住民の皆様さまにさまざまな協力を呼びかけて削減目標を掲げるという方法もありますけれども、本町におきましてはこれまで各家庭、あるいは事業所についてもいろんな減量化のお願いをまいっておりますので、目標を掲げてというのではなくて、内部的な目標というのを持っておるんですけども、これにつきましては事業所あるいは人口も引き続き増加していますので、可燃ごみを17年度と比較しまして、先ほどの3年間では8.4%減少ということですが、これを4年間までに10%までには何とか減少させていきたいなど、そういった対策を進めたいというふうに考えて、その内部的な目標は持っておるところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 目標を立ててやるというか、もうそれにやっぱり実施すべきじゃなかろうかと思っております。なぜかという、やはり先ほど10%ですと、今までの21年度に搬入ごみを減らした場合、10%削減すると3,755万円ぐらい削減できます。20%になると、7,727万円ぐらいは削減できるということです。また、30%になると1億1,900万円ぐらいの削減になる。やっぱり、こういった私先ほども言いましたけども、町が中心となって減らして、これを財源にするということが一番の手じゃなかろうかと思っておりますけども町長、その辺の考えはどう考えておりますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の佐藤議員の言われるとおり、もうこの減量化というのはもう持ち込み量によって9割が負担金で返ってくるような形でありますので、この減量化につきましては先ほど機密文書のこともありましたけども、こういったものについては特にこの役場の関係あたりは22年度からまだ徹底してないものについては早急に取り組んでいきたいと考えてるところであります。そして、一般ごみ等につきましては当初課長が申しました生ごみの減少、これが

非常に段ボールコンポストあたりでもかなり減らせるというようなことであります。こういうものを各家庭のほうに普及していきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 次に移ります。

町が補助している資源物格納庫の負担金の割合をお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） リサイクル活動を支援していくために、今おっしゃられました資源物の保管庫の補助事業の制度を持っておりまして、これにつきましては設置される地区に助成を行っております。補助金の額といたしましては1資源保管庫の整備に要する経費のうちの3分の2の額で、限度額は10万円というふうにいたしております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） これは土地とか駐車場には利用できないわけですね。なぜかという、今格納庫を置くスペースが、置くとやはり駐車場とかいろいろな面で狭くなるものですから、今これは使えないわけですか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 助成額を算定する整備費につきましては、建物、保管庫の整備というようなことで、一応土地とかあるいはほかのものの造成費とか、金額も10万円でありますし、そういったものを対象とはいたしていないところです。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 次に移ります。

資源物格納庫はどこが補助対象で何カ所設置され、その成果をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 最近の助成対象地区ですけれども、平成19年度が新成区、三里木区の2地区になっておりまして、平成20年度が宮の上地区が、ここが2カ所に設置されておまして、それと沖野区、それと新成区、合わせて4カ所。本年度はまだ申請はあっておりませんけれども、そういうような数字になっております。

それと、その成果というようなことでありますけれども、成果につきましてはそれぞれの区ともに雨天時の活用等にうまく使用していただいておりますし、こういった資源保管庫を設置される際に、リサイクル活動への参加者をふやすというようなきっかけにもなっていけばというふうに考えております。また、1人当たりの本町の集団回収量ですけれども、県内では4番目というようなことで高い順番にはなっておりますし、そういった分につきましても、資源保管庫の助成事業の成果だけということではありませんけれども、そういった事業等も行ってありますので、リサイクル活動の盛んな自治体と、そういうふうに言えるのではないかとこのほうには一応考えておるようなところです。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 私たちも、今区でも、これが2月4日、環境生活課の方がお見えになって、こういったいろんな分別方法とかいろんな支援策で削減するということにおいて、説明をいただきましたけども、私たち住民が理解して、冒頭にも言いましたように自分たちの校区、自治会のやっぱり財源になりますから、そういった面にやはりするためには、格納庫なんていうのは物すごく必要だなと思います。町長、なるべくやっぱりこの辺に力を入れていただいて、ふやしていただいて、資源化を大事にしていきたいと思います。

次に移ります。廃品回収に対し町の助成金の見直しの考え方はないのかにつきまして、ある資料をいただきまして菊陽町と比較しますと、廃品回収による補助金の額ですが、これは大津の例でありますけども、紙類はほとんど1キロ当たり10円ということでございますけども、瓶類も10円。それと、大津はその他の瓶ということは色瓶だと思いますけども、菊陽町にはこれは今廃品回収にはなってませんよね。それと、アルミ缶とスチール缶を見れば、一方は20円なんです。町は10円なんです。それと、ペットボトルも一緒です。布類も一緒です。一番大事なのは、私は廃食油です。大津町は1リットル当たり20円の廃食油の補助金を出しています。菊陽町を見るとないんです、ないんです。なぜかという、この廃食油で前にだれか一般質問にあったと思うんですけども、これを使ったディーゼルエンジンとか役所の車とか、ボイラー等に使えるとお聞きしましたもんですから、こういったことを含めて上げていただくわけにはいきませんか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このリサイクル処理機の見直しにつきましては、平成20年4月に改正をしております、有価物として取り扱いが定着しましたスチール缶を対象品目に追加しまして、各家庭でのリサイクル物の保管の負担が減って、リサイクル活動に参加しやすくするために、実施回数の多いところにつきましては、回数加算制度ということで、年間に4回以上取り組まれるところにつきましては、4回目から2割加算ということを導入して支援をしてきたところでありますが、今後もこのリサイクル活動につきましては、地域での活動を活発にさせていただいて、ごみ処理経費として組合のほうに負担するよりも、ごみの量を減らしてリサイクル奨励金のほうとして、地域のほうに還元していくというのが、非常に地域でもその還元金をもとにして、また地域づくりの費用にそれを充てておられるようなところもありますので、そういった面でこの追加品目といいますか、一般的な取り扱い、有価物として取り扱えるような品物についてはリサイクル奨励金の対象品目に追加していきたいというふうに考えております。

また、本町の奨励金の対象になっていない、今議員のほうからも話がありました、この牛乳パックにつきましては、有価物としてのリサイクル業者も取り扱つとるということでありまして、地域のリサイクル活動でも回収されておるような状況でありますので、こういったものについては直ちに追加品目に追加したいというふうに思います。

また、瓶類につきましては、これも近隣の市町、大津あたり等は対象品目が異なっておりますけども、リサイクル業者が回収してリサイクルできる品目ということで、そういう瓶類につ

きましては対象品目として追加したいというふうに考えております。価格につきましては、市場で取引される価格より余り補助金のほうが高くなると通常市場のほうで動いておりますリサイクル制度、そういったものに、またビール瓶などにつきまして販売店が買い取ってメーカーに引き取らせております、そういう一方の流れに影響のあることも十分検討しながら、この辺の補助金の額あたりも考えていかなければならないと思いますけども、いずれにしてもこの直接施設のほうに持ち込まないということは、また施設の延命化のほうにもつながりますし、全体的な負担金の総額でも町の負担金だけじゃなくて、全体的な組合の処理費用も減額になるということで、こういったリサイクル活動についても積極的に力を入れていかなければならないと思います。

それから、廃食油につきましても、これ今、町の方では取り上げておりませんが、こういったこれがまたリサイクルのほうにかかっていくというところのシステムづくり、そういうところも確立しながら取り組むように持っていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひ町長、早目に取り組んでいただきたいと思います。なぜかという、やっぱり私も廃食油で、今大津もやっていますけども、こういった廃食油で先ほど言った車とかいろんなボイラーとかに、廃食油の98%が燃料化になって、あとは2、3%はグリセリンというものが出るだけで、それは石けんか何かに使えるということで町長、この機械は200万円もしません。よければ早くこういったことを導入していただいて、町が示すCO<sub>2</sub>削減に対して環境に優しいものですから、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に移ります。

次は、2番の農家経営支援策についてです。①の耕作放棄地の解消と町の今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（志垣敏夫君） 耕作放棄地の解消と町の今後の取り組みはということでお答えいたします。

耕作放棄地につきましては、平成20年度の農業委員会委員の現地調査で、市街化調整区域の農地面積約1,764ヘクタールのうち、耕作放棄地面積は28ヘクタールでございます。全体に占める割合は1.59%です。町全体で現在までに解消できました面積は、21年度末予定で自作開始及び利用権設定により、耕作開始された面積で約6.8ヘクタールが解消されております。率にして24%です。21年度は新たに国の助成事業が制定されましたので、3名の認定農業者がこの事業申請をされまして約1.4ヘクタールを解消され、現在耕作されています。

今後の取り組みにつきましては、耕作放棄地対策協議会及び農業委員のあっせん等により、道路つき農地については利用権設定ができる農地から、順次助成事業の活用などによって解消していきたいと思っております。

しかしながら、面積が狭い、道路がない、または狭小な道路つきの農地等で農業機械の搬入

ができないなどで耕作希望者もない土地がございます。打開策としては、小規模土地改良事業などの面的整備を行う必要がありますけれども、今般の農業情勢では受益者負担金を伴う投資は難しい状況にあると思いますので、今後合意形成ができるような状況になれば実施すべき事業であると思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 農用地区域外の耕作放棄地についての解消はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（志垣敏夫君） 農用地区域以外の耕作放棄地につきましては、県費助成金の制度がございますけれども、菊陽町の場合は農用地以外は大部分が集落内開発とか白地でございますので、一般的に土地改良事業が遂行されておりませんで、将来建物が建てられる状況が考えられますので申請もありませんし、またそういうふうな状況でとっておるというようなお話が出ております。ですので、町としましては農用地に限定して考えていいのではないかと、いうふうに判断しております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 次に移ります。

地産地消を生かし、「さんふれあ」の中でバイキング式レストラン運営を時間限定でする考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） おはようございます。お答えします。

総合交流ターミナル「さんふれあ」では、地元生産者による菊陽町の台地で育った安全・安心な農産物等を地元生産者が直販所において提供しています。また、直販所では加工グループの方が本町の特徴を生かした素朴で温かみのある手づくりの農産加工品のいきなりだんご、もち、総菜、弁当等を出品されています。この加工グループでは、新商品の開発を目的に毎月当番制で第1金曜日の午前9時から地元農産物をアレンジしたニンジンゼリーやロールケーキ、しゅんの野菜を使つての白あえや煮物、その他イチゴ大福、黒糖まんじゅうなどを日ごわりで試食会を開催し、試食で評判のよかったものは商品化して直販所に並べるようにされています。

お尋ねの、地産地消を生かし「さんふれあ」の中でバイキング式レストランにつきましては、「さんふれあ」は今年の1月までは玄関入って右側のふれあ館におきまして、菊陽町でとれた芋、野菜を利用したオリジナルカレー専門のレストランを開店していましたが、さらに幅広く地元の食材を生かすべき、2月6日から土曜、日曜、祝日限定で11時から15時までバイキングを始めておられます。さらに、今後メニューの食材を提供していただいている生産者のこだわりや顔がお客様に見えるよう店内にポップ等を工夫し、さらなる菊陽農産物のPR及び

地産地消の推進に努めていかれる計画です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） なぜ私がこれを質問したかという、今「さんふれあ」の中にもなかなか人が集まらないという事情がありますもんですから、要するに道の駅とかいろんなところに行くと、田舎料理といいますか、素朴な料理を求めてくる女性の客、いろんな方がおられます。それを集めて、例えばバイキング式にしたならば、目玉として温泉に入られるとか、いろんな方法を考えて、こういった人間を集めるということを期待しとるわけです。私たちが今スポーツで町長にもお世話になっている鼻ぐりカップということで今年の4月29日だったと思いますけども、またやりますけども、そういったイベントをやるとやっぱり1,500から1,600人来て、やはりその日は弁当が売れます。しかし、もう11時には完売してないという状況もあります。そして、そういったアピール度を高めるためにこういった質問をしたわけでございます。なるだけバッティングしないで、私も考えてますけども、どちらをとるべきかということはやっぱり今の食品加工グループの人たちに対して年配の方がおられるもんですから、なかなか難しい点はあると思います。しかし、やっぱり人を寄せるということに対しては、何らかの策をとっていかねばならないと感じましたもんですから、いま一度課長お尋ねしますけども、今のレストランの中で、例えば商工連合とかいろんな面に対して、また組合外の方が、例えば料理とかいろんな方の参入はできるわけですか。入られますか、まだ、そこに対して、例えば出したい。そこに対してバイキングの田舎の料理をつくりたいから、そういった希望者がおれば、そのレストランの中に入る希望は許可できますか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） あそこは、一応指定管理になっておりますので、役員会等で協議されると思います。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひ課長、いろんな協議会で行くと、いろんな方が宿泊をして今勉強をしたいと思いますので、その辺のツアーよろしくお願いいたします。

次に移ります。

次は、厳しい経営が増す中で、農家の経営安定を図るための施策を問うと書いておりますけども、政府はマニフェストを前倒しにして、2010年度から米をモデルにスタートする戸別所得補償制度や畜酪対策として、8割補てんを2011年度にする予定だが、農家の経営が安定するとは私は考えていません。さらに、穀物類や野菜、園芸農家に対してはまだ先が見えない点に、農家は不安を感じています。町はどのような対策を打ち、農家に対して安定した経営を進めていくつもりなのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問でありますけども、非常に対策というのは難しいところがあるところでありまして、農業というものは食生活に欠かせない農畜産物を安定的に供給

する役割があるわけでありますけれども、農産物の生産量というのは気象条件等によっても変動しますし、特に最近輸入農産物の増大など背景にいたしまして、今農産物の価格等も低迷しているような状況にあるところであります。このような中にありまして、農業従事者が農業の将来にもわたって発展させ、そして活力に満ちた農業経営を築くための方策としましては、今担い手であります認定農業者あたりの営農相談というのを十分実施しなければならないと思えますし、長期的な視点に立ったこの育成支援が重要であると考えております。

また、担い手に必要な効率的、安定的な農業の経営改善に取り組むことにいたしましては、農業機械等の適正な導入のための補助制度、国の制度、県の制度等もありますけれども、町におきましてこういったものを拡大するような対策も必要ではないかと考えます。また、各種の融資制度等の説明会を開きまして、担い手の方が規模拡大のための農地の集積、あるいは経営管理、技術、情報の提供等を関係機関と連携していきたいと思えますけれども、今も出ました農畜産物の直売所等の利用による販売もありますけれども、地元の食材を使った加工品といいますか、付加価値をつけたニンジンしょうちゅうとか、ほかのまた製品についてもいろいろ検討しておりますけれども、一つの方法としまして、やはり菊陽町でとれた野菜、地産地消を進めるためには、この農家そしてJA、さらには町の中でも製造業、食品を取り扱う製造業のところが何か所かありますけれども、そういったところと連携をとりながら、いろんな作物の集団化あたりも必要ではないかと思えますけれども、そういった面での農家とそしてJA、製造業あたりが一緒になってされるようなものにつきましては、町としてもいろんな支援をしていくということが大事ではないかと思えます。また菊陽町の町民も、もうやがて4万人近くになっておりますけれども、まず地元のほうでそれが消費されるような仕組みづくりといいますか、そういう流れをしながら拡大していくことが大事ではないかと考えております。このためには、やはりそういった関係の機関、それから実際製造業の方々とも連携を持ちながら進めなければならないと思っております。さっき言いました「さんふれあ」にしましても、今図書館の横に橋をかけておりますけれども、あれがかかりますとやはり道の駅的なそういう役目もさらには果たせるようなところになりますので、そういったものを視野に入れながら、この菊陽町で農業をされる方のための支援策というのをいろいろ考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長、その話はわかりますけれども、一番大事なのは、やはり例えば今町長が地産地消の意味でおっしゃる製造業者に対して、外国産が安く入るから国産の品は高いから購入しないと。だから、その差額がやっぱり問題点だと思います。私は町長からその差額をどう打開するのかが聞きたいわけです。そこが一番農家が困っている点なんです。本当は、日本の品物は安心・安全な作物なんです。だから、本当に町がやる気があるなら、その補助金のその差額をどう考えてどういうふう負担していくのか、いま一度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 説明不足でありました。そういう国のほうもいろいろ大豆、ほかの作物の場合もありますけども、そういったものも含めまして、やはり外国から来る物よりも差額でどうしても取り組みがなかなかうまくいかないというようなところについては、町のほうでの補助制度あたりもつくって、その辺を支援しないとなかなかうまくいかないのではないかと思いますので、その辺十分検討していきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長、よろしくをお願いします。

先ほどに戻りますけども、やはりごみの減量化をするために財政が少しこうできるなら、そういったお金で支援するとか、いろんな策ができると思います。ぜひ町長、前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いして、最後にこれからの町勢発展に向けてということで、皆さんが大体聞きたいことを言いたいと思いますけども、次期町政についてと書いておりますけども、町長、どのような考えでおやりになるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 次期町政をどのように考えているかという質問でありますけども、まず現状といいますか、これまでをちょっと振り返ってみたいと思いますけども、本町では平成13年度を初年度とする第4期の基本構想を立てておりまして、「人・緑・元気輝く生活創造都市」の建設に向けて3つの柱、人を大切に、暮らしを快適に、それから町民とのパートナーシップによるまちづくりということをやっております。それに基づいて進めてきているところでもありますけども、本町では県内の市町村の中でも人口伸び率、実数とも1番というような状況が今続いているようなところでもあります。このことは、やはり町が総合計画に沿って多年にわたって議会の皆さん方の理解も得ながら、そして町民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めてきた結果であると思います。そういった中で、一昨年のアメリカ発の100年に一度という経済不況が全世界に広がりまして、そして我が国においてもその波が来まして、いまだ回復できないような状況にあります。

今議会に提案しております22年度の施政方針でも出しましたように、今第4期基本構想の最終年度の年としての時期を迎えているところでもありますけども、一方では国の三位一体改革やこの経済不況、政権交代等による政策の返還等によって達成できなかったところもあります。これから22年度は第5期の基本構想の策定年度になりますけども、こういった中で急速に進む少子・高齢化、地球規模でのさつき言われたいわゆる環境問題、経済のグローバル化と大きく変動する時代の潮流を踏まえた構想を策定することが大事だと思っているところでもあります。そういう中で見てみますと、今我が国はもう少子・高齢社会の到来ということで、人口の減少化傾向にあります。そして、国際化を迎えておりますし、地球温暖化防止、そして一方では非常に借金が国も地方も大変な状況にあるような中でもあります。一方で、そういった中で今政令都市熊本市がもう誕生するような状況になっているところでもあります。その中

で、菊陽町は合併をせず単独で今進んでいるわけでありまして、これから先のまちづくりを考えたときに、やはり住民との協働のまちづくりもありますけれども、やはり将来的には菊陽町がそういった中でも田園都市的な要素がまだいっぱい残っておりますので、都市部と農村部の均衡を図って、そしてハード事業では小・中学校の耐震化事業、これ最も急がれるわけでもありますけれども、そして道路、下水道、都市計画事業との継続事業もあります。企業誘致のほうも進めなければなりませんし、また県営のいろんな施設等が動くような場合、そしてそういったものについてはいち早く情報をとりながら対応していかなければならないと思っております。

そして、今回の10年間の計画の中では、課題となっております町民一体化、あるいは手狭になった町民グラウンドの問題、そして光の森公共施設整備というようところが、新規事業に取り組みなければならないところでもあります。さらにまた、ソフト面の事業では、やはり教育、保険、福祉、環境、それから安全・安心のいわゆる防犯等の問題もあるところでもあります。そういうような中で、18年10月に就任してからもう3年半が過ぎたところでもありますけれども、あっという間の3年半ということで、いろんな事業等で約束といたしますか、いろいろ選挙のときに出した公約等で果たせたものもありますけれども、小・中学校の耐震化というものを初め、取り組みがまだ道半ばというものもあります。そして、新たにに取り組むもの、さらには23年度からの10年間の計画期間となります第5期の基本構想の策定、そういったものに残っております任期半年ほどありますけれども、それに全力を尽くすとともに、やはりこれから先、子どもたちに未来を、そして若者に夢を、高齢者に安らぎのあるまちづくりを進めていきたいという思いが強くいたします。そういうことで次期の町政でありますけれども、ぜひいろんな、最近特に地元の有志、後援会の方々から、次期町政の出馬を早く表明するような意見をいただいておりますので、そういった面で挑戦していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長、まだやっぱり皆が望んでる、例えば2011年には新幹線が通るし、2012年の秋には25億円をかけて空港がリニューアルになるとか、いろんな構想の中で、町長もまだ言いたいことがあるんでしょうけれども、今町長が努力を水面下でしてるの、坂本議員がこのたび出す県営球場関係、今町長が頑張っていることは聞いています。そういう言葉を町民は聞きたいわけです。やはり、もう堂々と今回は私はしゃべってほしかったんです。一生懸命町長がやってることを私は認めます。しかし、言葉で出ないから住民はわからないんです。いま一度町長、こういった今新幹線とか空港とかといった観光を、菊陽町もおろしてお金を落とさせていただく、これは県の知事といろんな県会議員との話もあるでしょうが、その辺を皆さん期待しとるわけです。私は、そこを町長に言ってほしかったんです、本当は。私はもうわかってましたから。いま一度町長、もうはっきりおっしゃってください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われたように、この県営の藤崎台の野球場の移転の話等も聞いておりますが、具体的な動きというのはまだキャッチしておりませんが、そういうことがありました場合は、今県のほうと、それから空港関係の市町村でいろいろ空港を起爆剤とした、どういったことが取り組めるかというのがありますけれども、確かに熊本空港も今度リニューアル化されて、前のほうのロビーのあたりがかなり広くなってくるかと思えます。そういった中で、可能性のある菊陽町、特に白水台地あたりは農業投資もしてありますけれども、その可能性の中ではそういったものの具体的な動きがあったときには、十分対応できるようなことは、そういう情報をとるようなことは心がけているところでありまして、また企業誘致あたりも今非常に経済不況の中で原水工業団地のほうも進めなきゃなりませんけれども、次の新たなそういった取り組みのほうもいろいろ考えておるところであります。

そして、観光面でありますけれども、新幹線が来年の3月ですか、そういうことで動き出しますと、菊陽町の場合は前にもどなたかの質問に答えたかと思えますけれども、ここはいわゆる福岡あたりから来ればもう30分で来れるようなところになるわけでありまして、今観光関係といいますと、町のほうで前に進めておりました町全体を一つの公園としてとらえて、いろいろ散策しながら楽しんで、菊陽町でゆっくりされて、町の特産野菜とかいろんなものを楽しんでいただくようなことでは、今やっております鼻ぐり井手の関係のいろんな整備でありますけれども、できましたらここについては加藤清正公の鼻ぐり井手だけではなくて、加藤清正公が治めました県内にあるいろんな施設も紹介できるような広がりを持ったところの整備をするならと考えております。

そして、杉並木もありますし、町全体を公園化しますと散策するようなところもあって、そういう面で経済的な波及効果がなければ観光客が来てくれなきゃいけないので、そういう面もやりたいと思っております。

そして、今年はねりんピックが菊陽町ではウオーラリーを予定しておりますけれども、今年がプレで来年が本番になります。そういうのを機会にして毎年継続的にできるようなこと、そして今度は杉並木公園を生かした中で本町に来ていただいて、楽しんでいただいて、またお金も落とさせていただけるような施設にしなければならないというふうに、いろんなことを考えてはおります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長。最後に、次期選挙が多分9月告示で10月が投票となる予定と思えますけれども、町長は出馬するおつもりはありますか、お聞きします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど言いましたように、今1期目ということでほとんどやりかけたもの、それから継続的なものを中心にやってきましたけれども、今言いましたようなことを実現していきたいというふうに考えておりますので、10月の選挙のほうには出馬したいというふうに

考えております。よろしく申し上げます。

(「聞こえん」の声あり)

ぜひ、いろんなところからもそういう話もあっておりますし、私自身も取り組むためにも出馬いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君。

○7番(佐藤竜巳君) 今回は3つの点から質問をいたしました。いずれも町が確保する財源に対しては行政、議会、それと町民の皆さんの理解と協力があつてこそ、町の発展につながると考えられます。後藤町長におかれましては、任期まであと7カ月あると思われませんが、町が進むべき道と新たなまちづくりを目指し、思い切った政策をやられることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(吉村豊明君) 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時56分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○12番(小林久美子君) 皆さんこんにちは。

町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。日本共産党の小林久美子です。

本日の質問は、失業者の雇用対策について、農業問題について、後期高齢者医療制度について、孤立死防止についてということで通告をしておりますが、申しわけないんですが農業問題を先に質問を行いますのでよろしく申し上げます。

また、質問に入ります前に、今日熊日を開きまして、たくさん菊陽町の字が目に飛び込んできて非常にうれしくなりました。皆さんもうお読みになったかと思ひますけれども、熊日賞に菊陽中部小の「つだ・むぎふ」っていうのがあったということで、それからまた県のPTAの連合会の賞に、菊陽町立菊陽中の「薫風・くんぷう」という保護者の方たちが発刊されたのが両方菊陽町でしたので、非常に驚いて、わあすごいなというふうに思ひました。両方もかなり子どもたちのコミュニケーションがとれているかどうかとか、そういう問題を保護者の視点で取り上げられているんじゃないかなというふうに思ひました。ぜひ、読んでみたいというふうに思つたところ。そういうふうにしてみますと、今日農業問題をやるということもありまして、もう一面のほうを見てみますと、親子でアイデアおにぎりということで、これも菊陽町でコンテストを行ったということで載つていまして、非常にやはりこれから農業を考えていく場合は、私たち消費者もやっぱり食ということが命に非常に結びついている問題でもありますので、今回農業のことを取り上げたというのもそういうのが背景にあります。非

常に大事だなというふうに思います。そういうふうにして見てみると、もう一方でやっぱり政策が大きく変わってくる中で、土地改良事業で予算が減って不安が募っているという大津のことが紹介されていまして、また大津の風土最前線というところでは、食への選択を変えてみてはというのも、これも大津町在住の方がかなり大きな紙面をとって、やはり食を考えるとということで出されていまして。そういうふうに見ますと、農業問題というのは単に農家の方の問題だけではなくて、食を通じた消費者の問題でもあるし、非常に身近な問題だなというのを今日の朝の新聞を見ても感じたところです。今日は菊陽町がたくさん目に飛び込んできましたので、非常に朝から楽しいなというふうに思いましたけれども、質問はまたしっかりとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の農業問題についてですが、農業問題については4点上げていますけれども、一番最初、やはり今の農業情勢を考える上でも非常に大事だと私が思っています4番の問題を、一番最初に町長に質問をさせていただきます。4、1、2、3という順番でさせていただきますと思います。

4番の自由貿易協定についてということなのですが、昨年12月27日に私たち共産党が発行しております赤旗の毎日の版があるんですけども、その12月27日にJA熊本中央会会長の園田俊宏さんのインタビュー記事が一面に掲載されました。そこには、やはり農業に長く携わってきた方からのご意見が書かれていましたけれども、やはり経済危機や消費の低迷で農業者も非常に厳しい状況に置かれていること。そして、後継者がいない、また農業の高齢化、このままでは農業がなくなりたくないかという危惧さえ持っているというふうに述べられています。日本の農業の危機は、生産効率が悪いと経済成長の中で軽んじられてきた結果でしょう。これも園田さんのことをしばらく紹介をしたいと思います。これまで政府は農業が果たしている多面的機能を理解せず、農業に残った人たちに所得を補償してきませんでした。農業は自然が相手で、工業みたいに計算ができない仕事。牛も22日から30カ月育てて出荷をする。普通の作物でも結果が出るには半年から数年かかるんです。だから、国がきちんと政策的に支援をしないと、農業は成り立たないということをこの方は言われています。

また、日本には農業の国家戦略がない。イギリスでは40%台に落ちた食料自給率を70%まで上げています。農業の基本的とらえ方が違う。また米の所得補償については後で述べますが、政権が変わりました。そして、所得補償とかそういうのは一歩前進をするわけですが、日米のFTA自由貿易協定、今進めるというふうに言われていますけれども、これを進めると、例えば輸出国が自国で足りなくなったから売らないと言われたときにどうするのか。農業がつぶれたら日本の地域をだれが守るのかという、この方もご意見を言われていますけれども、私たちもやはり今農業経営が厳しい中で、どんどん規模や状況が違う、輸入がされると本当に穴のあいたバケツに水を注ぐようなもので、本当底が知れないじゃないかというふうに危惧を持っています。

そこで、これはもちろん国の政策ではあるんですけども、大きく農業の問題にかかわって

きますので、この日米F T Aについての町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの小林議員のご質問でありますけども、このことは非常に農業にとって大きな影響を与えるというところで、まず思っております。これは自由貿易協定、日米F T Aの締結を今の政権与党であります民主党のマニフェストの中に盛り込まれたということでありまして、このことに対しまして全国農業協同組合中央会、J Aグループの政治団体、全国農業者農政運動組織連名、全国農政連ですね、そういった農業関係9団体が昨年7月31日にこういう声明を発表されたところであります。声明では、米国は自らの関心品目であります米、麦、豚肉、牛肉などの関税撤廃を求めてくることは必至で、我が国の農業に壊滅的な影響を与えることになると指摘しまして、さらに所得の増大を望む農家や自給率向上を望む国民を裏切る公約だ、断じて許されない、そう厳しく非難されているところであります。2008年の貿易を見てみますと、日本の総輸入額は79兆円弱ということであるそうですが、そのうち米国が8兆円あります。農産物の輸入が約6兆円で、最大の輸入先がアメリカの約2兆円ということでありまして。品目ごとに見てみますと、豚肉は輸入額の41%、小麦は61%、牛肉は14%、米は62%を米国産が占めているということになっております。これらの品目と申しますのは、日本の地域農業と経済にとって大変重要だからこそ、一定の関税で国内産を守っているものと思います。農水省のほうもすべて関税を撤廃すれば、内外価格差が大きい米や麦、牛肉、豚肉などはもう市場を失って、農業生産額は3兆6,000億円、約4割が減って、食料自給率は現在の40%から12%まで下がるというような試算をしているということでありまして。

巨大な農産物輸出国でありますアメリカの一国だけでもこれらの品目の影響は極めて大きく、食料輸入に頼らざるを得ない我が国は、輸入先の多元化が求められてきているような状況にあると言われております。米国とのF T A締結は米国依存を強め、食料安全上の危険さえあるとされているところであります。

また、農業情報研究所の声明も、米国とのF T A交渉で日本の農林、漁業、農山漁村を犠牲にする協定締結はあり得ないと断言するとありまして、農産物貿易の自由化を前提としたF T A締結を強く否定、日米F T A交渉では米など重要な品目の関税を引き下げ、撤廃するとの考えをとるつもりはないとされているところであります。日米F T A問題というのは農産物貿易の一層の自由化と農産物輸入の関税を引き下げて、日本の農業、農村社会を崩壊に導くことだけじゃなくて、工業品の先進国間貿易は今までそれをガットでの交渉で最低額のレベルに引き下げられているということも危惧されるところであります。

そして、やはり牛肉あたりでは狂牛病のそういった問題も浮上したことがありましたけども、この安全・安心面から申しますと、我が国で生産されたものがやはりきちんと農業を守っていくと申しますか、消費者の命も守るという観点から、この自由貿易協定の推進については非常に危惧されるところでありますけども、関心を持ってそういった農業に大きな打撃がないようなことについて、町のほうとしてもこれから出されていく農業に対する政策等あたりを

十分精査しながら、本町の先ほど佐藤議員のほうからも質問がありましたように、ぜひ我が町でも農業を守るという見地から関心を持って見ておきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） やはり、日本の農業に壊滅的な打撃を与える日米自由貿易協定F T A、日豪経済連携協定E P Aに向けた交渉はやめてほしいと私も考えます。

山形県の県議会初め、山形県では全自治体でこの推進に向けて反対の請願が可決をされています。農業関係者からは、自由化が進めば米を初めとする日本の農業は深刻な影響を受けるとの怒りを呼んでいます。F A O国連食料農業機構は先般飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は今後ますます深まるおそれがあると警告をしています。農水省も、世界の食糧は穀物などの在庫水準が低く、逼迫した状態が継続する。食料価格は2006年に比べて高い水準で、かつ上昇傾向で推移すると分析をしています。これまでの輸入自由化万能論の立場では深刻な世界の食料問題は解決できず、それぞれの国が使用食物の増産を図り、食料自給率を向上させる以外にはないということです。

今求められることは、世界の深刻な食料自給に正面から向き合い、40%にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。皆さんももうご案内だと思いますが、フードマイルという言葉があります。これは、重量と食料の品目別重量トンに当該品目が生産者から消費者にまで到達する輸送距離キロメートルを乗じた積の総和を用いて、食料輸送に消費される化石燃料、石油の量を問題にするこのフードマイルというあれなんですけれども、これを見てみますと、先ほどの佐藤議員のごみ問題や温暖化問題、環境問題にも大きく影響しますが、日本は何とフードマイレージでは国民1人当たり日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの中で一番高いんです。そして、例えばてんぷらうどんの材料もいろいろ調べてみますと、ほとんどエビはタイ、ベトナム、インドネシア。小麦はカナダ、アメリカ、オーストラリア。大豆は油になってくるということですが、カナダ、ブラジル。これに距離と日数がどのくらいかかるのかということを見てみますと、何とブラジルから運ばれてくるには、37日もかかる。エビとか小麦も2週間もかかると。私たちの食は、今60%はこういう状況の中で私たちは生活をしているというふうに思いますと、やはりCO<sub>2</sub>を減らす環境を考えても、自分たちの一番身近な食べ物を身近なところで消費するというのが非常に大事だということがわかります。ですから、やはり輸入自由化というのは、それにも反することになるというふうに考え、このことを一番最初に質問をさせていただきました。

次に、米の戸別所得補償モデル事業についてです。これも農家の方もいらっしゃいますし、農業関係者の方も多いですから、皆さんもご存じだとは思いますが、米戸別所得補償モデル事業は米の生産数量を目標に即した生産を行った販売農家、集落営農のうち、水稻共済加入者、または前年度の出荷販売実績のある者を交付対象とし、交付単価は定額部分が全国一律

で10アール当たり1万5,000円、変動部分は当年産の販売価格過去3年平均を下回った場合、その差額をもとに変動部分の交付単価を算定して支給するというものです。米の生産調整に参加することを支給要件にもしているということですが、またそれと同時に水田利活用自給率向上事業があります。食料自給率を向上させることを目的に水田を有効活用して、麦や大豆などの生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付するというのですが、一步ではありますけれども、やはり全国一律であったり、いろいろ問題点もあります。ただ、一番大事なのは、この事業によって今の米の販売農家の経営が守られるかどうかということだと思いますけれども、今町としてはこのことについてどのように思っているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

今議員さんが言われたとおり、22年度モデル事業として実施されるものです。目的としては、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、米に限って実施されるもので、先ほど申されましたとおり、米の生産調整目標に即した生産した販売農家を対象に10アール当たり定額部分で全国一律1万5,000円という金額が交付されるものです。

これとあわせて、先ほど言われました水田利活用自給率向上事業、これをセットでされるものでして、まず米モデル事業プラス二毛作で麦をつくった場合、米モデル事業が1万5,000円、二毛作物、麦ということで1万5,000円の3万円ということで、10アール当たり交付されるものです。

この水田利活用自給率向上事業というのは面積に関係なく生産されるものですので、こういうところが昨年よりはちょっと変わったところじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） この事業は、平成22年度から実施をされるわけなんですけれども、ということは2009年産米には活用されないということです。農家の方にお話をお聞きますと、やはり先ほどの食料自給率やいろんなことを消費者の目からも考えましても、農家の方がやはり暮らしていけないということであれば、農業も守れないわけです。実際お話をお聞きますと、やはり子どもに田んぼをやれとは言えないというのが率直なところだし、それが実態だというふうに思います。いろいろ聞いてみました。10アール1反当たり7俵から8俵お米がとれると。一等米は1万1,000円、二等米が1万500円、それに最終的に売れた段階で一定の上乗せがあって1万3,000円から4,000円ということですが、10アール当たり、1反当たりどれだけのいろんなものにかかっているんですかということをお話をお聞きますと、苗が1万円、それから肥料が一昨年は1俵で2,000円、消毒も頼んでということでしたけれども、2回で6,000円、コンバインの稲刈りが1万3,000円、カントリーの乾燥代が1俵1,800円で、8俵とれたとしたら1万4,400円。この方は堀川の方面なので、水をかけるのにポンプアップという

か電気代も要するということとして、それが2万円。全部もろもろ合わせますとほとんど販売価格に大差ない。これでは、農家の労賃というのは出ないんじゃないかというふうに正直思いました。

それで、やはり先ほども佐藤議員さんからも農家経営の支援をとということがありましたけれども、その状況をしっかりとやはり認識して、どういう政策が必要かを考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。今の菊陽町の農家の方の紹介でしたけれども、全国的にも米はつくれど飯は食えんという、そういうので農家の年間所得ですね、農水省がまとめた2008年の農家戸別経営統計によると、水田に稲や大豆、麦を作付する水田作経営の農家の年間所得は、米価の回復により少しは上がったけれども、平均39万円だそうです。兼業農家が多い都府県は33万円、専業農家が多い北海道は386万円、農家数の1割にも満たない5ヘクタール以上を経営する層で、ようやく300万円を超える程度ということで、非常に厳しいという状況がわかります。ガソリン代や重油代、肥料代が上昇し、経費が15%もふえた。また、えさの高騰があった畜産、酪農経営も総じて厳しい状況で、詳しくはあれですけれども、厳しい。野菜も露地栽培が178万円、ハウス栽培が365万円にとどまったということです。

やはりこれを見ると、私たちは再生産できる価格と所得補償が非常に大事じゃないかと。やっぱり農家の方がこれだけの労賃も出ないのでは、次の生産ができないという状況に置かれているというふうに思います。家族で一緒に働かれても本当に現金収入が少なく、ある農家の方は、奥さんとかにお金を渡してしまうと自分のお小遣いはもう全くないというふうにお話をしていただきましたけれども、そういう厳しい状況にあるという中で、今後菊陽町としてはどういった対策をしていくかということが求められると思います。町長は、先ほど町としても少し補助とかも考えていきたいというふうにおっしゃいましたが、ニンジンなどの価格補償について、今町が対応していることについてお尋ねをしたいと思います。

それから、後継者対策も、時間の関係もありますので、一緒に町としてどのように考えるかをお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まず、価格補償につきましてお答えいたします。

農産物の価格補償につきましては、国の野菜指定産地を受けておりますニンジンにつきましては、野菜価格安定基金制度があります。それは、JAに出荷されている生産者で、さらに生産者は出荷時に定額の安定基金掛金を納められております。この基金により、販売価格が卸市場の平均価格を下回った場合、補てんされることになっています。また、町は農業活性化振興事業補助金を6部会に活動費として交付しております。

後継者対策につきましてですけど、菊陽町の農家数でありますけど、平成17年の農林業センサスの統計で、総農家数が559戸、専業農家が217戸、総農家のうち後継者のいる世帯数が320戸になっています。現在、認定農業者数が194戸であります。農業後継者対策としましては、農業後継者が育つ生産基盤をつくるのが大切なことから、就農希望者には経営手法で事

業展開するときの経費の助成や、J A農業インターン事業の情報を提供しています。また、親世代に当たる担い手の認定農業者の育成を図っているところであります。認定農業者が後継者を育てる経営を実践して示すことが重要だと考え、そのためにも認定農業者へ国、県の支援事業や融資制度資金について説明を行っております。また、後継者が働きやすいよう家族経営協定を推進し、家族で労働報酬や休み等を話し合いをしていただき、働きやすい環境づくりの推進や営農指導員による営農相談を行っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町はこの間いろんな国や県の、そういう助成事業とか、そういうのをされてきたというふうに思いますけれども、やはり町独自でされるというのは非常に菊陽町の場合少ないのではないかなというふうに思います。

やはり菊陽町は隣に大きな熊本市がありますので、非常に地の利がいい、近郊農業都市というか町というか、そういうところがありますから、そういう特性を生かした、もっと一步踏み込んだ政策ができないのかなというのを率直に思います。私は規模は違いますけれども、苓北町にこの前2月に実際伺って、役場、またJ A、生産者の方から苓北町は冬レタスの野菜価格安定対策事業の指定産地になっておられて、いろんな取り組みをされていました。実際、出荷する大型冷蔵庫を町が補助をしたり、苓北には国と県の制度以外に町独自の価格補償制度というのもあったんです。それは3,000万円積み立てをされたようなんですけれども、実際もう2年か3年で使い果たしてしまって、今は条例だけが残っているけれども、中止状態にはなっていました。ただ、そこに行って感じたのは、それだけいろんな国や県の制度もされていますし、役場とJ Aとかの連携もうまくとれていて、後継者が多いということで、やはり熊本県内でも後継者が一定数いるというふうにお話をお聞きしまして、やはり個人によって農業も規模も違うし、いろいろ違うと思うんですけれども、地域全体が大事にしていく、菊陽であればニンジンということだと思いますが、それを中心とした地域づくりというのができる、やはり後継者も継ぐというようなことが出てくるのかなというのを非常に感じましたので、ぜひ国や県の紹介をするにとどまらず、もう一步突っ込んで菊陽町らしい取り組みがどういうことができるのか次の5期計画でもいいですけれども、非常にもう少し研究をしていただきたいというふうに思います。

それから、後継者対策については、町独自では今のところありません。それで、これは鹿児島県の日置市の農業担い手支援事業というのを調べてきましたけれども、新規就農支援事業として2年間の研修期間を設け、単身者で月額12万円、夫婦で月額18万円、研修期間中家賃を払っている場合は1万5,000円を上限に支給すると。これは年齢が50歳以下の方で、市内で5年以上就農するというのを考えているということでした。また、新規就農者住宅改装費支援事業とか、農業後継者支援金ということでいろいろ制度を持っていらっしゃいましたので、ぜひ町独自ではなかなか難しいという立場に立つのではなくて、やはりどういうふうにするのか

家の経営を応援をしていくのか、近隣の九州内でもいいですから、やはり先進地の状況をしっかりとつかんでいただいて、また研修等していただいて、反映をさせていただきたいと思えますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今議員言われましたように、ニンジンについてはJAのほうに出されるところがあるということでもありますけども、農畜産物の価格の安定に対応するために、町、JA、生産者が拠出して品目別の価格政策として、そういった基金制度等を制定し、価格変動に対応した差額が補てんできるような制度が必要ではないかと考えております。こういった面については、今紹介があったように先進地等もありますので、十分担当のほうに研修あたりも農家の方々も一緒に行っていただいて、いろんな方策等について農業を守るという立場から積極的に取り組みをしていかなければならないというふうには思っておりますので、この菊陽町の農業の関係については、またそれぞれの議員さん方も関心を持って見ておられますし、やはり将来大きな輸入に頼ってばかりおりますと、世界的に食料の足らないような時期になった場合に菊陽町の中でも食料が守れないというようなことがないためにも、農業のための振興については十分政策的にも取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 菊陽町の認定農家が215名で194戸なんですけれども、年代をみますと、50代以下のところが25%でした。50代以上が75%、60代以上をみますと約3割が60代以上なんです。やっぱりそういうことを考えますと、本当にあと5年後、10年後の町の農業を考えた場合も、非常に高齢化が進んで、もとに戻るような議論になりますけど、厳しいなど。でも、ここを今こそ変えていくとか、そういう踏み込んだ施策で議員もそういう視点でやはりもっと提案をしていきたいなというふうに思っています。

農業の問題は、また引き続き私も農家の方にお話をお聞きしながら、どれだけじかの声を伝えられるかちょっとわかりませんが、非常に現金収入が少ない、労賃も出ない中で、土地を大事にしたいという思いで頑張っている農家の方のお気持ちを酌み取りながら、また引き続き取り上げていきたいということで、次の質問に移らせていただきます。

次は、失業者の雇用対策についてです。

私は、昨年の3月議会におきましても雇用問題を取り上げました。それから非常に改善されているかといいますと、残念ながら逆の方向に今国全体では行ってます。今総務省の労働力調査でも失業者が15カ月連続でふえ、前年同月比で46万人ふえ323万人。そのうち、世帯主も前年同月比で16万人増の82万人と22カ月連続でふえていることは皆さんもご案内のとおりだと思います。特に世帯の主要な働き手が職を失っているというのが深刻です。

昨日NHKの7時のニュースを見てみますと、福島地震の話があった後に、次2つ目のニュースが私ちょっと驚いたんですけども、家計が苦しいため家庭の主婦が就職活動のための講習などを受けている様子が報道をされていました。全国ニュースで2番目にこういうのが、

事実上地震がなければトップニュースというかそういうことだったので、非常に今の深刻さを感じたんですけれども、改めてやはりそういう状況にあるんだなというふうに思いました。やはり家計が苦しいから働かざるを得ないということで、若い女性の方たちが講習を受けられていました。

昨年の町の雇用実態調査では、アンケートの回収率が39%、4割弱で、製造業での雇用の減少と小売業での雇用の増加ということでお聞きしましたけれども、特に誘致企業についてはやはり町としてもかなり多額の補助金を出しているわけですから、足を運んで状況を聞いていただきたいし、特に雇いどめとかをしないように対応してほしいということをお願いをしましたけれども、町長足を運んでいただいたでしょうか。また、その後の状況がどうなっているのかについてお尋ねします。また、緊急雇用対策事業の実績はもう人数でわかりますので、足を運んでいただいたかどうかと、その後の今の実態についてどのようにとらえておられるかお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 雇用の問題に関しまして、今全国レベルについては議員がおっしゃったとおりでございます。本町の状況はということで、今議員が言われましたように昨年の第1回の定例会のほうでご質問をされております。そこでも一部答えておるんですけども、その後はこれ聞き取りになるんですけども、調査をやったわけでございます。確かに製造業は厳しゅうございます。ただ、第3次産業でありますサービス業、これ小売業関係でございますけれども、それについては本町の場合は増加というような形になっております。その後、いろいろ企業等々のお話の中で、景気悪化以前の数字に今本町の場合は戻っているというような話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今後の事業をどのように取り組んでいくかについて、質問をさせていただきます。

4番目の公務職場の臨時・非常勤職員の実態、待遇改善については、また総務常任委員会等ありますので、そちらで取り上げたいと思いますので、今日は3番目までにします。

平成22年度の予算を見ますと、地域雇用創出推進費、また地域活性化事業等臨時交付金等ありまして、一般会計の中で緊急雇用創出交付金が2,731万2,000円、ふるさと再生雇用特別交付金が2,143万円、重点分野雇用創造交付金が2,769万1,000円となっております。トータルで7,643万3,000円、経済対策、雇用対策等で県からの交付金が来ています。

それで、中身を見るとやはり介護とか一定の制限が設けられていると思いますけれども、一般会計の中でページ79ページの高齢労働者就労促進労務管理等業務委託料242万円、介護支援人材育成事業委託2,175万8,000円、それからページ88ページの事務補助、またページ110ページの農業振興では、特産加工開発、農産物販路拡大、直売所活性化、農作業受託推進。それか

ら、造成森林の管理業務委託、ページ119ページではブランド開発。また、173ページでは図書館ホール技術員育成管理業務委託455万円等々あります。これだけの分野に雇用対策をしていくんだと思いますけれども、どういう形でやられるのか、ハローワークとの連携とかはどうか、何名ぐらい雇用が見込めるのかについてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 事業内容につきましては、今議員が言われましたような事業を計画しているところでございます。実績につきましては、当初予算の中で若干ご質問がありましたのでお答えしたんですけども、5事業の中で18人の一応雇用を創出したところでございます。

これは緊急雇用創出基金事業でありまして、基本的にはここまでの緊急避難的な措置になるかと思えます。国のほうでもいろいろ検討されて、いろいろな事業の取り組みをされております。町としましてもそういう事業を活用した中で事業に取り組んでいきたいということで、平成22年度におきましては緊急雇用創出基金事業でこれは一応5事業を予定しておるところでございます。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましても、一応実績としましては5事業6人を雇出したところでございます。平成22年度につきましては、緊急雇用創出基金事業につきましては、同様な事業を実施することとし、新たに3つの事業、これは先ほど言われたんですけども、臨時職員の雇用事業、それとねりんピックが2011年に開催されますけれども、その事務補助。それと、菊陽町の境界等の確定作業がありますけれども、その補助というような形で新たに計画をしているところでございます。それから、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましてはこれは当初ちょっとお話ししたんですけども、3から4事業ということで、平成23年度までを計画しているところでございます。

先ほど言われました重点分野雇用創造基金事業というのが新たに事業として設定されました。この中で、現在介護の分野というのが雇用が必要だということで、これは重点分野になったということになるんだろうと思いますけれども、介護支援育成事業ということで雇用をしていただいて、働きながらホームヘルパーの2級を取得していただきたいというような事業でございます。これにつきましては、平成22年度の単年度事業になるわけですけども、こういうふう継続して雇用ができるような、資格等が取れる事業がもっとあればいいなというふうには思っているところでございます。

それから、ハローワークとの関係でございますが、基本的には緊急雇用の対策事業につきましては委託事業になってしまいます。そういう関係から、事業を受託されるところにつきましては、ハローワークを通して雇用をということで紹介していただくというシステムになっているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今詳しく説明していただいたんですけども、一つは図書館ホールの技術員育成管理業務委託ということで、これも雇用創出だったと思いますけれども、455万円ありますが、これも同じような委託先というのを決めてされるのかどうかというのをお尋ねします。今お話をお聞きしますと、結局町民の方は委託先に契約をするということになるんだと思いますが、総勢で何名ぐらいの雇用ができる予定なのか、その点について再度お尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今図書館ホールの運営事業についてお話しされましたけども、今言われたように委託して雇用ということですが、これ現在1名です。この方がそういう技術等を取得されますと、これが引き続き雇用できればもうそれにこしたことはないというふうに思っております。今お話があったんですけども、その辺がちょっと理解できなかったんですけども。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 要するに、先ほど言いましたように高齢者の就労促進とか介護支援とかありますよね、農業関係もありますので、全部合わせると今言った緊急雇用創出交付金やふるさと再生、重点分野雇用創出交付金等々を使った中で、何名ほど雇用が見込めるのかという質問です。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 平成22年度では一応14事業の中で33名の雇用をしたいというふうを考えているところでございます。ただ、今後国のほうでまた新たな事業が創設されれば、その辺の数字は変わってくるかもしれませんが、現時点ではそういうふうを考えております。

ちょっと申し上げたいのは、この事業の中で実際先ほども言いましたように、緊急避難的な措置になろうかと思うんですが、実際数名の方が定職につかれたということで、うれしい結果というのもあっておりますので、ご報告をしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 失業問題なんですけれども、阿蘇市では約8,000万円の予算で70名というふうにお聞きしました。多少人数等々違うのかなというのが一つの印象で思ったんですけども、多くの方のいろんな雇用の場を確保していただくように、引き続き努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、今担当課長のほうから言われましたように、これらの雇用創出対策は介護分野を除いて雇用期間が6カ月から1年以内とされています。雇用失業情勢の悪化が続くもとでは、臨時的な雇用の場に加えて安定した雇用そのものをやはり国と自治体の責任でふやしていくことが非常に不可欠ではないかということをお尋ねして、次の質問に移ります。

次は、後期高齢者医療についてです。

これも質疑でこの前行いましたけれども、また施政方針では後期高齢者医療保険については2年に1度の保険料改定が行われるとされています。後期高齢者医療制度の保険料は都道府県ごとに決まっています、今の全国平均額は年約6万2,000円です。4月からは値上げが予定をされています。この制度が続く限り私はいつも指摘をしていますけれども、やはり2年ごとに値上げされる仕組みです。4月に改定される保険料は、少なくとも20都道府県で引き上げが予定をされています。なぜそうなるかと言いますと、医療給付費の一定割合、最初は10%でしたけれども、これを75歳以上の人の保険料で負担をすると法律で決められているからです。医療費がふえると保険料が上がります。また、4月からはこの10%が10.26%になります。そして、75歳以上の人口がふえるにつれて引き上げられる中身です。私たちはこの制度というのは、75歳以上の人が2008年4月からほかの世代と切り離されて後期高齢者医療制度に入れられましたので非常に厳しい内容で、一刻も早く制度を廃止すべきだという立場です。なぜそういいますかと言いますと、例えば生活保護の受給者以外は低所得、無収入、無年金の人まで全員が保険料を取られるようになりました。サラリーマンや公務員の家族に扶養されていた本人が保険料を払う必要のない人まで払うことになりました。私は身近な町内の方からいろいろ生活が困ったときに相談を受けるんですけども、やはり例えば国民年金で本当に4万円ぐらいしかない年金で夫婦2人七、八万円を生活されている。また、子どもが最近になって、子どもといっても60代ぐらいの方ですけども、非常に子どもが病気だったりリストラで厳しいと。そうなりますと、このわずかな年金で介護保険料が天引きをされるわけです。そうしたら、それで生活をしていかなければいけない、そういう相談を受けまして、こちら非常に心が痛むことがよくあります。それで、県としては県全体で値上げがされると思いますけれども、町としてはどの程度の影響を受けるのかについて、担当課長にお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ご質問の、後期高齢者医療についての保険料値上げによる影響はというご質問に対してお答えさせていただきます。

当初、後期高齢者医療の当初予算におきましても若干お話をさせていただきましたけれども、一応国の方針で後期高齢者医療制度は一応平成24年度に廃止されるということで、平成25年4月から新しい制度に移行するということになっております。平成22年それから23年、次年度の保険料についてですけども、こちら熊本県の後期高齢者医療連合議会によりまして、これ平成22年2月17日に開催されておりますけども、新保険料の決定につきましては、負担、抑制する措置等を実施したことによりまして、均等割額が4万7,000円ということで、300円の増になっております。

それから、所得割率なんですけども、これは9.0%ということで0.41%の増で、1人当たりの保険料額では5万1,931円ということになっております。平成20年度、21年度、前回の算定期間の保険料率ですけども、先ほど300円上がりましたということで、均等割額が4万6,700円ということで、それからの所得割率が8.62%ということで、その当時の1人当たりの

保険料額は5万443円でございます。前回の保険料率と比較しますと、1人当たりの保険料額の伸び率は2.95%で、保険料額で1,488円の増となっております。今回の値上げの影響についてですが、今回も前回同様に所得の低い被保険者に対する保険料の軽減策が行われているところでございます。軽減策の一つなんですけども、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額の軽減についてですけども、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間ということで継続されることに伴い、平成22年度においては9割の軽減措置が行われております。ちなみに、一応例なんですけども、年間4万7,000円の軽減措置が行われますと年間4,700円の負担ということで、前年度より年間の保険料が100円アップするということになります。それから、軽減策の2つ目なんですけども、所得の低い方に対する軽減措置ということで、被保険者に対する均等割が7割軽減される被保険者で、9割軽減に該当しない被保険者に対して8.5割の軽減措置についても継続されることになっております。これも例で示しますと、4万7,000円の年間8.5割の軽減措置を行えば7,050円ということで、100円以下は切り捨てになりますので一応7,000円ということで、平成21年度と負担は変わらないということでございます。保険料の改定に係る1人当たりの保険料の上昇の状況についてですけども、各被保険者の保険料は各年度における所得、それから世帯状況の変動によって異なりますけれども、保険料算定のための試算をしてみますと、平成22年の当町の2月末現在の被保険者数なんですけども、2,919人おられます。保険料の増加幅なんですけども、400円以下の方が約76.2%ということでございますので、先ほど2,919名のうちの2,224名の方が400円以下の上昇ということでございます。

それから、続いて町の負担についてですけども、負担抑制措置後の当町の療養給付費負担金は広域連合試算をした額の12分の1の負担額でございますけども、平成22年度が2億3,171万5,000円となり、平成21年度の2億2,891万1,000円に比べ280万4,000円、率にして1.2%の増となっております。また、保険基盤の安定負担金における当町の持ち出し分でございますけども、これは平成22年度が1,230万4,000円となり、平成21年度が1,133万9,000円に比べまして96万5,000円、率にして8.5%の増となっております。それから……

(12番小林久美子君「阪本課長すいません、また後程資料をいただけますか」の声あり)

はい、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） なかなかいっぱい準備していただいて、大変書き取れないので申しわけないんですけど、今の答弁をそのまま資料としていただきたいと思います。そうすると、どれだけの影響かが数字でわかりますので、よろしく申し上げます。

ただ、やはりこの制度自体に非常に問題がありまして、また今の民主党政権も選挙のときはすぐ見直すと言っていたんですけども、今4年後の新制度移行まで廃止を先送りにはしていません。新聞報道等では65歳以上の高齢者を全員国保に加入させる案なども出ておりますので、ま

すます今の制度の悪い部分を拡大することになりはしないかと危惧をしています。

今日最後は孤立死問題についてですけれども、もう時間が来ましたが、この前図書館ホールでありましたフォーラムに参加しまして、非常に町の努力と社会福祉協議会やそれぞれの担当の自治会長さんたちの努力等が見てとれました。これをどのように今後の地域づくりに生かしていくかということでお聞きしたかったですけれども、時間が多分ないですから、また次に譲りたいと思います。終わります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時7分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君、一般質問を許します。

○2番（北山正樹君） 皆さんこんにちは。民主党の北山でございます。

まず初めに、東京で起こってます我が党のとんでもない事態、政治と金に関して所属する身としてまず率直におわびを申し上げたいと思います。

昨年8月、国民の皆さんの政治を変える、変えてほしいという願いを受けて、私たち民主党は記録的な勝利をいただきました。有権者の多くは閉塞感が漂う日々の暮らしを国民の目線、日常的な視点から何かを変えてくれるものとして民主党を選んでくれた、そういうふうに認識しております。その結果、JALの破綻状態が明るみに出たり、事業仕分けの作業をオープンにしたり、外交の密約が明るみに出たりなど、政権交代の成果もあることはありますが、内閣の支持率は当時の半分にまで下がってまいりました。その理由の第1は、鳩山首相に指導力がないということがその空気をあらわしているものと思っております。国民の皆さんは、野党時代にあれだけのことを言うんだから何か違うだろう、違うはずだ、そういう思いを正直民主党に持っていらっしゃったものと思いますが、その国民の皆様の大半は裏切られたと感じていらっしゃる方々が多いのではないかと、そのように私も認識しております。

庶民から見て想像もできないような額の金が動き、そこを野党が追及し与党がそれをかばう。それには、選挙にまつわる買収行為というものも入っておりますが、相も変わらない三文劇を見せられている国民の側からしてみればたまったものではない、政治が何が変わったか、そういう失望の声が今この日本の中に充満しているものと思っております。ここの政治家はまじめに取り組んでいる者も結構多くいるとは思っております。政治の現場は政策について論じ合う場でございます。一刻も早く正常な、自分のことですが、一民主党員として信じていた国民へ届く政治が行われるということを念願するという絶望感を一日も早く払拭してもらうこと

を自分としては希望しております。

先日の長崎県知事選では、我が党の候補が敗れました。長崎県では昨年の衆議院選挙で全勝した場所ではありますが、完璧な敗戦でありました。これは、有権者が選ぶという政治構造を確かな判断のもとで行っていることのあらわれではないかと思っております。社会で昔習った主権在民という言葉があります。この主権在民の本当の意味は、選挙で選ばれた首長、そして議員たちの行った行政上、立法上の不作、間違いは結果としてその首長や議員を選んだ有権者がその責任を負うという制度のもとに行われていることでもありますので、1票を投ずる側の有権者がだれを選ぶか、そのことに無関心であってはいけない、そのように私は昔から思っております。その意味でさきの長崎の結果は、有権者の皆様方の政治への関心のあらわれとすれば、これも進化の過程であるとして自分としては結果として民主党は負けましたが、私としては評価をしているところであります。

さて、本日も時間をいただきました。来年度、平成22年度の予算に関すること、保育方針、さらに中部小の建設の進め方に関する町長の判断について質問してまいります。

早速質問に入ります。

昨年よりも当初ベースで商工関係費が削減をされました。今菊陽町は外部から来ている商工関係者で実際の収入が結構あります。その収入に見合った支出をしていくのか、そしてさらにこの菊陽町の中の商業、工業の発展と雇用の確かな増進、そのことに向けてどのような取り組みをしていく方針なのか、まず第1番目にそのことについてご質問をいたします。残りは質問席から質問します。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、お答えしたいと思います。

今議員言われましたように、この企業誘致でございますけれども、実際22年度予算が100億を超えております。その中で税込、要するに調査した段階では、これは大きな企業等になりますけれども、それだけでもやっぱり1%を超えていると、税込でございます。この税込は実質財源でございますので、いろいろな施策に反映されているような状況でございます。ただ、企業誘致に関しましてはもうご承知のように、現段階では非常に厳しい状況でございます。そういう中で、どうやって誘致していくかというのが問題になろうかと思うんですけども、やはり来ていただくためにはそれなりの優遇措置なり、補助措置なり、やっけないと、言葉的には悪いんですけども、結局これはもう全国的に分捕り合戦になります。そういう意味で、本町においてもそういう奨励措置、あるいは補助金等の措置を講じて現在まで来ているところでございます。確かに、大企業のみならず、雇用の問題を考えますと、一番雇用が反映されるのが製造業の中でも食品関係の事業所ではなかろうかというふうに理解しております。それとまたあわせまして、大規模でなくても小さい規模等の事業所等の誘致、そういうのにも力を入れていかなくちやいけないのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 先日の施政方針で、町長のほうの方針が出されました。そこでは、県のほうと連携をして何とかしてできたらいいなと思いますという希望的な観測の方針でした。ですから、その希望的な観測では支出する側としてはなかなか腹を決めて出てこれないと思う。これはやりますよということをやはり町としては打ち出すべきで、その辺のところがこの来年度の予算という中からはちょっと見えてこないという感じがします。昨年度の3月も同じことを取り上げて私が質問をして、そのときに町長は、平成21年は当初ベースで一般会計の額に対して0.81%だったんです。今年度は0.69%に減りましたよね。去年は0.81%でこれをもっとふやして、そのことを充実していくというようなお答えだったと思います。そのお答えに反して、今年度はもう減ってるというところがあるので、その去年のお答えは一体どうだったのかなということをもう一回町長に改めてそのことをお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 確かに率からしますと減っている状況でございますが、総額としては変わってはいないような状況ではありますけども……

（2番北山正樹君「いやいや、額も減ってるんだよ。額も8,355万円から7,249万円に減つとる」の声あり）

それは通常の事務費的には総額的には変わってないということでご理解されていると思います。ただ、先ほど申しましたように、これは税収でも結局は1割を超えるような税収が上がっているわけですから、結局それは方向づけというか、方針づけだろうというふうに理解しているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） でね、その企業誘致というと大企業を主にイメージすると思う。さっき課長が大企業だけじゃないと言ってるのもいいと思うんです。小さな企業にたくさん入ってきてもらって、そこに1人、2人の人たちを雇用してもらおうというのも一つの方法なんです。そこで、やっぱり菊陽町の「さんふれあ」なんかに行っても土産物いっぱい売ってますが、菊陽町で生産しているものってないんです。去年の3月でもやはり私もこのことを聞いていて、町長がニンジンで材料にした物を出しているというような話だった、そういうお答えだったんです。僕も「さんふれあ」に行ってもそのことを聞いてみたら、時々つくった人は持ってくるときもあるかもしれませんというその程度です。ですから、産業としてはなっていないわけ。ですから、その食品加工工場などを持ってくるなりして、この菊陽町の中にある農家の方々、午前中お二人の方が農業関係でちょっと質問されてますので、農家の方々の収入につながっていく、そして菊陽町の特産物として、せめて菊陽町の「さんふれあ」の中で菊陽町の特産、菊陽町の製造の会社が販売しているものとして、そういう商品が並ぶということをいついつまでにはやりましょうという戦略もあってしかるべきかなと、そういうふうに思います。その点についてもう一つお願いします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 確かにお話のあったように、今ニンジンの話が出ましたけども、ニンジンに限らず本町で生産される作物を生かした何かができる、もうそれにこしたことはないと思います。ただ、ニンジンに限定して申し上げますと、今農商工連携ということで、これは緊急雇用対策事業の一環で取り組んでいるんですけども、ニンジンの成分といいますか、エキスというんですか、それがリップクリーム、これ物すごくいいらしいんです。ヨーロッパでは何かそういうのが一番評価されて、リップクリームとして販売されているということで、そういう提案もあったものですから、そういうのが結びついていけばなというふうに考えているところがございます。ただ、流れとしてはここ3年ぐらいのめどになるのかもしれませんが、それが一つでも結びつけば量的な問題は別としましても、そういうのも一つの特産品になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 2番の、観光というところに入りますけども、今のニンジンのリップクリームなんかは、やはり一つのアピールするものとしてはできるような気がしますよね。来年度に新幹線が開通します。そうすると車だけじゃなくて、もう電車でも観光に来るかもしれませんね。でも、菊陽町というのは、電車で来た人の場合はほとんどが通り過ぎるでしょ、JRで行くにしろです。ですから、そういうときに僕は周辺市町村と連携をした一体型の観光ということは何か考えられないのか。そこにやはり「さんふれあ」であるとか、あとは菊陽町の中のそういうお土産物売り場というところに先ほどの進出企業の収益減を図っていけないのかどうかというところですが、2つあわせてちょっとその辺についてはどのような見通しか、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 新幹線が来年の3月に全線開通ということでございますけども、それに向けた取り組みということで、県のほうでは新幹線熊本づくりプロジェクトというのを設置されて、本町もそれに参画はしております。その中で小さな単位といいますか菊池地域の中で、じゃ、どうやっていこうかということで、下部組織として菊池地域の推進本部がございます。現在会議をもう5回ほど開いてあるんですけども、その中で菊池地域の中でできることは何だろうかということでいろいろ検討されて、答えは出てないんですけども、そういう取り組みを行ってる状況でございます。

具体的に今までの中でいろいろ検討されているのが食の連携ということで、地元の特産品を使ったいろいろな弁当等、そういうものの開発とかというもの、それとフルーツ、これに関しては本町に対しては余りないのかもしれませんが、収穫体験を通したPR、それとあと先ほど言われました文化財とかJR沿線等の路線を活用した連携ということでバスツアーだったりウォークラリーだったり、そういうのが個別事項として今検討をされていってるところござ

います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 菊池で推進本部がある、連絡協議会のようなものがあるということですから、それですと検討をされていくということだと思います。バスツアーとかということも含めて、その周辺の自治体で、阿蘇を入れて周遊券みたいなもの、切符をどうするかというのはちょっとわからない、いろいろアイデアもあるかもしれませんが、そういうところぼんと回っていて、一体型で観光客が熊本におりたら、熊本城に行って、阿蘇に行って、天草に行っておしまいで帰るということじゃなくて、そういったところを何とか、今すぐできるかできないかということは難しいかもしれませんが、そういったことを来年度に向けてそれも検討していったと思います。

緊急雇用対策で特産をどうのっていうのもたしか来年度が2年目に入りますよね。ですから、それもまだできていないということですから、それも一生懸命アイデアを絞っていただいて、最終的には商工関係の売上高もしくは雇用人数の何人増とか、何%増とか、そういうところを明確な数値を上げてそれに取り組んでいくということをして今後していただけるようによろしくをお願いをしたいと思います。

じゃ、2番目のほうの保育園民営化の方針についてに入っていきたいと思います。

まず1番で、確かに昨年の12月にちょうど私が一般質問するその日でしたが、毎日新聞のほうに今まで補助金としていろいろ分かれてきていたのが、国のほうからそれを一括交付金化にしていくと、その中に民間の保育園の補助事業も入れるというようなものの記載がありました。その後、民主党のほうでもそのことが決まっているということではないみたいで、私のほうもいろいろ調べようとしても全くそういうアイデアが、向こうからも、民主党の本部のほうからもちょっと入手することができないので、国の方針としてはまだはっきり決まっていなと思います。

ただ、いきなりどんとお金がかかる、学校の建設であるとか、そういったものの補助というのは今後も続くと思うんですが、毎年毎年同じような額が支出されていく補助金のようなものについては交付金化されていくだろうと、僕自身としてはそう考えているんです。

そういうふうな状況になっていったときに、当初もくろんでいた2園民営化をしたときに、1園当たり2,000万円、4,000万円ほど浮かして、さまざまな保育事業に充てていくというのが本町の方針だったと私はそう理解していますが、そのことについて、まだ結果としてはなかなか見えてこないことだとは思いますが、現状としてどのように考えていらっしゃるのか、その辺のところをお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（大川育男君） 民営化の目的につきましては、昨年5月に菊陽町の公立保育所民営化計画、これに基づいて進めているところでございます。

議員もご存じかと思えますけれども、平成16年から公立保育所と私立保育所の認可保育園では保育所運営に係る国の財政負担が大きくかかっておりますので、私立保育所につきましては、従来どおり国のほうから補助が来ますけれども、公立保育所につきましては、一般財源化されたということで補助金がなくなっているような状況がございます。

こういった状況で、民営化されて補助金がなくなったということを大きな目的の一つとして民営化を進めているところでありますし、それから保育所の職員配置につきましては、正職員が約2割で、臨時職員が8割となっておりますので、民営化することによりまして臨時職員を私立保育園に採用してもらい、臨時職員の身分を保障するというような目的のもとに進めているところでございます。

ただ、今議員もおっしゃいましたように、今年の衆議院選挙におきまして民主党政権にかわっておりますので、子ども手当を初めとします子育て支援策が制度の改革が進められておりまして、保育所についても議論がなされているところでございます。

先ほどおっしゃいました毎日新聞の件ですけれども、この件につきましてはちょっと読んでみますと、2010年度の予算編成で、総務省が私立の認可保育所の運営費をすべて地方負担にする案を検討しております。私立保育所の運営費は現在国と地方が2分の1ずつ負担しておりますので、総務省案では、国の負担を廃止し、子ども手当の財源に充てる、保育所運営費の不足分は従来まで負担していた児童手当の地方負担分を回すという内容で、私立保育所の運営費は一般財源化されるという記事でございました。

また、1月に発表されました平成22年度予算の閣議決定後の政府案では、子ども手当の創設等で、平成22年度の子ども手当は中学卒業まで子ども1人当たり1万3,000円を支給し、費用負担については子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、2つの制度が並存するような仕組みにし、児童手当相当分については従来どおり国、県、町、事業主の負担とし、子育て支援は国と地方が2分の1ずつ負担することとしておりますけれども、23年度からは、子ども手当は1人当たり2万6,000円とし、全額国費で賄うが、子育て支援は地方の責任で実施するというふうになっております。もし私立保育所の運営費負担が一般財源化されることになりましたと、民営化しましても、本町の民営化の目的の一つである削減した経費を子育て支援策の充実に振り向けることが厳しいような状況になります。

しかしながら、民営化計画に掲げております2園の保育所を民営化することによりまして、公立が6園、私立が5園となり、公立、私立がそれぞれの特色を生かし、役割分担をして相互に刺激し合いながら町内の保育所全体の保育サービスの向上につながるものと考えております。

このようなことから国の施策の動向に注視し、その内容を見きわめながら財源の問題と保育サービスの充実を総合的に検証し、民営化の取り組みについての整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 民営化の目的として、これは菊陽町公立保育所民営化計画というのが昨年の5月に町から出されているものに、やはり保育ニーズが多様化してきていることに対応と、進めることの背景には、少なくともお金ではなかったという内容です、これは。ですから、確かに国がどういうことをやるかわからないということはわからないと思うんです、僕も。

でも、それは主に財源の話なんで、今菊陽町に在住、住んでらっしゃる方々では、やはりひとり親の家庭もたくさんふえていらっしゃいますし、あとはサービス業に勤められてる方は、土日もしくは夜間仕事をしてる方も結構いらっしゃいます。ですから、月曜日から金曜日までの朝8時半から夕方5時までみたいな、そういうのは昔のオフィスワークの考え方なんです。ですから、そういうところからはみ出た方が仕事をしている人が実は一番大変なんです。そういう方々に対して保育ニーズにこたえるということがこの民営化計画というところにうたわれていたと僕は思っているんですけども、そのことが民主党政権になって財源のところを読めないで1年先延ばしするというのが先日の施政方針のようだったようですが、そのことと保育ニーズに対してどのようにこたえていくのかというところがちょっと接点としてうまく理解できません。その保育ニーズにどのようにこたえていくのか、そのことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（大川育男君） 本町ではここ数年、保育所入所希望の児童数が急激に増加しております。待機児童が発生しております。その解消が保育施策の中で最優先の課題でございました。このため2つの私立認可保育所の申請について支援しまして、本年4月に2園が開園することになりました。これによりまして22年度については待機児童の解消が図られるものと考えておるところでございます。

しかしながら、保護者の生活様式や就労形態の多様化などにより、保護者が求める保育サービスは通常保育だけではなく、複雑多様化しております。現在通常保育に加えまして、午後6時から7時の延長保育事業を8園で実施し、一時預かり事業をみどり園と光の森キャロット保育園の2園で実施しておりますが、一時保育事業については増加傾向にございますが、現在社会福祉協議会に委託しまして病後児保育事業も実施しております。今後は病児保育の実施に向けても検討していかなければならないというふうに思っております。

また、休日保育や夜間保育につきましては、現在事業の要望はありませんが、このことについても今後はニーズが出てくるのではないかと考えております。また、保育士の受託などで家庭的環境で乳幼児を預かる保育ママ制度のニーズも出てくるのではないかと考えておるところでございます。

このように保育者が求める保育サービスのニーズは多様化し、需要がふえてきておりますので、そのサービスの実施に向けて取り組んでいくことが必要であり、それには体制づくりと財源も必要だと思っております。このように各種保育サービスの充実を図るためには、保育所民

営化によって削減できた経費を振り向けて、保護者の保育ニーズにこたえられるよう努めていくこととしているものでございます。もちろんこのような保育サービスの充実に向けてはより効果的で効率的な方法で実施する必要がありますので、保護者の意見等も十分にお聞きしながら取り組んでいく必要があります。保護者あるいは住民のニーズにこたえることは民営化だけを前提としているものではございません。

ということで、いろんな保育ニーズがございますので、このような保育ニーズに町としてこたえていくということは十分認識しておりますけれども、財政的には厳しいような状況が今のところございますので、民営化しないでどれだけの事業ができるかということについては今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 文教委員会で先日、昨年に保育園民営化をもう一回考えなさい、考える請願というのが出ましたですね。ごめんなさい、ちょっと題名忘れましたが、その保護者会長の方々と文教で意見の交換会をやりました。そのときに請願に署名されている保護者会長8園の方がいらっしゃいまして、その方々が保育ニーズが広がるのであれば、いろんな選択肢を含めて反対しないという方も何人もいらっしゃいました。ですから、保育ニーズが広がっていることが潜在的な欲求としてあるということなので今後の検討課題としていただければと思います。確かに財源がないとできない話ではあるんですよ。

ただ、この辺は繰り返すようなんですけど、菊陽町は人口ふえてます、さっき町長も言われたように人口ふえてます。企業も進出すれば、その企業に働く人も入ってきます。その方々は当然ですけど子どもがいて、でも児童もふえているんですよ。児童がふえてて人口がふえるから菊陽町っていいところですよ。だから、そういうところであればあるこそ、やはりニーズにもこたえていくということのどの辺のレベルでやるかです。財源がなければできないという優先順位の中に入れるのか、優先順位の上のほうに上げていって、できるだけ財源を捻出して、そこに充てていくのか、その辺は自治体運営の問題の根幹だと思いますよ。

ですから、町長はその辺のところはよくご存じだと思いますので、まずイの一番のほうに入らせていただいて、ニーズのほうにはこたえていって、働くお父さんやお母さんが一生懸命子育てを両立しながら菊陽町の中で楽しく暮らしていける、そんなまちづくりをしていただきたいなど、そういうふうに思います。

ということで保育園のことは終わりました、次中部小のほうの質問のほうに入ってまいります。

この質問に入る前に議長のほうにお願いをいたします。今回もパネルをつくってまいりました。パネルを皆さんに見せて質問をさせていただきますことをお許してください。

○議長（吉村豊明君） 許可します。

○2番（北山正樹君） ありがとうございます。

この中部小建設の意思決定を問うというところの質問です。この件については今回提案され

ていなかったE案のことについて、主にその議論をさせていただきたいと思っております。このことについては昨年来提案されて、また今年の3月の臨時議会で新たにCの修正案というものを提出されてきておりますので、議案提出ということがされた後でございますので、町長の判断ということでお尋ねをしておりますので、教育委員会の方々はこの質問ではぜひ町長のほうに全部回していただくようお願いいたします。

まず、質問の1番の昨年来のおくれの原因ということですが、昨年の3月に本提案が出されました。そのときはC案ということで出されました。その前の3月の施政方針で町長が現在地を含めて建てかえるということをご正式に考えるという表明で、その12月に5案の検討をしているということをご議会のほうに説明があった後、昨年の3月にC案が提案された、そういう流れになってます。本来なら学校建設というのはほとんど反対しません。私も基本的には賛成ですし、ここの議会、議員で座っている人間もほとんどが賛成でしょう。しかし、なぜこの問題が進んでこなかったのか、そのところに何かいま一つ議会側と町長側のほうで何か取り違いが起きているためではないか、そういうふうにお思っております。

一番の昨年来のおくれの原因は何とお思っているのか、そしてもう一つ、町長は中部小を建てかえる、そのときに本当にいい学校をつくるという意思や情熱があるのか、どの程度そのことを思っているのか、その2点についてまずお尋ねをしております。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昨年来のおくれの原因はということでもありますけれども、今も議員のほうからもありましたように、昨年の3月に提案しました現在地の建てかえ案につきましては、議会で否決されたところでもあります。そして、その後経過がありまして、11月の臨時議会で提案しました町民グラウンドの建てかえ案につきましては、議員さん方からの最初申し出によって継続審査となったところでありまして、12月の定例議会にいわゆるグラウンド案の提案しておりました、それに対するいわゆる新しい土地での調査、資料等も不足しとるというようなところでご指摘がありましたので、私のほうから継続審査をお願いしたところでもあります。

（2番北山正樹君「町長、おくれの原因をどう思っているのかという点です」の声あり）

それで、そういった中で町民グラウンド案は撤回させていただいたところでもありますけれども、おくれたというのは、委員さん方から、いろいろこちらから提案しておりました資料等が不足する、あるいは調査が不足しているようなご指摘があつて、いろんな資料等の提供のために説明してきたところでもあります。

そして、今おくれておるということでもありますけれども、現在の段階は基本構想の段階から進んでいないような状況であります。これはもう建てかえる場所が決まりまして、基本設計や実施設計の段階に入らないと事業費の積算、財源の問題、配置計画、想定される課題等の対応等、具体的な、かつ詳細なことを把握することが困難であるということをご理解いただきたい

と思います。

ただ、昨年の提案から1年というところで、この間建てかえの場所がいろんなことがありまして決定に至らず、子どもたち、そして保護者の方々、住民の皆さんには、そして議員の皆さんのほうにも大変ご心配をおかけしてございまして、この辺は大変深くおわび申し上げないといけないなというところで反省してるところであります。

ただ、ご承知のとおり、中部小学校の建てかえというのは、耐震強度が不足してございまして、耐震対策の事業として実施するものであります。校舎の状況というのは児童数の増加によって、トイレが不足するため現在仮設の簡易トイレあたりを設置してございまして、22年度におきましては、普通教室がまたさらに不足するというところ……

(2番北山正樹君「町長、もう結構です。私の質問はおくれてる原因をどうとらえてるかということ聞いております」の声あり)

おくれておる原因というのは、いろいろ提案したものにつきまして、資料等あるいは調査の不足と、そういうものが、それから不動産の鑑定等でも後で出てきましたけども、そういう面で議会のほうでも判断がなかなかできないというふうなところで、今出してる案についても継続審査になっておるということで、おくれておるものと考えております。

そして、学校に対するつくることの情熱ということでもありますけども、これは耐震のいわゆる地震のほうの耐震のほうで震度6強が来た場合、崩壊倒壊のおそれがあるということで、そういう面でも一日も早く安全で安心な教育環境をつくるという意味で、一日も早く急ぎたいという、そういう思いでおります。

○議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

○2番(北山正樹君) 時間がずっと長く町長答弁していただきましたけども、僕が一口で言うと、コンセンサスがとられてないんですよ。ちょっとパネルをつくってききましたので、パネルをちょっと聞いていただきたい。

これ建てかえスケジュールという形で、合志小と益城中央小学校と中部小と、これ3つちょうどいいところがありましたので持ってきました。合志小は平成12年、こちらは老朽化かもしませんが、改築が必要になったということで改築検討委員会を立ち上げる。9社による設計コンペを行って、18年に完成、実質4年で終わってます。益城中央小はつい先日新しい学校が完成しました。これは平成12年に耐震というか調査をしたら、もう全く地震に耐えない、中部小よりも耐えないと、地震が起きたらがしゃつとつぶれてしまう、だから早急に建てかえなければいけないということだったんですけれども、国からの補助事業があるためにそれを解除するために6年ほど経過して、実質的には18年の後半に設計が始まり、そして準備検討委員会を立ち上げた。そして、翌年には地権者に説明をして、そしてさらに翌年は12月に着工、そして今年の3月に完成、実質3年6カ月で完成してます。

そして、中部小の場合ですが、耐震診断は平成16年度です。17年の初めに診断をし、I s値が低いことが判明した。そこで、17年に基本構想を発注します。これは前の富永町長の時代で

す。そのときにはE案ということがふさわしいという答申が出ています。その後には武蔵ヶ丘小学校とかほかの学校の耐震ということをやっているために時間がなかったということですが、ほかの2つの町と違うことは、決定的に違うのは検討委員会をつくらなかったということです。ですから、昨年3月にC案が出て、否決になりました。そして、12月にD案、それを取り下げて、また改めて修正のC案が3月に提案された、そういう状況です。

要するに、この合志小も益城中央小も、議会と町民と行政の間の意思統一が図られている。それはどうやって意思統一が図られていたかということですが、検討委員会を立ち上げて、検討していきながら、そのことを住民のほうに知らせていく。今、皆さんパソコン持ってらっしゃると思いますから、パソコンに学校建設検討委員会というキーワードを入れて、ちょっとクリックしてみてください。どのくらい出てくるか。もう読めないくらい出てきますよ、いっぱい、どんなところでもやっています。そして、大体そこでは学校関係者や地域の関係者、行政も入れて大体20名から30名、多いところだと40名弱ぐらいの検討委員会を開いています。検討委員会とかワークショップとか、いろんな名前がありますが、そこでいろんなことを検討して、学校のあり方という青写真をつくっていくんです。そういうのを住民に議会にずっと広めていって、ああ、そういうのならいいね、それで最終的に議案として出てくるから通るんですよ。コンセンサスのとり方が非常に悪い。私はそのことを申し上げたい。

これは昨年の8月に4回ほど住民に対して説明会をやったときのアンケートの結果です。これでいきますと、ここで言うC案というのは、今度の3月に提案されている修正C案にほぼ同じものです。中部小保護者、賛成22%、反対66%です。地域の方々、賛成18%、反対61%です。そして、町民グラウンド、D案に対しては、中部小の保護者の方は賛成68%に対して反対21%、地域の方が賛成49%に対して反対が51%。新しい土地案に対して、中部小の保護者の場合は賛成が28%に対して反対が48%。地域の方は賛成が57%に対して反対が15%です。このアンケート結果を見れば、少なくともC案はもうなしなんです。ということで、昨年町長はC案を取り下げて、D案というものを提案してこられたんですよ。僕はそれでもって評価してるんですよ。そのとおりだなと。

もう一つ、E案がなぜ出てこなかったかということなんです。D案があるんなら、E案だってあるでしょう。そして、先ほどのコンセンサスのとり方ということからすれば、その前富永町長の時代にE案の答申があって、それをそのまま進めていけば、今ごろちゃんと小学校建ってますよ。なぜE案が出てこなかったのか。12月にもお尋ねしましたが、もう一回お答えください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中部小学校の件につきましては、耐震のほうは16年度の事業ということで、17年3月に出とったということでもありますけども、その間私が就任した年が18年10月でありましたけど、その間武蔵ヶ丘小学校のほうは教育委員会のほうで耐震と大規模改造を進めとったということで、中部小のほうの関係が進んでいなかったということで、その折、そのとき

検討委員会というのが職員の内部による検討委員会が非常に進んでない状況にあったもんですから、職員による内部の検討委員会の中で詰めさせたところではありますが、そういったときに老朽化によるものであれば、一日も早く、一番危険度の高い学校でありましたので、単なる老朽化による建てかえということであれば、十分広く住民の方々を入れた中でじっくり立ち上げて検討してくれば、今言われたような方向に進んだかと思えますけれども、耐震化については、とにかく早く急いで建てかえなければならないという思いがありましたので、そういった中で、現在地のところでそれが可能ということであったからということで提案したところがあります。

E案のことでありますけれども、これにつきましては当時検討させた資料の中にも出てましたように、一番期間的にも6年ほどかかるようなところで、期間はそういうことで報告を受けたところでもありますし、そして新たな土地というのは、校舎完成までに他の候補地と比べて非常に期間がかかるということで提案には至らなかったんですけども、一方ではやはり教育に対して金を惜しむというものではないところでもありますけれども、町には教育以外にもたくさんの事業を実施しなければならない、限られた財源をどう配分するかということも一つはありました。

そしてまた、この土地というのは、農地でいえばいわゆる優良農地ということでありまして、そういった面で提案までには至らなかったというのがそういうような状況で、E案については提案まで至らなかったということでもあります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 老朽化って去年もさんざん聞きましたよ。本町は耐震だと、ほかは老朽化だと。私たちはそのときに、いや、関係ない、同じでしょ、全面建てかえだったら、それは今でもそう思ってますよ。なぜ老朽化と耐震事業でもって建てかえるときにこうも話がずれるのか、私には理解できません、全然。

早くということ去年の3月からずっと町長言ってらっしゃいますよね。早く早くと言って1年間、空費したような形になってますよ。それもコンセンサスがとれてない。町長側が言われる早くということ、少なくとも納得できない人がたくさんいる。それが看板となってあらわれてるんじゃないですか。そのことに対してきちっとしたものをしないと、やはりこのことって前に進まないんじゃないでしょうか。

なぜ6年もかかるんですか。益城はそんなに時間かかってませんよ。たった1回で地権者の方に説明をして、次はもう契約だと。6年間かかるというのはだれが言ったのかわかりませんが、町長がうのみにしたということですか。うのみにして、優良の学校をつくるチャンスを失ったということになりますよ。

先日の益城中央小ができて上がりましたので、私見に行ってまいりました。恐らく僕一人だと思えますけれども、すばらしい学校ができてますよ、いろんな意味で、広いつていうこともありますけど。夏場の教室の室温の対策であるとか、広い状況の中で図書館ができて上がってると

か、すばらしい学習環境ができ上がってますよ。なぜそういうすばらしい学校を菊陽町の子どもたちに与えてあげようと思わなかったのか、僕はそれが不思議です。

もう一枚ちょっと持ってきましたんで、じゃ、これを見てください。

中部小建てかえに関する議事の推移っていうやつです。先ほどちょっと言いましたが、平成20年3月に施政方針で建てかえを町長は表明された。12月に5案を検討中ということで、議会に初めての説明がありました。昨年の3月にC案提案、それが否決です。6月に私たちはC案に否決した議会の責任として次どういふふうにするのか、一生懸命お尋ねをしました。そのときに教育委員会を初めとして検討中であるという答弁でした。

その6月議会で土地を転用する法律が変わる、もしこれが変わってしまったら、新しい土地に学校をつくることができなくなる、そのことに対して危機感を持ちなさいというのをこの議会の中で吉本議員が質問してますよ。指摘してます。でも、その後でも何ら新しいことの表明がなかった。8月、住民の皆さん方に修正C案というものを説明し、先ほどのようなアンケート結果になった。11月にD案を提案し、そして継続審査になった。それは先ほど町長が自身で言われたことですよ。そして、今年の2月になって農振法改正について町長と、それから教育委員会の方が県に行って調べたことを私たち文教委員会に報告、その結果、新しい土地はもう法律が適用されてしまったので、つくれない。

この半年間物すごい貴重な時間を失いましたよ。このことが偶然だったのか、ひょっとしたら時間切れをねらっていて、昨年の3月以来ですか、6月に農振法が改正になると、益城中央小のような立派な学校ができる最後のチャンスがありますよということを指摘しても、何ら代替策が出てこなかった。それはなぜですか、もう一回町長にお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いわゆるE案というものは、事前に検討すべき候補地の一つとして考えたところでありまして、期間として、繰り返しになりますけども、他の候補地と比べて期間的にかかるということと、そしてやはり事業費の中でも大きな事業費がかかるということ、そしていわゆる優良農地ということで、あの一帯といいますのは、過去に都市計画の線引きをした時点で、もともと前の農地、市街化区域だったところを線引きの見直しで農家のほうの農地が、上の台地が市街化でありますので、調整区域に引き直したこともありまして、そして圃場整備等もしてあるということで、優良農地ということで農業委員会のほうにも私もいまして、そういった面で農業の振興上は優良の農地であるということで守らなければならないというようなことも、そういう幾つかのことがありまして、選択をしなかったというのが理由であります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 6年かかるというふうに言われた根拠が、町長、ないんですよ。どこで6年かかるのか、きちっと説明を私は聞いた覚えがありません。地権者の皆さんにそのことをお話をして6年かかるという答えだったのか、あるいは優良農地ということに対して県のほうに働きかけたらそういうふうになるというようなお話だったのか。今までもいろんな形で質問し

てきましたけども、一切それに対して納得ができるような答えを聞いてません。そのことがコンセンサスがとれてない、この計画が前に進まない大きな原因だと、先ほどから僕それ指摘してるんですよ。

先日熊本3区のある国会議員の方からこういうことがあればできますというか、こういう方法がありますというお話を聞きました。それは県では全然わからない内容でした。町長と議会、そして地権者、その中での結論を得れば、これからでも可能ですというようなお話でした。一体どういう学校をつくりたいんですか。そのことが最後の最後まで明確になっていないので、場所の話しかしていません、今までも。学校のあり方としてどうなるべきなんですか。去年の3月、私ここで質問しましたよ。どういう学校をつくるんですか。いや、それはこれから基本設計でこれから検討しますと。

今この修正C案が出されたその後についても似たような質疑をしました。そのことを中部小の保護者の方々にいろいろお話をしました。議案が通ったら内部について検討するというのを町は言ってますと、そのように言うんです。その保護者、PTAの方々ですが、皆さん同じことを言います。半分笑いながら、それって逆じゃないですか。ちゃんと物事が決まってからつくりましょうという話になるんじゃないですか、普通は。

あの狭い敷地の中で、傾斜地の中で物をつくる、窮屈に、北側を削って光が北側から入らないような学校をつくる計画ですよ、今度の修正C案は。確かに吹き抜けのところから多少の光は漏れてくるかもしれませんが、しかし、現在の中部小でも夏場は36度、7度まで上がるんですよ、あの教室の中は。吹き抜けが1カ所あるからといって、空調してエアコンかけていけば別かもしれませんが、そういう学校を今度つくっていこうというのが今度の修正C案でしょ。

私は一つの学校をつくるとして考えたら、広々としたところにつくるのが一番やっぱり理想的ですよ、どう考えたって。町長は、E案は結果的に6年ぐらいかかるという話をうのみにした。地権者や県や国の許認可の問題がどういうふうになっているのかということを手を自らきちっと調べたということもない。そういう中でただいたずらにといいますか、この1年間時間をつぶして、結果的にですが、法律の改正で町が簡単にやれるチャンスを失った。あなたの失政じゃないですか。最後にそのことを質問します。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中部小学校の建設といいますのは、これまでの繰り返しになりますけども、やはり今回の国のほうでも出てますように、国民主権の鳩山総理の演説の中にもありますように、今必要なのは何よりも人の命を大切に国民の生活を守る政治ということがありますように、私もかねてより学校問題、特に耐震関係については一日も早く安全で安心なまちづくりといいますか、中部小学校の場合については、そういった教育環境をつくるというのが一番大事にしなければならないということで考えているところであります。

地震等については、本当にいつどこで発生するのかわからないのが地震であると思ってることであります。この1年間の間に日本じゃありませんけども、ハイチ及びチリのほうでも大地

震があつてるところであります。

そういった中で一日も早くこの事業を完成させて、子どもたちに安全・安心な校舎を提供する強い思いがあつて、建てかえ場所についてはなかなかそれが議員が言われますように、こちら側が提案した中でのそういうとらえ方の違いがあつて、1年が過ぎようとしておりますけれども、こういった面についてのことについてはいまだにそこが採決されてないということで、前回のPTAの方々の陳情等にもありましたように、とにかく早く場所を決定して建ててほしいという思いを受けとめまして、今出しておりますので、その辺おしてくれていることについては子どもさんや教職員、そして保護者の方、そして地域住民の方々に対して非常に申しわけないなど思っておりますけれども、今回の中部小の建てかえは耐震化事業ということで、その辺はぜひご理解をさせていただきたいというふうに思うところであります。

(2番北山正樹君「以上で終わります」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時8分

再開 午後2時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○15番(梅田清明君) こんにちは。今日はもう最後ですけど、よろしく願いいたします。

世間ではもう今日は4月のような大変暖かい陽気でございますが、先週10日水曜日は春のあらしとともに全国的な雪でした。3月の雪にしては記録的な雪だとテレビで放送してました。霧島でも記録的な大雪となっているのに、熊本菊陽町には雪が積もらなくて、農家の人たちもほっとしてるんじゃないかなろうかと思えます。それはそれとして、私に与えられた3月議会一般質問、環境問題から入っていきたいと思えます。

まず最初に、小・中学校に太陽光発電導入についてお伺いいたします。

2009年1月、昨年(2008年)の1月のことですが、アメリカでオバマ大統領が誕生いたしました。日本でも昨年(2008年)の9月、鳩山政権が誕生しました。オバマ政権も鳩山政権も気候変動対策に強い関心を持っています。オバマ大統領はグリーン・ニューディールという一連の政策を提唱し、風力、太陽光などの再生可能エネルギーへの投資によって新しい雇用を生み出そうとしています。

鳩山政権は、2020年までにCO<sub>2</sub>排出量を1990年比25%削減するとの中期目標を公式に示しました。日米ともに21世紀は環境の世紀であると意識し、これまでの経済成長市場主義から環境保全市場主義へと転換しつつあるかのように思います。

先ごろ環境省がCO<sub>2</sub>を25%を削減するためのロードマップを発表しました。そのロードマ

ップによれば、家庭用の太陽光発電を今後1,000万世帯、現在の30倍以上普及させる計画だといわれています。ドイツにおいては、2006年からフィードインタリフ、固定価格買い取り制度を導入しております。太陽光パネルで発電された電力の全量を電力料金の3倍の価格で電力会社が買い取ってくれる。この制度のおかげで太陽光発電の普及が一気に進み、日本を抜いてドイツが世界一、スペインが同じ制度で世界第2位に踊り出しました。日本も中途半端な制度ではなく、ドイツ型のフィードインタリフ制度への切りかえが望まれるものです。

さて、太陽光発電パネルについては、今年の3月と6月と続けて質問してるところですが、具体的にどのような検討をされてきたのか。21年度の国の補正予算で、熊本県で128校太陽光発電パネルが設置されます。隣の合志市でも小学校7校、中学校3校、計10校に太陽光発電パネルが設置されます。玉名市は小学校15校、中学校3校、計18校パネルが設置されます。これは私が今年の6月、一般質問したときから事業費を積算して国に要望していたら、ほかの町村と一緒にできていたではありませんか。なぜ菊陽町はゼロなのか、答弁を求めます。

先ほど北山議員のあったけれども、庁内で検討してれば、ゼロということは私はないと思うわけです。その点どうなっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 太陽光発電のこれは、ご質問のほうは小・中学校施設に太陽光発電導入をとということになっておりますけれども、町のいろんな施設についてというようなことで、ただいまのご質問だったかなというふうに思いますので、私のほうでお答えさせていただきますと思います。

公共施設につきましても、今年の7月……

（15番梅田清明君「すみません、公共施設については芝議員が質問されますので、私は小・中学校だけに限定して」の声あり）

小・中学校でよろしいですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

太陽光発電がなぜ小・中学校の設置がゼロかということですが、太陽光発電につきましても、ご指摘のとおり現在ゼロでございます、町として設置いたしました分は。

現在の計画としては、今ご審議をいただいております菊陽中部小学校が建てかえということで、これは設計の中に太陽光発電の設備を入れる形で設計に入りたいというふうに考えております。また、菊陽中学校も一部建てかえの校舎がございます。それから、耐震補強を行いますので、その中に太陽光発電の計画を設置をしたいというふうに考えております。

実はこの太陽光発電でございますが、20キロワットとかになりますと、全体の重量が太陽光のモジュール、いわゆるパネルとか、それからそういった鉄アレイとかという部分がございます。こういったものを設置いたします。設置をいたします場所が一般的に太陽光発電の場合ですと、地上に置くのではなくて、やはり屋上に設置する形になります。太陽光発電の20キロワッ

トの設備を発電するための部分というのは、重さが大体10トンから12トンぐらい、屋上の上に乗せる形になります。そういたしますと、その重さに耐えるだけの校舎、いわゆる構造的なつくりが必要になってまいります。このために私どものほうでは既存のほうに設置をするということはなかなか難しいだろうと。今後、今申し上げました中部小学校なり、そういった建てかえのときに設置をする方向で設計の中に織り込んでいきたいと思っております。

そういう事情で、私どものほうには現在ゼロでございますが、これからは計画的に、また財政事情も勘案しながら設置を進めていく形で推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 確かに20キロワットと40キロワットといろいろあります。業者がすれば、どんな方法でも業者は商売ですから取りつけていくと思うんです。玉名が何で15校も取りつけるの、あそこは20キロですね。合志は40キロなんですよ。けれども、10校を一遍につける。あと耐震とかなんかもいっぱいあるんですよ、合志は。それはつけてないけども、そういうふうな方向でやってる。

事業が私は合志市の濱田企画財政課長にちょっと会って資料もらってきましたので、ちょっと報告します。10校で3億8,208万7,000円が総事業費なんです。そのうちの安全・安心学校づくり交付金が大体1校1,700万円の補助金で、1億7,000万円の補助があつとるわけです。それと、公共投資臨時交付金というのが1億3,617万円、あわせて3億617万円補助金があつとるとです。町単独は7,591万7,000円で、10%しか出してないのです。ここで何で言うのかというと、いわゆるうち企画財政課長がおられます。自分とこばかりじゃなくて、町部局として全体で検討して、補助金はどういうのがあるのか、その検討をせんけん、もう町負担ばかりでこりゃ大変だとなるわけ。

大体1校が3,800万円から900万円、20キロ、40キロと違いますけども、かかります。ところが、玉名市は18校、予算現額が3億6,875万5,000円、国庫補助金が2分の1で1億8,000万円、公共投資臨時交付金が1億5,956万8,000円、国庫補助の約90%です。それに経済危機対策臨時交付金が2,918万7,000円で、一般財源0なんです。こうやって熊本県で128校も建設してる。

菊陽町が去年一般質問したときに業者が見積もってすれば、最低でも5校はできていると私は見とるとです。隣で10校もやってる、玉名で18校、5校が熊本市、人吉市、荒尾市、玉名市、合志市が10校、あと4とか5といろいろあります。なぜそれできなかったんでしょうか。町長、町部局で検討されんかったんですかね。要するに国の補助金ばどうやって使うのが一番大事なところですよ。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 恐れ入ります、ちょっと手元にその資料持ってきてない部分がありまして、不正確な部分があるかもしれませんが、今ご指摘の部分は、国の1次補正

にかかわる部分もあるかと思えます。実はこの太陽光発電につきましては、私どものほうでは安心・安全のおっしゃいました補助金、これは2分の1がございます。それと、1次補正の分で私ども検討はしたところでございますが、私どものほうの事情と申しますか、国からの補正の分を使う、何に使うというところを議論いたしまして、まず私どもで一番緊急に必要な部分は何だろうかという議論をいたしました。それは1つはどうしても現在小・中学校の教職員の先生方にお一人1台のパソコンがまだ支給ができておりません。この部分にいわゆるお金を充てようと、そしてネットワークを組みまして、そして学校現場におきます教育業務の軽減を図って子どもたちと向き合う時間をたくさんつくってあげたいということで、そのお金に充当することにしたいということで1つ決定いたしました。

また、現在学校給食を実施しておりますけれども、学校給食の食器でございます。食器がそれまでは入れかえるまではアルミ製を使っておりました。アルミ製というのは非常にいい部分もあるんですけども、非常にやはり今食育の時代と言われております。単に食べるだけではなくて、食べることを通じて学ぶ、あるいは食事の環境の中で生徒同士、子どもたち同士あるいは先生とコミュニケーションを深める中での動きがいわゆる食育という流れではないかと思っております。その中で食器がやはりアルミ製というのはどうも貧弱だということで、このアルミのやつをPEN食器に入れかえをいたしておるところでございます。これを全小・中学校の分入れかえをいたしまして、かつこの食器の入れかえになりますと、食器消毒機等々の入れかえ、機械の入れかえ分もございました。そういった形で町の中で私ども教育委員会、学務課の中ではどちらを先にすべきかという議論の中で、限られた財源を有効に使おうということで、現実的に私どもが非常に早急に手当てをすべきだろうということで、カウントしております。

なお、地上デジタルに関連いたしまして、デジタルテレビのほうの受信もこの事業でやっておりますし、梅田議員ご指摘の電子黒板につきましても、今回この事業の中で一般質問の中ではまだ定まっておりませんでしたので、お答えができなかったでございますが、やはり電子黒板の必要性ということを学校に確認いたしましたら、やはり学校としては大変ありがたいということで、各小・中学校1校に1台ずつ電子黒板も配置をするところ今進めておるところでございます。

そういった形で非常に緊急性が困ったといえますか、困っておるところ、あるいはそれによって大きく改善されるという議論をしておりまして、その中では、申しわけございません、議員さんのご指摘の太陽光発電につきましては、先ほど申しました形ですよと同一状況にはならなかったという結果でございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） いろいろ言われたけれど、太陽光発電パネルにして全小・中学校が太陽光、要するに電力で、お金が要するに今まで要りよったやつが要らなくなるわけですね。もし

余れば売電もできると。それでいろんなことができるわけなんですよ。学務課長だけ、おたくだけで考えんでも、町部局、企画財政課にこういうのでどないしたもんか、よその町村を調べてやればできるわけなんですよ。

今、電子黒板言われたけど、言いますけども、合志市、電子黒板全校入っております。そして、今は火災報知機、これ全戸に無料で今1個ずつやっております。これも私何回も一般質問しましたけども、町は全然進まない。いわゆる町部局でこういったこと、火災報知機も法律でもう決まってるから、それを促進するために今交渉してる。電子黒板は今年度予算に入ってるということですけども、そういったことで、一番にパネルをすれば電気代が浮いてくるけん、いろんな給食の何とかといろいろ言われたけども、そういう私はできると思うわけですよ。

町長、町長のリーダーシップとして、太陽光パネルが熊本県で128校も実施されるのに、町としてゼロって、このことをどう思われますでしょうか。毎週月曜日は部長会議があつてると思いますが、打ち合わせはなかったんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件でありますけども、これについては詳細については財政課長のほうから説明させますけども、今回国のほうから臨時交付金等いろいろ来た分については、菊陽町では非常に配分額が少なかったということで、よその市や町と比べてそういった大きな金の要るところまで取り組めなかったというのが実情であります。詳細については財政課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま町長が申しあげました分につきましては、学務課長が申しあげました基本的な国が制度化しました安心・安全の関係の交付金、その補助裏分につきましては、合志市の例をもとに臨時交付金が充てられて、一般財源がなくて済んだというようなお話があったかと思えます。

そういうことで町全体の方向の中では、当然国の政策の中に太陽光発電、それから学校の関係のいろいろな黒板等も含んでおりますけども、それから道路、いろいろ環境的な部分も制度的にはメニューがございました。その中で学校関係については学務課長が申しあげたように、その分で補助金、交付金のほうを基本的に充てていくというような流れがありましたので、補助裏の分につきましても、交付金は当然本町ではそれに充当しておりますし、町全体の中の事業推進の中で、菊陽町においては太陽光発電ではなく、その他必要な部分で交付金を充てていってるといってございませう。

明日の芝議員等の質問の中にも町の施設における太陽光発電の導入というのは、当然町のほうでも視野に入れていろいろなことを検討してる状況でございまして、役場では例えば耐震の問題もありますから、耐震の補強、それに太陽光発電をどのように設置していくか、20キロ、40キロという話がありましたように、例えば20キロであれば、20キロワット相当の電力しか対応できませんので、そうなれば、例えば役場であれば、すべてをそれで賄うということは当然

ございません。ただし、土日の分は図書館もそうなんですけども、余ってくる分がありますので、売電には当然可能性が出てくるとかということもありますので、どの程度のもの、例えば10キロであれば一千何百万円、20キロであれば二千何百万円、そのように金額も張ってきますので、耐用年数と電力をどれだけカバーするかというような部分も含めて、町としては、町長からも指示いただいているんですけども、早急な方向性を定めて、太陽光の発電の導入については考えてくれというような指示はいただいておりますので、当初予算にもこの関係は入っておりませんが、国の補正予算等の動向も見据えながら一括交付金、あるいはその辺の環境のメニューも踏まえながら導入するような方向で検討すべき一つの大きな案件だというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） いろいろあるかと思いますが、国が施策を打ち出して、補助金があれば、それでやっていける。そうすると、小学校6校、中学校3校の電気代が、電気代ばかりで相当なものと思うわけです。そういうのが浮いてくれば、またほかの事業に使えるし、やっぱり何を先にやるかということのも一つの方法じゃないだろうかと思えます。

中部小学校が先ほどあっておくれる、いろんなものの進め方、こういうふうにあるわけです。一つ一つを町部局としていろんな検討を重ねて的確にやっていかないと、こういったのに手おくれになってしまう。今後できるだけ町部局として財政ともに検討されて、早急に取り組まれるよう要望いたします。

続きまして、2番の色つきごみ袋の鉛含有は大丈夫かと出してありますけれども、これは京都大学の環境保全センターの酒井伸一教授たちは、有害な鉛を高い濃度で含有するスーパーなどの色つきレジ袋があるとの調査結果をまとめました。中には欧州連合EUの基準値の250倍というものもあったそうです。これは京都市内で集めた袋だけが調査対象だったが、全国的な傾向と見られるということでした。白地や透明なレジ袋からはほとんど検出されなかったそうです。袋に色をつける際の着色料に鉛が含まれていることが原因らしいということです。

鉛の検出率や全国で毎年使われているレジ袋の量から推定した年間の鉛の排出量は84トンから110トンぐらいあるだろうと推定しております。ほとんどはごみ処理施設で燃やされていますが、焼却後の灰の中に鉛が残留する各自治体は、多大な費用をかけて焼却灰に含まれる鉛などの重金属類の処理はどのようにしているか、不適切な廃棄は環境汚染につながります。また、酒井教授は、色つきレジ袋の鉛削減は経済的にも意味があるだろうと話しております。

レジ袋とは違いますが、町のごみ袋は大丈夫なのか、黄色のごみ袋は埋め立てです。町のごみ袋は色つきなので心配する。焼却炉の灰はどのように処理しているのか、町のごみ袋は色つきだが、鉛の含有はないのか、お伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、町の指定袋についてですけれども、指定袋につきましては、平成6年度から開始しておるわけなんですけれども、当時といたしましては、住民の方に使いやすく、丈夫で、食べ物を入れたりする場合もあるというようなことで、安心して使えるようなというようなことで、ほかと比べましても非常にいいものを使っておったところです。その分コストもかかっておりまして、平成18年度等に近隣と合わせて作成していった、コストを下げてはというようなことで、平成19年度より共同で作成しておりまして、その際に袋の厚さあたりも薄くしまして、焼却量あたりも減らしていったるところです。

町の指定袋として黄色、緑、赤と3種類ありますけれども、埋立ごみ、資源ごみにつきましても、最終的には一応焼却いたしまして、焼却灰としての処理をいたしております。袋についての鉛の含有につきましても作成業者のほうに確認を行っております。3色とも本町のごみ指定袋については鉛は使用していないというような回答を得ております。

また、焼却灰をどのように処理しておるかということですが、先ほど申しましたように、最終的には3色とも焼却しておりますけれども、焼却灰は環境保全センター地内の楽善理立場で埋立処理をしております。一般廃棄物の焼却灰を埋め立てます場合には、法的な数値規制は定められておりませんが、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令というものがありまして、埋立処分に関する基準の項目があります。この省令に基づいて環境保全組合でも調査分析が行われております。

この省令の基準値では、先ほどおっしゃられましたように、水銀、カドミウム、鉛、砒素、六価クロムなどの化合物につきまして埋立基準が定められておりますけれども、本年2月の濃度軽量調査では、すべて定量下限値未満、これは測定できるような数値以下であったというようなことで、ゼロではないけれども、測定できるような数値以下であったというような基準になっていますし、一部測定できた数値もありますけれども、先ほど申しました省令の埋立基準以下の数値にすべてなっております。

また、埋立処分場の水処理廃水につきましても、これは一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令がございまして、放流水の基準及び検査基準も定められておりまして、それにのっとり適正に管理されております。検査結果でも放流基準値よりも大きく下回る数値で処理をして放流されているというふうに報告を受けております。

以上でよろしいですか。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 業者が鉛が入ってる、それは言わないと思うんですよ。要は大学で環境センターで京都市内だけでも調査した結果、これだけの基準値の鉛が250倍とかあると、これは全国的な傾向と見られるということで新聞に載っていたわけです。調査したら問題ないと思うけれども、焼却灰も埋め立てると。本当に鉛が含有されてたら大変なことなんです。何なら京都大学の環境センター酒井教授あてに送って検査してもらおうとか何かせんと本当に大丈夫なのかというのが出てくると思うわけなんです。これはもう何十年たってたってから公害とい

うのは出てきますので、これだけ新聞に載った以上は調査していただきたいと、このように思います。また、環境組合委員の方も組合であったときはこういったことを質問していただきたいと思ひまして、次に移ります。

次は健康診断についてお伺いいたします。

子宮頸がん受診率のアップをとということで出しておりますけれども、子宮頸がんとは何なのか、原因となるヒトパピローマウイルスHPVは性交のみで感染し、性交経験のある女性の70から80%が一度は感染するありふれた病原体です。かつて子宮頸がんは40代以降の女性に多いとされていたが、性交開始年齢が早まったことに伴い、HPV感染が若年化しています。日本家族計画協会クリニックの北村邦夫所長は、欧米諸国では子宮頸がんは予防するがんとしてとらえられていると話されています。ワクチンの有効期間は推定20年、諸外国ではHPV感染の可能性の低い9歳から14歳ごろまでにワクチンを接種し、その後は定期的に検診を受けることが一般的になっているといひます。

一方日本では、子宮がん検診は行政検診として20歳以上で受けられるが、年齢に限らず受診率は低い。特に20代、30代は自分ががん検診を受けなければいけない年齢だという認識は極めて低いそうです。子宮頸がん検診受診率の比較を見てみますと、アメリカが83.5%、イギリスが79.4%、カナダが72.8%、オランダが66.4%、日本は21.3%です。菊陽町は何%なのか、お伺いいたします。子宮頸がんのがん検診は無料クーポン券で今行われていると思ひますので、その辺よろしくお伺ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ご質問の健康診断についての中の子宮頸がん受診率アップをどのように考えているかというご質問に対してお答えさせていただきたいと思ひます。

ただいま議員のほうでも申し上げられましたけれども、やはり現在我が国の死因の推移を見ますと、がんは一貫して上昇を続けているという状況でございまして、昭和56年以降、死因順位は第1位でありまして、現在では年間30万人以上の方が亡くなっておるということでございまして。

これはちょっと前になりますけれども、平成19年の全死亡者に占める割合なんですけれども、一応30.3%になっておりまして、厚生労働省の推計によりますと、男性の2人に1人、それから女性の3人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があると言われております。また、がんに関する医療費についても、総医療費の約30%余りを占めているという状況でございまして、国のほうではがん対策といたしまして、昭和59年度より対がんの10カ年総合戦略、それから平成6年度からは第3次対がん10カ年戦略等を策定しまして、がん対策に取り組んでいるところでございまして。

しかし、がんは依然として重要な課題となっております。平成18年度はがん対策基本法が成立をいたしまして、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本方向について定めたがん対策基本計画が閣議決定されているところでございまして。この中でまず第1

にがんの予防及び早期発見の推進、それから第2にがん医療の促進、それから第3にがんに関する研究推進が掲げられております。

がんの撲滅は早期発見が最善の治療対策と言われております。がんの早期発見策として受診率50%を目標としてがんの予防策として未成年者の喫煙率ゼロ%も掲げられているような状況でございます。ご質問の子宮がんの検診受診率についてですけれども、平成12年度から15年度までの4年間の国の子宮がんの検診状況でございますけれども、全国平均受診率が12.9%から13.9%ということでございます。ちなみに熊本県の受診率なんですけれども、一応年度の国の状況と比較してみますと、熊本県では20.0%から21.6%の状況ということで、全国よりか高い状況でございます。

本町の受診率についてですけれども、年度別にちょっと申し上げますと、平成19年度が25.3%、それから平成20年度は24.5%、それから平成21年度については29.5%の状況でございます。前年度より5%程度ふえている状況でございます。また、県平均に比べても本町の場合は高い状況にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 本町の場合は、熊本県よりも、とにかく全国平均よりも高いようなんですけれども、24%か25%ということで、諸外国に比べてみれば、かなりもう下回っております。

それで、この子宮頸がん予防、これはがんで唯一予防できるワクチンと申しますか、がんはなかなか予防できないけど、100%予防できるということで、最後の子宮頸がん予防ワクチン公費助成をすべきでないかと通告しております。

子宮頸がんは日本で年間1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計され、主な原因はヒトパピローマウイルスHPVの感染と特定されています。予防ワクチンは子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型のウイルスに対するもので、がん検診とのセットではほぼ100%予防ができるそうです。そのためワクチンは世界じゅうに広く使われています。国内でも12歳の女子にワクチンを接種した場合、がんの発生を年間73.1%減らせるという試算もございます。しかし、接種費用が1回1万円以上で、3回の接種が必要となることから、なかなか予防接種に至らない。そこで、公費助成が課題となっています。外国では多くの国が公費助成を行っています。日本国内でも新潟県魚沼市、南魚沼市、埼玉県志木市、兵庫県明石市、名古屋市、東京都杉並区、渋谷区、栃木県大田原市、同下野市、同日光市等、次々に助成を表明しています。

公明党の松あきら参議院議員は、今年の1月20日の参議院本会議の代表質問で、女性のだれもが平等に予防接種を受けられるよう公費助成の英断を下していただきたいと政府に迫り、鳩山総理は、できる限り早期に実現できるように努力したいと答えました。だから、国に先んじて女性の命を守るためにも子宮頸がん予防のためにワクチン接種に対して助成していただきたいと思いますが、これについては町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問、子宮頸がん予防ワクチンに公費助成はできないかという質問でありますけども、今梅田議員、詳しく調査されておりますけども、これは我が国でも平成21年10月に米国社製のこのワクチンが承認されておるということを聞いております。このワクチンは数万人の臨床試験で持続感染予防効果ということで、今言われたように世界の約100カ国で承認されてることであります。そして、ワクチンの効果を見てますと、臨床試験の対象は9歳から26歳でしたけども、11歳から12歳の年齢が主な対象として推奨されているということを知っているところであります。

接種に関しましては、我が国でも優先接種の対象年齢を11歳から14歳とされているようです。接種の方法としては、初回に1回接種、その1カ月から2カ月後に1回接種、そしてさらに6カ月後にまた1回接種ということで、計3回の接種が必要ということになります。

接種の効果につきましては、これは私の手元にある資料では4年から5年の効果ということですが、先ほど梅田議員は20年と言われましたですね。そういうことかと思いますが、料金につきましては、ワクチンの接種1回に1万数千円かかって、トータルで4万円から5万円と言われているような状況でありますし、私がたまたま見たものでは、医療機関等によって異なるけれども、これには6万円から15万円、3回で、そんなふうにも書いてあった新聞記事等もあったところであります。

（15番梅田清明君「大体平均1万3,000円ぐらい」の声あり）

そうですか。

当町の11歳から14歳の女子に接種して、自己負担なしとした場合、担当課の試算によりますと3,000万円から3,700万円程度の新たな財源が要するというところであります。現在この子宮頸がん予防ワクチンは予防接種法の定期接種には位置づけておらず、個人の意思で受ける任意接種というのが現状だということになります。

予防接種につきましては、その予防効果もさることながら、副作用の問題、薬害等による事故が起きた場合の補償などの問題、また財政的な問題もあるということで、今後できたら今議員が言われたように、国のほうでこういったものに対する国の補助制度あたりができれば一番いいんですけども、そして任意接種から予防接種、定期接種のほうに取り上げられれば、前回H i b ワクチンのことについても質問されたところでありますけども、そういった面で、現時点ではまだ補助のところまで考えておりませんが、ただ一方では、子ども医療費のほうを引き上げた関係で、こちらのほうが平成17年度までは年間に大体8,400万円ぐらいでした。18年度までは就学前ということで、このときも8,700万円ほどでしたけども、19年度から小学校3年生まで、9歳以下まで拡大したことによって、19年度は約1億2,000万円、それから20年度が1億1,400万円、そして21年度が小学校6年生まで引き上げられるということで1億3,500万円まで、それぐらいかかるような見込みを立てるところでありますけども、こういった面で非常に実施いたしますと、一方では非常に一般財源にその分が返ってきますので、必要性という

のは十分、できれば予防接種でがんが防げるということは非常に効果があるということであり  
ますけども、そういった面がありまして、今後もう少し検討の時間をかしていただきたいとい  
うふうに思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） この予防接種は20年要するに効果があつて、普通の健診もやっていけ  
ば、もう100%予防できるということ、今すぐじゃなくて、20年後、30年後、女性が病気に  
長生きするということは、男性が幸せになるということなんですよ。女性が病気になつた  
ら、男性たまったもんじゃなかけん、そういったことでこの予防ワクチンを早目にしたらどう  
ですかと、国のほうももうそろそろできますよ、国ができる前にやっとならば、町長の値打ちが  
上がるわけですよ。

先ほど町長は今年度の所信表明演説をしなつたけれども、だから太陽光をつければ、その電  
気代で十分できるわけですよ。それと、電子黒板とか火災報知機とか一般質問してるけども、  
これを着実にやっとならば、町長は今度の選挙なんかはもう鼻高々と選挙できるじゃなか  
ですか。一つ一つの問題ば、あくまで議員も住民のため、町長も住民のためと思つて、ど  
うかすべてを前向きにとらえて、頑張ってもらいたいと思つています。検討検討じゃな  
くて、一つの命を守るためですので、どうか前向きに検討し、早く実施されることを望  
んで、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時1分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成22年3月16日（火）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成22年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成22年3月16日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番  | 坂 本 秀 則 君 | 2 番  | 北 山 正 樹 君   |
| 3 番  | 石 原 武 義 君 | 4 番  | 甲 斐 榮 治 君   |
| 5 番  | 芝 和 長 君   | 6 番  | 岩 下 和 高 君   |
| 7 番  | 佐 藤 竜 巳 君 | 8 番  | 大 塚 昇 君     |
| 9 番  | 福 島 知 雄 君 | 10 番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 11 番 | 吉 本 堅 君   | 12 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 13 番 | 酒 井 良 一 君 | 14 番 | 上 田 茂 政 君   |
| 15 番 | 梅 田 清 明 君 | 16 番 | 鍋 島 有 志 男 君 |
| 17 番 | 永 野 輝 全 君 | 18 番 | 吉 村 豊 明 君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 2 番 | 北 山 正 樹 君 | 3 番 | 石 原 武 義 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                        |           |                        |           |
|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長                    | 後 藤 三 雄 君 | 教育委員長                  | 三 島 誠 一 君 |
| 教 育 長                  | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長                | 田 中 真 治 君 |
| 総 務 部 長                | 宮 本 義 次 君 | 福祉生活部長                 | 大 川 育 男 君 |
| 産業建設部長                 | 服 部 貞 夫 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長      | 大 野 秀 治 君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長        | 吉 岡 典 次 君 | 総合政策課長                 | 松 本 東 亞 君 |
| 財 政 課 長                | 實 取 初 雄 君 | 税 務 課 長                | 廣 野 豊 徳 君 |
| 人 権 教 育 ・<br>啓 発 課 長   | 渡 邊 幸 伸 君 | 健康・保険課長                | 阪 本 修 一 君 |
| 環境生活課長                 | 吉 野 邦 宏 君 | 町 民 課 長                | 堀 川 正 信 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長                | 村 田 保 孝 君 | 農 政 課 長                | 荒 木 一 雄 君 |
| 建 設 課 長                | 松 村 孝 雄 君 | 都 市 計 画 課 長            | 坂 本 恭 一 君 |
| 下 水 道 課 長              | 山 崎 謙 三 君 | 商 工 振 興 課 長            | 平 野 誠 也 君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長      | 服 部 誠 也 君 | 教 育 審 議 員 兼<br>図 書 館 長 | 帆 保 勇 君   |
| 教 育 審 議 員 兼<br>学 務 課 長 | 大 山 晃 君   | 中 央 公 民 館 長            | 堀 川 俊 幸 君 |
| 生 涯 学 習 課 長            | 佐 藤 清 孝 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長      | 志 垣 敏 夫 君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。

吉本堅君、一般質問を許します。

○11番（吉本 堅君） 皆さんおはようございます。吉本でございます。

このたびの一般質問は、何回するかわかりませんが、再度中部小学校建設についてという議題も設けております。これだけ早朝より皆さん方の議会傍聴があるということは、中部小学校に関しての問題ということで、なかなか住民に伝わらないと、町民の皆さん方に伝わらないと、どうなっておるのかということで皆さん方危機感を持たれて傍聴に来られたんではないかなというふうに思っております。

今回の質問は都市計画税についてと、それから2番目が中部小学校建てかえについてということで通告をしております。

あとは質問者席のほうで質問をしてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） それでは、一番最初の都市計画税についてということで3項目を設けております。1番目が、都市計画税とは、あるいはその税率はどのくらいかということです。

順次質問を続けてまいります。

都市計画税とはどのような税なのか、その税率はどのくらいかということでお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） おはようございます。

都市計画税とは、その税率は、についてお答えします。

都市計画税とは用途が特定されている市町村の目的税でありまして、都市計画事業や土地区画整理事業に必要な費用に充てるため、都市計画区域内のうち、原則として市街化区域内に1月1日現在で土地や家屋のある人や会社などに課税することができるものです。都市計画税の課税客体、納税義務者、課税標準などは固定資産税の場合とほぼ同じであります。

税率につきましては、町税法第702条の4で、0.3%を超えることができないと規定されております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一応都市計画税ということでの内容の説明がありましたので、2番目の、菊陽町では約300ヘクタールの区画整理事業が終了間近であるが、都市計画税を課税しない理由は何かというふうなことで通告をしております。

菊陽町は熊本都市計画区域の中で市街化区域、市街化調整区域の線引きが行われ、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域とされており、いわば先祖代々引き継がれてきた農地を守りながら農業で生活をしてきた地域、あるいは会社勤めをしながら兼業で農地を守ってきた地域ということになるのではないかと考えます。また、一方市街化区域とは、市街地を形成している地域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域とされております。

菊陽町の市街化区域では、県住宅供給公社施行の約100ヘクタールの区画整理、それから町施行の200ヘクタールの区画整理のうち、100ヘクタールの区画整理事業が終盤を迎えております。

町の財源に余裕があれば町民の方々に負担を求めるといことはありませんが、この都市計画税を課税するかどうかは、先ほど言われましたように、地方自治体の判断とされているようであります。菊陽町が熊本都市計画区域に加わり昭和46年の線引きが行われて以来、区画整理事業を実施する時期でも、この都市計画税に関する議論は十分されているはずですが、菊陽町が都市計画税を課税しないのは、あるいは課税をしなかったのはどのような理由なのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町で都市計画税を課税しなかった理由はというご質問でありますけれども、今言われましたように、この都市計画税を課税できるようになったのは、昭和46年5月18日に菊陽町の全域が熊本都市計画区域に編入された時点でありますけれども、当時の菊陽町の人口といいますと、前年の45年に国勢調査がっておりますけれども、世帯数2,329戸、人口が1万881人という状況でありました。

なお、隣接の熊本市では都市計画税が課税されておったと思っておりますけれども、今は課税されておりますので当時も課税されなかったのではないかと思います。菊陽町と同時に熊本都市計画区域に編入しました当時の合志町、それから西合志町、益城町、嘉島町は、現在もこの都市計画税を課税していないというような状況にあります。

その当時、菊陽町の将来のまちづくりの中で隣接の熊本市との一体的な発展を見据え、道路などの整備を進めることは効果的でありましたし、また快適で効率的な都市を実現するために計画的な整備を図っていくことにより、菊陽町全体の発展を目指してきたところであると考えております。

次に、菊陽町の下水道施設の整備を進めるに当たりましてはある程度広い範囲での取り組みが効果的であるということと、また堀川から坪井川に至る河川の水質保全を図る必要もありませんので、熊本市、当時の合志町及び菊陽町の一部を区域とする熊本北部流域関連公共下水道事業によることといたしまして、本町においても昭和58年度から菊陽町のこの下水道の整備を

始めまして、平成元年3月に一部供用を開始し、農業集落排水による処理区域も含めまして、現在95%を超える普及率となっているようなところであります。

この下水道の施設整備につきましても多額の事業費が必要でありますし、当該整備費の一部を受益者負担としてお願いしてきたところでもあります。そして、下水道の整備を進める時点におきましても都市計画税を課税することも考えたところでもありますけれども、浄化槽関連経費はなくなりますけれども下水道事業受益者負担金と下水道使用料が発生しますことから、この時点においても課税をしてこなかったという経緯があるところであります。

次に、本町における区画整理事業であります。菊陽第1地区の93.2ヘクタール及び菊陽第2地区の93.1ヘクタールの整備を進めてきており、昭和55年度に調査に入りまして、菊陽第1地区を昭和62年に、菊陽第2地区を平成9年に着手していこう、菊陽バイパスや菊陽空港線などの整備も進めながら、その一定の成果を上げてきたところであります。

なお、土地区画整理事業の推進に当たりましては、それぞれの土地の区画を整理すると同時に道路や公園などの整備や保留地処分金による財源の確保を図る必要がありますので、一定割合で減歩または負担金をお願いすることになっているところであります。

そこで、区画整理事業を進めます時点におきましても、当該減歩などをお願いしておりますし、区画整理後は土地の利便性の向上とともに固定資産税の評価額も高くなっておりまして、都市計画税を別途お願いしていくようなことはできなかったというのが実情であると判断しているところであります。

また、この市街化区域につきましても武蔵ヶ丘東ニュータウン、いわゆる光の森の土地区画整理を含めまして、合わせて300ヘクタール近くありますけれども、残りの300ヘクタールにつきましましては、そういった土地区画整理事業も実施していない、もう家が建ち込みましてできないような状況もあったということでもありますけれども、そういうところにもひとしくこの都市計画税を課税するようになれば、同じような課税といえますか、することになるということ、そういった面からも、都市計画税の課税っていいですか、それを実施できなかったということであるというふうに判断しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今町長のほうで一つの例として、下水道の負担金を取っとるからという話をされたと思うんですが、下水道の負担金に関して言いますと、市街化区域に限ったことではなく、全部のそういう汚水ますを設置するところに関しては雨水に対して、その敷地面積に対して平米の320円か340円かということで一律取っておられたんではないかなというふうに考えますので、下水道のことに関してはちょっとばかりひっかかりがあるところです。

菊陽町が都市計画税を課税することによってどのような影響があるのか、また都市計画税を課税しないことによってどのようなことが考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 法律に基づいて町税を確保するという、課税をすれば有効な手段であると

ということで、また町の財政力も、そこで課税することになりますと、当然その収入が入りますので高まるということにはなるということであります。

ただ、一方では近年の景気動向の中で、そして近隣の熊本市以外の近接の市町においても、現状では課税していないような状況でもありますし、さらには光の森、菊陽第1、第2地区の区画整理事業地内におきましては住宅化を進めていくというようなところでありますので、そこにまた新たな課税をするということになりますと、そういった面での、家を建てられる人たちも都市計画税がかかるということであれば、また隣の合志市あたりではまだ課税されておられませんのでそういった面、そして今既に住んでおられる方ですね、この方たちもすべて土地、建物についての課税がされるということで、そういった面でのいろんな影響が出るということで理解を求めるとというのが非常に問題点といたしますか、そういうものが一応課題になるのではないかと思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 3番目の、都市計画税の課税に関する将来の考え方はというふうにしております。

この都市計画税の課税に関してはそれぞれの自治体の判断で課税するかどうか選択することができるとはいえ、地方に対する国の支援の仕方が変わり、それぞれの自治体に財政運営を任せられるようになると、自治体としても財源確保の見直しが必要になってくると考えます。後藤町長は、都市計画税の課税に関する将来の考え方をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま申し上げましたような、課税をするということになりますといろんな、一方では区画整理事業等に取り組めなかった地域、そういったところに対しても課税するというのでありまして、また一方では、これまで課税されなかったところに、市街化区域内に住んでおられる方の土地、建物に課税していくことになりますので、そういった面の影響等考えますと、さらにさっき言いましたように、区画整理事業で進めたところに宅地化を求めていくということについても影響が出るのではないかと考えているところであります。

そういった面で、新たな負担となりますその土地所有者、それから家屋の所有者にとって新たな負担となる都市計画税の課税というのは、現時点では非常に考えにくいっていうか、すぐ導入するということにつきましては取り組みにくいというか、今の時点ではなかなかそこに踏み込めないというなのが、そういう思いであります。

そういう意味で、現行の徴税制度の中で適正な課税のもとに収納率を高めるようなことにつきましては、もう精いっぱい努力を払っていかねばならないという考えでおるところであります。また、今課税をしていない近隣市町等の動きにつきましても、そのようなところの状況把握もしておきたいというふうには考えておるところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 今月の23日に熊本市と合併が予定されている植木町、城南町ともに将来、都市計画税の課税が約束されているようであります。菊陽町としても議論すべきことは早い時期から議論することが必要と考え、次の質問に移ります。

次は中部小学校建てかえについてということで、①の新たな場所に建設する案(E案)の検討を真剣にできなかった理由はとしております。

中部小学校を建てかえる方針が決定してからは、建設場所の候補地として早い時期から現在地案のC案、町民グラウンド案のD案、新たな場所案、E案の3案がありました。しかし、新たな場所案のE案については用地取得にどれだけの時間がかかるかわからないという説明にとどまり、議会が判断するための資料提供はありませんでした。

昨日の北山議員への小学校建設に関する町長の答弁では、E案は建設期間が6年かかると報告を受けたからとか優良農地だから検討をしなかった、さらに一日も早く子どもたちの安心・安全を考えているという答弁でした。町長が本当に一日も早く子どもたちの安心・安全を考えているということであれば、前町長のときの答申どおり、どうして小学校建設に取りかからなかったのか。後藤町長は、前町政において総務部長として活躍され、十分にその答申の内容が、答申の中に意見が反映されていたのではないかと。また、たとえ優良農地であっても、旧法律の中では町の判断で小学校建設ができたはずと。町長が新たな場所に建設する案、E案の検討を真剣にされなかった本当の理由は何をお尋ねいたします。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) この件については昨日の北山議員の質問にもお答えしたとおりでありますけれども、この中部小学校の問題というのは、耐震化から来た建てかえの必要な学校だということとあります。

そして、前町長の時代からということとありますけれども、前町長時代のときにも新しい土地のところってというのはありましたけれども、財政的な課題というのは、そういうことが可能であれば、許されるならばというようなところもありましたし、そういう意味で、繰り返しになりますけれども、私が就任しましてから内部のほうでその辺の詰めをさせたところの中から判断し、そしてやはり一日も早く建てなきゃならないというところでもあったところとあります。

そして、法改正前であればということとありますけれども、そういった中でも県道南側のこの農地につきましては甲種農地ということとありまして、その後県のほうに協議に行ったときにも、その前の土地につきましては農業振興上からいって、たとえそういうところが申請が可能であったとしても、場所については、この道路等に接した角地のほうからっていう話もあったところとあります。そういう面で、法改正前といえども県と協議する段階では非常に時間がかかって、昨日出しておりました6年ってというのは、これについてはそれぞれの説明会の中で、教育委員会のほうからしておりますけれども、そういった時間がかかるというようなところで、急がなければならないというようなところでやったところとあります。

その後農地を、グラウンド案のほうを提案した段階で、それを判断するためにはやはり新し

い土地についての詳細な調査資料等が要るということで調査をやったところでありまして、この校舎南側の農地につきましては、学校用地として取得することについて、昨年の12月になりますけれども、私も県のほうに出向いて調査し確認したところでありまして。

その内容は、全員協議会の中で既に報告しましたとおり、昨年6月の農地法改正によりまして、甲種農地を学校用地として取得することは農地法と農振法の関係から困難な状況であるということでありまして。

そして、3月2日の臨時議会で、町民グラウンドの案につきましては、文教厚生常任委員会の方からもいろいろアドバイスがありましたし、この町民グラウンドの存続を求める非常にそういう反対をされるといいますか、存続を求めることもあったということでグラウンド案を撤回しまして、現在地を修正する、改善するC案を提案したところ、吉本議員を初め石原議員だったですかね、動議が出されて、継続審査となったところでありまして。

この動議によりまして、政府筋による、しかるべき条件を満たせば法改正前と期間的にも変わりなく転用等が可能であるとの情報でありますというような内容であったかと思っておりますけれども、この件につきましては、吉本議員等動議のほう出されておりますので、可能であるということであればどういうところが可能であるかというのは、また私にも教えていただきたいと思うところでありますけれども、こういうことが出されておりますので、この情報も確認するため再度県のほうに照会し、また国にも照会したところでありまして。

その結果、全員協議会のほうで報告しましたとおり、やはり困難であるという回答でありました。それは、農地を取得するためには農振法と農地法の2つの法律をクリアする必要がありますが、その辺ができないということでありまして。農振除外の協議の段階で農地転用の見込みを調査されますが、甲種農地を学校用地に転用することは不許可というふうになっておりまして、協議が調わないために農振除外も困難であるというようなところであります。そういうな状況でありました。

(11番吉本 堅君「町長、私の質問は、真剣に検討をする、今まで検討をされなかったことに関して質疑をしてるとこなんです」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今町長が言われたんですが、ちょっと私が、後のほうで求める答弁というかその辺が入ったかと思うんですが、平成21年3月定例議会で提案された現在地案、C案が議会で否決され、8月議会に行われた住民説明会において、地域住民の大多数の方々が現在地案、C案ではなく新たな場所に建設する案が多く、町長が現在地案、C案を9月議会であきらめられました。

ところが、11月30日臨時議会では、地域住民の意向を知りつつ町民グラウンド案、D案を緊急に提案され、県道瀬田竜田線南側の隣接地に建設することを求める署名、町民グラウンドを残すことを求める署名、合わせて3,346名の反対署名が集まり、結果的に継続審査となりました。

た。

また、町長が先ほど言われたように、12月議会では町長自ら継続審査を申し込まれ、22年3月臨時議会では、またしても町長が継続審査となったものを取り下げ提案され、議会で取り下げが承認されました。

さらに、その日のうちに、平成21年9月議会で取り下げられた現在地案に駐車場敷地をつけ足し、ただ単に面積合わせをただけの案を提案され、このたびまたまた、先ほど町長が言われましたように、私と石原議員の提出しました動議に基づきまして継続審査となりました。

町長のこのたびの小学校建設場所の提案は、町民の方々に対して何の説明もなく、町民グラウンド案を取り下げられたその日、追加議案として提案されました。このことは完全に町民の方々に対しての説明不足であり、第4期菊陽町総合計画にうたわれている「パートナーシップによるまちづくり」の中で、「住民と行政が協働で創るまち」、①で、住民参加の推進、②責任ある自治体経営の推進、③情報化への対応、これが第4期総合計画の85ページに、ちょっと、町長十分ご存じだと思いますが、再度読み上げてみます。

「住民と行政が協働で創るまち」。

地方分権型社会におけるまちづくりは、住民と団体、行政が一体となって町や地域が抱える課題や将来像などについて活発に議論し、相互に理解、協力し合うとともに、それぞれの責任や役割を果たしながら、協働で進めていくことが重要です。そのためには、個人情報に十分配慮しながらも行政や地域に関する情報開示を積極的に進めるとともに、地域の各事業や活動に対して住民が積極的に参加できるシステムを確立し、住民の意見が行政に十分に反映されるように努めなければなりません。さらに、住民の創意と工夫がまちづくりに生かせるよう情報ネットワークを整備するなど、情報化社会の進展に対応することも重要です。

あと、まだいろいろありますけども、この趣旨に町長の今の進め方というのは反していないかどうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 行政を進める中で、今言われたことはもうまさにそのとおりであります。

この件につきましては、16年度の事業で最初の耐震の診断があって、17年3月に出ておったところでもありますけども、その時点ですぐにそういう取り組みをしていけば進めるのにはよかったかと思うんですけども、そういうものが私が就任した段階でできていなくて、そしてこの中部小というのは非常に耐震の関係では一番危険度の高いということでありましたので、その時点で、内部的ではありますけども関係課の職員の中で詰めさせて出たところでありまして、結果的には、なかなか思うようにこの事業化に進まないというところでありまして、その時点でもそういう進め方も一つの方法ではなかったかと思えますけども、耐震化による、どうするかってことで非常に急ぐということでありまして、一般の人まで入れてそこまで至るところではありませんでしたけども、一方では議員の皆様方、そして私も、やっぱり町民から選ばれたそれぞれの議会であるし長であるということで、その辺でしっかりと説明をしながら、そして

進めていかなければならないというところで、今回のこういうような状況に至ってるところであります。

その点につきましては、去年の3月の議会で提案した内容が否決された後につきましては、教育委員会のほうでそれぞれ説明会、そして学校のPTAあたりにもそういう情報等は説明は進めてきたところであります。

そういう中で、12月24日付で議会のほう、それから私のほうに、小学校のPTAの代表の方々から、一日も早くこの耐震化の着手を求める陳情書も出ておるような状況であります。一刻も早く、そういった面で一日も早く安心されるような判断をするためには、今回のような状況になっておりますけども、その辺は十分ご理解していただきたいというふうに思うところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） この第4期菊陽町総合計画というのが何のために作成されたのか、これに基づいて行政運営を進めていくと言いながら、町長自身が約束を守っておられません。この第4期菊陽町総合計画は、単なる絵にかいたもちということにしかならないというふうに受け取っております。今までどれだけ無駄な時間と労力を使い、町民を不安にさせたことか。このことだけでも町長には重い責任があります。

この一連の流れで言えることは、後藤町長が小学校建設場所の見直しを指示されたにもかかわらず余りにも人任せで、地域住民の意向を完全に無視して進めてこられたということ。また、E案に関する調査不足という指摘に対し反論があれば、答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私はこの学校の建てかえで、今までの経緯のとおり中部小学校の建てかえにつきましては、一日も早く安全で安心な教育環境を子どもたち、そして保護者、先生方にそういう場所を早く決定して整備していくというのが一番大事であるということで考えておりました。そういった中でこれまで進めてきているところでありますけども、E案につきましては、昨日も申し上げましたように、時間的にも一番かかるということでもあります。そして、その土地自体が優良農地であるということで、これは法改正前におきましても優良農地というのは農業振興上は守っていかなければならない大事な土地でもあるということでもあります。昨日も申しましたように、この上・下津久礼の県道南側につきましても、以前は市街化区域であった時期もありますけども線引きの見直しで、逆線引きということで、市街化から市街化調整区域に見直したところでもありますし、そういった中での一連の位置にこの土地があるということでもあります。

そういうところからもありますし、さらに財政的な面でも、また菊陽中学校も控えておりますし、そういう面でも総合的に判断して、現在の修正案といいますか、これにつきましては文教厚生常任委員会のほうからもいろいろ実際県のほうに赴かれ、やはり現時点で開発といいますか、そういう県の許可あたりが無理だということを判断されて、現在地での修正をする方法

でこの解決策はないかということで、この階数の問題、そしてがけ地という問題、さらにはこの敷地の広がりができないかということでそういうところを見直した内容という、そういうことも文教のほうから意見をいただきまして、こちらのほうでももともと提案したところでありまして、修正ができる分については修正が可能なような状況ができましたので、今回修正案で出しているところでありまして、その辺はご理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今3回言いましたので、次の2番目に移ります。

○議長（吉村豊明君） 次の質問をしてください。

○11番（吉本 堅君） 平成21年6月の農振法改正の動きに対し、いかなる対応をとってきたかということで通告をしております。

この中部小学校の耐震あるいは建てかえについて、後藤町長は町長就任以来、以前から携わってこられ、平成21年6月ごろに農地法改正の動きがあるという情報は十分承知のはずです。中部小学校の建てかえに関するこのたびの農地法改正の動きに対しどのような対応をとってこられたか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 農地法の改正につきましては、私のほうで提案しましたところについては、いわゆる直接のE案のところでありませんでしたので、情報としてはこの農地法の改正の中でいろいろ、許可制といいますか、許可に、そういうふうに変わってくるというようなところは把握はしておりましたけども、どのようなふうになるかという詳細については、これは実際国のほうから県のほうを通じて施行される段階の中で状況がわかってきたようなところもあります。そういうことでありまして、今回の法改正によりましていろいろ調査した結果といいますのは、さっきから言いましたように、農振法と、それから農地法の関係から、非常に困難な状況にあるということ把握しているところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今町長の答弁の中で、町長が提案された内容というのは、農地法に関することではなかったという答弁があったと思いますが、当然C案、D案、E案というふうなことの提案があつておるんですから、その辺のことは当然検討すべきことではなかったでしょうか。

平成21年3月定例議会で提案された現在地案、C案は議会から否決され、さらに町民説明会での多くの反対意見に遭い、9月議会で取り下げられるまでの6カ月間、町長には何の動きも見えず、空白の期間が過ぎました。その間の、平成21年6月に農地法改正があり、それから6カ月以内に新農地法が施行されることはわかっていたはずですが、早い時期から、学務課だけではなく、町の取り組みとして対応すべきという指摘をし、法改正前であれば関係校区民が望む小学校建設を、町の判断で農用地に建設することは可能であったはずですが、今になって時間が

ない、間に合わないという答弁では、町民の方々の理解を得ることはできません。現に益城中央小学校にしても同時期の建設であり、つい最近子どもさんたちが新校舎に入っておられる状況でもあります。どうして時間がなく間に合わなくなったのか、町民の方々が理解できるよう町長に説明を求めます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう何度も言いますように、私は新しい土地のE案というのは提案しておりませんので、その辺は十分ご理解していただいて判断いただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長、E案というのは最初から提案はしてあったはずですよ。それを提案をしてないとはどういうことですか。そうであれば、最初からE案というのは消しとくべきですよ。それはちょっと通じないと思います。町長部局と教育委員会学務課との協議は常時されているにもかかわらず、小学校建設のための役場内の組織の団結ができず、少人数の学務課だけに担当を押しつけられ、何もかもが対応のおくれにつながったのではないか。町長の指示の仕方に問題はなかったか、再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その提案といいますのは、議会のほうに対する私が提案ということでありまして、教育委員会のほうでその否決後にいろいろ説明する場合の案として出したものについては、新しい土地のところも出しておりましたけども、そのことについての詳細な調査といいますかその件につきましては、この議会のほうに提案したところについてはそこで取り組むということでの提案でありますので、詳細なところはやりますけども、その他のものについては、どのような状況にあるかということについては、グラウンド案を提案したときに、そのグラウンド案を判断するためには新しい土地についての詳細な内容、それから土地の価格につきましても、こちらのほうで出したものが幅を持たせてあったということで不動産鑑定のほうもとりまして、どれぐらいの額になるかということは示したところであります。

そして、期間のことにつきましてはやはり……

（11番吉本 堅君「町長、町長の指示において問題はなかったかということをお尋ねしております」の声あり）

ああ、そうですか。

学務課だけにといいことで言われましたけども、これはもともと教育委員会の所管の学校関係についてはそういうところもありますけども、その後のいろんな動きの中では全庁的に関係課を含んだところで取り組んできたところであります。

（11番吉本 堅君「町長の指示に問題はなかったかという答弁をお願いします」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私が指示した内容につきましては、関係職員はよく動いてくれたというふ

うに思っておりますので、指示といいますか、吉本議員が言われる指示というのがどういうことかという、新しい土地について取り組んでいくというようなことであれば、その件については、その土地が可能性があるかということについてはその指示どおりによく調査等をしてもらったので、指示に間違いはなかったというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 最後の、農地法改正後の中部小学校建てかえに関し、町長の政治生命をかけ、町長自身緊急に国、県と真剣に協議をする考えがあるかということを通告しております。

このたび、今年3月2日臨時議会においてこの中部小学校を町民グラウンドに建設する案が文教厚生常任委員会に付託中であるにもかかわらず、町長自ら町民グラウンド建設案の取り下げを提案され、そのことが議会で可決しました。

その町民グラウンド建設案の取り下げが議会で可決直後に、追加議案として中部小学校建設地修正案が提案されました。その内容は、一度否決された現在地案に、ただ単に傾斜地を駐車場として面積合わせをしたり、隣接する用地の確保に引き続き努めたいと言われますが、将来用地確保が本当にできるかどうかもわからず、まだまだ不確定要素があり過ぎる提案でした。

建設候補地として3案があり2案が否定されたのであれば、残った案に決定するのが自然の流れのはずです。また、残された案に関し、可能性があるのであれば最大限の努力をすることは当然のことと考えます。何も決まっていないが、とにかく今回の提案を認めていただきたい、後は検討委員会でしっかりやりますという町長らしからぬ提案をされ、またまた継続審査となりました。議会がこのような提案を認めるということは、議会そのものの存在が疑われると考えます。現時点において、一度議会、町民説明会で否決され、町長自ら取り下げられた現在の小学校に決まるということは最悪のことにはなりません。

この小学校建設に関しましては、農政省関係だけの協議ではなく、文部科学省を含めた協議とのことです。政府の考え方の中に新たな場所に小学校建設の可能性があるとすれば、関係校区民の方々の思いを受け、中部小学校建てかえに関し町長の政治生命をかけ、町長自身緊急に国、県と真剣に協議をされる考えがあるかということなんですが、先ほど町長の、私たちが継続審査ということを提案しました中に、政府筋のということで、町長のほうが、町長単独で国、県との協議をされたということですが、わざわざそういうふうな議員の方々なり代議士なり、そういうアドバイスがあつておるのに、何で町長が勝手にそういうふうな動きをされるのかなと。そうであれば、私なり石原議員のほうに、これはどういうことかということで問い合わせをされれば、私たちも、それに対してはこういうことですよということで十分町長にお伝えすることができたのではないかなというふうに考えます。そういうことで、再度、そういうことも議員のほうが調べて、文教厚生常任委員会のほうがいろいろ調査をされてからの後手後手の町長の対応ではないかなと。その辺は、議会のほうからいろいろ言われるよりも町長のほうが事前にそういう対応をとるべきではないかなというふうに思います。再度、私たちがそう

いう相談をした方々、そういう意見に対して、どうなるかわかりませんが、私たちは絶対畑のほうでないといかんということではなくて、全く町長が動かれんもんだから町民の方々の思いをどう伝えたらいいのかなという思いだけなんです。ですから、町長、もう一度その辺の議論をしっかりとされる考えがあるかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 緊急動議ということで、政府筋による条件を満たせば法改正前と短期間でできるというようなそういうことで出されておりましたので、その件につきましては事前に、私県のほうに行きまして、県の農政部長、次長、そして担当課のほうにも確認のため、もう事前に行っとるわけですけども、その時点で、甲種農地については転用っていうのがもう厳しいってということで、もうほとんどできないというような回答でありました。

そして、そういった中で、今回吉本議員のほうから出された内容によるとできる可能性があるというようなところでありましたので、再度また県のほうに担当課を、教育委員会のほうと、それから農業委員会のほうからも一緒に行かせてまた確認をとらせたところでもありますが、そしてさらに国のほうへの照会もしたところではありますが、今回の吉本議員のほうから出されている情報というのは農振法の農振除外に関するその情報というのでありまして、農地法の農地転用についての分がないような気がしましたので、その辺も今回国のほうに確認したところでもあります。

その中で、非常にほとんど限りなくもう困難に近いというなことでありましたので、そういうことにこの中部小の非常に、耐震というか、もう急がなければならないのを、協議を持っていつて何年かかるかわかりません。そして、最終的には、今こちらのほうで判断しとるのは、そういう協議を持ち込む段階でクリアできないような課題があるというふうにとらえているところでありまして、そういった国からの照会の内容がどうかという詳細が必要であれば担当課のほうから説明はさせますけども、そういった関係で、今回のことは、そういう国、県の見解ではもう非常に困難に近いというようなことが事前にわかっておりますので、それを姿勢の問題で動いてできるような段階ではないというふうに思っております。そして、やはり姿勢というよりも法的な問題があるということで、厳しいということにとらえているところでもあります。

国が法的に困難であるというようなところについて情熱を持ってそういうふうに行っていくというのは、今回の場合については非常に困難であるということと思っておりますので、その辺十分ご理解していただきたいというふうに思います。

（11番吉本 堅君「町長、今後それに関して真剣に協議をする気はないかという質問であります」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これについては私はもうできないというふうに、県のほうと協議しても国のほうと協議して、いろいろ話を再度確認した結果、もう非常に厳しいということで、協議を

してもそこが切り開けるようなことはないというふうに判断してしますので、そういうことにまたこの中部小学校の今の状況を置いたままでそちらのほうに進むということにはできないというふうに考えております。

(傍聴席から「……」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 黙っとかんかい。

吉本君。

○11番(吉本 堅君) 町長が、今年1月17日に一度だけ熊本県農政部長、次長と農地法の取り扱いに関し協議をされたということですが、このこと自体農地法の適用を受けることになってからのことであり、後手後手の対応であります。菊陽町の最も重要な小学校建設に関し、町長自ら陣頭指揮をとられず校区民が望む小学校建設ができなかったら、中部校区民はもちろんのこと、菊陽町としても末代まで悔いを残すことが考えられます。

このたびの農地法改正の農地法第4条第5項及び第5条第4項の、国や都道府県による公共施設、学校、病院としてあります。施設への転用について、法定協議制を導入しますというところの法定協議制を導入するということは、農地転用許可ができないということか、町長にお尋ねいたします。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) この件については今述べたとおりでありますけども、詳細については学務課長のほうが把握しておりますので、そちらから正確な内容について答弁させたいと思います。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) お答えいたします。

今吉本議員のほうからお尋ねがありましたけれども、今回の農地法等の改正によりまして、いわゆる従前、私どものほうではございませんでした公共施設の農地の扱いにつきまして法定協議の制度が導入されたというのが一つの今回の大きな目玉でございまして、あわせて、農地法の転用におきまして、いわゆる農地を学校用地として取得することにつきましては許可制度ができたというところでございます。

許可制度の導入のガイドラインといいますか、この判断基準というのが、昨年12月15日に国のほうから通知が出ておりますけども、それによりまして、いわゆる農地の種類、区分によりまして判断基準が出ております。

甲種、いわゆる今回の小学校の建設予定地の候補地の一つとして上がっておりますのが、小学校の南側の農地でございますが、この農地は甲種農地でございます。甲種農地につきましては、原則不許可と。例外として扱えるのが、土地収用法に基づく告示があった場合が可能であるということで、それ以外は不許可ということでございます。それが農地法の規定でございます。

農振法のいわゆる法定協議の制度といいますのは、そういった市町村が学校以外の施設の方もそうでございますが、農地を取得するためにはどうしても農振除外が必要であると。農振除

外のためには許可権者の県と協議をする必要があると。県の協議の中では、いわゆる他法令の許認可の見込みがあるかどうか、いわゆる農地法のそういった許可の見込みがあるかどうか判断の一つに入っております。あるいは、農振除外の要件となっております代替地があるのか、そういったところの協議を、まず始める形になります。

ところが、先ほど申しましたとおり、小学校南側の当地につきましては、いわゆる転用の見込みがないという状況でございますので、それによって協議を始めたとしても、それ以上進まない、いわゆる実質的な協議に入れない状況ということになっておる状況でございます。そのために、今回の農地法等の改正によりまして、非常に極めて困難な状況にあるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 先ほどもちょっと言うたんですが、私なり石原議員の継続審査ということで、もうちょっとしっかり調べる必要があるのではないかとということで、賛成多数で議員の方々も承認をして継続審査になったことであります。

後手後手ということはどうしようもないことかなあとと思うんですが、ここで言う条件がそろえばということでの大切なポイントとして、町長、議会、関係地権者の協力というふうなことも聞いております。町長自らその気がなければ町民の方々が望む中部小学校建設はできないということになり、町長自身がその可能性をなくされたということになります。そうなれば、幾ら町長がやり残した仕事があると言われても、菊陽町を後藤町長にお任せすることはできないということになります。そうならないよう最善の努力を尽くし、町の発展に向け努力をしていただくことを期待し、私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○9番（福島知雄君） 皆さんおはようございます。議席番号9番の福島知雄でございます。よろしくお願いたします。

今日は3月16日ですけども、本日民主党マニフェストの看板政策であります子ども手当法案が衆議院を通過見込みであります。

ところで、少子化が世界的に問題視されてる中で、フランスやスウェーデンでは出生率が向上しているということでもあります。その要因は、保育サービスや保育休業など、子育て支援と

の両立支援策を手厚くした効果が大きいという記事が、昨日の熊日新聞に記載してありました。

本日の質問は、子育て支援に関する中学生職場体験学習についてと、地方分権が進められている中で国から県へ、県から市町村へと事務権限が移譲推進されております。そのような国、県の政策に本町はどのように取り組んできたか、また今後の方針などを質問いたします。

後は質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、質問事項1番目の中学生職場体験学習について質問をさせていただきます。

①の中学生職場体験学習の状況を問うということですが、職場体験学習は、生徒に将来社会の一員として自立できるよう働くことの大切さ、さまざまな仕事を通して社会の仕組み、あるいは保護者の仕事に対する考え方を理解させる絶好の機会になるというふうに考えております。また、子どもたちに自らの能力、適性や興味、関心等、将来の自分の人生とを関連づけて考える、つまり進路学習の一環ですかね、としても職場体験学習は大変意義のあるものでありまして、さらには労働観、職業観を育てるにも有意義であります。

そのような意味合いのもと、本町においても実施されているというように思いますが、どのような企業、職場、また何名ほど体験学習をしているのか、またその状況はどうであるか、そのようなことをお伺いします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 職場体験の意義につきましては、今議員のほうから述べられましたので、具体的な部分についてお答えしたいというように思います。

菊陽町教育委員会でも勤労観、職業観を育てるキャリア教育の推進を学校教育努力目標として掲げ、各学校で職場見学、職場体験を推進していただいているところであります。

さて、お尋ねの職場体験学習の現状であります。職場体験学習の実施状況調査として、平成19年度に国立教育政策研究所が行ったものがございます。それによりますと、平成19年度の中学校における職場体験学習の実施率は、全国が95.8%、熊本県が99.3%となっております。

菊陽町につきましては、職場体験学習に関する調査を始めた平成17年度以降は、菊陽中学校、それから武蔵ヶ丘中学校で職場体験学習を継続して実施してきたという報告がなされております。

次に、職場体験学習の対象学年でございますが、2校とも2年生となっております。全国的に見ても、8割を超える学校が2年生を対象に行われております。

それから、日数につきましては、2校とも3日間でございます。総合的な学習の時間を使って行われております。

さらに、職場体験学習の事業所でございますが、これは本年度のデータでございます。まず、店舗、販売、飲食店関係が23事業所、それから保育園、学校等の教育関係が10事業所、医

療、福祉関係が6事業所、農業、酪農関係が4事業所、美容等のサービス関係が8事業所、最後に公共機関関係が4事業所、合計55の事業所で受け入れを行っていただいております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 本町においても55の事業所で実施をしているということで、大変結構なことだと思います。職場体験を経験して、働くことのすばらしさ、喜び、大変さ、そういった学校内での授業では経験できないようなさまざまな経験をすることによりまして、これからの人生の進路を再度考えることができるというふうに思っております。特に、仕事を通して社会の成り立ちを理解する重要な役割でもあるというふうに思っております。

実施された自治体の結果等をちょっと触れてみますと、子ども、保護者相互にどのような意義をもたらせたかといいますと、子どもに関しましては、働く人への感謝や関心を持つようになった、保護者に対する感謝が芽生えてきた、家庭内における役割、責任を理解できるようになった、進路に関する対話の機会がふえたというようなことでありまして、保護者に関しましては、学校の教育活動への理解、参加者がふえた、地域の事業所への理解度が増してきた、子どもの新たな側面の発見をしたと、などなどでありますけれども、ほかにもたくさんあったようであります。

また、保護者等から寄せられました感想といいますと、職場体験学習をとっても喜んでいただくと、予想外であった、また機会があれば喜んで参加させたい、大変貴重な体験ができてよかった、将来の自分の働く姿が少しでもイメージできるようになったと思うと、働くことの大変さや自分の進路について考える機会になったのではないかと、受け入れ企業、職場がもっとふえればよいと思う、新しい自分が発見できたようであったと、このようないい成果が出ております。

そこで、2番に入りますが、子ども、保護者の感想と本町の評価を問うということですが、職場体験学習というのは保護者、地域の協力が必要不可欠な学習活動であるわけです。これまでの実施において子どもの感想、あるいは保護者からどのような感想が寄せられたか、本町としてどのように評価しているのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 子どもたちは職場体験学習の後にまとめとしまして、職場体験学習で気づいたこと、もしくは感想、それから職場体験学習について家の人と話した内容、それから家の方の言葉等を書く、学習シートを書くようになっております。その中にあるのが、今福島議員がおっしゃった分もあると思いますが、1つだけ紹介させていただきます。

黒潮市場での職場体験学習の例を1つ紹介させていただきます。

今回の体験学習では賞味期限チェックを中心にスーパーでの仕事を体験しました。賞味期限チェックは、並べられている商品の賞味期限を一つ一つ確認していくという根気の要る作業でした。商品だから気をつけて扱わないといけないし、重いものもあるし、棚の上にある商品は

とりにくいし、出した商品はもう一度きれいに並べないといけないので、本当に大変な仕事でした。このような気づき、感想を生徒は書いております。

それに対して、家でこういう話をしたそうです。その生徒が賞味期限チェックはとても根気の要る作業だし結構体力も使うからとても疲れた、スーパーであんな仕事もしているなんて知らなかったというふうに話すと、お母さんが、そうよ、ふだん普通に買い物をしているけど、そのために商品を並べたりしてくれる人がいるのよというふうに返答をされたそうです。

今事例を紹介したわけですが、菊陽町の中学校における職場体験学習につきましては、2校とも体験学習の事前、もしくは事後指導がきちっとできているわけでございます。生徒が直接働く人と接することにより、また実際の知識や技術、技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生きることのとうとさをしっかり学んでいると思われま

す。また、職場体験学習後には、働くというテーマで家庭での会話が促進され、生徒は保護者との会話を通して、働くことのとうとさや感謝の気持ちを持つことにつながっていることが伺われます。

以上のことから、教育委員会としては勤労観、職業観を育てる職場体験学習が的確に、かつ確実に推進されているというふうな評価をしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。総合的に見て、大変意義があると、ためになるということでないかというふうに思います。子どもがこのように実社会を体験するということは大変な、重要な要素を持っているというふうに思っております。

町長はこの辺のところはいかがでしょうか、町長の評価は。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今教育次長のほうから答弁いたしましたように、こういう中学生時代に職場体験をして自分たちの将来の方向性を、どういう職業につくかということにも参考になりますし、実際働いている人の大変さとか、そういうものを通して勤労に対する大事さというのを身につけるという意味で、非常に効果的なことだというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、③番目の中学生職場体験学習へ今後の位置づけと方針を問うという質問に入っていきたいと思っております。

中学生職場体験学習を今後どのように位置づけ、どのような方針で取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 先ほど申しましたように、中学校の職場体験学習は計画的に行われ成果が上がっていると感じているところでございます。

今後町として、また教育委員会として支援していく必要があると思っていることは、職場体験学習の事業所の開拓であります。生徒のニーズにできるだけ合うような事業所を開拓し、職場体験学習へのモチベーションを高めていけるようにできればというふうに思っております。そのためには学校と連絡を密にとり合い、行政として支援していきたいというふうに考えております。

また、今後の方向づけでございますが、キャリア教育という切り口で、小・中連携ができないかということを考えております。小学校では職場見学、中学校では職場体験学習がキャリア教育の重要な柱となっているわけございまして、今後小・中が連携しまして教職員の情報交換、もしくは子ども同士の意見交換等ができればというふうな将来的な見通しを考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 大変結構な答弁であります。今後より多くの町内企業あるいは職場に受け入れをお願いして、さらなる推進を図ってもらいたいというふうに願うところであります。

中学校を卒業するときにはほとんどの生徒が職場体験をしたと、将来の人生に少しでも役に立つようになれば幸いかというふうに願うところであります。ぜひ今後とも継続して取り組んでもらいたい、そのようにお願いしまして、質問事項の2番目、熊本県事務権限移譲推進について質問してまいります。

熊本県の事務権限移譲推進を見ますと、推進期間が平成21年から23年度までとする。事務権限移譲の考え方として、1つ、特色あるまちづくりの推進、これは地域の特色を生かした自主的なまちづくりに結びつく事務権限を移譲するということです。2つ目が、住民サービスの向上。3つ目が、事務のワンストップ化。計画段階から実施まで、指導から許可までといった一連の事務を市町村で自己完結的に処理でき、住民がワンストップでサービスが受けられる事務権限を移譲すると、そういった考え方であるみたいです。

以上を対象とする事務権限については、県が359事務の権限のうち59の事務権限を移譲対象としてということでもあります。そのうち事務13ですかね、13の事務権限を重点的に移譲を進めるということではありますが、そこで①の質問ですけれども、熊本県事務権限移譲推進に対し町はどのように取り組んできたかということでもあります。本町においてもこれまで県のほうと協議、検討をされてきたと思いますけれども、どのように取り組んできたか、経過あるいは結果をお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） それでは、ただいまのご質問に対してお答えいたします。

熊本県におきましては、平成17年6月に熊本県事務権限移譲推進指針を策定されております。この指針に基づきまして、これまで地方自治法第252条の17の第2項を根拠に、熊本県知

事の権限に属する一部の事務を市町村との協議により移譲してこられております。

本町におきましては、平成18年度に指定居宅サービス事業の指定及び監査等に関する事務、それから平成19年度に市町村区域内の町、字化への変更届け出の受理及び告示に関する事務、それから新たに生じた土地の確認に関する事務、有害鳥獣の捕獲許可等に関する事務、農地の権利移動の許可等に関する事務、浄化槽の設置等に関する事務の権限を移譲を受けております。

さらに、平成20年度に公有地の拡大の推進に関する法律第2章に基づく届け出に関する事務、都市計画施設等の区域内における建築の規制等に関する事務、都市計画の決定または変更にあつての土地の縮図等の許可に関する事務、この9つの事務を熊本県から移譲をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、②の菊池管内である本町への重点事務権限移譲状況を問うということで質問をしていきたいと思つています。

菊池管内であります本町へ13ですかね、権限移譲対象事務が、それを重点的に進めると。先ほども申しましたが、県の方針であります。このうち2つの事務権限、これは本町には該当しません。国有財産法と同施行令と、あとは漁港、漁場整備あるいは港湾関係ですから本町には関係ないんですけども、残りの6つですかね、事務権限が残っているのが、13重点事務権限のうち。これがまだ移譲されていないということであります。移譲された分は、今課長が説明されたとおりでありまして、まだ移譲されていない事務権限についてのその理由をお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまのご質問でございますが、県内におきます重点事務につきましては、事務にすれば17、このうち本町への重点事務権限移譲につきましては、漁港ですとか港湾に係る事務を除く13の事務っていうのが示されているところでございます。これは今福島議員がおっしゃったとおりでございます。

この中で愛玩鳥獣の捕獲許可等に関する事務、公有地の拡大の推進に関する法律第2章に基づく届け出等に関する事務、都市計画施設等の区域内における建築の規制等に関する事務、都市計画の決定または変更にあつての土地の縮図等の許可に関する事務、浄化槽の設置等に関する事務の5事務につきましては、既に移譲をされております。

福島議員のほうは事業で言われたと思つていますが、事務的にはもう少し多くなつておりますので、その数字でご説明をしております。

火薬取締法に基づく譲渡または譲り受け及び消費等の許可等に関する事務、火薬取締法に基づく保安検査、立入検査に関する事務、火薬取締法に基づく各種許可届け出の受理、事故対応等に関する事務、パスポートの申請受け付け、交付等に関する事務、農地転用の許可等に関する

る事務、路外駐車場設置の届け出の受理等に関する事務、被災市街地復興推進地区内における建築等の許可等に関する事務、この8事務につきまして、まだ移譲を受けていないという状況にあります。

火薬取締法に基づく譲渡または譲り受け、譲受及び消費等の許可等に関する事務、それと火薬取締法に基づく保安検査、立入検査に関する事務、火薬取締法に基づく各種許可、届け出の受理、事故等に関する事務につきましては、現在協議を行っているところでございますが、これに関するものといいますのは、銃砲火薬店等が対象となっております。したがって、本町にその対象がないものですから、まだ譲り受けを受けていない、移譲を受けていないという状況でございます。

それから、路外駐車場設置の届け出の受理等に関する事務につきましては、特定行政町である菊池地域振興局との間で建築確認等に関する情報のやりとりが必要となりますので、申請者にとっては県のほうで処理したほうが利便性が高いのではないかと考えてございまして、さらに被災市街地復興推進地域内における建築等の許可等に関する事務につきましては、現在本町内に対象地区がないということで移譲を受けるメリットがないという状況でございまして、現在のところ権限の移譲を受けてない状況でございます。

農地転用の許可等に関する事務につきましては、農地法の改正に伴い運用面の変更が生じてございまして、当面事務量を見きわめるといふことと、この改正が全県的に同一的な見解に基づいて許可をすべきだというような意見もございまして、これは県が行うのが適正ではないかというようなこともございまして、まだ今のところは譲り受けをしておりません。

それから、パスポートの申請受け付け、交付等に関する事務につきましては、年間申請受け付け件数が相当多くて、受け付け申請に係る職員の確保というものがまた本町では必要となっておりますし、現行の職員体制では受け入れが困難であるということがございまして。それから、本町から県庁までの距離が25分というような状況がありまして、申請を県庁のほうでやるのにもそんなに時間がかかるものではないということと、県が示しておりますのは申請受け付けから交付までの期間が、県庁で行いますと6日間で交付できるという状況でございまして。振興局ですとか、あるいはこの権限の移譲を受けまして市町村で行いますと、11日程度かかるということが言われてございまして、その期間等を考慮すると、本町におきましては県庁のほうで申請を受け付けたほうがいいんじゃないかというようなこともあつて、まだ今のところは譲り受けに至っておりません。

それから、譲り受けますと、今県庁で申請ができておりますのが市町村でしかできなくなってしまいます。特に限られたもの、緊急性の高いものについては別だということですが、原則的に市町村ということになるものですから、6日で欲しい人たちが県庁に行ってももらえない状況になる可能性がありますので、権限移譲が市町村でもできる、県庁でもできるというようなことであれば、今の現段階で譲り受けでもいいのではないかと思いますけれども、そういうことではないんですから、そういった状況があつて、現在のところ譲り受けをしていない

という状況でございます。

以上でございます。

(9番福島知雄君「県庁ではできないということだったの、これは決定してるんですか」の声あり)

昨日届いた資料の中に、譲り受けた市町村については原則として県庁での申請受け付けをしないという資料が届いておりますので、それは間違いのない。ただ、緊急性を有するものについては別だということです。ですから、最近、最近っていいですか、これまでにあっておりますように、海外で事故に遭った、事件に遭ったとか、そういった遺族の方緊急に渡航する必要がありますけど、そういった方については県庁で行うようなことになろうかというふうに、現段階では思っております。

以上でございます。

○議長(吉村豊明君) 福島知雄君。

○9番(福島知雄君) もう3番の質問事項の答弁のようなことをされましたんで、3番の質問事項に入っていきます。

事務権限移譲の推進に向けた今後の方針を問うということですが、るる課長のほうから詳しい説明がありました。

その中で、特に町民に深く関係があるのが、今課長が言いましたパスポート、旅券の件かなと思います。本町まで25キロで近いと、あるいは現体制では人員、スタッフが不足すると、受け入れは困難であるということでもありますけども、そういった人員、スタッフに関しましては、それは兼任ですればいいことであって、本町に移譲をした場合、そんなに朝から、一日じゅう申請があるというふうには考えられません。そういったことを考えれば、兼任で取り組んでも十分対応はできるかなというふうには私は思ってるんですけども、やはり住民サービスの向上というのを第一に考えたときに、パスポートを県庁に申請に行くにしても一回は役場のほうに来んといかんわけですよ、戸籍謄本をとり。ここの本庁なりあるいは武蔵ヶ丘支所なりに戸籍謄本をとりに来て、それから県庁に再度出向くということですから、25キロというのは、本庁から県庁まで25キロということですか。

(総務部審議員兼総務課長吉岡典次君「25分です」の声あり)

ああ、25分。

そしたら、住民の方というのは、例えば1回役場に来て県庁に行くわけですから、25分といっても、今課長が言われたように25分でできるっていうことは考えられないわけですよ。一回こちらに来て、支所なりに来て、そこで事務手続をして戸籍謄本をとると、それから再度県庁のほうに出向くということですから、時間的にはその倍以上かかると思います。そういったことを考えれば、本庁のほうに戸籍謄本をとりに来てその場で申請ができれば、非常に利便性が向上するというふうに思ってるんですけども、日にちが、本庁で申請すれば6日、あるいは本町役場のほうですれば11日ですか、かかると言われましたけども、それは申請する側がそれ

だけの日にちが前もってわかっとなれば、前もって申請するわけですから、その辺のところは余り心配しなくていんじゃないかなというふうに思います。

この辺は、どうですか、移譲申し出の時期というのは9月まででしょ。9月ですね、締め切りがですね。来年度執行に向けて、このパスポートの分に関しては何とか取り組んでいただきたい、実現をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 県と今鋭意協議をしているところでございます。県庁まで最速25分程度だろうというふうに思っているんですが、県からいただいている資料の中で、菊池市の例を申し上げますと、菊池市からもかなり距離が遠いんですけども、年間1,000人ぐらいの方の申請について、やっぱり菊池市においても半数ぐらいの方は県庁で申請をされてるという状況があつてるようでございます。そういった状況もあるものですから、本町が権限移譲をするっていうのは住民の方々の利益の向上のために必要と、そういったメリットが非常に大きいということであれば、権限移譲っていうのは進めることに問題はないというふうに考えてます。その時期につきましては、県が全くもうその事務をしないということであれば、うちのほうは当然とる必要がございます。そういったメリットの部分等について、今年の9月が大体期間的にはそれがもう最終部分で、それまでに決断しなければならないような状況でございますが、県との協議の中で、いつそれを行うのかっていうのは判断していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今の課長の答弁では、菊池市の例を出されましたけども、県庁に行かれる方も非常に多いということなんですけども、本町においてはまだ移譲されてないわけですから、結果が出てないわけですよ。

町のホームページあたりでそういった意見を求めてみたらどうですか、町民の方に。そういったこともする必要はあると思いますよ。ただ自己的判断で、よその例を引き合いに出されて、こういうことだから本町はまだ取り組みませんっていうのは、私もどうも納得しがたい部分があるんですが、やっぱりよそに先駆けて取り組んでいただきたい。

これはもう、いろんなほかの面もそうなんですけども、ちなみに22年1月13日の西日本新聞によりますと、6月1日開始が人吉市、上天草市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、10月1日が荅北町ですか、となっているみたいですけども、確かにこの移譲を実施されたところは本町、県庁よりもかなり距離で遠いところばかりであります。

しかしながら、どんどん高齢化する中で、高齢者の方が海外に行かれる数っていうのは減ってくるかと思えますけども、ただ現役を引退された方が今後海外旅行等どんどんいかれる可能性もあるわけですよ。そういったところを考えたときに、やはりどういう仕事をしていったら

町民のためになるか、サービス向上になるか、あるいは利便性がどうなるかということを追求していくのが行政じゃないかというふうに思います。それをお願いしまして、ぜひ本町においてもその取り組みを前向きにしてもらいたい。町民の皆さんの意見等がどうであるかっていうんであればホームページあたりでも意見を求めてもいいことですし、ぜひお願いをしときます。

そういうことで、次の3番目の生活環境の整備についてを質問をしてみたいです。

この件につきましては、平成20年12月の一般質問で取り上げました。その折の町長の答弁として、この路線の整備については、本町における南北の基幹道路として必要不可欠であると、JRの豊肥線の馬場の踏み切りの安全確保からも必要であるという答弁がされております。また、平成20年度において合志市、大津町、本町の連名で、菊池南部地域における交通渋滞緩和措置に関する要望書を県に提出したということでありました。

そこで、昨年度までの取り組み状況と本町の今後の方針、見通しをお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、お答えいたしたいと思います。

本路線につきましては、本町の南部地区から原水地区を結び、セミコンテクノパークの周辺道路の渋滞緩和路線の南北道路として大変重要な路線であると、先ほど議員が言われましたように位置づけているところでございますが、これまでの取り組みとしましては、先ほど議員が言われました、19年度に整備促進期成会を設立しまして、期成会で県へ陳情し、20年度には合志市、大津町及び本町の連名で菊池南部地域における交通渋滞対処の要望を行っているところでございます。これを受けまして、今年度から熊本県、合志市、菊陽町の合同によりセミコン西側交差点の改良工事が施工され、現在工事がほぼ完了しているところでございます。

21年度におきましては、熊本県町村会を通して県道新山原水線の整備と県道大津植木線の4車線化について要望をし、国、県等へ働きかけを行っているところでございます。

また、県菊池地域振興局と菊陽町の職員でまちづくり連絡調整会議を本年度新たに設置し、本町のまちづくりの方向性についての意見交換やそれぞれが取り組む社会資本整備の事業展開に関する調整を行い、今後の菊陽町のまちづくりを円滑かつ効率的に推進できるよう調整会議を開催しております。今後の菊陽町の現状についての意見交換等を行っているところでございます。

今後の方針でございますが、県の財政状況も厳しいというところでございますが、概算事業費が、県の試算で22億円と事業規模も大きく、空港とセミコンテクノパークを結ぶ幹線的な道路でもありますことから、引き続き県道新山原水線の改良について県へ要望活動を行っていきたいと考えております。

県におきましては、昨年要望しましたセミコンテクノ西側交差点及び東側交差点改良工事や沖野と鉄砲小路の間を通ります県道辛川鹿本線のバイパス工事等を施工中であり、それらを早急に完成させたいとのことであります。町としましても、できるだけ早く全線が開通し、交通

渋滞緩和につながればと期待しているところでございます。今後も根気強く県のほうに働きかけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 県の財政が大変厳しいというのは、もう十分承知しております。そういった中で、概算予算として約22億円の大型工事になるわけですね。予算の確保が見込めるかどうかということですよ、今後。町長、その辺のところはどうですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今建設課長のほうから申し上げましたように、これにつきまして、この菊陽空港線のほうの手前のほう、県道に接する部分までについては道路の真ん中をあけてますように、上のほうに将来的に上げるというな準備は、町のほうで整備しているところでありますけれども、それから先の新山原水線っていうことで県のほうに要望しているところでありますけれども、県のほうにもいろいろ、私も聞かれるごとにそういうお願いをしておりますけれども、今はセミコンテクノパーク周辺の交差点改良をやっておりますが、その短期的な対応ということではありますが、それを先に済ませて、その交通の流れがどうある程度緩和されるか、その辺の状況を先に整備して、その状況によって今後のことは話が県からあっているような状況であります。

そして、さっき言いましたように、辛川鹿本線のほうを今県のほうは進めているということで、そちらのほうに大きな事業費が要するというような回答でありますけれども、ただこういった、どの道路を県、国に要望するものにつきましては、国道443号をやっておる関係の自治体とまとまって要望しておりますが、やはり粘り強く、機会あるごとにそういう、1年に1回あたりはまた、今度短期的な分ができた状況を見ながら、また要望活動のほうは続けていきたいというふうに考えております。

議員等におかれましても、何かいろいろ県の関係の人やら会われるときにはそういった要望を、またこちらの、非常に馬場の踏み切りあたりは本当車がもう渋滞で、小・中学生の通学道路にもなっとるもんですから、その辺の解消を早急にしなければならないと思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 県の方針としましても、県道辛川鹿本線ですか、これの早期完成を目指すという方針であるようでありますし、財政等を考えたときに、県道新山原水線、菊陽空港線の延伸ですね、これの整備っていうのはまだまだ先延ばしになるんじゃないかなというふうに思っております。そういった厳しい状況の中であるのであれば、本町としてほかの方法を模索する必要があるんじゃないかというふうに思うわけであります。

そこで、②の横道合志線の早期延伸を望むということですが、ほかの方策として、この横道合志線の延伸を早期に実現すると南北道路の整備が大きく進むわけでありますけれども、この件

につきましても、過去2回ほど質問しております。本町の事業計画の中でどのように位置づけして、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

この道路の計画につきましては、今まで議会のほうで何回となく質問がっておりますけれども、昨年4月に合志の市議会の産業建設常任委員会からも要望がっておりますけれども、今年度合志市において基礎調査をするとのことでありましたが、先般合志市の担当と打ち合わせを行いましたところ、今年度の調査は見送りたいとのことでありました。

この道路につきましては、県のセミコンテクノ周辺道路の渋滞緩和に関する調査の路線にも上げられておりますが、その調査によりますと、この横道合志線の延伸にあっては、渋滞緩和に対して費用対効果の面で効果的であるとの調査結果が出ているところでございます。この結果につきましては、県道大津西合志線以北の整備が条件とされておまして、その以北の合志市道竹迫東回り線の整備につきましては、合志市のほうで計画されるものですが、町としましては、現在進めております横道合志2号線の跨線橋を早く完成させまして、JR豊肥線の踏切を通らなくても菊陽町の東部地区と西部地区が行き来できるということで、西部地区から役場もしくは空港方面へ、また東部、南部地区から杉並木公園、図書館、「さんふれあ」に行くにも大変便利になるものと考えております。

セミコンの関連道路につきましては、先ほども申しましたように、セミコン西側交差点の改良工事も熊本県、合志市及び菊陽町の合同により工事が完了しており、その効果が期待されているところでございます。また、セミコン東側の交差点につきましても、県と町で改良工事が予定されております。

先ほど申しました沖野と鉄砲小路の間の県道辛川鹿本線のバイパス路線につきましても、県のほうで工事が進められておりますので、それらの工事が完了しますと、車の流れも変わってくると思いますので、その効果を見ながら今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 合志市では今年度の調査を見送ったということですかね。

私合志市に行ってちょっと調べてきたんですけども、調査を見送ったかどうかは別としまして、合志市としては菊陽町の様子を見ているというような話でしたよ。合志市としてもこの路線というのは非常に必要性を感じると、そういうことで、菊陽町が取り組めば合志市としては取り組むというような話でしたけども。以前合志市の大住市長もそのようなことを、これは私は直接本人から聞きました。そういう話でありました。

調査費が100万円ついておりますよね、昨年が、調査費が、100万円ついてるんですよ。今課長答弁ありましたけども、前向きに取り組んでいくためにはやっぱり調査等を予算化をして、調査等をしてもらいたい。道路整備というのは、計画してからすぐ実施できるわけじゃないわ

けですよ。調査あるいは測量、また用地交渉等々を含めると、結構年数も費やします、ご承知のとおり。必要に迫ってから着手したのでは、もう時既に遅しというふうに思いますけど。

以前の質問の折、私は鉄砲小路の通り、県道新山原水線ですね、これの昨年質問のときに、昨年の何月ですか、9月ですか、質問の折、そのうち重大事故が発生しますよと、非常に朝夕の通勤あるいは帰宅時に非常に交通量が多いと、そのうちに重大事故が発生することも考えられるというような、そのような旨の質問をいたしましたけども、残念ながら昨年の10月死亡事故が発生しました。非常に残念でたまらないわけであります。

高架橋が来年の4月ですか、菊陽バイパスまで横道2号線、ここが完成しまして開通するのは。そうすれば、当然バイパス側からこの横道合志2号線に入って、鉄砲小路に入って、それを第2テクノのほうに行くことが十分予想されるわけです。これはもう予想の範囲内だと思いますよ。あれを真っすぐ上につき切って狭い道を上がっていくことはまず考えにくく、そりゃ何台かに1台はおるかと思えますけども、ほとんどの車が鉄砲小路に突き当たってあれを右に曲がっていくってということが想定されるわけですけども、そうなれば、今まで以上に交通量が増えてくると。今までは朝夕の出勤あるいは退社時間帯の交通量が多かったんですけども、今後は日中の交通量というのがますますふえてくることが考えられます。

鉄砲小路のこの路線というのは、屋敷から出まして、歩道が1メートルぐらいありますけども、いきなり県道と変わらんわけですね、1メートルぐらいですから。非常に危険なわけですよ。私たちが毎日、1日に何十遍と出入りしますけども、非常に怖いので、あの分を出るのは。そういったことで、本町の考えもわかりますけども、やはり町民の生命と財産を守るためにも、早急な着手をお願いしたいところでありますけども、町長、この辺どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この道路については、将来的に上に延ばしていくのは重要なことだと思っておりますけども、そういう面で合志市のほうにも申し上げておるのは、やはり向こうからおりてくるだけではなくて、さっき課長が言いました、これを延ばした場合にその以北になります合志市の市道竹迫東回り線の整備のほうを、そちらのほうをやっぱり早く始めて、受け皿としてつくっていただきたいのことを言っているところであります。そういうことができないと、やはり上の道路、今回いろいろ交差点の改良によってある程度この渋滞緩和ができるかもしれないけれども、上のほうの道路も渋滞の状況にあるという中で、そこを上げた場合に、今回でき上がる道路が、やはりそこにまた車が渋滞状況になって、せっかくつくった道路がなかなか渋滞で思うように、本町の東部と西部を行き来する中で、そこに支障があるようなことではいけませんので、そういう面で、合志市のほうにもそういう気持ちがあれば、自分たちのほうの道路も積極的に取り組む姿を見せていただきたいなあと思っているところであります。その辺十分、隣接の市と町でありますので、連携をとりながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 町長の施政方針の中で、第4期基本構想の将来都市像として、「人・緑・元気輝く生活創造都市」の実現を目指すということであってあります。非常に立派な構想が上げてあります。町長の施政方針というのは飾りではないはずですから、その実現のためにも、ぜひ早期着工をお願いするところであります。

この鉄砲小路地区でも非常に皆さん困っておられます。特に農家の方なんか、農機具、車両等出入りするにしても、あるいは住まいのほうから前の納屋に移動するにしても大変気を使って困っておられます。早期の実現をお願いするところであります。そのような町長の前向きな姿勢をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○3番（石原武義君） 議席番号3番石原武義、一般質問を行います。

去年の3月議会からこの3月議会まで、連続5回、中部小の建設問題について質問します。

この問題について、終始一貫して変わらない私の考え方、そしてその論拠は、ただ1つであります。耐震の問題も、教育、環境の問題も、同時に解決するのが一番いい、いや同時に解決しなければならないということです。理由は、40億円前後の金を使うのに、一方だけを解決して一方だけ未解決で残すというのは非常にお金の無駄遣いになります。教育は百年の大計でありますというのが私の言わんとするところであり、また町長に聞かんとするところでもあります。

今回は中部小学校の問題について、1つ、現地修正案についての見解、2つ、E案、南側の新しい土地についての見解、③農振除外についての努力、姿勢、そして最後に、④として、この中部小学校の問題について一連の手續、手順について問うことにしております。

具体的、個別的な質問は、質問席から行わせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） それでは、中部小学校建てかえ問題について。

①現地修正案についての見解を問う、これについて質問をいたします。

昨年3月議会で、現地案は否決されました。その理由として、1つは、3階、一部は4階建てであること。2つ目の理由として、校庭、グラウンドが狭いということ、そして3番目、北側はがけである、言いかえればがけ下に建てる、この3つの大きな理由で否決されました。町

長もご存じのとおりであります、ちょうど1年前です。

したがって、現地修正案を今回また提出されようと言われておりますが、この3つの否決された理由、今申しました、これをどうクリアしているのか、いないのか、その辺のところを町長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの石原議員のご質問にお答えしたいと思います。

今言われますように、現在地案っていうのは昨年の3月に提案し、否決されたところであります。理由としましては、今言われたように階数の問題、そしてがけ地ということの問題、もう一つが、敷地が狭いということが主な理由であったかと思えます。

この件につきましては今回の、今提案しておりますけれども、その中で、その3つの課題を改善すれば、またこの現在地での建てかえにご理解をいただいてご賛同いただきたいということで、今提案しているところでありますけれども、がけ地ということの懸念につきましては、これにつきましては、建築基準法等にのっとりまして工事は施工できますので、そういった法に基づいた設計等で工事に当たれば、このがけ地という懸念は払拭されるものと思っております。

そして、2番目の校舎の高さですけれども、昨年の3月の提案というものは4階建て、一部5階建てを提案したところでありますけれども、4階建て、5階建てというのはこの小学校にはなじまないというようなところであったかと思えます。今回は3階建て、一部4階建ての校舎を計画しているところであります。4階部分につきましては、エレベーター等を設置する関係で4階になるというところでもあります。

そして、3点目の敷地の件でありますけれども、これにつきましては、学校用地として新たにこの土地を購入したいというふうに考えております。土地所有者のご理解とご協力ということが必要になりますけれども、計画では保育園北側の山林と、学校菜園としてお借りしている土地、そしてプール南側の土地をお譲りしていただきたいというふうに考えておるところであります。さらに運動場にありますがプールや学童施設等移転させまして、運動場を広く使用したいということでもあります。

移転先につきましては、プールにつきましては、校舎の屋上に取り込むことも設計上可能ということではありますが、保育園駐車場や新たに学校用地となる土地にも設置でき、さらにはもともとありましたところ、前にありました、国民プールとっておりましたけれども、そういった場所についても一つの候補地になるのではないかと考えているところであります。

この土地に設置、どうするかということにつきましては、今回提案しておりますこの現在地での建てかえ、いわゆる修正案による建てかえっていうことを議会のほうで承認いただければ、その後すぐに学校、保護者との検討委員会の中でどういった、ご審議をいただきまして、設計の中で、今申したところをどこに持っていくかについては、十分検討していくなればいんじゃないかということ考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今の中でのがけの問題、それから土地の問題について少々解決されていないんじゃないか、クリアされていないんじゃないかと思っておりますので、ちょっとこれからまた質問いたします。

がけは建築基準法にのっとってやるから大丈夫だとおっしゃいますけども、単純に考えるならば、わざわざがけのあるところ、がけ下にわざわざ建てる必要もないのでありまして、平地のほうがより安全というのは、これは小学生でもわかるはずであります。安心・安全を最優先とされてずっと町長は主張されておりましたけども、このがけがある限り、安全・安心、これが、そこに校舎がある限り、恐らく50年以上あると思っておりますけど、常にがけ崩れ、そういう危険にさらされますということを申し上げておきます。

それから、土地は山林のほうを買う、それからもう一つプールの南側ですかね、そこを買って若干広めるとおっしゃっておりますけども、グラウンドと陸続きになってないと意味がないんです。校庭が広いということで、別に駐車場が狭いからということで、昨年の3月否決されたわけじゃないんですよ。校庭が狭いということで、私どもは否決したわけでありまして。山林のほうを購入するから土地は若干広まるという主張でございますが、校庭、運動場とその地が連続してつながっていてこそ広がって、初めて、今までよりもより活用ができるということでもあります。

そういうわけで、決して、先ほど申しました3点の、3つのクリアすべきことがあると、これはまず、これで全然クリアされていないと私は思っております。クリアされていないというこの今回提出されておる現地修正案ですね、これをまた現地修正案として提出されようとしておりますが、私に言わせると、提出する理由もなく、まずこれで資格もないと、私はそう思っております。

と申し上げまして、これから4つほど質問させていただきますけども、現在の保育園の北側山林と飛び地、多分今菜園として使われているところですね、5,000平米を購入し、駐車場台数157台を確保するということですが、これだけの用地を将来何に利用されるのか、きちんとしたその考え方があるのか。

それから2点目、運動場の隣接の用地の確保が可能であるかどうか。要は、運動場が広まるかどうかということですね、プールの横に。

それから、3点目の質問ですが、保育園の北側には今民間開発がされて、個人住宅が建っておりますね、ご承知のとおり。現在3メートルの擁壁がありますが、さらにその擁壁の下から4メートル下へ下げるということで、かなりの絶壁断崖になりますね。そういう工事をして、そういうふうにしたことによって民間の方々への不安、そして同意が得られているのか。恐らく集中豪雨、年々歳々、地球温暖化で集中豪雨はひどくなっております。土砂崩れ等、地震よりも私はそちらのほうが心配じゃないかとずっと思っております。

それから4点目、プールを校舎の中に建設したいと言われてますが、地震発生を考えたとき、建築基準法的にはそれは建物に対応可能であると考えておられますが、当然対応は可

能であるから建てようとされてるんですけども、町長が考えておられる震度が6.5以上の場合建物の倒壊が考えられるが、そのときはプールの過重によってより大きな災害が考えられはしないかといった、この4つのものに疑問と懸念を持っておりますが、一つ一つ、町長、ご答弁お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件につきましては技術的な面、事務的な面等がありますので、これを検討させました学務課長のほうから内容の説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

まず、新しく土地を確保をした場合にその土地は何に使うかということでございますが、全員協議会場でご説明いたしましたとおり、これにつきましては現在のところ、まず駐車場というのを考えております。駐車場っていうのが、中部小学校の現状を十分ご存じであると思っておりますけども、現在の駐車場は非常に狭うございまして、現在そこに勤務されておられます先生方の駐車場として大体いっぱいでございます。あと児童の送迎、あるいは部活とかの関係で保護者の方がたくさん車をお使いになられまして、町道なり県道なりに、どちらかという駐車をされて、現在駐車されておられます。そのために、これを改善するためには駐車場が、やっぱり今の台数以上確保したいということが1つございます。

あわせて、現在、これからの議論になるかと思っておりますが、駐車場だけではなくて、先ほど町長のほうも申し上げましたとおりプールにつきましては、これは今後検討委員会なりの中で、基本設計の中で具体的に詰めていきたいと思っておるんですけども、プールを設置する、あるいは現在学校菜園としてお借りしております部分もございます。その部分も学校菜園として、これらの部分を配置するということも検討したいと思っております。ですから、山林あるいはそういった部分につきましては、駐車場あるいは学校菜園なり、あるいは学童施設もそこに入るかもしれませんし、この辺ははっきりしたことが、現時点では申し上げることがまだできませんけれども、そういった中で有効に活用させていただきたいと思っております。

敷地全体が広がるという部分でございますけれども、確かにそういった部分でございますけども、今回の計画では、敷地も広がりますけども運動場も広がるということで計画をさせていただいておるところでございます。運動場につきましては、現在の敷地の中で、いわゆる校舎を4メートルほど北側に寄せるっていう作業の中で広がってまいります。

（3番石原武義君「運動場の隣接の用地を確保して、運動場をグラウンドを広げられるかというのを聞いておるんです」の声あり）

大変失礼しました。

現在運動場につきましては、約7,057平米ございます。今申し上げました校舎を北側に寄せる等々の作業で大体500平米ほど、約490平米になりますけども、その分が可能となります。ま

たプールも、それから学童施設も移転ということで考えておりました、これをしますと大体8,500平米ほど広がると。あと、新たに民家の方々に、原案が通りましたらお願いを鋭意やりたいと思っておりますが、これによりまして大体9,000平米に広がるということで、今の敷地よりも大体1.2ないし1.3倍ぐらい広がるというところで、運動場については考えております。

そういったところで、新しくこれから用地をお願いしたいというところの部分につきましては、議案が通過いたしました時点からの作業になりますけれども、鋭意用地についてお譲りいただきますよう努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、民地、ちょうど今回山林等々を買収といいますか、という形になりますと、その上にあります造成されました民家がございます。このがけ地という表現でございますが、これにつきましては、現在熊本県での急傾斜地としての危険性が高いということでの指定を受けている地域ではございません。いわゆる、一般的な高低差がある土地だというふうに理解をしております。それに当たりまして、町長が申し上げましたとおり、建築基準法等々に従いまして、それにのっとってさせていただく形になるわけでございますが、当然住民の方がご不安になるかと思えます。私どものほうといたしましては、その用地をお譲りいただけましたならば、当然造成等の開発を行うわけでございますが、その中で当然地元の方、お住まいの方々に十分なお説明なり、あるいはご理解いただく形で事業の内容をご説明して、実施をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、プールを屋上ということ、大きな地震があったときに大丈夫かということのお尋ねかと思いましたが、プールにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、どこに設置するかにつきましてはこれから議論させていただきたいと考えております。

方法の一つとして、校舎の屋上に設置をするのも一つの方法だろうと、また保育園の駐車場、これがもともとプールがあった場所でございますが、そこにすることも考えられる。そういったことで、それにつきましてはこの議案が通過いたしました後、現時点では、どうしても基本構想段階でございます。具体的なことは検討委員会あるいは基本設計に入っていく中で具体的にどうなるか、そういったことを詰めながら検討をさせていただきたいと思っております。そういったプールの設置場所が一番いいのか、好ましいかという点につきましては、学校の考え方あるいは保護者の方のお考えもあられし、そういったところを十分勘案しながら、設置場所については検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上ですかね。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 土地の裏側の山林のほうですかね、それは駐車場を考えていらっしゃる。

あそこは、こちらの西側から行ってきましたと真ん中ぐらいが15メートル、一番東側の奥が25メートルぐらいで、そして北側には当然がけとか、擁壁、かなり高くなりますね、平面にされますからね。町長が行かれたかどうか知りませんが、あの山林をごらんになってどう思いますか。あんな急傾斜のところを、それをわずかの幅のところを平面にするためにかなりの費用が

かかるとは思いますけども、そういう費用をかけて、そしてもちろんあそこには建物を建てること自体が非常に危ないと思います、狭い幅なところに。北側は見上げるほどのがけ、南側は本当に見下げるほどのまた絶壁になるんですね、構造上。そういうところへ建物を建てて、これは安全上好ましくないから建てられない。ということは、駐車場だけの利用になっていきますけども、工事費ですね、急斜面の山林を平地、平面にするその費用、そして山林を買収する費用、この2つで大体幾らぐらいかかるんですかね。それをちょっとお尋ねしまして、そして日本一の駐車場をつくるのが目的ではありません。日本一の教育環境を持った学校をつくるのが私どもがぜひそうやってくれと、今までこの1年間主張しているところでありますので、その辺はもうちょっと考え直すならいかがかと思います。

それから、がけの件で、これは県の危険地域の指定を受けてないから大丈夫だという、これはあやふやなことで、じゃあ今生懸命建てかえようとしてるのは、地震がすぐ来ますというあれがあって建てかえてるわけじゃありませんし、県の危険地域の指定を受けてないから永遠に大丈夫だなんていうことはまずないでしょうし、地形から見たって、かなりの集中豪雨があれば必ずあれは土砂崩れの危険にさらされますし、土砂崩れがしたときは大変であります。上の民家も一緒に転がり落ちて、下の児童はもちろん大変なことになる。そういうことを考えると、裁判やら何やらになったときには、幾ら菊陽町に金があっても足りない、私はそう思っておりますから、まず危ないようなところに建てないのが一番確実です。わざわざ建てる必要はないんです。そういうことを、現地修正案については質問をして、次の②、E案ですね、南側の新しい土地についての見解を問うとしております。

E案については、一度も具体的検討をしていないということは、何かよほどの理由があるかと思いますが、E案はだめだというだけでも納得できるような理由があればの話ですね。例えば南側には風俗店ができる予定がある、だから自分は南側には、これまで一切検討もしなかったし資料もつくらなかった、これならだれでもわかりますよ。そういう、これはだれでも、そういうところには学校を建てちゃいかんな、これでわかりますけども、そういったすべての人を納得させるような、町長、何か理由がございますか。その点をお聞きます。

E案を提案ですね、去年、おととしの12月、A案からE案までちゃんと提案されてるから、提案されたからにはちゃんとした資料、何を用意して、どうでしょうかというふうなことをするのがやっぱりこれは説明責任じゃないかと思っています。

申し添えておきますけども、4回ありました。8月下旬ですね、去年の住民説明会で一番意見が多かったのは、南側につくってくれということですよ。町長は一度もご出席なさってないから、その辺の生の声はおわかりでないかと思いますが、ちゃんと統計に出ております。

E案を提出した理由も、当然されたからには、私どもは選択肢の一つ、住民の方も選択肢の一つと考えられますので、まず絶対そこにはこういう理由があって建てないほうがいいという理由を1つお願いいたします。風俗営業店がもうできる予定になってるとかそういうあれがあるならば、それをそういうふうにおっしゃっていただければいいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、午前中吉本議員の質問でもお答えしたところでありまして、この新しい土地というのは、何度も言いますけれども、いわゆる期間的にも非常に期間がかかるということでありまして、それからもう一つは、やはり優良農地の中ということでありまして、これはもう、後で県のほうに行ったときもそういう見解がありまして、甲種農地の中に、そして県のほうからも現地を見ておられるところでもありますけれども、それを見られた中で、甲種農地の中に食い込んでくるようなそういうところについてはもうできないというか、そういう話で、認められないというような話でもありました。

そして、もしも協議をされるという、その法改正前で協議をした場合については、別なところの、この菊陽空港線のほうの角地のほうからそういうところの話があったところでありまして、そういういろんな面からしまして、改正前といえども協議的にやっていけば非常に期間がかかって、耐震上の問題からいいますと、早期に急がなければならないという中では、そこを選択してそこを提案するというところには至らなかったところでもあります。

そして、財政的な問題につきましても、その3つの案で比較しましたときにも、非常に課題があるということだと思っております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今理由はとお聞きしましたところ、優良農地がなかなか転用が難しい、そして期間がかかるということをおっしゃいました。それから、財政的な問題も言われました。

次のあれに移る前に、今町長がおっしゃったのはちょっとおかしいかと思っております。去年の3月25日に否決されたその時点では、まだ旧法が生きていたんですね、ご承知のとおり。そのとき否決されたら、すぐに南側はどうかと申請に持っていけば、もう着手に取りかかっておられますよ。今になって優良農地は転用できないからとこれを盾に、したがって南には建てられないんだというのはちょっとおかしいかと思っております。

もう一つ、後で触れますけれども、もう一つこれついでに言えば、3月25日、去年に否決されて以来、住民の意見を聞くと言って、住民説明会を開くとおっしゃいました。3月25日、その前後ですよ、4月、5月、6月、7月、8月の下旬になって、やっと住民説明会ですよ。この間何にもされてないんです。住民説明会で資料を出されたのも、その一昨年、去年、おとし、12月私どもに初めて資料を出されたときの資料と、全く同じです。この五、六カ月間、否決されて以来、住民説明会まで何をされてたのか。先ほど吉本議員も、そして北山議員も先日質問されましたけれども、今度は優良農地は転用できない、転用できないとおっしゃいますが、その前までは、口を開けば、一日も早く安全・安心、一日も早く安全・安心と口ではおっしゃいながら、何にもされてないんじゃないんですか。本当に安全・安心をお考えになったかどうか非常に疑問に思いますよ。そういうことを言わざるを得ない、何カ月もされてないんですから。これはまた後でしますから。

続いての2番目の質問です。

現在大津町は大津小学校の分離校を美咲野に建設する、これ熊日の今年の2月20日前後の記事ですが。記事が長いですので、ちょっと要約します。

敷地は約4.3ヘクタール、町は配置計画や校舎設計に住民の意見を取り入れようとワークショップを開き、みんなの学校づくりが進んでいる。ワークショップは昨年12月から今年2月まで、計4回開催。保護者や教職員、地域住民ら約40人が、夢を出し合い、具体化していった。

意見を集約したプラン案によると、校舎は敷地北側に配置し、普通教室はすべて南向き、太陽光発電や屋上緑化を採用するとあります。また続いて、南側には運動場のほかカライモなどを育てる就学の畑、実のなる木を植える就学の森、地域住民も利用できる多目的広場、そして散策路などもある。まるで公園のような学校だとあります。これは熊日の記事を要約したんです。一言一句全く一緒です。

まだあります。木造であるということ、ヒノキの香りが漂う学校の完成を楽しみにしているとあります。

ここで、町長が進められようとしている現地修正案との違いを要約しますと、まず敷地の広さ、修正案が約1.5ヘクタールから2.5ヘクタール、今年、後の買収がいつからですよ。大津の分離校約4.3ヘクタール、全く広さが違いますね。校舎の構造、現地修正案、鉄筋コンクリート3階建て、一部4階建て、おまけにプールは屋上を考えている。大津の分離校、木造平家か木造2階建て、これはご承知のとおり、文科省も小学校の校舎は平家が一番いいと言っていますね。それから、校庭、修正案、現在の運動場と全く変わらない、若干の広さが、先ほど大山課長おっしゃいましたけど、ほぼ若干、四捨五入すればそう変わりませんね。大津の分離校、収穫の畑もあり、収穫の森もあり、散策路もあり、まるで公園のようななっていますね。

こっからです。

では、なぜ今町長が進めておられる現地修正案と大津の分離校とではこれほど、天と地ほどの差ができてしまったのか。それは、大津町では地域住民と行政との協働によるまちづくりを実践してきたからであります。一方本町においては、この地域住民と行政との協働によるまちづくりを、ただ唱えるだけで終わっているからです。原因はここにはっきりしております。これもまた後ほどちょっと触れますけども。

そこで、町長にお尋ねします。

町長は30億円から40億円の大金を投じてどういう学校をつくり、子どもたちにどういう夢を与えられようとされているのか、お尋ねします。

断っておきますが、耐震の部分補強ではなく全面建てかえをされようとされております。このことを十分念頭に置いてご答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 大津の小学校の、今度建設しますが、と比較されながら言われたところがありますけども、今回、大津の場合は分離新設ということかと思えます。そういった中で、本

町の場合につきましては、もう昨日から言っておりますけれども、耐震の関係から、当初補強等  
のできるならばということでもありましたけれども、補強では耐えられない。崩壊、倒壊のおそ  
れがあるということで、そういった耐震化に係るところから、建てかえのほうに出てきたと  
ころであって、やはり早くその耐震化の対策を講じながら建てるというのが一番急がれるところ  
ということで、その取り組みのところの出発点が違っているところを、まず申し上げておきたい  
と思います。

そして、今度でき上がり、場所がいろいろワークショップ等やられたということでもあります  
けれども、建てる場所が決まればそこから検討委員会あたり立ち上げて、条件的にはこの大津と  
比べると厳しいところがありますけれども、そういった中でもいろんな検討委員会の中で検討し  
ていただければ、この学校のほうの建設のほうといたしますか、広々したところという場所では  
ありませんけれども、あそこの場所を使った中で十分検討されれば、子どもたちのためには、早  
い段階でそういう学校ができ上がれば、教育環境のほうは充実してくるものと思っております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今いろいろおっしゃいましたけれども、出発点が違うとか、耐震から出発し  
たから私どもは、本町の場合は耐震から出発しているからどうだとおっしゃいますけれども、結  
果的に全面建てかえならば全く同じであります。これ何の言いわけだろうかと思わざるを得な  
いほどの今のは答弁だと思います。

耐震から出発したから検討委員会を設ける必要もない。これはもう以前からそうおっしゃっ  
ていますけど、どうも私はその辺のところは、結果として全面建てかえならば耐震から出発し  
ようが何から出発しようが、これは全面建てかえに相違はない。そして、ちゃんとA案からE  
案まで土地の場所まで指定してあるんなら、移転建てかえと考えても全くおかしくないとは  
思いますし、それならばなぜ検討委員会を最初に立ち上げなかったのか。だから、今までもつ  
れにもつれて混迷のきわみにあるんじゃないですか。原因は最初に建設検討委員会なるもの、  
それはどういう名前でもいいんですけども、そこから答申してこれが一番いいと出たら、これ  
は私どもだってそれを尊重せざるを得ません。そういうことを今から言ってもしょうがないん  
ですけれども。

そして、3番目の農振除外、農地転用に向けての町長の姿勢、努力を問うとしております。

何かこのところ農振除外が大変難しい。したがって、南側にはできないんだ、この農振除外  
を盾にして非常にそういうことをおっしゃっております、町長は。そして、それを難しい難し  
いと言うときには、町長の顔がなぜか緩やかにほころんで、南側に建てなくてよかったとい  
うような気持ちのあらわれじゃないかと思うんですけども。それはそれとして、これも資料もあ  
りますけれども、要は、一番変わった点は法定協議会というのが、今までは申請でよかったん  
ですけども、国、都道府県知事、それらが市町村の長による法定協議会を開いて、そこでいろ  
ろやってイエス、ノーを決めるという、ここだけなんです、変わったのは。

そのために何が一番条件が必要かという、これは町長の熱意とそれから議会の同意と、それから地権者の同意、我々は町の意味が統一しているとみなされて、法定協議会において協議は十分に成立すると。いろんな資料を、ステップ、段階を踏んでとありますけど、そういうふうに十分読み取れるというか、当然、素直に読めば読むほどそういうふうになるんです。

そこでお尋ねしますけども、例えば、銀行に金を借りに行くのに最初から手ぶらで、ちょっと窓口に行って幾ら幾ら貸してください。これはよほどのお人好しでもこれはお金は貸しませんよ。それと同じようなあれで、何のあれも持っていわずに、どうですか、あっ、これは大変難しくなりました。今まではこうだったんだけど、今度はこんなに難しくなりました。ああそうですか、そんなに難しくなりましたか、じゃやめときましょう。何かできないという口実を見つけにわざわざ行ってるようなもんですね、私どもから見ますと。

普通銀行に行くならば、担保はこれこれを提供します。預金は現在、今これぐらいあります。そういうのが必要じゃありませんか、常識として。じゃあ、県庁に行く場合何が必要か。議会、住民も同意、地権者も同意しております。したがって、よりよい学校を私はつくろうとしております。何とかこれをできるように、できる方策はありませんか。その辺から話を進めていけば、必ず開けるんです。そういうニュアンスで国会議員の方も話されました。私もそうだと思います。

大体法律は必ずただし書きがあります。ただし書きをずうっと連ねていくと、大体ノーがイエスになります。1から100まですべてを拒絶しているわけではありません。必ずただし書きがあります。このただし書きをつなぎ合わせていってみたらどうですか。これは比喻ですけども、有能な大山課長がいらっしゃるじゃないですか。よし、前のほうが開けるように少し検討してみようと言われたら一生懸命されまして、町長、こういうふうにごう持っていけば開けますよ、そのためには議会、そして地権者、住民一体となれば必ずできますよと、こうなります。

そこで、まず一生懸命相手に当たる態度もなくして、これはだれが行ったって、法律の文言はそうです。文言どおり、それは担当部局は必ずおっしゃいますよ、この法律の文言どおり。これはこうやってだめですよと、この法律そもそもが農地を守ろうとする法です。そして、行かれた部局は農地を守ろうとする部局です。しかし、今度は法定協議会があれば県知事、県の教育庁関係、これらが、この方たちの部局が加わって、そしてどうしたらいいんだろうか、菊陽町からぜひ南側にこういう校舎をつくってくれ、その理由は、国の耐震基準が厳しくなった。したがって、耐震基準を満たさない。それで全面建てかえる、やむを得なくなりました。こういうことを堂々と話せば、国が耐震基準を強めたから耐震基準を満たさない。したがって、全面建てかえをしなければならぬはめになったということ綿々と訴え、真摯に訴えていけば、必ず道は開けると思いますよ。まず、ぜひそういうことをやってもらいたい。

そのためには何が必要か。市町村長から県に対して開発行為の申請書の進達とあります。それはいけば法定協議会ですか、これが開かれます。そこで町長の情熱と真剣さが、そして政治

力が問われるんです。町長にとっては逆に活躍の場であります。ぜひこれをやっていただきたい。それがうまくいけば、法定協議会はできるんですから、それから許可が出れば1.5カ月プラスアルファでオーケーになるとあります。これ書いてあります。これは衆議院議員農林水産調査局提供資料。一方、今まで申したのは、農林水産省構造改善局局長通知、最終改定、平成21年12月11日、21農振第1612号。これをよく読んだらこうなっております。ぜひ町長、頑張ってその法定協議会を開くよう申請してください。それは必ず開かれるんですから、そこでこそ町長の手腕の発揮どころです。

ということを申し上げまして、4番目、中部小学校建てかえ問題についての一連の手続、手順を問うとしております。そこに移ります。

(町長後藤三雄君「石原議員、よろしいですか、今言われた件について」の声あり)

はい。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) ただいま石原議員が言われた件につきまして、今言われたような情報が入ったということで、このことについては学務課長もお話を聞きに同席させていただいております。それを踏まえまして、また国、県のほうに再確認したものがありますので、その件について学務課長のほうから内容の説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

(3番石原武義君「時間がありませんので、これはまた後日私に直接やっていただければと思います。4番目に移らせていただきます」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 答弁は要らんとですか。

(3番石原武義君「いや、はい」の声あり)

学務課長。

○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 今、石原議員がおっしゃいました、今回の農地法等々の改正の中で、法定協議会が新たにできると、その中で町が申し入れをして町の総意として、いわゆる情熱を持って当たれば事ができるというふうな始まりが法定協議会ということでございますが、大変申しわけないんですが、法定協議会につきまして、今回の農地法等々の改正の条文を見ましても、法定協議会という言葉は出てまいりません。いわゆる法定協議という言葉は出てまいります。これは法定協議会というのは、先ほど吉本議員の一般質問の中でもお答えさせていただいたとおりでございますが、今の法改正前までは、市町村の判断で受けた部分が今回の法改正で、農地を取得する際につきましては、市町村が農地を取得する場合には、許可権者である県と協議をなささいということになっております。で、それによって審議をされていくということございまして、法定協議会はその言葉自体はございません。

となりますと、いわゆる法的に進める形になりますので、町のほうが協議を行うということで、甲種農地を学校用地として取得するということの協議を行うこととなりますと、いわゆる

農地が甲種農地でございます。甲種農地は今回の法改正で学校用地として取得することは……。

(3番石原武義君「もう結構です。その辺のところがちゃんとあるから、前向きにやって道が開けるように必ずできるんだからと今私は申しているんです。法定協議であろうと法定協議会であろうと、ちょっと言葉じりをとって、法定協議と、私今これ訂正しますけども、以上でございます」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) やっと4番目に移ります。

4番目は、一連のこの中部小学校の問題、建設についての手続、手順についてとしております。

町長は、施政方針でまちづくりの基本方向の第3の柱、パートナーシップによるまちづくりについて述べられ、第1の目指す町の姿を住民と行政が協働でつくる町を推進するとあり、そして住民参加の推進をうたわれています。立派な考え方だと思います。しかし、この立派な考え方と町長が実際にとられた行動とは天と地ほどの落差があります。

具体的に申しますと、中部小の建設の問題について、いつどこでどういうふうに住民参加の機会を設け、どう検討されたか、町長、お尋ねいたします。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 住民参加ということでもありますけども、いわゆる今回の中部小の耐震に係る耐震化事業でありますけども、この診断結果が出たのが16年度ですので、17年3月に出てきたところでもありますけども、それから私が就任しました18年10月でありましたけども、その間、その結果の出たから早い取り組みの中で、そういった住民を含めたところでの、この問題提起の中から入っていくということができておればよかったんですけども、それができていなくて、また内容的に見ますと、一番危険度の高いということで、ほかの学校もありましたけども、耐震化を進める中で取り組んできましたので、急ぐためにも住民の皆さん方の最初からそこまで、そこから出発すると非常に時間的にもかかるということもありまして、内部のほうの検討から入ったところでもあります。そういった面でもありますけども、折々に進む中でも、教育委員会のほうの所管でありましたので、教育委員会のほうからは折々にその説明もし、進めてきたところでもあります。

現段階といたしましては、当初から時間的な、非常にあれば場所のことについてもそういう面から入れば一つの方法だったかもしれませんが、ただこの場所につきましては、それぞれアンケートの結果によっても出てますように、人それぞれの思いがあるところであります。時間的にもかなりかかりながら、そして一方では新しい農地のほうに行くということになると、非常に期間がまた、用地交渉、そしてその後の取得後の造成開発行為等を進めていきますと、この現在地、または町民グラウンドと比較しますと、やはり3年ぐらいは長く余計時間がかかるというような内部の検討の中でも出ておりましたので、その2つの中から議会のほう

の皆さんも、いわゆる住民の代表でありますので、私もそうであります。そういった責任のあるところで十分議論をしながら進めていくという方法でとったところであります。

そういう意味で、住民参加ということになりますと、今度場所が決まりますと、その時点からは十分入っていただいて、協働といいますか、そういう中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今用地交渉に時間がかかるとか、期間が3年ほど長くかかるとか、ここをおっしゃいましたけども、用地交渉に時間がかかると、頭の中でそう考えられてて、実際町長は、交渉はもちろんされていませんし、打診さえされてませんよ、担当の課も。打診さえされずに頭の中で勝手に用地交渉に時間がかかる。したがって、期間がほかに建てるよりも3年間長くかかる。実際は逆じゃなかったですか、ご承知のとおり。一晩で地権者は喜んで譲渡しますとおっしゃってるんじゃないですか、町長にちゃんと言われているんでしょう。町長もご存じでしょう。それをなぜそういうことをしなかったのか、これも一つの住民参加の行政じゃありませんか。それが欠落しているということですよ。

そして、期間が3年余計かかる。何を根拠をもって余計3年かかる。頭の中でこうだからこうだ、ああ、用地交渉は長く、これは片づかない。適当な判断でこうされて、まず打診をして、土地を譲渡される用意があるかどうかぐらいの打診はされてもよかったんじゃないですか。何をもちってそんな6年かかる、余計3年かかる。まずその根拠をちょっと述べてください。どうして3年間かかるのか。今でもちゃんと、3月2日に出した資料についても6年と書いてありますよ。その前でも、去年のあれから地権者は全部喜んで譲渡するとおっしゃってるんじゃないですか。何でそんな余計3年もかかることになるんですか。いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

私どもの資料を提出しております時期は、住民説明会のときの資料でございまして、それにつきましては、昨年8月の時点でございます。この時点では私どものほうでは、具体的に新たな土地の想定されます場所について、いわゆる地権者の方に当たるとか、そういうことは一切やっております。これはまたできない話でございまして、町として用地に動きます場合は、やはりその位置の決定等々をして、そして町として取り組むという姿勢があつて初めて取り組む形になりますので、そういうことで、用地には入っておりません。具体的には接触することもやっております。

（3番石原武義君「いや、私が申し上げたいのは、この前、3月2日にちゃんともらったんです。その中に6年で書いてあるやないですか。それをまたのうのうと出すということは大変おかしいと思っているんですよ。えっ、いや、私立ったままですから、さっきの続きです」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 石原武義君、どうぞ。

○3番（石原武義君） そういことです。

まだ言いたいことがちょっとありますけども、4分ほどになりましたから。

住民説明会においても非常に何かもどかしさを感じますね。大体3月に否決されて8月の下旬に住民説明会を開くということが。私どもは3月に否決されたら住民説明会、それは民意をただ聞くんだから、当然大賛成でありますけども、4月になってもされない、5月になってもされない。これは昨日吉本議員でしたかね、今日の朝か、昨日か、北山議員ですかね、何か策略があつてされたんじゃないかと、おくらせたんじゃないか。私もそう思わざるを得ない、そういう場面があります。

住民説明会の後、11月になったら今度は一日も早くせないかんという理由から、南側には農振地のあつてできない、法律が改正されたからできないできないの一点張り、わざと住民説明会をおくらせてわざとそういうふうにつけてきたんじゃないかと、大体の方が素直な考えであればそう思いますよ。その点が非常に私は不自然でもあるし、憤りを感じているところであります。

今は何かといえば農振法が改正になつてだめだだめだ。去年の今ぐらいからずうっと住民説明会までは、とにかく一日も早く、一日も早くというのが口癖のように町長はおっしゃっています。当然一日も早く、だれでもそう思っております。

以上のことを申し上げまして、最後になります。

傍聴席の皆さん、ありがとうございました。

私の言わんとするところを酌み取っていただき、町長と私が言つてること、どちらが正しいか判断していただきたいと思ひます。

現在地の南側に建てられるならば、これにこしたことはないというのが大部分の方々の考えです。皆さん協力し合い、力を結集して南側に立派な校舎を、誇れるような校舎を建てようじゃありませんか。大津町がやつてるんですから菊陽町にやれないはずはないと思ひますよ。

以上のことを申し上げまして、石原武義、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時8分

再開 午後2時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号4番甲斐榮治、一般質問をいたします。

いろいろとこの中部小学校の件については議論が出ておりますけれども、単にこの問題は小学校をつくるということだけではなくて、もう既に問題はそれを超えておると思います。

私なども一生懸命考えますが、もちろん小学校という大事な問題がございますけれども、もう一つ、やはり物事の決定の仕方ですね。随分たくさんの議員が指摘をされましたけれども、物事の決定の仕方を誤ると、単純な問題ももつれもつれて非常に複雑になる、そういうふうに思います。

信頼関係が壊れてるんですよ。執行部と議会ですね、一番壊れてるのは。これ、素朴なことを申し上げますけれども、小学校をつくるなど言っておる者は一人もいないです、議員の中に一人もおられません。みんな小学校をつくることには賛成なんです。それも全面改築でいいですよ、こう言っているんです。ただ、つくる以上はいいものをつくろうじゃないか。どうもいいものができそうにないもんですから、いいものができそうにないもんですからいろいろ意見が割れてしまっておると、こういうことだと思います。

これだけ長くなりますと、もうかれこれ丸2年ぐらいになりますですね。非常にいろんな糸がもつれにもつれて、わけがわからなくなる、そういう部分もございます。例えば、私たちあたりは、どっからか声が聞こえてくるのがあります。町長反対派が邪魔をする、決定を意図的に引き延ばしている、そんな声が聞こえてきます。とんでもない誤解で、議員の皆さんご存じのとおり、議会の中に町長反対派など存在しません。本件に関するほかの議案については、ほとんど意見が一致して通っております。ただ、本件に関してのみ意見がなかなか合わない、これだけのことです。町長派とか反対派とかありません。それから、与党とか野党とか、これはもう噴飯物ですけども、町議会にそういうものはございません。意見の相違が存在するだけです。

私なんかも、不合理な案件が出てくれば、しかも資料も不足、審議も不足、そのまま通されようなんていうことがあれば邪魔してます、チェックです、これは。議会の大変大事な機能であるというふうに思います。決して町民の意向の邪魔はしておりません。

決定がこれだけ先延ばしになっている原因、これはあくまでも、私ははっきり申し上げますが、提案が不合理である、余りにも不備、不足である、審議の仕方が非常に不自然だ、ここに尽きると思います。我々議会が引き延ばしているのではありません。傍聴者も今日いらっしゃいますので、はっきり申し上げておきたいと思います。

例えば、今、今日も私は質問いたしますが、施設の配置、それからそういった小さな細かな部分、これについては、本来は学校現場、保護者、地域の代表による検討委員会で検討すべきものであるというふうに思います。そこまで議会が踏み込む必要はある意味ではないのかもしれませんが、しかし、提案されてくるところが立地条件の悪い順番に提案されてくるもんですから、勢い、その小さなところまで踏み込まざるを得ないと、こういう状況になっております。

私は通告書を出しておりますけれども、本来の通告書よりも随分詳しく書いております。これ、皆さんごらんになって、本来はもっと簡単に書くんです。だけど、わからないことが多過

ざるもんですから、本来は全員協議会かあるいは委員会で質疑すべきものを、やむを得ずこの本会議の席上で質問をする。まずこのことを申し上げておきたいと思います。

質問席から質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 重ねて申し上げますが、私が今から問うような問題は、本来は全員協議会か、あるいは委員会で質疑されるべきもので、もうこの時点ではとうにわかっておらなければいけないようなことを今から問います。

傍聴者の方もいらっしゃるけれども、こんな、私が質問項目に上げているようなことが不明確なまま3月2日の議会に修正C案なるものが提案をされて、その日のうちに採決をしてくれと、こう言われたということを申し上げておきたい。いかに異常な事態であるかということです、普通ではありません。

三十数億円を要するような一般会計の3分の1に係るようなそういう重大な案件が、それは関連して1年ぐらい討論をしてきたとほいうものの、修正C案というのは3月2日に提案されたものです。3月2日に提案をしてその日のうちに決してくれと。わからんことたくさんあると。こんなことは、常識としてあり得ない。後でまた聞きます。

1番目に移ります。

体育館の構造をどう評価しているか、修正C案についてです。

まず1番目です。1、2階が教室、3階に体育館を配置すること。教育環境としてどう思われるか、町長、お答え願います。

答えは簡単をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、敷地を有効利用するとともに、学校を利用する子どもたちや先生たちの動線を考慮した計画であります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） と言われるだろうと思いましたが。教育環境としてふさわしくないですね、これが普通の判断だと思います。体育館は教室棟とは別棟にあるというのが普通の学校です。

私は、自分もとの学校、もと奉職しておった学校が体育館を4階に持っておりました。その痛切な経験がございます。授業中に体育の時間の、上で走り回る足音が、もちろん当時だから多少構造は今よりも悪かったと思いますけれども、それでもやかましくて授業もできない。校長になったときに真っ先にこの体育館を非常に苦勞をして平地に移しました。そういうものであると思います。

それから、2番目に行きます。

建物の構造としては、この体育館を3階に配置するという事は、四、五階建てと同等になるのではないかと思います。どうですか。イエスかノーかで答えてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

体育館自体のフロアは、すみません、ちょっと説明をさせてください。北と南とに分かれております。運動場側から見ると3階建てになります。反対の今の正面口、北側から見ますと2階になります。実は、運動場のフロアは3階部分になりますけども、それは北から、玄関から入っていきますとちょうどそのまま入れるということで、いわゆる北から見ると1階の部分になるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 詭弁でありますね。執行部から示された、何ていいますか、今の段階でのあらあらのその図面ですかね、これから見ましても、体育館部分をあわせれば当然、少なくとも4階ぐらいの構造にはなるのではないかというふうに思います。後で図面を見てください。次に行きます。

それから、最上階に非常に重量のある施設を配置するわけですね、体育館という。特殊な構造が必要になると思いますし、工費も通常よりかかるのではないかと。この辺についてお答えください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

先ほど来からのお尋ねでお答えをしておりますとおり、プールの設置場所につきましては、現在の運動場にあるやつを移転させたいと……

（4番甲斐榮治君「体育館のことを聞いております」の声あり）

あっ、失礼しました。

これにつきましては、体育館を下の教室の上に乗せる形になります。これはいわゆる体育館を別に、いわゆる平地にといいますか、に設置いたしますと杭が必要になりますけれども、この分、教室の上に乗せるということで、杭代が安くなるという形がございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 簡単過ぎてちょっと、何か信頼できないというんですか、常識的に考えて、柱等もやはり相当大きくなくてはできないというふうに思いますが、この問題はこれにまとめおきます。

次に、運動場を広めたいということですね。運動場の拡張策とその関連事項について。

先ほど、まず1番目ですが、プールの移動、運動場を広めるためにプールを移動すると。移動先については、一番最初に聞いた話は建物の屋上ということではございました。先ほどの説明からするとまだ検討中と、こういうことですね。場合によってはその菜園とか、その辺に持っていくこともあるということですが、これも先ほど言いましたように、予定で答えられて賛成

か反対かと聞かれても、これはちょっと信頼関係がありませんので、はあそうですかというわけにはいきません。そのことを申し上げておきます。

それから、仮にプールを屋上に乗せるとした場合、構造が随分違うでしょうし、工費も高くなるでしょうし、それからこれ最も注意せないかんのは、将来のメンテナンスですね、水漏れとか。それから、地震の場合には、これは水がこう揺れるわけですから、大変な強い構造を持ってないと、1階からつぶれますからね、1階から。一番低学年がいる1階からつぶれるんです。そういうことは、これはもう指摘するにとめておきます、どこもおっしゃっていませんのでね。

それから2番目、南側の民家それから民地を購入しなければ運動場は広がりませんけれども、それについてもう少し聞かせてください、その見込み、可能性。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 用地の取得すべてでございますけれども、これは実際その用地、今回の議案を通過させていただきました後の作業になりますけれども、それにつきましては、鋭意私どものほうでご理解をいただくような形で、精いっぱい努力をさせていただくという形の取り組みになるかと思っております。

これは当然、地権者の方々の方に今回の事業の必要性をご理解いただきまして、そういった形での努力を重ねながら進めていく形としか今のところ答弁することができませんので、ご了解いただきたいと思っております。しかし、鋭意頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 鋭意頑張るが未定でございます、採決をしていただだけませんか、今の時点ではそういうことになります。

それから、学童保育棟がございます、運動場を広めるために。この学童保育棟を校舎に取り込むというふうな話でしたが、取り込むとすれば体育館等の1階部分、勝手に想像していますが、その北側に配置ということになるかと思っております。そうしますと、これは環境としてどうですか。日当たり、風通し、お聞きします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 現在、以前全員協議会の中でご説明したときは、プールと一緒にございまして、学童も一応こういうことも考えられるということでご説明をしているところでございます。

学童の施設につきまして、どちらのほう为好ましいかというのは、まだこれも検討委員会、これもご指摘を受けるかもしれませんが、その中で校舎に取り込むのか、それとも学校菜園なり、そういった新しく買うところの土地がいいかというのはまた検討させていただきたいと思っております。

現状の中で、確かに校舎の中に取り込みますと、直接日当たりが入るということではござい

せん。ただ、上からのいわゆる吹き抜け等々ございまして、そちらの明かりが若干入るかなと。ただ、どうしても必要であれば強制的な照明をつける、あるいは換気をするといったところの工夫は十分させていただきたいと思っております。

現時点では、大変申しわけないんですけども、繰り返し申し上げましたとおり、基本構想段階でございまして、どちらかと申しますと場所をどこにつくるかというところでのご審議をお願いしているというふうには私は理解しております。議員ご指摘の詳細な部分につきましては、現在この議案を通過させていただきました後に基本設計に具体的に入ってまいります。その中で検討委員会、あるいは議員さんのご意見等を賜りながら、保護者のご意見あるいは学校の先生方のご意見等々、あるいは地域住民の方のご意見を反映した形で、まとめながら具体的に進めていきたいと思っております。そういうことで、現時点では詳細につきまして議員のご指摘にお答えできませんことをご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議論が逆転してます。だから、先ほど申し上げたでしょう。十分な広さのところをその建設地として選ばれば、議会はその小さいところまでは踏み込まない。どうしても窮屈なところとおっしゃるもんだから踏み込まざるを得ないと申し上げているんで、その辺を含めて、その辺を聞いた上でないと手を上げるか下げるか、判断できないと、こういうことです。

ちなみに、今のを通して感想を申し上げますと、昨日、梅田議員の質問だったと思いますが、太陽熱発電装置ですか、これを屋上に乗せれば、つまり10トンか12トンぐらいになる重さですね。それだったら学校がつぶれますというふうな答えがありましたね、あったでしょう。乗せられないという意味でね。

だから、そこではそういう答えをして、今度はやっぱり体育館を上に乗せる、あるいはプールを上に乗せるということ、議論はあり得ないということを上申しておきたいと思えます。

それから、3番目に移ります。

（「違うんですよ」の声あり）

はい、何かあれば。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 失礼しました。

せんだったの一般質問で、学校に太陽光発電をというご質問をいただきました。その中で私がお答弁したのは、太陽光発電なりを乗せる場合には、当然その加重がかかってくると。現在の既存の小・中学校の校舎というのは、その重さに耐えられるだけの設計はもともと入っていない部分が多いということで、それは難しゅうございまして。

ただ、これから設計に入ります中部小学校あるいは菊陽中学校等々につきましては、そういった重さを前提に設計に入ります。当然そのはり、柱等々の大きさもそれに応じた形でつくっ

てまいります。ですから、当然太陽光発電も乗せられますし、必要であればプールも乗せる前提で、その柱とか加重を十分構造計算等々を行いまして、その中で設置ができるというところでございます。

ただ、設置場所につきましては、すみませんね、繰り返しになりますけれども、またこれからの検討とさせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 承りました。

次に移ります。

菜園、西側の、現在借りていらっしゃるようですが、それから北側の山林の購入、これが提案されてます。校地が狭いという批判があったのでそれに対する対策かと思うんですけども、先ほどお聞きすると、駐車場にこれを使うと、当座。あそこはたしか市街化区域じゃないかと思うんですが、そのことの確認と、それから購入費、それから当然これは開発しなくちゃいけませんね、その辺の開発費の額が概算でもわかっておれば示してください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

まず、市街化区域かどうかということでございますが、市街化区域でございます。

それから、価格の点のお尋ねでございますが、これにつきまして、ちょっと待って下さい、すみません。

山林、それから菜園の分を含めまして、今のところ約2億円程度というふうに見込んでおります。これは土地の取得費それから開発費を含んだ金額でございます。取得する面積が約5,000平米ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 先ほども石原議員がもうおっしゃいましたので、重ねては申しませんが、2億円かけて駐車場をつくるんでは、ちょっとやっぱり内容としては寂しい、無駄じゃないかという気がいたします。

ただ、それをやるとなれば、あそこに一番上部にもう何軒か住んでいらっしゃいますね。この周辺住民には説明をしてありますか、今からですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） これはまだ説明には参っておりません。と申しますのが、現時点では町の構想段階でございまして、やはり繰り返しになりますけれども、この議案が可決されまして、その後、土地の地権者の方が私どものご理解をいただきまして、土地をお譲りいただけるということになった以降のお話になるかと思っております。そういうタイミングではないかと今思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 大変、がけ地ではないという、先ほどのお答えでしたが、私も行ってみましたが、とてもこれ購入して開発するだけの価値のある土地ではないと、これは私の判断ですから、申し上げておきたいと思います。

それから、しばらくまた学務課長、おつき合います、答えは簡単で結構です。

3月2日にいただいた資料、基本構想改定案の比較表をちょっと見てください。その中で、この21番ですね、番号の、一番左、関連事業費概算、このC案の、修正C案です。1億9,500万円というのがありますね、1億9,500万円。これが先ほど言われた約2億円ということですか。イエスかノーかで結構です。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） そうでございます、はい。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） それでは、この事業費についてです。小さな数字は今日傍聴者もいらっしやいますので省略をいたしますが、まずその修正C案について、これについては、総工費ですよ、一番下になります。約35億円です、34億7,900万円ですから約34億円。だから、35億円ですね、約35億円かかりますね、そうですね、あなた方の資料ですから。

一方、新たな土地、これも一番右側の概算事業費見直しのところ。全部で42億円かかると書いてあります、42億円。これをちょっと比較をしてみますが、新しい土地42億円全部でかかると、この中には仮設校舎費が4億9,000万円ですから5億円ですね、5億円入ってますね、いいですか。

それから、もしも中部小の跡地を売り払った場合、売却した場合4億8,000万円、約5億円ですね。そうすると、これ合わせて10億円になりますよね。42億円から、単純計算ですよ、42億円から10億円を引けば32億円ですね。この修正C案よりも安いではないですか。その辺についての感想を聞かせてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 議員さんには大変申し訳ないですが、計算上はそうなるかと思えます。ただ、現実的にまず部分といたしましては、先ほど申しました中部小学校の跡地を売却できるかという点の一つあるかと思えます。これは同じような形でありましたのが、中部小学校の分校で花立分校というのがご存じかと思えますけども、いわゆる今の西部町民センターが建っておるところでございますけども、分校とはいえやはり学校でございます、地域住民の方はその地域に対する思い入れが大変強うございます。となりますと、その部分を果たして売れるかどうか、売るかどうかという議論がまずあるかと思えます。この売却については、これはまたこれでかなり検討する時間が要るのかなというのが一つあります。

それから次に、仮設校舎でございます。仮設校舎についても確かにご意見としては仮設校舎

が要らないんじゃないかというご意見もありますが、片や建物が新しい校舎ができるまでやっぱり仮設校舎が必要だというご意見もございます。そういった部分を考えますと、この2つの部分につきましては、なかなかすぐどうだということは難しいことではございまして、やはりそういった数字的な部分ではなくてどうかと考えております。

それともう一点は、これは大変申しわけないんですが、先ほど来申し上げておりますとおり、新たな土地、今回の場合、小学校の南側の農地ということでの部分になるかと思っておりますけれども、これに関しましては、先ほど来申し上げましたとおり、現実的に取得が極めて困難、平たく言えば難しいという状況でございます。そういう中でのこの比較というのもなかなか難しいなと今思っているところでございます。

(4番甲斐榮治君「それは訊いてませんので」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 仮に、その跡地を売り払えない場合にしても37億円ですよ。恐らくこの35億円、修正C案というのはもっと費用がかさむと思います。大体つり合うぐらいじゃないかなという感想を持っておる、言うにとどめておきます。

それから、本当はもうこういうことを、重ねて言いますがここで聞くというのは本当に異常なことで、仕方ありませんので次行きます。

修正C案が採用されることになれば、仮設校舎が町民グラウンドの一部に建てられると推測できますけれども、中学校の部活の場所を含めて、その代替措置はどうするか。これはもうこのままです、お答えください。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○教育審議員兼学務課長(大山 晃君) 私のほうからは、中学校の部活、いわゆる運動部活動の点ですが、これについてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、中学校の部活につきましては、中学校の運動場とそれから町民グラウンドのC、Dコート、これが一般利用がないときにC、Dコートを、あいてるときです、平たく言えば、あいてるときにこのC、Dコートを使用して部活動が行われております。

中学校と打ち合わせを行ったところでございますが、C、Dコートがなくなれば中学校の運動場を、何曜日はサッカー、何曜日は野球、あるいは時間で分けるとか、そういうローテーション方式で部活動をやっていると。これはほかのほとんどの中学校につきましては、こういったサブグラウンドというのを使える運動施設がないために、こういったやり方でローテーション方式でどこでもやっておる一般的なやり方だということでございました。

菊陽中学校としましては、目の前に町民グラウンドがありまして、一般利用がないときにはサブグラウンドとして利用させていただいておって、大変ありがたいというお話をいただいております。現時点では特にそういったことでお話を伺っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 次に移ります。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

（4番甲斐榮治君「簡潔にお願いします」の声あり）

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 今学校のC、Dグラウンドの件で、学務課長のほうが中学校の部活動については学校のほうで対応をいろいろ考えるということですが、ただ、このC、Dコートにつきましては、夜ですけれども、社会人のサッカーだとかあるいは子どもたちのサッカークラブだとか、そういったものが使っております。これが、仮設の期間ですけれども、できなくなりますけれども、この間につきましては、ナイターで行うところが、例えばA、Bコートだったらナイター、野球用ですけれども、武蔵ヶ丘中学校がまたありますけれども、ほかにはまだございません。その対応がここの部分ができませんので、その分を学校のグラウンドだとか運動場だとか、あるいは町の施設で、その期間、簡易なナイター設備をつけさせていただいて、そしてその間を利用に供したいというふうに私ども考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 次に移ります。

次は町長、お願いします。

昨年の地域での説明会、4回ございました。ここではC案に反対が圧倒的に多くて、またその後の保護者に対するアンケート調査でもC案に対する意見は62%、反対する意見が62%ですね。にもかかわらずC案をまた、若干手を加えた形ではありますが出してられました。これは、町長のお話を聞いておりますと、一日も早くと、ずっと言ってられましたけれども、もうこれはここでもう時間がたってしまえば、もう論理性も意味もなくなったと思っていんじゃないかと思えます。

あともう一つの理由に、農地法の改正の問題が先ほどから出ております。これはそれぞれやっぱり解釈の違いもあるかと思えます。町長は非常に難しい、もうほとんど不可能というふうなそういう判定ですけれども、私などの理解は、この農地法の改正の精神というのは、食料自給率の問題もあります、農地を民間による乱開発から守って食料自給率を上げると、その辺が改正の精神であろうかと思えます。そのために、農地転用が届け出制から協議制に変わったと。本件の場合は、最も公共性の強い小学校建設、しかも国が耐震補強を進めているさなかです。ですから、首長、町長ですね、本町でいえば、議会、地権者の意見に齟齬がなければ、地権者は既に同意が基本的に得られております。1.5カ月ないしは6カ月程度で許可はおりるという情報があります。

一方では、私からしてみると、町長がおっしゃるような不可能であるという情報があります。これはどっちが正しいかと、これやってみる以外にないわけですね。検証しようがありません。水かけ論ですから、これやめます。

町長がやる以外にはこれ方法ないわけで、農地法の改正については吉本議員からも何回も指

摘があって、難しくなりますよというのがあったけれども動かれなかった。今になって、いよいよ最後の決断をしなければいけないという段階になって不可能と判断していると言われても、はあそうですかと、納得するわけにはいきません。やってみなさいよという以外にないんです。これはしかし水かけ論になりますので、この辺でやめます。

それで、びっくりしたのは、先ほど町長がE案は提案していないと、はっていう感じですね。資料たくさんありますよ。見取り図から何から全部ありますよ、E案について。E案は出してなかったんじゃないかと手がけなかったということでしょう、お答えください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど提案していなかったということは、議会に対して議案として提案していなかったということで、説明不足であったところはおわびしたいと思いますけども、今言われるように、E案については私のほうでは、今言われるように手がけてなかったという、そこを学校位置に持ってくるということについては、私の判断ではそう考えていなかったということであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） このE案というのは最初かられっきとしてあるんですよ。A、B、C、D、E案まであって、A、B、Cは要するに現地ですよ。改造、どこまで手をかけて壊すかというその辺のあれで、結果的にそのC案が残ったんですが、C、D案があった。それで、どうしても私は納得がいかないのは、そのE案について若干調べられたのもごく最近になってからですよ。それまではほとんど資料の提供もないと、触れようとされない。それで、これはもう疑問を率直にぶつけます、何でだろうと。

前も申し上げましたが、前の富永町長の時代には基本構想というのができてるんですね。これは県道の南側が最適であるという、そういう構想の決定案まで目にしております。ところが、その業者がこの前の一般質問で言いましたように、登録から漏れておったという理由で入札に参加できなかったという事情があります。そのときの答弁は、業者としては申し込みをして受け付けまで受けたと。しかし、非常勤職員がコンピューターに登録ミスをしたと。私はそれ以上そのときは訊きませんでしたけれども、この職員は実在したんですか、お訊きします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま実在したかということでありましたけども、この前も答弁の中では申し上げましたけども、私が課長をやっておる業務の範囲の指名競争入札の登録事務について、係長担当を通じて非常勤の職員を雇用いたしまして入力してもらっておった業務の中で、そこの1件だけが漏れてたのを担当係長、私のほうがチェックを漏らしましたので、最終的に登録が漏れたということ。

もう一点は、指名競争入札について、業者の選定に当たっては、当該ご指摘のあった業者について指名をするかどうかについては、その時点の業者の状況もございまして、耐震の関係について特にチェックをする中で、その業者を登録があったからだけで指名したかどうかとい

うのは、また別の問題ということで申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） この業者さんは、私何もその業者と関係ありませんよ、何の関係もないです。ただ、調べた経過を申し上げておきますが、ずうっと菊陽町と関係を持ってきていらっしやっつと、業務の関係で。言うならば名の通った業者さんですよ。その業者さんが単純なミスでコンピューターに登録されなかった。ちょっと私には理解ができませんが、その辺、町長いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私もその業者の方が入力の際で漏れておったというのは、後で聞いて知ったわけでありまして、非常にそういう面で誤解を与えるというか、不審な点がありはしないかというようなところかとも思いますけれども、担当のほうに聞きましたら、やはりこの単純なミスの中でそういうのが漏れておったということでありまして、事務上のミスということでありまして、いろんな、その業者だけが漏れておったというのが非常にやっぱり、甲斐議員言われるように誤解を受けやすいところということで、担当課のほうには、その辺のチェック体制をしっかりやっておかないからそういう事態になったんだということで指導しておりますので。ただ内容的に聞きますと、本当にただ単純なミスであったということでもあります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） いろんな人に関係することですから、なろうことなら言いたくはないんですが、単なる単純ミスでございました、指摘をしておきましたということで済む問題かどうか、その辺はお考えいただきたいというふうに思います。

時間もありますので、次に移ります。

2番のこの手法の問題です。

一般会計の3分の1を占める大事業を提案の骨子さえ明確でないまま、提案したその日に採決しようとしたことについてです。

これまでの質問でわかりますとおり、修正C案については、いまだに今までのような質問をしなければならないほど執行部においては準備不足であります。2月24日の全員協議会の時点ではさらに不足でした。一般会計の3分の1を占める事業計画であるにもかかわらず、概算事業費さえ明示されておませんでした。私はその点を指摘をしました。3月2日に臨時議会を招集することは議会制民主主義を否定する暴挙だというふうなことで異議を申し立てましたが、結果として臨時議会は3月2日に招集され、資料不十分のまま採決が諮られようとなりました。この手法について、町長は正しかったと思いますか。簡単に教えてください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の件でありますけれども、2月19日の全員協議会の中で現在地の修正案を説明しまして、その内容に基づき建てかえ場所を現在地とする表明は2月24日に行ったところ

であります。概算事業費については、3月2日の臨時議会の当日資料配付したということになっておりますけども、課題となっていたところについて修正を加えた分につきましては、この全員協議会の中で説明を申し上げたところであります。

そういうところでありまして、この提案の内容でありますけども、提案の骨子であります建てかえ場所については、これまで、もう平成20年から2年間、資料に基づいて説明をしたところであります。ご指摘のありますように、その資料等の不足等もあったということでありましたけども、そういうものにつきましては、またこの2年間の中でいろいろ一般質問等も受けながら説明をしてきたところであります。そういった中での3月2日の議案提案になったというところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） じゃあ、あの手法でよかったというふうにお考えですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私としては、あの中で十分判断していただけるものと考えておりました。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 何ということをおっしゃいますか。概算事業費もわからない、そういう事業をぼんと出してきて、議会で採決してください。とんでもない話ですよ。これがもしもこの菊陽町の中で話が、こういう話が通るとすれば、これほかの市町ではどういうふうを考えるでしょう。ここでまかり通ってもこれはやっぱり世の中の笑い物です、絶対そういうことはあり得ない。

私などは、農地法云々の問題もあります。これは先ほどから出ているように2つの解釈があって、いろいろそれでもめましましたけれども、むしろなぜ継続審議に賛成したかといえ、こんなよくわからない状況の中で自分は議員として手を上げ下げできないというふうに判断をしたからです。それ以上言っても町長が今のようにおっしゃれば、それはもうしゃにむに言い直させるわけにもいかないでしょうから、この辺にそれはとめておきますが、とんでもないことだということを申し上げておきたい。

次、行きます。

2番に移ります。

本件に関する執行部提案は、基本的にC、D、E案である。C案が否決をされD案が取り下げられた今、E案を審議し決着をつけるのが自然の作法と思うがどうかと。これは今こういう質問、読み上げましたけれども、もう先ほどから町長ももう飽きるぐらい答えていらっしゃると思いますので、重ねては問いません。この問題は、言うならば町長が熱意を持って、例えば南側の平地の問題も早くから手をつけて、ひょっとしたらその結果、不可能という答えが出るかもしれません。それならそれで私は受け入れたいと思います。動いてです、動いてやるだけやってみて、そして不可能だということであれば、それはもう受け入れざるを得ない。しかし、そうではないと。先ほどから石原議員もおっしゃいましたが、町長が頭の中で判断をされ

て不可能だと、こういうふうにおっしゃる。そして、もうそのE案には取り組まないとおっしゃる。水を飲もうとしない、馬に例えちゃ悪いですけども、幾ら水を飲ませようとしてもこれは飲みませんよね。そうなれば、事態はもっと違ったほうに動いていくしかないということになります。それがどういうことであるかはこれは申し上げませんが、そのことだけ、この項目については申し上げておきたいと。重ねて問うても無意味だと思いますので。

次、行きます、3番目に行きます。

町長の施政方針の結語は、住民の皆様のニーズにこたえ得る公平、公正で透明性の高い行財政運営であるが、本件を解決する手法や態度はその結語にふさわしいかどうか。

1番目、修正C案は町民のニーズにこたえていると思うかどうか、この点について町長の見解を伺います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件でありますけども、このいわゆる中部小学校の建てかえの問題につきましては、その場所のことにつきましては、それぞれ一人一人の思いがありまして、いろんな考えもお持ちだと思います。そういった中で、繰り返しになりますけども、議員あたり、一日も早くということをおっしゃるんですけども、やはり耐震化事業というのは、今町が取り組んでおる中でも中部小学校というのが一番危険度の高い、震度6強以上が来れば崩壊、倒壊のおそれがあるということでもあります。そこに毎日この子どもたちはそこで授業を受けるために登校し、一日のうちの生活の大半は学校で過ごすようなところであります。そういった中で、地震というものはいつ起こるかかわからないというのがありまして、国のほうでも、中国の四川省地震があった後あたりは、非常に耐震化を急ぐようなところの指示が出ておりまして、県のほうからも同じような要請があっているところであります。

私自身も、やはり人の命というのは、そういう事態が起きたときにだれも責任のとれることではありません。そういう意味で、一日も早くできる方法ということで、いろんな経緯はありましたけども、そういった中でグラウンドのほうは提案したところでありますけども、これにつきましてはいろいろな経緯がありまして、特にグラウンドの存続を望む声も大きいということでもありますし、また文教厚生常任委員会のほうでもいろいろ審議していただいた中でも、そういった打開策としてC案の修正案のことについてアドバイス等もあったところであります。そういういろんなことを考え、そして熟慮した上での判断でありますので、どうかその点をご理解いただきたいと思うところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 町民のニーズにこたえるといってもその度合いがありますですね。50%、60%、70%ありますが、100%というのはこれはなかなかできないことだとは思いますが、せめて70%ぐらいはこたえないと、やっぱり事業にならないんじゃないかと。その点、町長どうですか、70%はこれはあると思いますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その何%あるかというのは、そういうところは今考えておりませんが、それぞれの思いがあり、立場があり主張も分かれます。ただ、一番そういった中で中部小のPTAの役員の皆様から、場所についてはそのPTAの中でもいろいろ思いがあるということで、場所については問わないけども、一日も早く校舎を完成してほしいという要望であります。そういう意味からしまして、保護者や今のところについての現在地での修正案ということにつきましては、保護者や住民の皆様にお尋ねすればいろいろな意見があるかとは思いますが、議員の皆様についてもいろいろご意見、ご主張をお持ちだと思います。

そういう中で、この建てかえ場所についてはもう議会のほうにお諮りして決定していただきたいということでもあります。これが可決されましたら、条件的には石原議員が言われました大津小の、大津の分離新設といいますか、そちらと比べると条件的にはいろいろ課題はあるかと思えますけども、学校や保護者、住民、いろんな代表の方々から成る検討委員会のほうを教育委員会のほうで立ち上げていただきまして、この歴史と伝統のある中部小学校にふさわしい、そしてこれから菊陽町や将来を担う子どもたちをはぐくむ学びやとなるように審議していただいて、それを設計に反映させたいと考えているところであります。そういう思いでありますので、その点、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 中部小の保護者の要望、確かに保護者の要望、大事だと思います。やっぱりこれ大事にしなくちゃいけない。しかし、もう一つ忘れていませんか。地域から3,000を超える人たちが南側につくってくれという署名を出してると。そのことには全然触れもされませんが、それもやはり町民のニーズであると思えます。触れられないのはおかしいんじゃないか。

時間が余りありませんので次に行きますが、これまで資料がいろいろ出ましたが、資料の作成、提供、公平、公正だったか、それから進め方に透明性があったか、このことも簡単に答えてください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、やはりご理解いただきたいのは、耐震化の事業ということで一番危険性の高い中部小学校の建てかえということでもあります。そういった中でこれまで取り組みをしてきたところでもありますけども、公平、公正であるかということでもありますけども、その点については、一日も早くこの問題を解決するという意味では、建てかえというか、その場所を早く決定して建てかえて、安全で安心な教育環境をつくるという意味では、町民の皆さんのそれが、今回の提案しておるものを採決いただければそれに向かっていけるといことで、そういう町民のニーズにこたえるというふうに判断しておりますので、公平、公正で透明性の高い、そういうところから、高い行財政の運営の中でとらえているところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 事は一番人間の基礎を据えるその基礎教育、小学校をどこに置くか、どう  
いう学校をつくるかという大変大事な問題で、これは50年、100年先を見越した、そういう  
夢、理想、そういったものがやっぱり語られなくてはいけないような問題であると思います。  
お聞きしとってわかりますように、町長の答えに全然その辺の理想とか、こういう学校をつく  
るんだ、菊陽にこういう教育をするんだという、その辺の熱意が全然感じられないというこ  
とが非常に気になります。

次世代の人材をつくる環境を整える。そのためには関係者が一致団結して当たるべき事業  
と、これは本当にいい学校ができればみんなでお祝いをするというのが本来のあり方であるか  
と思います。しかし、お聞きのとおりです。修正C案で恐らく25日に表決がなされるでしょ  
う。これはもうそういう種類の、もうそこに来ておると私は思いますが、これが表決でも僅差  
の表決になれば、今後に禍根を残すと思います。

例えば、否決されれば町長にとってはゆゆしき問題です。それから、可決されたとしても、  
これは終わりの始まりで、まだその基本設計の前の話なんです。だから、完工に至るプロセス  
をいろいろ考えたときに、これはもうちょっとやっぱりコンセンサスを得なければまたもめに  
もめると。そういう結末になって、決していい学校はできないというふうに考えます。

それを思ったときに、私自身は町長が今までのいきさつを捨てて、南側に全力を注いでみる  
と、それでその結果を町民や私たちに示すということであれば、すべては氷解するんじゃないか  
らうかというふうに思います。その期待を込めて、ならないかもしれませんが、その期待を込  
めて私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時19分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成22年3月17日（水）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成22年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成22年3月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番  | 坂 本 秀 則 君 | 2 番  | 北 山 正 樹 君   |
| 3 番  | 石 原 武 義 君 | 4 番  | 甲 斐 榮 治 君   |
| 5 番  | 芝 和 長 君   | 6 番  | 岩 下 和 高 君   |
| 7 番  | 佐 藤 竜 巳 君 | 8 番  | 大 塚 昇 君     |
| 9 番  | 福 島 知 雄 君 | 10 番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 11 番 | 吉 本 堅 君   | 12 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 13 番 | 酒 井 良 一 君 | 14 番 | 上 田 茂 政 君   |
| 15 番 | 梅 田 清 明 君 | 16 番 | 鍋 島 有 志 男 君 |
| 17 番 | 永 野 輝 全 君 | 18 番 | 吉 村 豊 明 君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 2 番 | 北 山 正 樹 君 | 3 番 | 石 原 武 義 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                   |           |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 教育委員長             | 三 島 誠 一 君 |
| 教 育 長             | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長           | 田 中 真 治 君 |
| 総 務 部 長           | 宮 本 義 次 君 | 福祉生活部長            | 大 川 育 男 君 |
| 産業建設部長            | 服 部 貞 夫 君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大 野 秀 治 君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長   | 吉 岡 典 次 君 | 総合政策課長            | 松 本 東 亞 君 |
| 財 政 課 長           | 實 取 初 雄 君 | 税 務 課 長           | 廣 野 豊 徳 君 |
| 人権教育・<br>啓 発 課 長  | 渡 邊 幸 伸 君 | 健康・保険課長           | 阪 本 修 一 君 |
| 環境生活課長            | 吉 野 邦 宏 君 | 町 民 課 長           | 堀 川 正 信 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 村 田 保 孝 君 | 農 政 課 長           | 荒 木 一 雄 君 |
| 建 設 課 長           | 松 村 孝 雄 君 | 都 市 計 画 課 長       | 坂 本 恭 一 君 |
| 下 水 道 課 長         | 山 崎 謙 三 君 | 商工振興課長            | 平 野 誠 也 君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服 部 誠 也 君 | 教育審議員兼<br>図 書 館 長 | 帆 保 勇 君   |
| 教育審議員兼<br>学 務 課 長 | 大 山 晃 君   | 中央公民館長            | 堀 川 俊 幸 君 |
| 生涯学習課長            | 佐 藤 清 孝 君 | 農業委員会事務局長         | 志 垣 敏 夫 君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

本日はご多用中の中、傍聴においでいただきましてまことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。

芝和長君、一般質問を許します。

○5番（芝 和長君） 皆さんおはようございます。芝議員でございます。

少し健康を害して見苦しいところがあると思いますが、よろしくご容赦ください。

この6月で私は東京から希望を胸に光の森へ越してきて6年になります。私の想像する菊陽町は、新しいニュータウンの誕生により、人口の増加がすばらしい町であると東京で聞き及び、そしてそのとおりでだと思って胸を躍らせて越してきました。しかしながら、6年目を迎えた今は、私の心の中で非常に怒りが起こっております。なぜならば、そのわけは小学校建設がなかなか進捗しないということ、また重要な行政の進め方等についていろいろとその手順等がおかしいやり方であるのではないかと思われることが多くあることです。今回は、中部小の建設については質問事項には取り上げておりませんが、北山議員初め4名の方が質問をされましたので、深くは触れませんが、子どもたちの教育環境整備について余りにも私の想像することとかけ離れているので、非常に悲しい思いをしております。

東京から越してきたとき、私の孫が1人ついてきました。小学校6年生です。孫は1人しかいませんけれども、そのとき転居の手続が終わって武蔵ヶ丘小学校に行きましたところ、青いネットが校舎の前にいっぱい張りめぐらしてありました。顔を上げてみると、建物の側壁が落ちた形跡が見えるんですね。ああ、それでネットを張ってあるのかと。その思いを持って、校長先生のお部屋に案内されて玄関から入りますと、これまた非常に不適切な言葉かと思いますが、非常に汚い、初めてこういう学校は見ました。それで、校長先生に開口一番、この学校は危ないですね。そして、大変申しわけありませんが、まあ適切な言葉ではないけども汚いですねと率直に私の感想を述べたわけです。校長先生もびっくりされたでしょう。耐震構造等で外壁等の修理等は、当時18年度から実施をするようなことをおっしゃいました。ああ、あと一年か2年、こんな校舎で子どもたちが勉強するのかと思って、非常に悲しい思いをしたことがあります。それ以後、耐震工事が進みまして、子どもたちもきれいな安全な校舎で勉強しておりますので、非常にうれしく思っております。

しかしながら、今度の中部小学校の建設問題については、1足す1は2です、3ではありません。というのは、がけ地と平たんの地はどちらが安全かということは、もう万人が知るとこ

ろであります。そういうことをもって、私は私自身としては非常に悲しい思いをしております。

以上、そういう感想を述べまして、質問事項については太陽光発電施設について、それから光の森地区の町民センターの建設についてということを通告をしております。

細部については質問席で行います。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 質問事項の太陽光発電施設について、この中の細部に2項目設けております。町の太陽光発電施設設置の普及状況は、2項目に町の各施設に設置導入の計画はないかということでもあります。

まず初めに、太陽光発電施設の普及状況についてであります。過日施政方針で町長が述べられたとおり、省資源、省エネルギー対策等は21年度より個人住宅に対する設置を奨励していると。太陽光発電システム及び太陽熱温水器の助成を実施しているということですが、この施設の設置の普及状況についてお尋ねします。

まず、細部は個人住宅の普及状況、2項目に町の施設の普及状況について続けて回答を願いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） おはようございます。

ただいまの町の太陽光発電施設の普及状況はということにつきましてお答えいたします。

ただいまおっしゃられましたように、省資源、省エネルギー対策推進のために平成21年度から助成事業を実施しております。個人住宅に設置します太陽光発電システムの助成事業につきましては、現在まで132件申請がございまして、内訳といたしましては新築が33件、既設の個人住宅への設置が99件というふうになってございまして、新築の住宅の設置率につきましては、平成21年中の個人住宅の新築件数がこれは固定資産の評価資料になりますけれども、210件程度となっておりますので、約16%ほどの設置率というふうになっております。

また、太陽光発電の助成事業につきましては、国の助成事業が行われてございまして、国の助成申請件数が全国で12万3,298件となっております。これを単純な比較はできないんですけれども、設置状況を1人当たりで直して比較しますと、本町につきましては全国の約6倍程度の設置率というような状況になっております。

太陽光及び太陽熱のほうのお話もありましたので、太陽熱の温水器の設置につきましては60基、金額にしまして286万円、それと先ほどの太陽光発電につきましては132基で710万円程度の助成を行っておるところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） お隣の天津町は、町の施設の設置目標を13施設というふうに掲げて努力をするというふうに、新聞記事でも読みましたけども、我が菊陽町ではその町の施設に対する実

施の件数と、現在までのですね、それからこれから将来実施をしたいという計画について伺いたいと思いますが。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 先ほどちょっと申し損ねましたけれども、町の施設の太陽光の発電設置は図書館の1カ所となっております、やはり新しい施設の建設時につきましては、いろいろ町のほうでも検討を行っているところでございますけれども、これまでの町関係の施設につきまして太陽光発電システムを設置することにつきまして、一番新しく検討しておりますのが今年の7月に地域環境保全対策の補助事業、これはグリーンニューディール基金事業というふうに呼ばれておりますけれども、基金事業が新たに設けられまして、その事業の一つの中に公共施設の省エネ、グリーン化推進事業というのがあります、これは地方公共団体の施設に省エネ施設を複合的に整備する事業を対象として支援するというものでありまして、太陽光発電プラス、1個じゃなくて、太陽光発電プラス何らかの省エネ対策を実施するものが助成対象となっております。このときに、役場庁舎を初め各施設での太陽光発電設置についての検討を行っております。それぞれの施設での設置時の屋根の強度、あるいは公共施設につきましても耐震工事を予定しておりますので、その工事との関係、あるいはスペース等の問題もありまして、実際に設置するまでには至っていないという状況でございました。

既存施設あたりでは、そのままですぐ設置するというのは難しい状況にもありますので、今後につきましてはやはりコストを含めた経済的な評価、それと住民の皆様、あるいは啓発活動に伴う人的な影響、それと行政としての役割、そういったものを考慮しながら、町関係施設の改修、改築、あるいは当然新しい施設の建設時、また太陽光発電等のいろんな省エネ対策につきましては、新たな助成事業が開始される部分が多々ありますので、そういう時期につきましては温暖化防止対策としての措置ができるよう常に検討をしていきたいというふうに考えておるところです。

また、太陽光発電に限らず、温暖化防止対策につきましてはいろいろ出てきておりまして、本町におきましては、保育所等につきましては窓ガラスについて紫外線や熱を遮るような塗料を塗りまして、室内温度を一定化させて、冷暖房費あたりを節約して温暖化対策を行うと、そういった検討あたりも行っているところとございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 非常にわかりやすく、ありがとうございました。

しかしながら、各年度の予算の中で大体新築あるいは既設の個人住宅を対象としてこれからのどれぐらいの予算をもってずっと将来続けていかれたいか、いくという計画であるか、ちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 個人住宅に対する太陽光発電の助成事業及び太陽熱温水器の助成

事業につきましては、一応21、22、23年と3年間の予定で助成事業を設けております。3年後につきましては、またもう一度検討する、見直すというようなところで行っておりますけれども、平成22年度、来年度につきましては当初予算ベースで50基を予定しています。これはすべて新築ということではございませんけれども、本町の新築の件数が先ほど申しましたように200棟ほどになると思っておりますので、それに引き直しますと大体25%程度になるかと。その目標に伴う50基というようなことで予算措置をしておるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 個人住宅等に対する設置目標というのは非常に高く、全国平均の熊本県の平均は4.3%でありますし、大津に当たっても6%ぐらいですから、非常に普及率がいいと思います。しかしながら、住宅の屋根だけという考え方の設置方法と、それから車庫の上にも設置できるような構想もあるんじゃないかなと私は思うんですけど、町の施設に対する設置は施設が老朽化しておれば建て直すときという思いもありますけれども、その前に車庫等に強度を少し補強して設置をするというような発想もあっていいんじゃないかと思います。現に、光の森地区に車庫のところにその太陽光発電装置を設置している家庭があります。そこも鉄骨で、見たら十分強度がある鉄骨を使ってやっていらっしゃるので、やっぱりそういう考え方もあるんじゃないかなというふうに思いますので、いろいろ設置方法については各関係する部課等と調整をされて普及されるといいと思います。

次に、2項目の町の町民センターの状況について伺いたいと思います。

現在、各小学校単位に町民センター等を設置して、それを住民の身近な交流、それから学習の場として活用して地域の活性化を図っているというふうに町長が述べられておりますけれども、もう一回ここでその設置の目的と意義について伺いたいと思います。町長、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、今言われました芝議員の質問にお答えします。

ご質問の町民センターにつきましては、町内に6カ所設置いたしております。このうち三里木町民センター、西部町民センター、東部町民センターにつきましては、町長部局のセンターとして、そして武蔵ヶ丘コミュニティーセンター、南部町民センター、ふれあいの森研修センターにつきましては、教育委員会の部局として位置づけ、管理を行っているところであります。

その中で三里木町民センターにつきましては、働く婦人の家と三里木レクリエーション施設の複合施設として、また西部町民センターは武蔵ヶ丘児童館と勤労青少年ホーム、そして地元で使われる地域センターの複合施設として、東部町民センターにつきましては隣保館との複合施設として整備を図っているところであります。

三里木町民センター及び西部町民センターにつきましては、住民福祉の増進と生活文化の向

上を総合的に推進することを目的としておりまして、三里木町民センターと併設しております働く婦人の家は、働く女性等に対し職業に関する相談、指導、講習及び実習等の事業、職業生活と家庭生活との調和に必要な相談指導、講習等を、また女子労働者の家事の援助に関する事業と働く女性等に対する支援のために設置をしているところであります。また、レクリエーション施設といたしましてテニス、ミニバレー等の場を提供することによりまして住民福祉の健康増進を図ろうとするものでございます。

次に、西部町民センターと併設しております勤労青少年ホームは、勤労青少年がクラブ活動に必要な集会室、音楽室、その他の施設の提供や職業、生活、健康等に関する相談及び指導を行うことで勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与するための施設として設置しているところであります。

また、武蔵ヶ丘児童館ですが、これはもう児童の健康を増進し、情操豊かにするための遊びに必要な施設の提供、健全な遊びを通じ児童の集団的または個別的な指導、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成のために設置しているものであります。

東部町民センターであります。対象地域及びその周辺地域の住民の方々に對しまして福祉の向上、地域交流の促進及び学習活動を推進し、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の速やかな解決を図ることを目的に設置しておりまして、社会調査及び研究事業、相談等の自立支援事業、地域交流事業、啓発広報活動及び生涯学習推進事業、地域福祉事業等を実施し、設立の目的を達成しようとするものであります。

さらに、教育委員会管轄の武蔵ヶ丘コミュニティーセンターにつきましては、生涯学習を推進し、地域の活性化に資するために設置し、研修会、講座及び講演会等の開催、学習に関する情報の収集及び提供に関すること、地域住民の方々が主催される学習会や研修等への施設の貸し出し等を行い、その設置目的を達成することとしております。

南部町民センターにつきましても、生涯学習を推進するとともに、住民の皆さんの交流活動の促進及び地域の活性化に資することを目的に、研修会、講座、講演会等の開催、学習に関する情報の収集及び提供に関すること、地域住民の方々が主催される学習会や研修会等への施設の貸し出し。特に、ここは世代間交流事業等もいろいろな意味で活発に活動をされてるところでもあります。そういうことを設置の目的として達成することとしているものであります。

最後に、ふれあいの森研修センターであります。ここは生涯学習を推進し、青少年の健全育成を図るとともに、地域住民の方々の交流活動の促進と地域の活性化に資することを目的に設置しまして、研修会、講座及び講演会等の開催、学習に関する情報の収集及び提供、地域住民の方々の触れ合いと交流、青少年の健全育成と体験活動の推進、地域住民の方々、青少年団体等が行う研修会等への施設の貸し出し等を行いまして、設立の目的を達成しようとするものであります。

いずれの施設におきましても、おおむね小学校区単位に設置しまして、それぞれの地域の方々にご利用いただいているところでありますが、施設の利用や講座の受講、講演会の参加等

につきましては、それぞれの地域にかかわらず、広く利用いただいているところであります。それぞれの小学校区単位あたりで設置してありますけれども、利用に当たってはその周辺のみならず、町内のいろんなどこからも利用されているような状況であります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今町長の説明がありましたとおり、各町民センターはそれぞれ目的、意義を持ってそれぞれの地域に合致するようなセンターの設け方にあると思います。しかしながら、私がこの問題を取り上げたのはどういうことかということ、質問の2項目に光の森地区は現在4,200人ぐらいの人口であります。将来は8,000人ぐらいに見込まれますが、町民センターの建設計画というのがあるのかないのか、その辺を伺いたしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

光の森地内の公共施設用地といいますのは、この南側のほうに用地、今多目的広場のほうが北のほうで約3ヘクタール、そして南側のほうに7,000平米あたり用地はもう既に取得しとるわけですが、この南側の区画につきましては複合施設の用地として位置づけまして、支所機能を持って、そして健康相談、それから保健指導室、子育ての支援室、それから生涯学習や地域活動用を兼ねた会議室、軽運動室等の機能を備えた複合施設を予定しているところでございます。

この内容といいますのは、役場内に設置しておりますそれぞれの関係所管の職員によるプロジェクトチームによってたたき台としてのいわゆる検討段階でありまして、現段階では建設に当たっての国などの補助事業がないか、それからいろいろ今非常に町としては小・中学校の耐震化ということで施設面では大きな金も要りますし、いろんなほかのハード事業、ソフト事業にわたって課題は山積しとるわけですが、そういった中で財政の見通しなども検討を続けながら、引き続きそういうものも検討を進めながら、町の総合計画、施政方針にも出しておりました22年度から第5期の基本構想を立てるようになっておりますので、その総合計画の策定審議会等によりまして進める町の総合計画の中で、町全体の事業や財政状況等を総合的に勘案しながら、複合施設の建設計画を盛り込む予定で意見を集約してまいりたいと思っております。

また、この施設の素案づくりに当たりましては、事前に最も身近な地域の住民の方々の参加をお願いしまして、検討委員会等を設置しまして、こちらのほうのさっき申し上げました役場内でたたき台としてつくっております内容等の検討や要望、意見等を交換しながら、煮詰めながら、その計画のほうを充実したいというふうを考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今のご説明にありましたけれども、光の森地域の公共施設の南側の地域の

活用についてお考えのようでありますけれども、南側の土地に複合施設として町民センター、体育館、それから支所、そういうものを含めて建設をされれば、特に町民センターという名前がなくとも住民は納得すると思いますけれども、多目的広場の北側のほうがようやく今年の3月から暫定的に利用できるようになりまして、今子どもたちが非常に喜んでボールをけったり、走り回ったりしております。あの土地は18年度で取得されましたかね、それ以後待ち望んでいた利用の第一歩でございます。非常にうれしく思いますけれども、町民センターイコール総合複合施設というふうな建設計画でも結構ですから、なるべく早目にですね、早目にといっても予算があることだし、それからいろいろな取得の経緯による制約等もあると思います。それで、いつかの質問で、いわゆる今10歳の子どものあと十年待ったら20歳になるから、もうそのときには利用する価値はありませんよというふうなことを私は述べたことがあると思います。それで、なるべくならば一日も早くというふうに、住民はみんな願望してるわけですけども、そこはやっぱり行政としての予算、お金がたくさんあればつくってくれ、はいわかったと言っつつくるかもしれませんが、少ない予算でなかなか大きい事業の計画を続行するということは難しいと思います。私自身は納得ができますけれども、やっぱり地域の方々は状況がわからないと、いつできるんだろうか、いつ使えるんだろうかというふうに、やっぱり期待をしながら見守っているわけですからですね。そこに何だ、いつまでも草がぼうぼう生えてるじゃないかというような感想をお持ちになる方もたくさんいらっしゃいます。

それで、ここでお願いをしたいのは、そういう建設の実施状況とか、あるいは計画、これは広報きくようあたりでも逐次何年度にはどんな作業をやって何%の進捗率だとか、あるいは地域の方々のご意見はいつから拝聴して町のほうの計画等立案していくという、そういう手だてをやはり時々載せていただくと、いわゆる委員会等に出席をしていらっしゃる方を除いたほかの方は余り知らないわけですから、やっぱりそれは非常に行政としてはちょっと紙面をさいてPRをしていただくと、住民も安心すると思います。そういうことをぜひやってもらいたいと思います。

最後に、南側用地の利用計画の明文化はある程度のはできないか、ここで伺いをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、現段階では今申し上げましたようなことで、複合施設の計画はこの平成22年度からの作業の中で計画の位置づけをしていくということでご理解していただきたいと思います。ただ、当該用地につきましては、公共用地先行取得債事業を活用して購入した用地でありまして、その起債の性格上今毎年約2億3,000万円ほど返済しておりますけれども、28年度までには本格的な事業の用に供しなければならないというこの事業がありますので、28年度までの中ではこういったその施設等の整備も始めておくか、もう完成していくような状況まで持っていかなければならないというふうなところもあります。

それから、いろんな情報の提供ということにつきましては、もう言われるとおりの、さっき言

いましたように、地域の方々のこういった町がたたき台としてつくっておりますものについても、実際この地域の中で見た場合どうかという、そういうのも検討委員会等で内容の検討や要望、いろいろ財政的な制約もある中ではありますけども、そういうご意見もお聞きしながら進めるとともに、また今年の4月1日から町のホームページが非常にもうできて古くなっとなったということでリニューアル化して、今度はかなり幅広くいろんな情報発信等もできるようになっておりますので、そういった中でも見ていただくようなところと、そして町の広報あたりでもPRしていきたいと思っております。

そういった中で、一つ気になっとなるのがやはり光の森の地区、今まだそれぞれの自治会が立ち上がってるところ、また非常に新しい方が多くて、その地元のお世話をできるような世代の方が少ないということで、そういう課題も抱えておられる中で、集まる場所もなかなか確保できないということがありますので、その辺につきましてこの計画等の中で、この位置づける中で時間的にかなり時間がかかるようであれば、また別な方法等その集まるような場所についても、仮と言うといけませんけども、そういう中でできる範囲内のを先に整備するとか、そういうことも検討しなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） いずれにしても、今町は非常にお金のかかる事業をたくさん抱えているわけですから、光の森地区の複合施設やら、それから多目的広場の建設、これを早急にやりなさいと言っても、やはりそれは無理なこともあると思います。そこで、やっぱり先ほど町民センター等で町長が述べられましたとおり、目的、意義によっていわゆる経費というか、予算の出どころが違ふと思います。そういうことを大いに活用をして、町によりよい効果が上がるような方法を選んで行政を行ってもらいたいと思います。

なお、28年度までの完成を軸に逆算をして、その建設の青写真をつくれるようにその計画を立ててもらいたいと思うんで、今年中にはできなくても来年からスタートをして、ここで会議を開いていろいろな住民のニーズにこたえるものをつくるとか、あるいは役場の機能を充実させるとか、そういう話し合いを十分検討委員会等をつくって、住民を交えた検討委員会をつくって進めていかれる計画を早急にやっぱり示してもらいたいと私は思います。

なお、西部町民センターに児童館がありますけれども、私はあそこの児童館のその様式とか広さとかそういうのを見て、非常にがっかりしたんですよ。それで、やっぱり今度は児童館はしっかり大きくつくっていただきたいなというふうに希望を持ってるわけなんですけどね。やはりいろいろな人々がいろいろな要求をしてくるから、その辺を取捨選択するのは大変だと思います。しかしながら、大変と思ってやらないとまた前に進みませんから、最大限に皆さんの意向を酌み取るというふうな補助金の活用とか町の予算の確保とか、そういう面で努力をしていただきたいと思います。

以上をもって私が通告をしました質問事項についてはお答えをいただきましたが、これで質問を終わります。

最後に、お願いをしたいことは、やはり町民の方々がいろいろなご希望を持って要求されることにやっぱり行政としてこれはこたえることができると、これはこたえることがちょっと難しいですというような何ですかね、コミュニケの発信をやってもらいたいと思います。それがないと、町民の方は余り町の行政の情報を知る機会は少ないわけですから。ホームページ等で調べることができる方はいいと思いますが、私は一切そういうことには疎いほうですから、私たちの年代の方はなかなかそういうふうにはパソコンを使って云々ということは、やっぱり苦手な方が多いわけですね。そういう方には親切丁寧にやはり情報を発信していただいて、今町はこういうことをやってます、こういう問題があります、こういう解決をしますというふうな優しいその接し方をしていただきたいと思って私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時41分

再開 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○1番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

今回で9回目の一般質問になりますが、初めてこんな多くの傍聴者の方の前で一般質問をいたします。緊張していますので、お聞き苦しい点がありますけど、その点ご了承よろしく願います。

今回は5つの質問事項を質問いたします。

まず、上井手北護岸工事について。これは、正式名称を上井手地区県営かんがい排水事業といいまして、これ括弧書きでつけ加えていただきたいと思います。2番目に償却資産について、3番目に消防行政について、4番目にペットボトルキャップの回収について、5番目に町の将来について質問をいたします。

それでは、質問席にて質問いたします。よろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 質問事項の1、上井手北側護岸工事についてですが、1番の上井手北側護岸工事の計画と進捗状況は、について質問します。よろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

県営上井手かんがい排水事業は、菊陽、大津両町の総事業費として6億1,300万円で、総延長が2,855メートルあります。平成25年度末事業完了を目標として施工中であります。そのうち菊陽町分につきましては、約2億5,300万円で町負担が25%の約6億300万円で、延長が

1,375メートルであります。

(「金額が違う、金額」の声あり)

すみません。6,300万円で延長が1,375メートルあります。平成21年度より菊陽北小学校東側より上流に向かい、工事延長が約350メートルで、工事費が8,800万円で全体の26%が完成する予定です。さらに、3月の補正予算により事業費9,000万円で、延長約530メートルを平成22年度繰越工事として事業を実施することになっています。この事業につきましては、菊陽、大津両町で組織されています事業推進協議会で工事の円滑な実施を図るために協力していただいております。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 坂本秀則君。

○1番(坂本秀則君) 次に、2番の上井手護岸工事の完成は北校区民の念願であると。全区間工事できるのかについてですが、聞くところによりますと、1人の地権者の測量立ち会いの同意がとれず、入道水の下橋から柳水の中道橋上流約22メートルまでの約205メートルの区間で工事ができない可能性があるとのことでした。この区間は、現状でがけ崩れが起きている状態です。また、南側はすべての区間住宅や納屋、倉庫が建ち並び、北側は山林で里道もなく、大雨時の監視の行き届かない区間で大災害になる可能性が大きいところです。どうかこの区間の工事ができるよう、解決の方策、またこの方から抗議文書が町に来ている等のことも聞きました。その点ちょっと伺います。

○議長(吉村豊明君) 農政課長。

○農政課長(荒木一雄君) 工事の全区間完成時期は、先ほど申しましたとおり平成25年度を目標としております。しかし、平成22年度の予算が事業削減によりつきませんでした。平成21年度補正予算で事業ができるようになりました。この事業は国の補助事業に当たるため、今後の予算のつき方次第で完成年度が変わる可能性があります。また、用地等の協力がなければ、工事をすることはできません。この場合、交渉は行いますが、それでもできない場合は上流の方をすることになります。しかし、事業年度が25年までありますので、その期間であれば実施できますので、交渉が難航すれば地元有力者等に協力をしていただき、事業完了を目指したいと思っております。

(1番坂本秀則君「文書の件は」の声あり)

文書の件はいただいております。これは平成21年度の2月にいただいております、上井手かんがい排水事業の現地調査には入ってくれるなというような内容の文書でした。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 坂本秀則君。

○1番(坂本秀則君) 町は馬場のあの5軒屋の南側ですかね、あのみどり保育園から北小学校と原水の踏切のところに行く道、もう1軒の地権者で今ちょっと工事がストップですか。続けるとのことですが、富士ファイルムの北側の工場の用地も1軒の反対で断念されたんですが、有力

な何でしたか、有力な協力者ですか。その方で解決できるような状況にあると思われませんか。  
どうですか、その辺。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） それにつきましては、今そういった話し合いについて、協力していただいておりますので、すぐここで解決するっていうことはちょっと今お答えができません。  
以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 2番の3回目の質問ですが、国の新政権のもとで行われた事業仕分けで土地改良費が大幅に削られ、平成23年度以降のこの事業の予算の見通しが立たないと大菊土地改良から説明を受けていましたが、この点はいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 今議員がおっしゃるとおりで、22年度につきましては補正予算ができましたけど、23年度以降につきましては今のところまだ未定というところですよ。  
以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） これもちょっと大菊土地改良区の資料ですが、平成5年度以降の上井手の菊陽内の災害の記録なんですけど、平成5年に柳水で約8メートルの災害、平成9年度は古閑原で4カ所7.5メートル、50メートル、7メートル、30メートル、柳水で20メートル、30メートル、20メートル。この当初は私は分団長をしまして、1週間詰所で寝泊まりした経験があります。平成13年度古閑原で30メートル、入道水で20メートル、入道水で70メートル、平成16年度古閑原で30メートルの災害が起きとります。この記録には載っていないんですが、はんらはたびたび起きております。上井手の護岸工事の完成は、原水校区民の念願であります。ぜひとも全区間工事ができるように最大限の努力をお願いいたします。

それでは、2番目の償却資産について質問いたします。

償却資産についての1番の農家対象に償却資産の申告はなぜ近年になって促すのかについて質問いたします。私も青色申告を20年以上やっておりますが、本年に入り初めて償却資産の申告をしてくださいとの通知が来ましたが、どういういきさつですか。お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） お答えいたします。

まず、確認の意味で償却資産について簡単にご説明いたします。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産のことで、機械、器具、備品等がそれに当たります。それらの償却資産は、減価償却費が法人税法または所得税法の規定により、所得の計算上損金または経費に算入されます。また、償却資産に対する固定資産税は、納税義務者からの申告に基づいて行うことになっており、毎年1月31日までにその年の1月1日現在で所有している償却資産について市町村に申告しなければなりません。この申

告書が償却資産課税台帳となり、これに基づいて課税することになります。ここで言う事業とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを必要とはしておりません。したがって、農業やアパート経営なども事業に含まれることとなります。

先ほど述べましたように、償却資産につきましては納税義務者からの申告に基づき課税することになりますが、まず適正な申告と償却資産とは何かを理解していただくことが大事と考えまして、平成19年1月からJA菊池菊陽中央支所青色申告会の通常総会、さらには商工関係の菊陽町青色申告会の説明会の際に時間をいただきまして、償却資産の申告についての説明を毎年行っているところであります。

また、公正公平な課税を図るため、同年から業種を絞り込んだ国税資料の閲覧を行っております。1年目の平成19年度は、商工業者で課税になる可能性がある者及び農業のハウス関係でした。2年目の平成20年度は、商工業者全般を対象としました。それから、3年目の平成21年度につきましては、全業種を対象としての閲覧を行ったところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） JAの中だけの話なんです、JAの青色申告会だけの説明会ですかね。

（税務課長廣野豊徳君「青色申告会と商工関係の……」の声あり）

いや、農家に関してはJAの青色申告会だけの説明ですよ。

（税務課長廣野豊徳君「はい」の声あり）

それでは、2番の償却資産についての説明は周知できるのかについてですが、償却資産課税申告の通知は町内農家の全世帯にしたのか、また内容については説明書類だけだったのかですが、今答弁がありましたようにJA菊池の青色申告会だけなんですよ。

（税務課長廣野豊徳君「説明会はですね」の声あり）

あとはもう文書ですよ。これはちょっとおかしいんじゃないですか。全農家がJAの青色申告会に加入しているわけではないですよ。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） そういった関係がありまして、21年度は税務調査を全業種やりまして、そこで申告が漏れてるものにつきまして昨年9月に申告の通知をお願いしたところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、菊陽町の全農家の大体何割ぐらいが申告されたのか、お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） そこまでの把握はちょっとしておりません。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 聞くところによると、1割か2割とのこともお聞きしたんですが、税の公平、公正さを保つ上で把握していないっていうのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思いますが。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 先ほど答弁しましたように、国税資料の閲覧からそれで漏れてる分についての申告をお願いしたということですね。申告につきましては、本年度は全体でいきますと157件が9月以降のこちらからの申告の通知によりまして、件数として157件上がっております。

（1番坂本秀則君「それ農家だけですかね」の声あり）

いえ、これは農家だけではありません。全業種を含めた調査ですので。農家だけになりますと、22件ほどになります。

（1番坂本秀則君「なら、農家だけは何件配布をしたんですか」の声あり）

22件なんです。

（1番坂本秀則君「いやいや、申告の文書の配布は何件ですか」の声あり）

その農家だけという特定はできませんで、9月30日は380件ですね、通知が。それから、10月に入りましては再調査を含めまして270件、11月に再調査を含めて135件、通知を出しております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） この償却資産の申告について知っている農家さんもおられますし、全然知らない農家さんもおられまして、全然その償却資産についての周知はできていないと思うんですが、これは徹底すべきじゃないかと思います。

じゃあ、3番の農家に対しての償却資産課税の減免、または免税点引き上げ等の措置はできないかについてですが、この課税は専業農家で大規模になればなるほど多く徴収されます。国が食料自給率を向上させようとして、また就農者をふやそうとしている中です。対象となる機械や施設は食料増産に欠かせない道具です。いわば、国を守るための武器とも言えます。専業農家は厳しい中にも効率的に生産量をふやそうと設備投資や機械の買い換え等をなされております。食料自給率向上のためにも、新規就農者をふやすためにも、ぜひとも減免、または免税点引き上げ等の措置をとっていただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） お答えいたします。

まずは償却資産の減免についてであります。菊陽町税条例第71条に固定資産税の減免規定

がありまして、その減免規定の要件としましては、1、貧困により生活の扶助を受ける者の所有する固定資産、2、公益のために直接専用する固定資産、3、災害または天候不順により著しく価格を減じた固定資産という規定がありますので、現在のところ農家に対してだけの理由だけで減免することは課税の公平、公正の観点からできないものであります。また、免税点の引き上げにつきましては、地方税法第351条で免税点が150万円に満たない場合においては課税できないと規定がありますので、引き上げはできないものであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、これ大津町ではもう10年前からやっているのに、菊陽は農家対象が20年と21年からですよ。なぜ、今になってこれ国が食料自給率を向上させようとしとる中、始めたのか。その点をお聞きします。

（税務課長廣野豊徳君「すみません、もう一度……」の声あり）

大津町では、農家対象にもう10年前から償却資産の課税をやっているそうです。

課税っていうか、その申告をなされて徴収もなされているそうですが、なぜ菊陽町は今になってなんでしょう。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） そういう近隣市町村の状況がわかったものですから、菊陽町も先ほど言いましたように、19年度から償却資産あたりの課税の把握をやってきたところであります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 近隣市町の状況があれで取り出したんだったら、今までは必要なかったということですよ。じゃないですか。その点、町長いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 冒頭で担当課長が申しあげましたように、これはいわゆる申告制度ということで、当然そういう例えば所得税のほうあたりでは償却資産ということで、この減価償却費あたりに充てて控除を受けるということであれば、当然申告するのがその申告義務の制度っていいですか、そういう制度になっとったということでもありますけども、ただ現実的には農家の方々、その申告の必要があるというのを認識されていなかったんじゃないかと思います。

本町のほうでも、過去その辺税務課のほうでそういった把握っていいですか、その農家の方々について償却資産の関係で申告をしていただいて課税をするというのが原則でありますけども、そこまで町のほうとしてはしなかったというよりも、課税事務上いろいろ町のほうの体制、担当課のほうのそういった課税っていいですか、申告をしてもらって課税をするというところの事務の把握ができていなかったというようなことが原因だと思います。

そういう中で今回調査して、課税のほうに当然申告をしてもらわなければならない内容ということで調査に入って、課税を始めたというようなところでご理解していただきたいと思っておりますけども。何ていいですか、十分なこの税務課のほうとしても、その辺の把握が19年ですか

ね、そのころからいろいろ青色申告のところあたりに行ってその説明はやっとったということでありまして、なかなか申告として上がってこないということで、実際そういう税務署あたりに行って申告されて、償却資産の該当するようなどころについて調査して課税を始めたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） わかりました。まだ言いたいんですが、次に移ります。

3番の消防行政についてです。

1番の消防施設整備は全額町が負担すべきでないかについて質問いたします。

これはある書籍からちょっと読み上げますが、消防組織法第8条では、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないとなっているが、これはどうかという問いに対して、消防組織法第6条では、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定しているように、市町村消防の原則に即して市町村の消防に必要な経費については当該市町村自治体が負担するという経費負担の原則を消防組織法第8条で規定したものである。ここに言う市町村の消防に要する費用とは、市町村が消防組織法第6条による消防責任を十分に果たすため必要な一切の費用を言うのである。すなわち市町村の消防施設の設置管理、消防本部、消防署及び消防団の管理運営、消防本部を置かない市町村における消防の事務に従事する職員にかかわる費用等一切を含むものとあります。

鍋島議員が私が議員になる前の質問の中で、そのときは菊陽町が54行政区だったんですね。ちょっと読み上げますが、菊陽町消防施設整備費補助金交付要綱で、この要綱に沿った地元負担をしなければならない地区は、菊陽全体54行政区の中で24地区であります。残りの30地区は消火栓が整備され、最初からすべて町の全額負担で地域負担は一切ありません。また、将来にわたっても地元負担はありません。残り24地区、これはほとんど既存集落であります。そこには消防団員がいますが、ご存じのとおり消防団員は年々減少しています。この先見える見込みはありません。こういう中で、勤めながらにして入団して活動されておられます。このことはまさにボランティアの代表ではないかと私は思っておりますが、消防団員がいるところは消火施設は地元負担をしなければならない。このような制度はだれが見ても私はおかしいと思います。ぜひ見直すべきだと思いますが、当時の総務部長が今の町長の後藤三雄さんでございまして、後藤総務部長お願いしますと質問された後、後藤町長の当時の答弁で、消防施設関係につきましては町のほうで負担するという方法が一番いいんじゃないかと思いますが、これを何と申しますか、いろいろ町のほうで全額負担ということに切りかえるような方式に持っていくとした場合に、一度に単年度の多くのところから要望等があった場合に、町のほうでどう対処していくかということもありますので、この辺についてもいろんなこと、先進地あたりの事例等も調査したり、そういうものと比較した上で許可していく必要があるかと思っております。そういうことで、今後この消防施設についての取り組み方というのは、これまでは先ほど議員さんのほうから指摘があったような大きな問題点を抱えておりますので、長期的な課題

として取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますとのことでしたが、現在町の要綱ではどのようなようになっておりますか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、消防施設の充実を図るため地区が行う消防施設整備事業に要する経費に対しましては、菊陽町消防施設整備費補助金交付要綱を定めて補助を行っているところでございます。口径75ミリメートル以上の消火栓新設につきましては、工事費の5分の4の額、消火栓ホース格納庫、火の見やぐら新設、火の見柱新設、火の見やぐら塗りかえ、火の見柱タラップの塗りかえ、防火水槽のふた工事、吸管、スタンドパイプの購入につきましては、工事費または購入費の4分の3の額、火の見柱新設、格納庫新設、消防団詰所新設、格納庫・詰所増設等及び消火栓ホース、消火栓の筒先購入につきましては、工事費または購入費の3分の2の額で、それぞれ限度額を設けて補助をいたしているところでございます。町が全額を負担して整備いたしておりますのは、貯水量40トンの防火水槽の工事、小型ポンプ、小型ポンプ積載車の購入についてでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 既存地区の大半は世帯数も少ないため、区の財政は厳しい状態です。それに加え、世帯ごとに消防団の活動費を徴収されています。消防団は既存地区、新興地区に関係なく出動命令が出たなら出動するのですから、消防施設整備費は消防組織法第8条に基づき全額町負担にすべきだと思いますが、町長その点、町長も鍋島議員の質問で答えているとお見直すべきだとおっしゃっていますが、どう思われますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま坂本議員の言われる消防法の第8条において、市町村の消防に要する費用については当該市町村がこれを負担しなければならないという規定があるわけでありましたが、平成17年6月にこれまでの消防力の基準が消防力の整備指針に改正されておりますけれども、この中で消防力の整備指針は市町村が消防力の整備を進めるに当たっての単なる目安というものではなく、各市町村はこの指針を整備目標として地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されると、その位置づけを明確にいたしているところであります。また、消防法の規定に基づきまして、その消防水利の基準が定められております。本町におきましては、これらの整備指針及び基準に定められました消防施設につきましては、当然消防組織法に基づいて近年は町の責務として整備してまいっているところであります。

ご質問の町の補助金交付要綱の中で定めております施設整備につきましては、各地区が設置を要望されるものでありますので、こういったものにつきましては補助制度を設けて財政支援をしているところであります。これらの設備につきましては、近隣市町村も補助率、限度額等に差はありますけれども、同様の制度を設けているところであります。

そういったことでありまして、いろいろ消防のためにはいろんな施設がありますけども、すべてを町が全額負担するというのではなくて、やっぱりその法等に決められたものにつきましては町の責任としてやって、それ以上必要な、この内容につきましてもいろいろ財政状況等見ながら、見直すべきものについてはまたその率を上げるとか、町のほうで持っていくというような方法も考えなければならぬかと思っておりますけども、現時点では今言ったような内容で対応しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 鍋島議員の質問から多分4年ぐらいたってるんですかね、この質問から。長期的な課題として取り組んでいかなければならないということで、4年後ぐらいは全額負担になる可能性もあるということですね。全額町の負担にできるよう、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の自衛消防団への訓練等はなされているかですが、現状はどうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問にお答えいたします。

自衛消防団の訓練につきましては、平成20年度実績で申し上げますけれども、12団体で23回にわたって放水訓練、心肺蘇生訓練、AED取扱訓練等が実施されているところでございます。そのほか巡回、警戒等が22回、水利点検等が31回等というふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 消防団も現在年々団員数が減っている状況でございます。自衛消防団の協力も今から必要になってくると思います。数多くできないかもしれませんが、中身を充実した訓練にしていきたいと思っております。

それでは、質問事項の4番のペットボトルキャップの回収についての1、ポリオワクチンに寄与するペットボトルキャップの回収を菊池環境保全組合でできるよう働きかけはできないかについてですが、NPO法人のエコキャップ推進協会の理事長の言葉ですが、ペットボトルキャップをコアとしたNPO法人エコキャップ推進協会の活動は、21世紀のあらゆる活動のキーワードとなります環境資源、福祉といったテーマに、子ども、シニアの人たちを含めた市民レベルでチャレンジしていく極めて社会的意義の高い取り組みであります。日常生活で普通に利用されているペットボトルのキャップを一般のごみにまぜてしまいますと焼却処分され、CO<sub>2</sub>の発生源になり、また埋立処分されると土壌を汚染し、私たちが住む地球環境を破壊することになります。今日地球温暖化の進行が心配されている中でキャップを分別回収し、再資源化を促進することにより、CO<sub>2</sub>の発生抑制に寄与できると同時に、キャップの売却益で世界の子どもたちにワクチンを届け、命を救うことができるとしたら、それは国境を越えた未来へのすばらしい贈り物になると思っております。私たちはペットボトルのキャップを集めることで地

球環境を改善し、世界の子どもたちにワクチンを送る、こうした2つのテーマをシンボルフレーズとし活動展開しています。地域活性化などにも寄与していきたいと念願しておりますとのことでした。

私は環境保全組合でこの件に関して一般質問をしたのですが、熊本でこの協会で活動されている方に電話で内容をお聞きしたところ、運搬収集に時間とコストがかかり過ぎてどうしようもならないということでした。そこで、組合で回収ができるように町からも働きかけができないかと思い、質問したところでした。その点いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 今申されましたNPO法人のエコキャップ推進協会ですか、につきましては多くの個人、企業、学校、団体等が参加されて活動をされておりまして、非常に意義のある活動をされているというふうに思っておるところであります。また、ご質問で環境保全組合のほうにその収集についての働きかけをというようなことですが、本町のペットボトルのキャップの処理につきましては、RPFの固形燃料にいたしまして石炭やコークスなどの化石燃料のかわりといったしまして製紙会社のほうに引き渡されて再利用をやっております。多くの自治体におきましては、可燃ごみ、あるいは先ほど申されました埋立ごみというふうな処理もされておりまして、そのような処理について何とかしたいというようなことも含まれておるようです。

今申しましたように、環境保全組合のほうでペットボトルにつきましては、固形燃料として再利用しているわけなんですけれども、やはり処理をしていきますのには費用、処理原価というのがかかります。また、新たな収集体制、そういったことを設けていくことにつきましても、それなりの経費の増加が予想されるわけなんですけれども、先ほど申されたNPO法人エコキャップ推進協会の活動につきましては、そういったコストや手間、そういったものを多くの方の社会福祉活動によりまして売却収益にかえて社会貢献していこうということでもありますので、組合や、あるいは町のほうでもいろんな形で処理を行っていくというようなことになると、やっぱりそれなりの経費がかかってまいります。この経費がかかっていくということになりますと、活動による収益金で社会福祉活動を行っていこうという、その全体的な活動の意義も薄れていくのではないかなというふうに考えられる部分もあるかと思えます。そういった形にならないようなコストあるいは費用が社会貢献活動の売却収益よりかかってしまうと、そういったようなことにならないような手法あるいは方法とかがありましたら、組合に提案、あるいは組合とともに検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、今のところ行政が活動することによっていろんなコストがかかってまいりますと、それはかえってエコキャップ推進協会の活動の意義にも相反する部分がありますので、というふうに考えておるようなところでもあります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） お金だけじゃなくてCO<sub>2</sub>、結局燃やしているんですよ。CO<sub>2</sub>の削減、地球温暖化防止のためにも、ぜひともその運搬収集のやり方とかを考えて、組合で回収できるような話し合いとかを持っていただきたいと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 先ほど申しましたように、ペットボトルのキャップについては今固形燃料というような形で処理をしております。これはやっぱり固形燃料ということで、再利用にはなりませんけども、やっぱり燃やすというような形になっております。これは最終的なプラスチックの処理形態というふうには考えておりませんので、やはりプラスチック類を原料として再利用できるというような形で検討していくべきではないかということで、そういった部分についての取り組みっていうのは組合とともにやっていかなければならないというふうにご考えておるところです。ただ、これを売却してワクチンとしての再利用というふうなことについては、ちょっと少し観点が違う部分もありますので、そういった部分については環境保全組合のほうではどうやって再利用するかというようなことを中心に、協議はしっかりしてまいらうというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、2番の出先機関等に回収ボックスは設置できないかですが、簡単なエンジンの収穫に使用する20キロ箱等がいいと思うんですが、それをペットボトル回収のボックスとして設置はできないものかと思っておりますけど、その点いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 出先機関の中でも、センターの利用者等の関係の中で回収ボックスの設置依頼等があり、設置するというようなことはあるかと思っておりますけれども、その設置した回収ボックスをどういうふうに管理していくのかというようなことが問題になるかと思っておりますので、そういったことについてはそのセンター、あるいは利用者の方々との話し合いの中で検討されていくようなことにはなるかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように集まってきたキャップの分なんですけれども、どうしてもそれを送ったりしようとするときに経費がかかってしまうと。県内でのペットボトルキャップの回収がどのような状況かという、やはりNPO法人のエコキャップ推進協会が言われておるような価格での処理ができておらないみたいで、キロ当たり1円か2円、あるいはそれもやっぱりボランティア活動で集まってきたので購入されるというような面もございますので、やはりどうしても皆さんの思いよりも、そういった活動をされておる皆さんの思いにそぐうような形に、キャップの価格が安いもんですからなっておらないというような状況にあります。そういったことで、どうしても費用がかかってしまうというような部分についてのいろんな対策がとれば、活動は支援していくべきものと思っておりますので、そういうような方策がとればなというふうにご考えておるところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 知恵を絞って回収のコストを削減していった、考えるには菊陽にも収集業者さんがおられます。そういった方の協力を得て、その方たちに1日ちょっと手伝ってくれとか、そういうことができるように知恵を絞っていただきたいと思います。

次は、5番の町の将来についてですが、合志市では県営野球場の誘致に向け検討を始めているようだが、本町も県営野球場誘致に手を挙げるべきではないかについてですが、本町は県営運動公園の隣に位置し、空港もあり、熊本インターチェンジには近く、九州新幹線開通の鉄道ではJRの駅が町内に3つもあります。県内一番の立地条件が整っていると思います。そこで、本町でも県営野球場の誘致に手を挙げるべきではないかと思われませんが、過去に県営野球場の誘致について検討したことがあるのか、お聞きします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ご質問でありますけども、本町もこの県営野球場の誘致に手を挙げるべきではないかというようなご質問の趣旨でありますけども、将来の本町の発展のために私も自分なりに努力しているところであります。現段階で藤崎台球場が具体的に移転するというような詳しいところまでは、その情報の収集には至っておりませんが、移転計画があるとするならば、今議員が言われましたように県民運動公園に隣接する本町の南部台地というのは位置的にもこの候補地として最適地ではないかと考えているところであります。鉄道、新幹線も近々開通しますし、熊本空港ターミナルのほうも拡張の計画があつて、その事業も進められるようなところまで来ております。そして、道路等のアクセスも大変よいということでもありますので、今後も努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 合志市の議会だよりをちょっと読ませていただきますと、合志市の池永議員ですかね、が質問されております。合志市に存在する九州沖縄農業研修センターに現在熊本市にある県営藤崎台球場を移設できないか。広大な土地があり、駐車場確保やスマートインターの構想上の利便性、市として取り組んでいる熊本電鉄の存続にも役に立つと思われる。この地は県有地であり、県の施設をつくるのには適していると思うがについて、質問の答弁が総務企画部長ですが、プロ野球がホームとして使えるような県営野球場ができれば、スポーツを市の特徴にする素材の下地にもなると思われる。大量輸送が可能な電鉄やインター構想などで九州各県からの集客にも恵まれた交通環境の中にあると思う。市としては慎重な検討をしたいとなされております。計画があるなしにかかわらず、合志市に先を越されてはいけないと思います。もうぜひとも県営野球場が誘致できるよう頑張ってもらいたいと思います。

それでは、続きまして2番の未来づくりネットワークに本町はなぜ参加しないかについてですが、平成21年度の火の国未来づくりネットワークの総会資料によりますと、市町村負担金で菊陽町では3万円負担しています。にもかかわらず、参加団体はゼロであります。大津は2万5,000円の負担で4団体も参加、合志市は4万円の負担で7団体も参加しています。県下の参

加団体を見れば、自治会や歴史文化を守る団体、または校区でまちづくり、健康づくりをする団体など、このネットワークの目的は民間地域づくり団体、総合交流及び地域づくりの団体と自治体の連携を促進するとともに、地域づくりの情報提供等を行うことにより、自主的、主体的な地域づくりの取り組みを促進するのが目的とされております。参加すれば各種事業の補助金を受けられます。それに、平成23年4月に全面開通する九州新幹線に向けて、菊陽町の文化財や町並みを観光資源にしたいとするならば、隣接する市町村とともに協力しながら、点ではなく線で結び、円に変えて町を超えたネットワークづくりが必要だと考えますが、なぜ菊陽町はその負担金3万円も払って参加団体がいないのか、その点いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） お答えいたします。

まず、火の国未来づくりネットワークというような組織でございますが、これについてご説明したいと思います。

これは平成9年設立されまして、その当時は地域づくり団体熊本県協議会というふうになっておりましたが、平成18年に現在の火の国未来づくりネットワークという名前に改正をされました。それとともに、従来行政主導というところから、民間主導の組織に移行されたところでございます。目的としては、議員がおっしゃったような目的でございますが、要点は地域づくりの情報提供等を行うことにより、自主的、主体的な地域づくりの取り組みを促進するというところで、行政もこれに支援をしてるということでございます。会員として熊本県、それから各市町村、それから市町村長の推薦を受けた地域づくり団体であるというようなことが条件になっております。そういうことで、民間の意欲ある団体がこの設立の趣旨に基づきまして、このネットワークにかたりたいというようなことを町を通してこの団体のほうに申し込んでいただくというような制度になつとるところでございます。

そういうことで、菊陽町も市町村の会員ということになっておりますが、このネットワークができましたのが平成18年ということで、町では地域づくりの活動団体の育成をこれまでしてきたところでございます。そういうことで、このネットワークの趣旨に沿うような団体、推薦できるような地域団体がこれまでなかったということと、町といたしましても、県といたしましても、こういった活動団体があるというのを余りPRをしてこなかったということでありまして、そういうことで、現段階ではゼロということでありまして、18年度以降団体等を育成しておりまして、そういうことの中でそういう協力団体がありましたら、どのような形で地域づくりに参加していただくか、そのようなことをご相談しながら、そうした中から賛同していただける団体には申し込みを受けまして、ご推薦をしていきたいと、かように考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 菊陽町にもすばらしい文化財等、例えば鼻ぐり井手、また町並みにすればあの鉄砲小路の生け垣、我々上井手の古閑原の眼鏡橋等いろんな文化財がありますけど、そういうところにまちづくりの輪をする、今課長が申されましたけど、育成しますということ

でしたが、それとともにこの団体には青年団とか、また子どもたちを守る会だとかありますけど、各校区に青少協がありますよね。そういった方々にも働きかけはできないものかと思いますが、その点いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 今申し上げましたように、この団体が自主的な活動をやるというようなことと、私個人は地域づくりがメインという形で民間の方々が自分の地域を中心に活動をしながら、それを広げていくと。それは広がる範囲が町であったり、他の地域であったりしていきますが、そういう積極的に活動しようとする団体であれば、それは参加はできると思います。だから、県もそういう方向で従来は行政の活性化の問題がありましたが、文化、それから歴史、そういったものを活動のメインにおいて、それを地域づくりの活性化にしようとする団体についても、当然地域づくりの目的にはなりますので、そういう団体についても声をかけようというふうになっております。

そういうことで、これはあくまでもそういう団体が自分たちの活動のメインをどこに置くかということで、どんどんどんどん発展していくものでありまして、意欲ある団体については申し込みをしていただいて、推薦をしていきたいと、かように考えております。

それで、議員も今具体的な名前を出されましたが、その地域のまちづくりの団体等町のほうでも支援してきておりますので、そういった団体からまずは声をかけて、趣旨に賛同をいただければ申し込んでいただきまして、推薦をして、そういった活動、このネットワークに参加していただきたいと、かように考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 我が北校区の青少協の方々もこの前受賞もされましたけど、かなり活動をされております。子どもたちのためにそうめん流しとか七夕祭りとか、北校区のまちづくりのため活躍をされて、活動をされておりますので、そういった組織にこういうのがある、また助成も受けられるというのをお知らせ願いたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

明日は各常任委員会を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時55分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年3月18日（木）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年3月19日（金）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成22年3月23日（火）

（ 第 9 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成22年3月25日（木）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会

# 1. 議 事 日 程 (7日目)

(平成22年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成22年3月25日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議案第19号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第6号)について

日程第2 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第3 議員の派遣について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第21号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の変更(変更第2回)について

日程第3 議案第22号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の締結について

日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について

日程第5 発議第1号 現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書(案)

日程第6 発議第2号 E P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに、アメリカとの F T A 交渉を行わないことを求める意見書(案)

日程第7 発議第3号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書(案)

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

## 3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

## 4. 会議録署名議員

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |                   |       |
|-----------------|-------|-------------------|-------|
| 町長              | 後藤三雄君 | 教育委員長             | 三島誠一君 |
| 教育長             | 赤峰洋次君 | 教育次長              | 田中真治君 |
| 総務部長            | 宮本義次君 | 福祉生活部長            | 大川育男君 |
| 産業建設部長          | 服部貞夫君 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 大野秀治君 |
| 総務部審議員<br>兼総務課長 | 吉岡典次君 | 総合政策課長            | 松本東亞君 |
| 財政課長            | 實取初雄君 | 税務課長              | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長   | 渡邊幸伸君 | 福祉部審議員<br>兼福祉課長   | 眞鍋清也君 |
| 健康・保険課長         | 阪本修一君 | 環境生活課長            | 吉野邦宏君 |
| 町民課長            | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長           | 村田保孝君 |
| 農政課長            | 荒木一雄君 | 建設課長              | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長          | 坂本恭一君 | 下水道課長             | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長          | 平野誠也君 | 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 教育審議員兼<br>図書館長  | 帆保勇君  | 教育審議員兼<br>学務課長    | 大山晃君  |
| 中央公民館長          | 堀川俊幸君 | 生涯学習課長            | 佐藤清孝君 |
| 農業委員会事務局長       | 志垣敏夫君 |                   |       |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 阪本健治君  |
| 書記     | 山川真喜子君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴者の皆様に申し上げます。

本日はご多用の中傍聴においでいただき、まことにありがとうございます。

本日は、中部小学校建てかえに関する議案を最初に審議いたします。

会議中は、携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、私語や拍手はされないようお願いいたします。これらの行為が行われた場合、退席を求められることとなりますので、よろしく願いをいたします。なお、録音機やカメラ等の持ち込みは禁止となっています。厳守願います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第19号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について、この議案は中部小学校の建てかえに関する予算で、さきの臨時会で文教厚生常任委員会に付託し、継続審査となっておりました案件であります。この案件を議題といたします。

文教厚生常任委員長川俣鐵也君から継続審査になっておりました案件についての報告を求めます。

川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） おはようございます。

今朝から、今議会の最終日になりますが、平成21年度の当初予算、3月議会において中部小学校の議案が提出されて、否決されて、約1年を経過します。今日は、その1年間、私たち議会並びに執行部のたどってきた道をもう一度皆さんと確認し合って、この大事な問題についての結論を出したいと思います。

その前に、昨日菊陽町の6つの小学校で卒業式がありました。私も、校区柄、菊陽西小学校の卒業式に参加をさせていただきました。今まで小学校、中学校、何回となく卒業式に参加をさせていただきましたが、昨日の西小学校の卒業式ほど感動して涙をもらった卒業式はありませんでした。これは私の年齢的なものから来るものが多少あると思いますが、この議会でも何回も私は、卒業式の儀式にどうして「上げばとうとし」や「蛍の光」を歌わないのかと、やっぱり日本人の心を一つの儀式のけじめとして歌ってもらいたいというお話を何回かさせていただきました。しかしながら、今現状の教育基本法ないし学校環境では、私たちの世代と違って、子どもたちが卒業式をつくるという形になっているみたいで、お互いが、卒業するその子どもたちと在校生の5年生が意見を交換し合いながら別れの歌を歌うというような卒業式が、ほとんどそうです。

私が何で感動したかといいますと、菊陽西小学校の卒業生92名、途中いろんな在校生、卒業生へのエールの交換があったその途中で、92名の卒業生の子どもが全員立ち上がって、先生方に向かって「上げばとうとし」を歌いました。担任の若い先生は、それこそその世代的に「上げばとうとし」で卒業したかどうかわかりませんが、それまでの様相と変わって、ハンカチを出して涙をしっかりとふかれました。その光景を見て、「上げばとうとし、我が師の恩」、卒業する子どもたちにとっては、そのときは意識をしないかもしれませんが……

（「委員長報告をお願いします」の声あり）

はい。先生方にとっては、やっぱりそこらあたりの感情っていうのは非常にあるんじゃないかという思いがしました。そういうことで、すいません、余分なことだったかもしれませんが、できれば3年に1回、6年に1回の儀式は儀式として、日本の伝統を重んじていただきたいという思いをしたところであります。

じゃあ、本題に移らせていただきます。

今日のこの議案第19号の平成21年度菊陽町一般会計補正予算、これは中部小学校の建てかえに関する議案です。この議案の内容は、最終的に、いろいろ経過はありましたが、今のその現在地に、問題のあった、全体的な敷地を拡張できないか、校舎の構造が工夫ができないか、運動場を拡張できないかという修正提案で、その修正をするということでの提案です。これは、ここまでに至った経過をもう一回皆さん方と意識を共有しときたいという思いでお話をさせていただきます。

平成21年3月、後藤町長が当初予算で現在地での中部小学校建てかえを提案されました。これの行政の意図は、平成17年度耐震で、中部小学校は震度6以上の地震が来た場合は耐えられないと、だから建てかえが必要だと、これはわかってたわけですね。ただ、菊陽町には小学校6校、中学校2校あります。その小学校を一番初めに手がけなければならないということで、武蔵ヶ丘小学校を3年間かけて耐震補強工事をしました。南小学校も、北小学校も補強工事をしました。その中で、中部小学校、平成20年、中国の四川省大地震がありまして、これは早急にやらないといかんということで行政が提案してきたのが、早くできると、予算的にも一番安くできるということで提案をされたことだと思います。しかし、その提案のやり方が、あくまでも庁舎内での検討委員会で検討して一番妥当だと思ったから提案をしたということだったですけれども、やはり私たち議会ないし、保護者ないし、地域の方々に対する説明不足というのが多分にあったという思いがします。それで、議会では3月議会で否決をしました。

私たち議会の文教委員会というのは、4年の任期のうちで2年ずつ交代をします。その時点では、今の私たち文教委員6名は文教委員ではございませんでした。6月に組織がえがあって、私たち文教委員としてこれを担当してきましたが、最初の私たちの文教で検討した内容は、今の中部小学校、現在地で否決をされたということで、やはり私たち議会としても、よりよい小学校をより早くつくるにはどうしたらいいかということで、文教委員会としても十分検討しようということで、その間何回も委員会を開いて検討を重ねてまいりました。一番時間を

考えないでいいなら、文教委員会6人の全員の気持ちとしては、これだけ人口がふえとる菊陽町においても、北小学校は全生徒百五十数名、南小学校は何名ぐらいかな、100名切るぐらい……

(「70名」の声あり)

七十数名らしいですけど、1学年やっとしか、それも入学者が一けたしかないような学校があると。それならば、中部小学校の建てかえと。町の将来像を考えれば、校区のことも解決する、そういうふうなことを考えれば、久保田台地に教育ゾーンとして小学校をまとめればええじゃないかと。そして、すべてスクールバスで送り迎えをしよう。そういう構想が町の将来にとっては一番いいという、これは皆さんそういうことでは一致したんですよ。だけど、現実問題として、中部小学校の置かれとる状況を考えるならば、早急に建てかえて安心・安全の小学校をつくらんといかんと、そういう制約があるならどうすべきかということで、いろいろ検討してきました。

傍聴の方にですけど、議会は行政が提案することに対する反応しかできないんです。だから、3月の議会で行政の提案した現地案を否決をした。その後の行政からの、早く安心・安全の小学校をつくらんといかんとという気持ちの中での実際の提案が出てきた。その間、いろいろ議会のほうから、住民に対する情報提供が少ないんじゃないかと、保護者に対する説明もないんじゃないかと、それをしないといけないじゃないかということで、その間4つの地域で、東部町民センター、老人福祉センターで昼、夜、上津久礼の公民館で昼、4回の住民説明会がありました。私もオブザーバーとして4回とも出席をしました。そして保護者のアンケートもとられました。五百数世帯あるということですけど、回収率は20%ぐらいだったらしいですけど、いろんな意見、いろんな反応がその間にありました。

それで、その状況で出てきた提案が11月です。この11月の提案は、町民グラウンドということの提案でした。しかしながら、この町民グラウンドの提案については、また住民、保護者、いろんな角度から賛成、反対の陳情、動きがありました。特に中部小学校のその住民の方々の、3,000名近い方の新しい土地にしてくれという要望や、総合グラウンドを閉鎖してくれるなどという要望やら立て看板も立ちました。そういう流れの中で、私たち文教に付託、そのグラウンド案で提案をされたことで、これはこういう動きの中で、やはりグラウンドで本当にイエス、ノーで決をとっていいかと、何回も文教で検討しました。やはり少し時間を置いて、説明すべきところは説明、行政のほうから説明してもらおう。納得のいく状況で採決をとりたいということで、継続審議にいただきました。12月の議会までにそれができるのであれば、12月議会まで継続審議で時間をいただこうということで行政にも提案をしました。12月の定例議会中に、今度は町長のほうから、やはり新しい土地に対する要望の方に納得をしてもらうためにも、本当にあそこで小学校建設ができるかどうかという調査をするために時間をくれということで、再度継続審査になりました。

その間、私たち文教としても、県の農業担い手課、正式に役場のほうから申し入れをしても

らって、文教委員6名県に出向いていって、今の高峻の土地に小学校を建てるのが可能かということで、やっぱり自分たちも、人の話だけじゃなくて、実際調査をせんといかんということで、県に出向いて話を聞きました。そのときの感触は、私たち6人全員、これは確かに時間その他考慮しなければ、それは可能性あるかもしれない、しかし中部小学校の置かれとる状況を考えるのであれば、やっぱりここ二、三年でめどを立てるためにはこれは厳しいんじゃないかということで、再度文教としてもどうすべきかということで議論を重ねました。

本来は、行政がD案で提案をしとるわけですから、D案で採決をせんといかんという状況ですけど、本来は議会が、文教としてやっていいかどうかわかりませんが、この動きの中で、今のいろんな意見の持たれる人、住民の感情、そこらあたりを考えれば、やっぱり落ちつくところは、最初提案された現在地を少しでも工夫してもらって、ここ二、三年で小学校を建てられないかということで、現在地の問題点でありました敷地が狭い、がけ地である、構造上問題だということを、行政にできるだけそこらの問題点が解決できるように工夫はできないかという逆提案を私たちのほうもさせていただきました。最終的に出てきたのが、今日提案されている、3月2日臨時議会で今日の平成21年度菊陽町一般会計補正予算というのが出てきました。

私たちも、付託をされた委員会として、議会内の動きはすべてわかります。しかし、行政の内実までははかり知ることができない部分も多々あります。だから、私たちも、ここまで落ちついて、今日これを決をとらんといけませんけど、やっぱり行政のやり方にしても、私たちも文教委員会として満足しとるわけじゃありません。やはりもう少しわかりやすい、判断しやすい、そういうふうなこの議案の提案の仕方、議会に対する説明も、住民に対する説明も、この小学校建設であれば保護者に対する説明も、やはりもう少し納得させられる動きがあったんじゃないかと反省を促したいと思います。

しかしながら、今ここに至って、やはり私たちが共有した認識を持たにゃいかんことは、一日でも早く子どもたちの安心・安全な小学校をつくってやらなければならないと。この認識がなければ、なかなか議論がかみ合いません。ですから、そのところを、今日傍聴に来られてる方もいろんな立場の方がおられると思いますが、そこらの認識を共有していただいたの判断をぜひしていただきたいという思いがします。

これについての委員会としての議論は、皆さん方に、議員の各位にはお配りをしてあります。ですから、それを参考にしていただいて、疑問点があれば自席でお答えをします。文教委員会としては、いろいろ本当に激論をした状態で、最終的に4対1ということで可決をさせていただきました。そういうことで、内容についての説明は自席で質問を受けますので、そういう結論を文教としてはさせていただきました。

早期実現に向かって、ぜひ行政にはしっかり頑張っていただきたい。また、これだけ、1年もかけて物議を醸した、いろんな不信を抱かせた案件でありますので、設計業者の選定、建設業者の選定についての入札関係については、幅広く優秀な、特に経営上に問題があるとするな

らば、本当に日本の有数な設計事務所まで入札に参加していただいて、基本設計の入札、それから実施設計の入札、分けて業者選定をするように努力していただいて、本当にこれだけ時間を浪費しましたから、今後は雨降って地固まったというふうな、皆さんが喜んでもらえるような小学校建設実現に向けてやっていただきたいという思いがします。

あと、中身については自席で質問に答えたいと思います。そういうことで、文教としては、この議案については賛成ということで可決をしました。どうぞよろしくをお願いします。

(「委員長、結果はわかりましたけれども、時間かかっても構いませんから、要点だけ、文教厚生の中の討議の要点だけ、今日は傍聴者もいらっしゃいますので、口頭でお願いします」の声あり)

じゃあ、その意見の要点ですけど……

(「議長、その質疑は自席ですればいいんじゃないですか。甲斐議員が言われるとおりに、手を挙げて、そして委員長が自席で言えば、議長、どうですか」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 委員長は自席で答弁お願いいたします。

○文教厚生常任委員長(川俣鐵也君) それでいいですか。

(「はい、わかりました」の声あり)

じゃあ、答弁は自席で行わせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長(吉村豊明君) 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより議案第19号について質疑、討論、採決を行います。

議員各位に念のために申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、執行部に対する質疑は認めません。

何か質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 先日、文教厚生常任委員会が始まる前に、文教の委員長のほうに、これだけ質疑をしますので調べておいていただきたいということで書類を渡しておりましたので、順次幾つかお尋ねしたいと思います。

1番目が、駐車場計画がある山林北側に民家があるが、現在でも敷地の地盤高から擁壁の下まで4メートルくらいあり、その擁壁の下から駐車場の高さまでさらに4メートル下がるということであり、大変心配をしているところであります。この計画に対し周囲の同意が得られなくても、町は用地取得をする考えか、用地取得をすることが可能か、また駐車場工事をするのかと。さらに、用地取得ができなかったら前回否定された面積と同じということになりますが、文教厚生常任委員長は町民の方々にどのように説明をされるのか、これが1点目です。

2点目が、現在の中部小学校に建設する案は、町民から否定され、議会から否定され、町長自ら取り下げられた場所であるが、ここで小学校を建設することに町民の方々の理解が得られ

ると考えておられるのか。文教厚生常任委員長は町民の方々に何と説明をされるのか。

3番目が、この議案がもし可決されたとき、基本設計、実施設計の入札はいつごろと考えているのか。また、小学校建設検討委員会はいつごろ立ち上げられる考えか。

次が、前町長が中部小学校建てかえは現在の小学校南側に建設することが望ましいという答申を出されていたが、そのときの答申内容と今回の答申内容の整合性はとれるのかと。前町長時代の答申内容はいかがですかということです。

さらに、文教厚生常任委員会委員長は、3月20日の中部小学校建てかえに関する町民会議の意見をどのように受けとめられたのか、またその対応をどうすべきと考えられたか。

次が、文教厚生常任委員長は、何を根拠に農振除外、農地転用が不可能であると言い切れるのか。

次が、現在地建設案の3階建て一部4階建てでは、エレベーターは設置するが、スロープを設置する考えはないという説明がありました。エレベーターや階段での緊急時の障がい児童の避難の仕方に問題はないか。1階建てや2階建てが子どもたちの安全避難につながるのではありませんか。

次が、プール、体育館を屋上に建設して問題はないかということをも文教の委員長に手渡しておりました。そのことに関して答弁を願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 吉本議員から手渡されとる質問書、確かにいただいとります。これについて、私のほうで文教厚生常任委員会として議論をした分についてはお答えしますし、管轄を超えとる部分についてはお答えができません。

まず、Aですけど、駐車場のあの北側山林をどうする、開発するのかと。これも、具体的な内容については文教のほうで議論はしてません。やはりその絶対的な面積が少ないということで、昔からことわざにもあるように、自分とこの土地については、隣接する土地が手に入るのであれば、一番大事な嫁さんを質に入れてでも手に入れとくべきじゃないかということわざがあります。これは何でかという、やっぱりいつ緊急避難が起こるかわからない、そのときに土地の場合はこちらから頭を下げて買いたいと言ってもなかなか手に入るものではないと。だから、もし手に入る状況の土地が隣接であれば手に入れるべきだというのが1つ。

それともう一つ、今民間が上を開発しとりますが、今の状況で、あのがけ地を山林の状態で置いとくというよりも、行政のほうできちっとした開発行為に基づいて強度計算をした上での補強その他の工事をすることによって、かえって危険性はなくなるという専門家の話でした。ですから、私もそれは特別問題はないんじゃないかという気がします。

それともう一つ、買えないときはどうするかということですけど、これは文教委員会の中でも、この地主の方は、昔行政として土地を使えるところがあつたらぜひ提供したいという申し出があつた土地であると、だから買えるのじゃないかというふうなお話でしたので、それならばいいんじゃないだろうかという思いであります。

次、Bです。中部小学校建設に、町民から否決されたこの場所で再度建設をするということが理解されるかということですね。これは、先ほども申しましたように、先ほど壇上で説明したとおりです。

それから、C。この平成21年度菊陽町一般会計予算、これが可決になった場合、今後のスケジュール、実施設計、入札その他はどうなる予定かということですが、これが可決をされれば、すぐ入札、3月、4月で入札の準備をします。それと同時に、小学校建設検討委員会というのを立ち上げて、業者選定と同時に、その事前に立ち上げて、その組織をつくるという説明でした。これでいいですか、これについては。

(11番吉本 堅君「いいです」の声あり)

時期的には、いいですね。

(11番吉本 堅君「時期的なことも、3月、4月の入札ですよね」  
の声あり)

そうです。

(11番吉本 堅君「何の入札なのか」の声あり)

基本設計。だから、基本構想というのは今までずっと出てきとるわけです。だから、基本構想に基づいて、今まで提案をされてきた部分があるから、今度は一歩進んで、建設検討委員会の意見を取り入れた基本設計の設計業者を選ぶと、入札準備をします。

(11番吉本 堅君「その辺が、期間的にどのくらいかかるのかとかという議論はされてませんか」の声あり)

だから、入札を、3月、4月で入札事務をします。基本設計は一応120日を予定しとると。その基本設計が終わった段階で、再度設計業者については実施設計の入札をします。だから、同一業者になるかどうかかわからないということで、実施設計が大体240日。それで、この流れの中で、今日保護者の方、代表も来られとりますが、やはり地震が来た場合の危険性、早く安全な校舎に子どもたちを移してやりたいというその仮設校舎も、一応平成23年の夏休みぐらいまでには仮設校舎に移れるように、遅くとも平成23年の夏休みまでには移せるようにやりたいというふうなスケジュールを持っているということでした。いいですか。

(11番吉本 堅君「はい。それから、委員長個人……」の声あり)

(「すみません、余りここでやりとりはよくないんじゃないですか」の声あり)

いいですね。

じゃあ、D。前町長が現在の小学校南側に建設することが望ましいという答申を出されたが、そのときの答申内容と今回答申の内容の整合性はとれているのか。これは、その前町長は前町長のまちづくりの考え方があったでしょうし、新町長は新町長のやっぱりまちづくりに対する思いっていうのがあってしょうから、そこらあたりは私のほうで何とも言えません。

E。文教厚生常任委員会委員長は3月20日の中部小学校建てかえに関する町民会議の意見を

どのように受けとめたか、またその対応をどうすべきと考えたか。これは、先ほども言いましたように、これに関してはいろんな意見を持っておられます。だから、私たちも、先ほども言いましたけど、ここに来て、いかに子どもたちの安心・安全な小学校をつくってやるか、そこからあたりの認識を一致しなければ、なかなかこれに関してはみんなの同意は得られないと。だから、私たちも非常に厳しい気持ちを持っておりますが、一番ベターと思われるのは、先ほど申しましたこの予算を通して実行にかかっていたいただきたいということです。

それから、文教厚生常任委員長は何を根拠に農振除外、農地転用が不可能であると。不可能であると言い切れるかということじゃなくて、これも先ほど言いましたけど、私たちが委員会として、県にも行きましたし、またこれについて代議士の話も聞かせてもらいました。時間を考えなければ、それは農地法、農振法が厳しくなって変わったといってもできないことはないと思います。しかしながら、今の町の体制、行政もそのつもりはない。その状況の中で、じゃあ小学校を、これを可能性を追求しとったらいつ小学校ができるのかということ考えた場合、私たちもやっぱり苦渋の決断をせざるを得ないということで、先ほどの結論を出したところであります。

それから、Hは、これはあくまでも基本設計段階で工夫して考えるべきことだと思います、HとIは。

そういうことでお答えをします。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一番最初の、駐車場計画がある山林北側に民家があるがというところの答弁なんですが、今委員長は問題はないと考えるということなんですが、この辺は委員長個人の判断なのか、そういうことはないと思うんですが、もちろん文教委員会で議論をされてからの結論と。ただ、今委員長のほうからの答弁は、地主さんのほうは小学校建設の一環であれば協力をしてもいいというふうな話のようでしたが、その土地に関して境界がはっきりしないことには、町としても用地取得というのは非常に難しいんじゃないかなという思いがします。その辺はどうなのか、再度そこをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 冒頭申しましたが、これに関して具体的に委員会としての議論はしておりません。ただ、これはもう、今吉本議員が言われましたが、私の感じとして、問題はないという思いであります。これは委員会で具体的に議論したことはありません。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 私が議員としてあえて文教の委員長に質疑を出したということは、文教の委員長個人に質疑をしたということではなくて、文教委員会として、町長の、当然町長も出席のもとでしょうから、その辺の議論がされるべきことであるという思いで質疑をしたところ

であります。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） だから、先ほど申しましたように、今の現在地での中部小学校の校舎建設に当たって、いろいろ工夫して建てるために絶対的な土地が必要であるということであれば、やっぱり工夫して、手に入れられる隣接地は手に入れて、よりよい小学校建設を考えるべきじゃないかという思いでの答えです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 文教厚生常任委員長に質問をいたします。

前もって委員長には質問の要旨を手渡しておりますので……

（文教厚生常任委員長川俣鐵也君「前もって。今日いただきました」の声あり）

今日ですけど。一応まとめて申し上げます。それについてお答えいただきたい。

実は、今度文教厚生常任委員会に付託をされております案件は、一度否決をされた地での再提案という形になっております。間に1年間という経過があるんです。これが、全員協議会等にもこの話が出てきたときに、私あたりは、もし、本当はA、B、C、D、E案、最終的にはC、D、E案があって、C案が、現地案が否決されて、D案が取り下げられた、町民グラウンド案が取り下げられた。ならば当然E案、その新しい土地というふうなところに行くかと思っておりましたが、現地案に舞い戻ってしまった。それについて疑問は感じましたが、先ほどから委員長がおっしゃっておりますように、期日の問題も、余り長期間をこれにかけるわけにはいかないという思いもあって、もしも否決された案件であっても、提案に劇的な変化があれば、それは一応お聞きしてもよかろうと、考えてもよかろうという気持ちでありました。それで、お聞きをいたしますが、否決された現地案、C案と、今回付託された修正C案の違いについて、今から申し上げますので、その件について質問にお答えいただきたい。

まずは、候補地の位置、これはもうご承知のとおり、あの傾斜地、それから平地がちょっとありますけれども、ほとんど変わってない。それから候補地の広さですけれども、全員協議会等に出てきましたのは、先ほどから吉本議員の質疑にもありましたように、まず候補地の広さについては、1つはあの北側の山林を買収すると。これも吉本議員とちょっとダブりますけれども、果たしてあそこにはもう既に上に住宅が十数軒、10軒ぐらいですか、建っております。それから、下のほうには、一番下には保育園がございます。標高差が15メートル、県道からすると大体あります。そういうところに手を入れて、果たして、先ほどは委員長はかえって安定すると言われましたが、私あたりからすれば、これ非常に危険じゃないかなと。現在もあの擁壁が、上のほうで言いますと3メートル、これまた切り下げんといけませんから7メートルぐらいになるかと思いますが、切り下げて、そして平面になって、15メートルぐらいでしょう

か、この平面が、差し渡し、そしてさらに4メートルぐらい切り下げて、そこに擁壁をつくって、現在の保育園から立ち上がるとる3メートルの擁壁につなぐというふうなことになると思うんですけども、非常にこれは危険じゃないかと。それら、当然周囲の住民の方々の反対に出会うんじゃないかと。したがって、これは非常に不可能だという気がいたします。

それから同時に、駐車場に使うというお答えでした。まだこれは決まってないということですけども。大変これは無駄だと思います。駐車場のために、あれ約2億円ということでしたけれども、そんな土地を広めるといっても、これは意味がないというのが1点です。その辺を委員長どう考えられるか、また委員会でどう討議されたのか。

それからもう一つは、プール、運動場を広げるためにプールを移設をすると。移設先も、最初は3階建ての校舎の屋上ということでしたが、その後のいろんなやりとりの中で、どこに行くか今検討中でありまして、宙にさまよっております。それから、これ、運動場を広げるためにプールを移動すると、これはわかるんですよ。ただ、どこに持っていくか。持っていきようがないんじゃないか。

それから、南側の民地も、プールの南側に民家があります。それもできるだけ買収できるように努力したい。これ、聞いてみますと、私に入ったニュースによりますと、絶対だめだとその持ち主の方はおっしゃっていると。これもだめと。それから、学童保育等は、これは移動するということです、取り込むと、校舎の中に。だから、この部分は若干運動場は広まるだろうとは思いますが。そういったことの中で、この校地の広さについてもほとんど前の案と変わりはないと。

それから、校舎の状況です。校舎が、最初4階建て一部5階建てという案がありましたが、若干ずつと流れてきまして、現在では3階建てが1棟、それからもう一棟が、体育館がその3階に載る、2階までが教室、3階が体育館と。その辺で、余りC案のもとの案と劇的に変わっている様子はない。むしろ状況としては厳しくなってるんじゃないかと。体育館という非常に重いものを最上階に持ってくる、教育環境としてどうかというふうに思います。

それから最後に、総工費、総工費の概算ですが、もともとの案のときには25億円の概算です。今度は、修正の場合には約35億円、10億円はね上がっていると。条件も非常に厳しいし、こういった費用の面も非常にはね上がっていると。この辺をどう討議されたか、また委員長はどうお思いか、その辺をお伺いしたいのが1点です。

それから、第2点は、町長のこれまでの手法ということで質問をしておりますが、これは委員長個人に対する質問になりますので、これは省略をしたいというふうに思います。議事録を見ても、それについての、町長のこれまでの手法についての討論等はなされていないようですし、それを私が求めても、いや、それは議論しておりませんというふうに答えられると思いますので、これは省略をいたします。

次です、3番目。議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）が仮に採択された場合に、事業の手順がどのように進められ、またおのおのの過程についてどのような期間を

要するかという質問を出しております。これはもう先ほど答えられましたので、確認にとめたいと。私が申し上げることでよければ、イエスカノーかでそれはお答えいただきたい。

1つは、基本設計、それからこの議案に出されておる金額は1億800万円ですね。小学校の建設で、補正が1億800万円ですが、先ほどのお答えでは、予算としてはこれを一括して提案をするけれども、実際の実施としては2つに分けると、基本設計と実施設計2つに分ける。だから、そこまでの話はありませんでしたが、3対7ぐらいの割合のこの分割になるんじゃないかという気はするんですがね、約3,000万円あるいは7,000万円、そのぐらいの分割になるんじゃないかと思いますが、まずその基本設計と実施設計を分けるということが1点、それから基本設計については、入札予定で業者を決定するのと、検討委員会を立ち上げるのが、まずですね。そして、検討を加えながら、議会との調整も図って、この基本設計を確定すると。これに要するのが、大体何日とおっしゃいましたかね、120日。つまり約4カ月ですか。それから次に、これが終わったときに、もう一回実施設計、基本設計をもとにした実施設計のために入札をして業者を決定。このときも検討委員会による検討は続けると。そして、議会とも調整を図って最終的に決めると。これが240日ですから、約8カ月と。両方合わせて大体1年間ぐらいですね、基本設計、それから実施設計、約1年間ぐらいかかると。こういうことでしたけれども、それでよろしいかどうか、そういう理解でよろしいのかどうかということ。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 修正C案というのは出されておるけども、何ら変わりはないんじゃないかというふうなご意見だったと思います。しかし、私たちが今の現在地での小学校建設ということを否決されたその問題点として皆さん方から伺つとる中身は、やはり絶対的な面積が狭いんじゃないかと、特に運動場の面積が狭いということですね。それと、これはもうがけ地であるということは、これはもう避けようがありません。それと、構造上、4階一部5階、これは構造上問題じゃないかと。だから、その時期がある程度見込めて、子どもたちの安心・安全な小学校の早期実現をさせるためにどういう工夫が要るかとなったときに、今の現在地の問題点を修正をして、できるだけ問題が少ないような状況でやるしか残された道はないんじゃないかというふうな思いでの結論で、思いはそういうことです。

甲斐議員から言われましたが、確かに駐車場、北側山林、4,400平米、約1,300坪ぐらいありますが、確かにがけ地で、有効利用の面積は半分になるかもしれませんし、3分の1になるかもしれません。しかしながら、今のその学童保育の、検討委員会の状況での基本設計でどういふふうな考えになるかわかりませんが、運動場を広くするために学童保育をどこに持っていかということもあります。それと、小学校に来られる来校者に、父兄の方々の駐車場用地としてもある程度やっぱり、せつかく小学校建てるのに、有効スペースを確保すべきじゃないかといういろんな問題があります。だから、基本的にそれはもう設計段階でないとわかりませんが、広くできるところは、妥当な値段で手に入るのであれば手に入れようと、入れてもらいた

いという思いです。

実際面積を見ますと、今の学校敷地が1万4,992平米、北側山林が4,443平米、駐車場西側ふれあい農園が1,092平米、トータルしますと2万527平米になるわけです。それプラス、プール敷地1,003平米、それと西側の県道沿いの、これは一生懸命努力をされてみないとわかりませんが、運動場を拡張するために、民間の買収も手がけてもらいたいと。これは要望ですので、現実実現できるかどうかわかりません。そこらあたりを考えれば、面積的には2,000平米ばかりふえるわけです、実効面積として。ですから、これはもう考えようです。ですから、どう判断されるか、何も変わらないじゃないかと思われる方はなかなか納得をさせるわけにはいきませんので、私たち文教のほうとしては、できるだけ否決されたC案の問題点が解決できる方策として最大限努力すべきことはないかということでの思いです。

それと……

(4番甲斐榮治君「建物の構造」の声あり)

建物の構造。だから、建物の構造も、それこそこれだけ物議を醸した案件ですので、設計業者、これをそれぞれ全国に求めて、優秀な設計業者を選んでもらいたいと、もうこれだけです。できるだけあの地形を一番有効に活かしてもらえる設計業者を公平に、フェアに選んでいただきたいと。建設検討委員会等の意見を参考にした基本設計ができ上がった段階で、もう一回実施設計業者は再度入札を行って、さらによりよい実施設計ができるような業者を選んでもらいたい、これはもう私たちの要望です。これでよろこびますか。

それでは、3点目は、もう言われた……

(4番甲斐榮治君「総工費、総工費」の声あり)

ああ、総工費も、小学校だけじゃなくて、運動場に学童保育の施設が今1棟、今度2棟になるということですが、これは小学校は学務課、学童保育は福祉課で、担当は違いますが、いろんな計画で当初は校舎内に入れ込むとかというふうな計画もあるみたいですけど、この学童保育はできるだけその拡張した敷地内でおさめられないかという文教の委員さんからの意見があります。だから、ふれあい農園を手に入れたら、あそこあたりがいいじゃないかとかいろいろありますが、これはもう設計段階で、それぞれ検討委員会で検討していただいて決めていただくことが一番ベターじゃないかということで、そこらあたりの絡みで、1億円ないし2億円あたりのその金額のずれがあるとかいろいろありますので、その金額的な、絶対的なその金額、文教として適当な判断ができないと。これは一応の数字はいただいておりますが、やっぱり小学校、早期に実動をしていく中で、そこらあたりの数字的なある程度の動きは仕方がないんじゃないかと。一応目安としては出ておりますが、そういう思いでおります。

あと何がありましたかね。

(4番甲斐榮治君「あとは確認です、工期の確認」の声あり)

工期の確認は、先ほども申したとおりです。それでお願いします。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 委員長から今いろいろ伺いましたが、これはもうイエスカノーかだけで結構ですが、今お聞きしたところ、その校舎のロケーション、要するに位置、これは従来のがけ地であると、傾斜地である、変わりはありません。それから、校地の広さについても、プールの移設先は今のところ不明、それから南側の民地取得の可能性も、これもよくわからない、努力はするということですが、よくわからない。それから、学童保育棟は、今度できる校舎の中に取り込むと。だから、運動場は若干それで広くはなる。けども、この学童保育棟そのものがどういう教育条件になるか、環境になるか、大体想像がつかますが、余り風通しのよくない、北側の壁にくっついた、そういう非常に暗い構造になるのではないかと心配されます。それから、北側の山林、駐車場として必要というふうにおっしゃいましたが、先ほどのできるかできないかという点については、またこれは水かけ論になるかもしれませんけども、私はもうほとんどできないんじゃないかというふうに見てます。ほとんど、そうすると変わらないと。したがって、最後の総工費は、これは土地を買うというふうな、あるいは開発費とかが入って35億円、10億円はね上がっておりますけれども、それがなくなればこれは引込むわけですが。ただ、私たち議員がやっぱり1年間かけて検討してきて、ほとんど変わらない状況でそれに手を挙げ下げしてくれというふうなことで、委員長はもうそれでも仕方がないと思われませんか、その点だけ1点お答えください。

○議長(吉村豊明君) 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長(川俣鐵也君) 建物の構造とかなんとかっていう件に関してですが、委員会としても、この校舎の構造、特に自然採光、太陽光の採光、それとがけ地であるがゆえの通風をどういうふうにするかと、そこらあたりは十分基本設計の段階で検討委員会で十分ネゴをさせていただきたいという意見は出て、条件はつけております。

それと、この1年間かけて何ら変わらない、もとに戻ったじゃないかと言われますが、結果的には位置的にはもとの位置に戻ったかもしれませんが、内容的には、本当にいろんな議論をし、いろんな努力をしゃってきたつもりでおります。ですから、これで、どうなるかわかりませんが、この補正予算の6号、この状況によっては、またどういうふうな収拾策がとれるか、非常に心配はします。しかしながら、何ら1年間無駄なことをやってきたというつもりは毛頭ありません。もうこれ以上考えられないくらい6人の委員で一生懸命やってきましたし、これ一番ベターな結論だということで委員会としては結論を出しました。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 最後の質問です。これは通告をしておりますが、昨年11月の段階で、町長が町民グラウンドに建設するという提案をされて、文教厚生常任委員会に付託がされました。先ほど委員長も簡単には触れられましたが、本来は、ですからこの11月から現在、この前3月2日にその町民グラウンド案が取り下げられましたけれども、それまでの間については、

文教厚生常任委員会としては、この町民グラウンドに建てるということの可否について、付託をされておるんですから、それについて当然議論をして結論を出すべきだというふうなのが筋だと思いますが、ただ、委員長はいろんなことを考えたとおっしゃいました。わからないではありません。随分悩んできましたんで、わからないではありませんが、現在地の修正を逆提案したと、こういうふうにおっしゃいました。この手法について、私たちは全員協議会でその辺の話聞いたこともないし、文教厚生で今後ともそういう運営ができるのかどうか、これはちょっとやっぱり確認をしておきたい。

もう一回申し上げます。町民グラウンドで建設をするという案が付託をされておった。諸般の事情でその採決には至らずに、ほかの案を文教厚生常任委員会だけで判断をして逆提案をした。それが町長の案になって返ってきて、全議員の判断にかかっていると、こういうことが今後手法としてそれでいいというふうに委員長はお考えですか、その点お答えください。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 私の説明不足だったかもしれませんが、あくまでも行政からの提案は提案です。グラウンド案でした。だから、それについては十分委員会としても議論をしました。そのグラウンド案の検討事項で、やっぱり同じように私たち委員が悩んだのは、町民グラウンド、今の利用者が年間10万人近くいると。確かに人口の今の半分ぐらいのときの総合グラウンドだったから狭いかもしれんと。しかし、今の3万6,000の人口になったら、もうちょっと設備のいい広い総合グラウンドが必要だという認識はみんな一緒です。しかしながら、町民グラウンドを今のこの条件のところに残してくれという反対者の意向でしたよね。それは、小学校の新しい土地も含めて、随分たくさんの方々が反対者が存続をしてくれというふうな意思表示が、現実にむしろ旗が立った状態で、グラウンドに関しては残してくれという意見が非常に多かった。だから、やむなく、私たちはやっぱりこれをおさめるためにはどうしたらいいかということで、D案についても議論を重ねました。その中から出てきたのが、何も私たちが行政を動かしたわけじゃない。解決しなければならない、どうすべきかといった場合に、文教として、やはり小学校、今の、津田小学校の伝統ある流れであそこにあります、あそこをやっぱり問題点を解決して生かしたほうが、住民のわだかまりも少なくなるだろうし、一番ベターな方法じゃないかということで、問題点が解決できればしてもらいたいという私たちの気持ちを行政に伝えただけ。何も拘束力を持ってやったわけではありません。これについては何もおかしな動きをしたつもりはありません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時7分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 通告をいたしておりませんが、校舎の北側の山林を購入するという説明がありましたけれども、全協で駐車場云々という説明を聞いて、私はちょっと何か変だなというふうに感じましたので、質問をします。

委員長、駐車場、この文教委員会の中で検討されたと思いますけれども、駐車場は学校教育に不可欠、必要性があるのかどうか、そういう判断のもとで検討をされたかどうか伺います。

土地が広くなっても、通常余り使わない駐車場があっても意味がないと私は感じました。そういう発想しかできないのかと。学校教育たるものは何だと、学校の施設は何であるというような観点で計画をされたのかどうか、そういうことについて委員会の中で検討されたかどうか伺います。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 先ほども冒頭申しましたが、この件に関しては、その中身の検討は委員会としてはやっておりません。だから、先ほど個人的に申しましたが、一応駐車場ということでプランが出ておりますが、行政のほうからも、駐車場だけじゃなくて、例えば学校菜園にするとか、それこそ基本設計の段階で、土地がなければ使い道はないわけですから、だからそこらあたりで、やっぱり隣接として手に入れられるものであれば手に入れて使うという計画という思いでおりますので、特別学校教育がどうだこうだというんじゃなくて、学校教育というのは全体的な学校の環境ということでしょうから、これも別にその駐車場を広くしたから学校教育に関係ないじゃないか、これに金使うのはどうかということは、私はそういう思い、また感覚的にそういう感覚ではありませんので、ただ文教委員会として、これの具体的な使い道までは検討しておりません。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今の説明で、大体これぐらいのもんだという感触は私は受けておりまして、必要に質問をしております。

まず、当初我々に説明された段階で、私は本当はあんな駐車場に2億円もかける必要はないと、学校教育にもっと直接関係あるような発想の仕方をやってもらいたかったなと思います。それで、余り検討されなかったということについては了解をしました。

以上。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） ちょっと金額が、その駐車場が2億円ということじゃないと思いますので、これは山林や西側の、今ふれあい農園とかそういう使っておる土地、それと開発まで入れての予算だと思いますので、それだけは訂正をしておきますので、よろしく。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 長い期間、文教委員の皆さん方、本当に真剣に審議をされまして、ご苦勞でございました。中でも委員長は、その責任から大変なご苦勞をなさったことと私は推測いたします。特に、詳しく委員長の説明を聞きますし、またいろんな方からの質問もあって、本当に委員長のご苦勞ははかり知れないものがあると思っておりますが、1つ委員長にお尋ねしたいことは、先ほど委員長の答弁の中で、新しい土地の問題で、時間をかければできないことはないと思うという自分の正直なお気持ちを述べられましたが、それには変わりはありませんか。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） その解釈の問題ですけども、確かに農地法、農振法の改正がありまして、6月改正あって、実施が12月15日からということだったと思いますが、その中で一番、私も県庁に行ったときにお話をしたんですが、これだけ遊休放棄地があるのに、何で農地法を厳しくせにやあんかという、県の審議監に質問をしたときに、やっぱり優良農地だけは絶対守ると。優良農地というのは甲種農地、1種農地です。津久礼の県道南側の農地については、やっぱり甲種農地、優良農地です。ですから、これは農地法改正によってほとんど、小学校、公共機関の建設といえども、今までは原則として認められつつけれども、原則の例外も認めないと。しかしながら、これはもう法律ですから、それなりにできないことはない部分はあるという意味です。だから、私の個人的な判断としては、やはり小学校建設という時間に制約がある以上は、個人的にはもうほとんど不可能だという気持ちでおります。だから、そういう意味でのその可能性があるというのは、できる可能性があるというよりも、この問題については厳しいという判断を私はしています。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 先ほどのお話と若干変わったなというような思いがいたしますが、時間をかければできないことはないと思う、ただいまの答弁では、やはり限られた時間内で建設すべきだから、そういうことを考えれば、自分の考えとしてはもうないというような思いの答弁のようでしたが、これは、執行部はもう最初から新しい土地には建設は不可能と、この一点張りですとこれまで来ておられます。そういう中で、最初委員長が言われましたように、時間をかければできないことはないと本当に思われたならば、やはりそういうことを執行部にぶつけて、そしてまた執行部を説得して、努力をしていただきたかったというような思いがいたしますが、その点についてのお考えはどんなものでしょう。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） これは、先ほどの甲斐さんの質問とちょっと矛盾するような受け方を私もしますが、確かに私たち文教委員会として、もうトドのつまりといいますか、もう最後の手段として、修正C案しかないなということで、議論に議論を重ねた末に執行部に提案はしましたが、その過程において、今の鍋島議員のお話は、新しい土地にできる可能性

があるならどうしてプッシュをしなかったかというお話だと思いますが、あくまでも、先ほど壇上でも話をしましたが、私たち委員会、私たち議会っていうのは、行政が提案するものに対する審議なんです。だから、行政がやるつもりがないというのはおかしいですけど、提案がされてない部分について、どうして提案しないか、提案しないか、こっちがええじゃないかということ、私は、これはもう鍋島議員あたりが一番ベテランでわかっと思われたいと思いますので、そういうことでしなかったということです。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 委員長は、執行部からの提案がなかったからと、先ほどから再三お伺いしておりますが、私のところに文教委員会の状況が情報として入ってきた中には、先ほども質問がありましたが、付託されていた町民グラウンド案は審議をしないで、そしてC案、もとの土地を執行部に相談をされて、それを町長が今度のC案の問題をまた投げかけておられます。そういうことを思えば、やはり文教としても、その提案の一翼を担われたとしか私にはどうも理解ができませんが、そこら辺のところを、委員会には提案は、権利がないからというようなことを言われます。私はそのことが実は本当のことだと思いますが、その付託されたグラウンド案のときにはそういう委員会の動きをされたということも耳にしておりますが、どうもそこら辺のところは答弁と合点のいかないところがあります。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） ちょっと鍋島議員がどういうふうな情報入手をされたかわかりませんが、私は委員長として、文教委員会のいろんな議論、結論はすべて、それぞれお互いに違った意見を持つとる議員の方がほとんどですから、議論を全部出していただいて、最終的には委員会として方向づけをしなければならぬ部分については全部同意をとってやってきてます。これはもうどの委員に聞かれても間違いのない、そのやり方について、私は不適切なやり方をやったつもりは全然ありません。だから鍋島議員がどういうふうな情報を聞かれたかわかりませんが、D案についても十分議論をしました。それで、議論の最後に結論、方向づけを出すときも、必ず全委員の意見を聞いて、2度、3度確認をして、これでいいか、これでいいかと、皆さんの同意をもって進めてきたつもりです。これはもうどの委員さんにお聞きになっても結構ですので。そういうことで運営してきたつもりでありますので、どうぞよろしく。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、賛成討論、反対討論交互に行います。

まず初めに、反対討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 現地修正案について反対の立場から討論を行います。

私は、保護者のご意見を全部読ませていただきました。保護者の共通の思いは、子どもの命を最優先、早期に解決をしてほしい、議会も行政も、自分たちが通う、自分の子どもが通っている、仮設トイレを利用しているといろいろありますけれども、子どもたちのことを考えて対応してくれていないという失望にも受け取れる内容もありました。

私は、やはりここを真摯に受けとめて、私たち議員が、仮設トイレとか、私たち、本当に自分がもしそういうのを使っていたら、早くしてほしいというのがやっぱり一番の願いだなというふうに思います。

私は、D案のグラウンド案が出されたときに議会でも意見を述べていますので、その立場は変わりません。私は、結論からいえば、グラウンド案が今通っている保護者の思いに一番応じる早い解決策ではないかと考えます。その理由は、すぐ着手できるということです。2つ目に、敷地も十分確保できるということです。また、3つ目に、利用されている方の反対の署名もありました。しかし、子どものことを、そして将来を担う子どもたちのことを一番に考える、菊陽町はそういう町であるということ子どもたちに話し、また大人の方には代替案を示し、不便をかけない対策を求めました。私は、今の菊陽町には、この方たちに不便をかけないで対応する、すぐできないかもしれませんが、計画を示して理解を求めるということは十分できるのではないかとこのように思います。それがやはり行政も議員も足りないのではないかとこのように私自身は思っています。将来的には、南小、また北小の人数等々ありますので、やはり町全体の校区も見直して、総合的な政策立案が求められるということもこの前のD案のときに要望をしました。

現地修正案はなぜ私が反対かといいますと、敷地を広めるといいますが、なかなか今から検討委員会を立ち上げて、また近隣の土地を購入する、非常に時間がかかるのではないかと。検討委員会でも、プールの問題等もありますし、また仮設校舎も子どもたちに負担をかけるのではないかとこのことを懸念しています。E案につきましては、やはり時間がかかり、現実的にハードルが高いというふうに私は考えまして、現地の修正案、またE案についても、やはりこれでは保護者の思い、期待にこたえられないということで、私はやはり町長が英断を持ってグラウンド案を進めていただきたいということを要望して、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 次に、賛成討論の方は。

岩下和高君。

○6番（岩下和高君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で意見を述べます。

この中部小の建てかえについては、はや1年が経過し、さまざまな議論がなされ、今日に至っております。当初、私は現地案を反対した一人であります。しかし、それには、町民グラウンドに建設が可能であるということが前提にありました。それで、理想の小学校ができることも信じておりました。その後、町民グラウンド案は議決に至ることはなく、安心できる教育環境

を用意するという耐震化対策事業としての目的は置き去りにってしまったのではないのでしょうか。これは、町、それに我々議会議員の責任であり、子どもたちの命にかかわることで、深く反省すべきだと考えております。

私の信条は、現場の声を、意見を酌み取り、反映させ、実行することにあります。今回の現場は学校であり、その声は、子どもたち、保護者、親であると考えます。現在、その民意は、一日も早い建設をと望む声が大多数になっているのが事実です。当然この声が町民皆様のすべての民意だとは思っておりません。しかし、先ほど申しましたように、今回の現場は学校であり、保護者の声が最優先の民意だと考えております。

このような理由から現状を勘案しますと、一日も早く建設できるのは現地だと考え、本議案に対する賛成の討論とさせていただきます。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 次に、反対討論の方。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論いたします。

まず初めに、地震防災対策として、構造上危険な学校建物の改築や補強についての国庫補助制度として、不適格改築事業、地震特措法、これが平成7年に制定され、平成8年度から現在まで、5年間の延長、延長で来ておりまして、今年が平成22年です。町長が今になって一日も早くと言われても、言いわけにもなりません。また、建設場所については、後藤町長が総務部長として活躍されていた平成17年に現在の中部小学校の南側での建てかえが望ましいという答申が出ていたものを後藤町長が見直しをされた以上、今さら前町長が下された答申に戻りづらい事情はよく理解できます。しかし、そこは首長として適正な判断を期待するところです。

この中部小学校の建てかえについては、現在地案、町民グラウンド案、新たな場所案の3案がありましたので、当然3案について議会が判断できるような資料の提出があるべきですが、議会が判断できるような資料の提出がなかったということです。このことは、先ほど文教委員会常任委員長のほうからも説明があったところであります。特に新たな場所案については、完成までの期間が6年以上かかるという一言で、ほとんど取り組みはされませんでした。本来は町民説明会の意見や反対署名3,346名の方々の思いを強く受けとめ、新たな場所での建てかえに取りかかるべきでした。町の取り組みがおくれたために、昨年6月の農地法改正により小学校建てかえをますます難しくされました。また、学校建設検討委員会を立ち上げることもなく、一番大切な地域住民の方々の意見も聞かず、小学校建設場所設計等予算を提案されました。

先日、3月20日の中部小学校建設を考える町民会議で、今後の事業の進め方についての執行部の答弁と、3日後の3月23日議員全員協議会での町長の答弁の食い違いや、今議会に提案してある案件を、議会採決の前々日に議員全員協議会を要請し質疑を求めるやり方は、町長の責任体制を否定されることになりかねません。このたびの町民会議での質疑として、町民の意思

を無視した小学校建てかえであるという意見が数多くあり、町長の提案の仕方には不信感がつきまといまいます。

さらに、町長が小学校の建てかえについて適切な指示をされなかったために、町長自身、どの案がいいのか悪いのか判断ができていないために、町長が提案された建設場所を町長自ら2度も取り下げられました。このような提案の仕方は全国どこを探したら見つかるのでしょうか。

ここまで小学校建設がおくれた原因は町長にあり、町長の責任は重いものがあると考えます。このたびの小学校建設場所は、平成21年3月議会で設計予算を議会が否決したところであり、ただ単に用地確保ができるかどうかかわからない傾斜地、山林を区域の中に含めただけのことで、全体的な小学校の土地利用として何も変わったことはありません。かえって不必要な土地購入につながるのではないかと考えます。

また、プールを屋上に建設するとか、体育館を屋上に建設するとか、何もわからない状況で議会が予算を認めることはできません。小学生の安心・安全を考えれば、少なくとも2階建てまでには抑えるべきと考えます。

また、小学校の建てかえをするのに、わざわざ傾斜地に建設をする必要があるのかということです。まずは、地域住民の方々が望まれる新たな土地での建てかえが本当にできるのかできないのか、町長自ら各方面の方々に相談をされ、可能性があるとするれば、期間的にどうなのか、あらゆる可能性を調査の上、どうにもならないのであれば、そのときどこか建設地を決定すべきと考えます。このことは、町長がその気になれば答えはすぐ出るものと考えております。

また、現在の町長の提案は、菊陽町の10カ年計画の指針である第4期菊陽町総合計画の中のパートナーシップによるまちづくりの「住民と行政が協働で創るまち」からは随分かけ離れているということも指摘し、反対討論いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 次に、賛成討論の方。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について、中部小学校の建てかえの賛成の立場で討論いたします。

先ほどから質疑、討論なされておりますが、昨年3月に議会の中で現地在が否決されたことはわかっております。その中の一つでグラウンド案は、今の反対者の中で多数おられました。皆さん方が、今の現地案がいかんならばグラウンド案がいいというような物すごい怒りがあって、グラウンド案に私たちも賛成するつもりで賛成しました。ところが、どういうわけか、グラウンド案を否決するようなむしろ旗を立てられました。どこが本音か、どこが本音でないか、反対する人たちの気持ちが私はわからないのですよ。

私は、3月、6名、現地案で賛成しました。否決されました。そのときの後の議論が、グラウンド案が最高、ベストで反対者の方々は多数言われました。ならば、グラウンド案でいきま

しょうて、私たち6名もみんなと一緒にいきましょう、グラウンド案でっていったのです。ところが、反対の方がいつの間にか、意図的なことが何かあったかもしれないけども、ほかの新たな土地のほうに、全然執行部が提案もしてないのに、勝手に回ってとつです。これは事実です。皆さん、議員さん、みんな知つとるから。ですから、そういうちぐはぐなことを反対の方がやっても無駄なのですよ。議員が責任を問われるのですよ。3,000名の反対のグラウンド案が出たということですが、ある某議員はその逆で、早く建ててください、現地に建ててくださいと、グラウンドに建ててくださいと、いろいろお尋ね、ある某議員にしたところ、反対の署名運動も出てますので、賛成の署名運動したら大ごとになりますよ、事実反対議員が言ってるんですから。3,000名の署名なんか問題になりませんよ。あのとき、ちゃんと正当な理由でああしてくださいとさえ、5,000も6,000も、1万もあったんかもしれないんですよ。

ただ、そういうことだけを、あなたたちの理由、自足だけを考えてするんじゃないで、やはり一日も早く、こうなつとるのも、こう回転したのも、だれのおかげで回転してしもうたんですか。しゃにむに、田ん中に行きたかつていうその立案は、何らかの意図的な問題があったって、私は個人的に考えます。意図的がない限りには、絶対この問題は出なかったんですから。一般質問も全部しました。ほとんどの方が一般質問の中でグラウンド案だったです。

(「そうかな」の声あり)

いや、一般的にやってるんですから。どうかな、あなた黙るときなさい。私が言ってるんですから。

ですから、ようと考えてみればたい、全部が全部とは言いませんよ、私は。8割方全部グラウンド案だったですよ。私たち6名もみんな賛成だったですよ。

○議長(吉村豊明君) 上田議員、落ちついてください。

○14番(上田茂政君) ですから、私はそういう気持ちで、皆さんのご意見を、地域の皆様方の早く民意をとるためにも、議員が全部協力し合って、そしてちゃんといい学校をつくろうじゃないかというのは、だれしもが一緒だったんですよ。

ですから、いろいろ私が述べましたけども、例えば私は昭和23年生まれ、昭和30年から学校に行きました。約700名ぐらいおりました。小学校は今の現地で、3組までありました。人数が、大体45人から50人、一組におりました。3組までありました。そして、花立分校からも来て、運動会なんかするときは花立分校からも来て、親子三代の競争もしました。何のへ理屈もなかったです、狭いとか。私は、文教委員会の、その前、2年前文教委員だったです。そのときに、ある市内の校舎の現場を見ました。要するに、ある先生が、狭いけん、学校の能力、指導力が薄か、体育力が落ちるとか、そういう問題はございませんと。広いからいいとか、狭いとかいうことじゃなくて、その中身のあるところに充実した学校をすればいいんですよって言われました。私は聞きました。ですから、ああ、そうですねって、私はそういうふう文教のときは、研修したときは言われましたので、ああ、そうですかというふうには思いました。

ほで、学事、スポーツ、いろいろ広いがいいということは、どちらがいいかわかりませんが、補助運動もありますから、そしてこういう状態になったということは、議員の皆さんのお互いの責任じゃないだろうかと思います。

繰り返しますが、一日も早く安全で安心な学校建設に臨まれ、保護者の声にこたえるためにも、菊陽中部小学校の建設については現地での新校舎を望みたいと思います。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（吉村豊明君） 次に、反対討論の方。

石原武義君。

○3番（石原武義君） 現地修正案に反対する立場から簡単に討論させていただきます。

まず、子どもさん方の安心・安全を一日も早く確立するというので、仮設校舎の建設に向かって具体的に至急取り組んでもらいたいということを前置きをして申し上げます。

私は、終始一貫して、この中部小の建てかえ、建設の問題は、耐震の問題と教育環境の問題を同時に解決するのが一番ベターであると、連続5回、この趣旨に基づいて、基本的な考えに基づいて一般質問をさせていただきました。耐震の問題は、当然ながらそれが問題の発端でありますからしなければなりません。しかし、同時に、その耐震の問題を発端として、結果として全面建てかえというふうになるならば、この際教育環境も同時に解決するのが一番ベターじゃないかというのが私の考えであります。教育環境を改善するということはどういうことかという、これ私の見解でありますけども、新しい広い土地、私は南側を想定しておりますけども、そこに広く伸び伸びとした校舎をつくりなさい、これが一番ベターだ、そして子どもたちにとっても幸せなことじゃないかと私は思っております。今でもそう思っております。50年から100年先、同じ息苦しいところに、どうしてそれをわざわざつくる必要があるんでしょうか。私は本当に、常識で考えるならば、現地で3階建て一部4階建て、北側は急傾斜になっている、いや面積合わせのために山林を買えば十分広くなるかと言われますけども、あの山林を平面にしたところで、どういう利用価値がありますか。駐車場にこうこうとおっしゃいました、執行部のほうから。ああ、それならば駐車場にはできるだろう。しかし、日本一の駐車場をつくるのが目的じゃないんです、この問題は。日本一の学びや、校舎、教育環境をつくるのが目標であります。一度やってしまったら、35億円前後の金を使って一度建ててしまったら、向こう50年間から100年間は息苦しい環境のもとに子どもたちを送り返さなければなりません。自分たちの子ども、その子どもさんのまた子どもたちがずっと行かれるんです。この際、英断をもって新しい土地のほうに取り組むべきだと私は思っております。

もしこの修正案が可決されるならば、悪い校舎の見本として熊本では一番有名になります、菊陽中部小は悪い校舎の見本として。そうさせないために、じゃあ見物に行こうか、つまりこういう校舎は建てちゃいけないんだぞというためにわざわざ恐らく見学に来られると思います。笑い物の種をつくっちゃいけません。35億円前後の金を使うんです。

ということを申し上げまして、反対討論とします。議員各位の皆様、ご賛同よろしくお願ひします。

最後に申し上げますけども、子どもさんたちの安心・安全のために仮設校舎の建設には一日も早く具体的に取り組んでほしいということをお願い申し上げまして、反対の立場で討論させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 次に、賛成討論の方。

酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について賛成討論を行います。

先ほど川俣委員長のほうから、文教厚生委員会の取り組みあるいは説明をなされました。こういうことで、私も今回の状況について一応示しておりますので、流れについてまずお話をさせていただきたいと思ひます。

中部小の問題については、今回、今年でちょうど、1年前の3月議会、25日でありました。そのときに町長が提案された、現地案について提案されましたが、その中の問題点として、敷地も狭く、傾斜地でもあり、運動場も狭い。また、校舎の一部5階建てでは安全性に欠けるとの理由で否決をされました。その後、8月に住民説明会を4カ所で開催し、あわせて保護者アンケート調査を実施、その結果を踏まえて、11月に町長より町民グラウンドの建設を表明されました。保護者からのアンケートでは、町民グラウンドに建設が圧倒的に多かった。しかし、先ほど来からも出ておりますように、町民グラウンドは利用度も高く、また災害時の避難場所とされております。それで、新たに町民から多くの反対である陳情書が提出をされたことあります。確かにこれについては重く受けとめなければならないと考えております。同時に、現在地の南側の農地を支持する意見もあり、折り合いがつかず、委員会付託となりました。

委員会としても、委員会付託となりました関係上、南側農地の件を確認するためにも、委員会の動きをしなければならない、そういうことで、これも先ほど委員長のほうからも説明がありましたように、12月25日に県庁に出向いて、担当課から農振法、農地法の改正内容と改正前での手順について説明を受けました。その中で、結論ですけれども、農振法、農地法の改正は、自給率を上げるため農地を確保しなければならない、特に1種農地は原則不許可である、地方公共団体の転用についても厳しくなっている、そういうお話を伺いました。次に、改正前の取り扱いについては、22年度5月末までに農振除外の手続が完了し、公共工事の入札契約が原則であることで、短期間ではスケジュール的に無理である、このようなことで、現在地南側の農地転用は困難であると、私もそういうふうに感じましたし、委員会の中でも同意見でありました。

そうなりますと、八方ふさがり、そういう形になろうかと思っております。そこで、委員会として、何とか先に進むいい案はないか、そういうことで何度となく議論を重ねてまいりました。そこで、新たに、3月に否決されました現地案について何とかならないのか、問題とされ

ている敷地面積、傾斜地、校舎の階数など、また運動場の拡張、この件について議論をしてまいりました。そして、この旨を委員会提案として行政に提出をいたしました。しかし、2月24日、この件について全員協議会が開催されましたけれども、またここで委員会付託となりました。継続審査となりました。大変残念でなりません。

今まで議論された中で、E案、C案、D案、また今回C案、もとに戻ったとは私は言いません。新たにもとの位置を検討したいという気持ちがございました。

ここで私が申し上げたいのは、そういう中身の議論じゃなくして、今中部小学校に置かれている子どもたち、また先生方、どのような思いでおられるのか。今中部小学校では、いつ何どき起きるかわからない地震を想定して、避難訓練を月に1回実施している。そういうふうにお聞きをいたしております。こうした訓練をいつまでも続けさせてよいものでしょうか。子どもたち、先生方が毎日身の危険を感じながら学校生活を送ることに、私は本当に耐えがたい気持ちでございます。また、保護者の皆さんも同じ思いではないかと思っております。子どもたちが安心して授業を受けられる環境にするには現在地が最も有望だと私は感じまして、現地案の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 討論中ですが、もう12時になりましたので、昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時1分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反対討論の方。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場から意見を申し述べます。

中部小学校の建設事案の提案の当初から、執行部で出されました現在地建設については、安心・安全の面から私は当初から反対をしております。なぜならば、まず現在地は傾斜地であること、安心・安全面を考えるならば、平地の平たんな場所が最も安全であると私自身はそう感じます。まして、コンクリートの3階建てあるいは4階建ての校舎については、緊急時の避難及び子どもたちの教育環境についても余り好ましくないと存じます。それで、平家建て、小学低学年の1、2年生あるいは3、4年生までは平家建ての1階建て、これが最も望ましいものと思い、当初から現在地建設については反対をしております。この思いは今も変わりません。

どうか、議員の皆様、私の申し述べます真意についてご判断をいただき、反対の立場のご賛同を得たいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 次に、賛成討論の方。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場から意見を申し上げます。発言をいたします。

前段とか今までの審議の内容については省きまして、今一番問題になっております行政から提案されておりますグラウンド案と、E案と言われます現在地の南側の新たな土地での建てかえ地について、私の意見を申し上げたいと思います。

まず、グラウンド案につきましては、私は最初から現在地での建てかえ等については反対した立場にあります。しかし、それも当初から私はグラウンドが一番適当で、適材地であると確信をしておりました。といいますのも、保護者のアンケートでも一番多かった点もありますし、耐震問題においても早急に建てかえが可能である。それと、仮設校舎も建てなくて済むという、予算的にも大変安くて済むということで、グラウンド案に賛成をしておりました。しかしながら、いろいろ意見が出されたり、考える時間がありまして、私自身の中にもなぜか吹っ切れない気持ちがあったわけです。といいますのも、反対運動が、3,000名余りの方々の反対運動があったからではありませんけれども、あの空間といいますか、あの地は、私は町において将来において絶対必要な場所であるということで、あそこに役場庁舎、中学校、そして小学校と一緒に集まって、そういったごちゃごちゃした状態での配置というのは、学校建設というのはどうしても吹っ切れない状態でありました。そして、グラウンドというのは、総合グラウンドですけれども、総合体育館を備えました、これからの人口4万、5万になっても見合うようなグラウンドを建設するという面では今も変わりませんけれども、そういったことで、グラウンド案は私の気持ちの中で断念したわけです。

しかし、また新たな土地、協議の中で、議案として上がっておりませんが、そういった案の中で、E案と言われます南側の新たな土地については、私が農業委員会という立場でなくて、もう農地法の改正で、これはやはり困難であるということがはっきりしてきたわけです。それからまた、改正前や今回の改正後の農地法の解釈について、それぞれの意見が出されて混乱をしておりますが、私は、南側を転用することによって、その地域が特に活性化したり、発展にその地を転用することによって大きく影響を及ぼすということであれば私は大事なことであろうかと思いますが、そういった、その地においては一番菊陽町で発展している地域でありまして、その地をわざわざ、農地の優良な、一番大事な優良農地、甲種農地とも言われますが、それらを使って、4町近くも転用して、それで学校をつくるということは、どうしても私は納得いかないと思いますし、新しい学校を早急につくるという点からも、このE案というのは、現在地の南側の新たな土地というのは賛成することができません。農業を守るという点からも、そしてまた子どもたちに早く学校を建ててやるということからも、やはり現在地を修正する、それもいろいろ最初から新しい、耐震の校舎建てかえでなくて新たな新しい学校を

つくるというならば、そういった5年前から6年前から検討委員会等もつくって、いろいろと検討して、それから立ち上げるべきであるかと思えますけれども、早急に解決しなければいけない耐震問題、特に中部小の場合は、中に入りますと、ご存じと思えますけれども、もう迷路になっております。地震ばかりじゃなくて、いろんな災害において大変危険であるかと思えますので、まず一番に、やはりアンケートでもありましたように、早急に建てかえをすることが私は一番だろうと思えます。

そういうことで、現在地の、特に立派な修正案が出ると思えますので、私はその修正案に賛成をしたいと思います。そういうことで、現在地での建てかえ修正案に賛成するものです。

どうぞ委員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 次に、反対討論の方。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 本案に対して反対の立場で討論をいたします。

まず、中部小の子どもたちとその保護者の置かれている現状ということについて、ちょっとそこから入っていきたくと思えますけれども、先日中部小の保護者の方々が常任委員会のほうに見えて、いろいろとお話をされて帰りました。その中で、避難訓練しているということは知っておりましたが、毎月しているという事実をそのとき私初めて知りました。しかも抜き打ちでもやっている、そういう状況でした。僕は、ちょっと校長先生にその真意を伺いたいと思ってもいるんですけれども、子どもたちに毎月、毎月、毎月、毎月避難訓練をします。子どもたちはどう思うんでしょうね。それも抜き打ちにですよ。給食中もやるというようなことを言っておりました。給食食べてるときいきなり避難訓練です。子どもたちはどう思いますか。自分たちはこんな危険な学校にいるの、子どもたちは不安になりますよね。不安になって毎日通ってるわけですよ。そして、避難訓練があつて、児童たちは自宅に帰りますね。そうすると、お父さんやお母さんに言いますよ。今日も避難訓練があつたのよ。保護者の皆さんどう思います。やっぱり危険なの、この学校。その状態のまま、1年間ずっとこの形が進んでいけません。行政のある方は、素直に現状を説明しただけだと、そういうことを私に言いましたが、保護者の皆さんは、テレビを見ているときに、日本じゅうのどこかでちらちら、震度3ぐらいでも、1、2でも、地震があればテロップが流れます。本来ならばゆっくりとくつろいでいるときに、テレビを見ているときに地震の案内が流れる。中部小大丈夫かしら。そういう日々の負担を毎日かけてきた、この1年。まず、そのことについて、やはり行政の皆さんも、議会の私たちとしても、まずはこの点をはっきりと反省をすべきでないかと、そのように思っています。

一方、益城町のほうですけれども、先日益城中央小学校が完成しました。前の益城中央小学校というのが、ご存じのように、中部小よりも耐震耐力がない、したがって同じ地震が中部小や益城中央小にあったときに、中部小ですとちょっとした被害がある程度の地震であっても、益城中央小のほうは全壊をするかもしれない、非常に耐力不足の危険な学校であると。しか

も、国からの補助事業をやってしまったために、すぐに建てかえをとというわけにはいかなかった。国との協議が必要だと。6年かかって、その国との協議が終わって、さあ建てかえられるというところで、実質3年半で新しい学校ができ上がりました。先日、その中部小の保護者の方々と一緒にその学校を見ていただきましたが、非常にすばらしい学校であると、中部小もこんなになったらいい、そのような感想を述べておられました。

その益城町のほうでは、耐震耐力がないという学校であったにもかかわらず、住民の皆さんには余計な不安を与えるということは好ましくない、知らぬが仏という言葉が適切かどうかわかりませんが、そのことは内緒にして、行政の中で、もしくは議会の中でしっかりとその辺の意思統一をして、早急に物事を決めていった。

一方、菊陽町ではどういうふうにしていたか。危険だ、危険だ。昨年8月の説明会では、住民の皆さんを目の前にして、今地震が起きたら、皆さん方のお子さんが四川省の地震のように建物の下敷きになって死んでしまうかもしれません、そういうことを住民の皆さんに言ってきた。保護者の皆さんは眠れない日がたくさんあったと思いますよ、どうなるんだろうって。当時の益城町の町長とか、その責任のある方々も、いつ地震があるのか、秘密にやるのはいいけれども、いつ地震があるのか、もし地震があつて被害があつたらどうするか、悩んだと思うし、首長さんとしても、その重圧に耐えて眠れない日もあったかもしれませんが、必死にそのことを耐えて、やるべき仕事はきちっとやってきた。残念ながら、菊陽町と益城町との対応が非常に対照的である。僕は、そのことについて、1年来ずっと、この半年は文教常任委員会の一員として、事あることにこのことに触れてきました。やり方がとてもとても悪い。本来ならば、学校建設っていうのはだれも反対しませんよ。私たち、この議員の中でも全員が賛成です、建てるについては。しかし、なぜか現在地のようなところ、そして提案もされていない。

だから、本案は、昨年3月に多数をもって否決をされた案と根本的に変わりません。そして、8月の住民説明会でも反対意見が多数だった、その案ですよ。前回反対した議員の中で今回賛成する議員は、賛成する理由をしっかりと住民の皆さんに説明する責任があります。なぜなら、1年間空費してきたからですよ。その責任は我々にあるわけですから、その責任を果たしてもらいたい。

現在地の形状というのは、どういうつくり方をし、どういう設計をしようとしても、がけ地にある、南側のグラウンドは狭い、北側には住宅地があり、そちらのほうは開発できない、この形状は変わらない。よって、どんな設計会社が入ったとしても、大方の建物の構造は変わらない。言ってみればリフォームと同じで、屋台骨が同じのところ多少いじくっても、ほとんど物は変わらない。昨年1年以来やってきたことというのは、学校のあり方としての青写真をつくることは、その議論は一切なかった。私も何回も質問しましたが、そのことについては確たる答弁はなかった。ただ、どこにつくるか、場所だけの話です。今回も、本案が採択されれば、町長は検討委員会を立ち上げて、学校の内部については住民の皆さんの意見を聞きながら設計すると、そういうことを言ってます。

○議長（吉村豊明君） 北山議員に申し上げます。簡潔にお願いします。

○2番（北山正樹君） はい。簡潔に討論しております。

検討委員会を立ち上げるのは、どういう学校がいいのかというのを決めるときに立ち上げるべきなんです。場所が決まって、検討委員会を立ち上げる、その検討委員の中から、こういうふうにしてください、いろんな要望が出るでしょう。その要望に対して、検討したができない、そういう結論が出て、現状の形となった、今出ている形となる公算が非常に高い。これは、町長が言われている地震が起こる確率よりはるかにこちらのほうが高いです。

現在の中部小というのは、建て上がったときには、がけ地にある学校として、先進校として、いろんなところから視察を迎えた、そのようなことを聞いています。しかし、今は最も建ててはいけない校舎というふうに言われている。その同じ評価をもう一回受けてしまうような校舎案が現在のCの修正案です。

先日も、ほかの自治体の関係者の方々から、菊陽町は何で田ん中に学校をつくらんとですか、子どもたちが大事だっていうんだったら、広い敷地で、平たん地で広々としたところに学校をつくるのが一番よかじゃなかですかと、何で広いところにつくらない、何か理由でもあるんですかって、半分薄笑いを浮かべながら我々はそういう質問を受ける。たしかほかの議員もそうでしょう。ほかの自治体からそういうふうに見られてるんです。

本案に対しては、またもう一つ、仮設校舎をつくるということがのってますが、それも仮設校舎をつくるのは23年度ですよ。あと一年半、現在の子どもたちは、現在の中部小に残ったまま1年半過ごすことになる。何で、子どもたちが大事だったら、もうちょっとこれが早くなれないのかと。さまざまな理由を述べられておりましたが、言われてることとやってることに差がある、そのことが1年半ずっと続いてきたのではないかと、そう思います。

学校をつくってしまったら50年以上使います。その50年間子どもたちが通うその学校について、本当に何がいいのかということの検討じゃなく、土地だけを決めてきた。その反省に立って、今後いい学校をつくるのはどういうものかということをもっと真剣に一回ゼロベースで考えてみる、子どもたちについては、仮設校舎を建てるなり、安全を確保する、この両案を一緒に進めていく、そういうことを希望して、本案に対しては反対の討論といたします。

○議長（吉村豊明君） 次、賛成討論の方。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） それでは、議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について賛成討論をいたします。

この中部小学校の建設問題、全面建てかえということで、議会と執行部が折り合わず、二転三転と議論しているうちに1年が経過してきました。その間、場所の問題で、地域まで巻き込んだ議論伯仲で、暗礁に乗り上げました。

文教厚生常任委員会は、本来付託された案件についてのみ審議し、賛成か反対かを、賛否を問うものですが、余りにもE案、小学校南側の用地を希望されるので、委員会としては異例中

の異例で、県の農林水産部農村担い手支援課を訪問して、農地法等改正に伴い、小学校用地として農地転用できるのか、農振除外できるのかと伺ったが、農地法改正（平成21年12月15日施行）により、農用地区域から除外が厳格化されて、担い手の経営基盤となっている農地については除外を認めないということでした。農地転用許可基準上、農地は、農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に区分されるが、小学校南側の農地は最も規制の厳しい甲種農地であります。甲種農地の転用は原則不許可であり、甲種農地に学校を建てる事ができないと結論づけましたが、議会、議員も真つ二つ、このままではいけない、せめて3分の2の賛成ができないものかと、今まで2度、私は継続審議に賛成してきましたが、とうとう1年たちました。

先ほど、吉本議員、甲斐議員、芝議員が、駐車場の問題で現在の竹林のことを質問されました。委員長は、中身の検討はしていないという答弁をされましたけれども、実際私、あの竹林が竹林でもってがけ崩れがないんではないかと思っていて、あれを駐車場にしたら、大雨のときにがけ崩れが起これば上の地権者の補償も町が負わなければならないので大変なことになりはしないかと思って質問いたしましたけれども、かえって舗装し、コンクリで基礎をすれば、今までよりもよくなりますということで、一応私はそれでとめました。

それと、建物構造でいろいろ質問がありまして、体育館を3階に、プールを屋上にと、そういうことも委員会で、それならば去年の3月よりかもっと悪い、そういったことも申し入れて、現在検討委員会で検討するという事になっておりますけれども、この本案が通って初めて検討委員会で検討されると思います。

また、昨日、中部小PTA役員の方々から委員会に申し入れがあり、混乱いたしました。そのとき、余りにも中部小建設問題が長引き、子どもがないがしろにされているとおしかりを受け、もう決めなければと思った次第です。

議員の皆様におかれましては、いろいろあろうかと思いますが、文教厚生常任委員長の提案にぜひ賛成していただき、全員で立派な学校をつくらうではありませんか。

以上で本案に対して賛成討論にかえさせていただきます。議員諸氏のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 次に、反対討論の方、お願いします。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論をいたします。

私は、この問題については何度も申し上げておりますが、この小学校をつくるということは本当にめでたい事業で、これはもうほとんどやっぱりみんなが祝えるような形で持っていくというのが一番理想であると思います。基礎教育の分野です。ここで今あるようにもめにもめてというふうなことは、必ずしもこれは望ましい状態ではない。

だけでも、最近では議会を責めると何かいいような雰囲気もちまたにはありますが、この遅延

の原因は我々にあったのではないと。後から申し上げますが、私たちには提案の権限がありません、事実上ですよ。本来は、ある一定の整備をすれば議員提案というのも可能かもしれませんが、現状ではほとんどありません。町長の提案に対して、それをどういうふうに審議するかというぐらいが今の議会の一つの限界になっております。この提案の仕方がもう少しちゃんとしておいたならば、こういうふうな状態にはならなかったであろうと、私は非常に残念に思います。

といいますのは、もう本当に難しいことを言わずに、自然な感情として、あの中部小学校の現在の敷地が狭い、構造が悪い、そういった点から建て直すというふうに発想をした場合に、だれもが南側のあの平地、それがどうしてもだめならば、あるいは町民グラウンド、言うなら平地に建てるというふうな発想をするかと思います。ところが、これのそもそもの間違いは、その自然なその過程に行かずに、現地ということが真っ先に来たということです。これまでもさんざん評判の悪かった現地に立て直すというのが最初に来た、ここがもうボタンのかけ違いです。あとは、いろんな行き違いとかそういったのもありましたけれども、結局ぐちゃぐちゃになってしまったと、表現悪いですけども、そういう状況が今ではないかと思います。

それで、この修正C案というのは、私が質疑の中で明らかにしたとおりに、校地の位置、傾斜地です。形状も悪いです、学校として。それから、校地の広さ、これも質疑で申し上げたとおりです。校舎の状況、これも既に質疑で申し上げました。どの点からとって、もともと否決されたC案が改善されているどころか、改悪されていると、私はそう思います。事業費の概算も、町長がおっしゃってきたのは早く、安くということでしたが、C案のもともとの案よりも約10億円もはね上がっております。

第2点目です。修正C案は、プールの移設、それから南側民地の獲得、こういったことについて非常に不確定な部分が多いと。また、北側の山林、菜園と合わせると5,535平米ということですが、概算2億円、約2億円の開発費、土地購入費になる。これは、駐車場ということが一回提案されましたが、あの土地をどんなふうに関係をしても、この値段に見合うような、そういう価値は出てこない、だれが見てもそう思うと思います。しかも、取得、地主さんから買っても、周辺の住民の方は、日常的な開発の結果の不安が積みまると、恐らく反対の意見が、もう既に出ておりますけれども、それから一番下側には保育園がございます。これも非常に危険度が増すのではないかと、これが第2点目。

第3点目、もしも議会の審議を尊重するならば、提出される案件というのは、よく民意が集約をされ、かつ専門分野から検討が十分に加えられたもの、要するにぼうっとした部分がないと、極力それを抑えると、できるだけ明確な提案にする、それが議会に対する行政の態度ではなかろうかというふうに思います。常勤の公務員の仕事、大人の仕事というのは、そういった労をいとうものであってはならないというふうに考えます。特に本件は一般会計の約3分の1を占める大事業であり、町民の税の有効活用に係る問題であります。提示するに当たっては、慎重の上にも慎重を期してほしい。しかし、これまでの経過は全部その逆であったと。

4番目、本件の提案の仕方が、今申し上げたように、常に一方的であった。庁舎内で検討した案が、言葉は悪いですが、ふだん着のまま議会に出された。ブラックボックスからいきなり出てくる案に、我々議員は何度も啞然といたしました。これまで、客観的に、公正に比較検討できる資料はほとんどなくて、町長が一方的に出してくるものを飲み込むように押しつけられ続けました。しかも、議会のみならず、町民の意見にもほとんど耳を傾けられなかった。町長の政治手法を冷静に振り返ってみたとき、民意に目も耳もかさない、ある意味では独裁的な手法だと言わざるを得ません。したがって、先ほど北山議員が触れられましたけれども、検討委員会というのを今出しているかもしれませんが、これが果たしてどこまで機能するか。いろいろ意見を言っても、「いや、あの敷地の中にはそれはおさまりません」、「気持ちはわかりますが、不可能です」と、こういうふうな言い方をされるに決まっているという気がいたします。

もう少しいきます。しかしながら、この首長の権限というのは極めて大きい。我々、チェック機関としての議員は、この町で言うならば、9人以上の議員が足並みをそろえねば町長の権限に対抗できません。おくれた理由、現在までこの問題がおくれた理由もそこにあります。それでも、この1年間、お互いの意見を聞かせて、足並みをそろえて、継続審査によってより深い審議を期してきましたけれども、残念ながら現在に至ってしまったということです。

しかし、何事にもときというものがあるかと思えます。1年間が何だったかという気がいたしますけれども、1年を経過すれば、今は何らかの結論に至らねばならない、そういうときだと思います。町の周囲を見ると、新幹線の開通が間近になっております。熊本市は政令指定都市になります。180万熊本県民の約半分が熊本市に入っていくって、残りの市町村は分散した形で取り残されます。もうそろそろ、やはりこの問題だけじゃなくて、町の未来を考えなくちゃいけない、そういうときじゃないかというふうに思います。

結論です。ただし、結論を出さなくちゃいけません。本件については民意の集約がまだ不十分だと思います。今後、その実現を思うならば、今日どのような結論に至ったとしても、多分これは賛成、反対にしても僅差になるかと思えます。どのような結論に至ったとしても、それはよりよいまちづくりの過程の中の一里塚、野球で言えば中盤の攻防が終わるところかと、その辺のところはきちっとしなくちゃいけないんじゃないかというふうに考えております。出てきた結論が正しいか、正しくないか、それは半年あるいは1年後に行われる選挙を通じて町民の皆さんが判断されることであって、また歴史が回答することであろうというふうに思います。そのことを信じて、本件に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 次、賛成討論の方。

福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論いたします。

皆さんご承知のとおり、現在の中部小学校は、耐震診断の結果、I s値が0.28であります。震度6強以上の地震が発生した場合、現校舎は崩壊や倒壊するおそれが非常に高く、一刻も早く建てかえが必要であります。また、現在地での建てかえに着手すれば、恐らく3年以内に新しい校舎が完成するものと私は思っております。このことは、子どもの安全を確保する上で、保護者が一日でも早く建設してほしいという切実な願いにこたえるものでもあります。

さらに、現校舎南側農地での建てかえは、農振除外あるいは農地転用等の手続が必要であります。この農地は、農地区分と言う甲種農地で、優良農地に当たります。このため、国及び県と協議して、学校用地としての農地転用許可の見込み、また農振除外は極めて困難であると現時点では判断いたしております。

私は、昨年の3月議会におきまして、現在地建てかえに反対をとった立場であります。その意味合いは、その時点で、昨年3月時点では、現在地の前に学校建設が可能であるというふうに加え、可能であるならば現在地前の農地に広々とすばらしい環境の学校を建てるのが望ましいんじゃないかというふうに判断をしておりました、その時点では。また、町民グラウンドにおきましては、この町民グラウンドを残してほしいと、年間10万人余りの町民の皆さんが利用しているグラウンドでもあり、また代替グラウンドを取得するに当たりまして、財政上非常に困難をきわめるということであり、反対のむしろ看板も立ったのはご承知のとおりであります。

その後、私も文教厚生常任委員の一員として、先ほど梅田議員も申されましたように、文教厚生で県に出向き、いろいろ調査したり、協議をしたりしてまいりました。また、3月の定例議会におきまして、緊急動議の中で、政府筋によると現在地校舎の南側の農地に建設可能であるというような文書がありましたけども、それで政府筋の人と思われる人に面会を求め、協議をしました結果、現在地前の農地に建設は可能であるというような意見は聞けませんでした。

また、議会というものは町長提案に対して是非を述べるものでありまして、町長が提案していない現在地前の農地に建設可能という意見が出ております。そうであるならば、その可能である手法、手順あるいは工程等を示してもらいたい、私はそういうふうに思っております。先ほど、昨年3月に反対した人が今回賛成に回るのであれば、それぞれ説明してくれという反対討論がございましたけども、それに対しては、今言ったような理由であります。現在地前の農地に建設が可能でありますよと、それはこういった手法で、こういった手順でいって、このような工程表であればできますというようなことが示されれば、またそれは違うかもしれませんが、現時点、それは示されておられません。そういうことであるならば、現在地前の農地に学校の建設は困難であると判断せざるを得ません。

そういうことで、現在地での新校舎建設に賛成をいたします。議員各位の皆さんの賛同をよろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） ほかに反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論いたします。

るる述べられておりますので、できるだけ重ならないようにしたいと思いますが、流れとして、平成15年、6年あたりから小・中学校の耐震調査をされて、危険度の高い武蔵ヶ丘小学校、そして北小学校、南小学校を早急に手がけられて、中部小で今こういう議論をしてるわけでありまして。時間があって、ゆっくり考えて、総合的なものになるということであれば、十分時間をかけて議論する必要がありますけれども、要は急を要するという事で皆さん一致しているわけですので、ぜひこの1年間経過したことを踏まえて、早急に安心・安全な校舎建築にしていくべきだというふうに思います。

そういう意味で、いろいろ南側の地区、広うございますけれども、地権者の方や関係者の方は協力したいという気持ちは非常にありがたいというふうに思います。今後の町政のいろんな行事、計画、そういうものにさらに生かしていただければというふうに思います。

やはり農地でございますので、私も勉強をさせていただきましたが、先ほど来出ておりますように、農地法や農振法によっていろんな厳しい条件があります。そういうことをクリアするという事はなかなか難しい状況にあるという判断をしたところであります。さらに、ここの農地は、専門家はご存じのように、1981年、昭和56年4月から15カ年計画で、約246ヘクタールの農地を34億9,000万円かけて土地改良、圃場整備をしているわけでありまして。その債務返還がさらに平成26年度までかかると、いろいろ利息の関係で借りかえあたりをやってきておられるようではございますけれども、そういう状況にあつて、その予定される該当地区が債務があるかどうかということは細やかには知られておりませんが、当時443名の方が申請されて、今日に至って約175名の方がまだ返済中であるというようなことであります。そういう最優良農地である、投資した場所であるだけに、非常にここらあたりは、いわゆる関係者、九州農政局、農業者あるいは地権者、そういう方たちは農地を守らなきゃいかんというようなことでの立場として、非常に転用するのは厳しい状況にあるというふうに認識しております。

最近の、この前テレビを見ておりましたら、平成20年、今年2月10日のNHKの特集であります。ここでは、韓国や中国、アメリカなどがロシア、アフリカの農地を買いあさっていると、確保しているという特集を放送しておりました。いわゆる食料確保のために、非常に冷害や干害あるいは大雨、そういうことによって農産物の確保が難しくなっているということで、広い農地を世界各地に確保している、いわゆるランドラッシュが起きているという報道であります。違った場所でございますけれども、日本では山林にも異変が起きているという情報が2月27日の熊日にも出ておりました。いわゆる山の木材の資源、そしてひいては水資源、これの確保のために、飲料水の確保として、中国系、アメリカ系の資本が、その山一ぐるみ買い求めているというのがここ10年来起きているというような情報も出ているようであります。

なかんずく、先ほど昼御飯のときに、阿蘇地区で震度1、熊本で震度2、震度1の地震が起きたばかりでございますけれども、これは阪神震災がもう15年前に起きているわけですが、その後、私現職でおりましたので、県の主催で防災シンポジウムがありました。もう十二、三年前だったと思いますが、九大と京都大学の地震専門家、それから防災関係の消防、警察、そういうところの参加のシンポジウムでしたけれども、そこでは、もうご案内のように、熊本には布田川・日奈久断層が大きく報じられております。情報によると、日本全国に約2,000カ所、わかっているだけでも活断層が走っていると。4年前でしたか、福岡で起きた地震あたりでも、想定されてなかった、起こらないと言われていたところでもああいう大地震が起こるし、最近では、三、四日前の新聞では、沖縄の沖に大きなプレートの断層が発見できたと。マグニチュード8以上の地震が起こる可能性が高いと。いろいろ情報ありまして、いわゆるいつ起こるかかわらんということでございます。

先ほど来、中部小では毎月1回避難訓練を行っている、大変でございます。私の孫が東京におりますけれども、江戸川区の小学校では防空ずきんをかぶって登校してます。そして、かばんに入れております。そして、学校では、今では学期に1回から2回、ふいにやはり訓練をします。熊本、福岡から来たというふうに子どもが言いますと、そういう防空ずきん、頭を保護するものはないのかというふうにして、東京ではびっくりしているようでございますが、そういうぐらいの取り組みを学校あたりではしているようであります。だから、起きちゃいかんけれども、いざ起きたときにどうするかということの対応をするためには、やはり避難訓練は大事であると。先ほど来、益城の小学校の情報を教えるべきか否か。たまたま起こらなかったからいいものの、もし起こったらどうするんでしょう。そういう見方の違いもあります。情報はきちんととらえて、そして正しい判断をし、そして安全な方策をとると。ハイチやチリの地震が示しておりますように、対策をきちんととればかなり被害は防げるということがこの体験でもわかっているようだし、先ほど日奈久断層言いましたけれども、900年前に大地震が起きると。これは布田川から日奈久を通して水俣の沖まで約100キロの長さ、これは大きな断層であります。近くには竜田断層、北甘木断層、高野断層、いろいろ走っているようでございますから、そういう危険な状態にありますので、ぜひ現地での修正で、不十分かもしれませんが、より安全な対策を講じるという意味で賛成をしていきたいというふうに思います。

ぜひ議員皆様のご協力をよろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議員各位に念のために申し上げます。採決は、文教厚生常任委員長の報告に対して賛成か反対かで行いますので、お間違えのないようお願いいたします。

議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について、委員長の報告は可決で

あります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時50分

再開 午後2時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（吉村豊明君） 日程第2、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

報告の順番は、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、総務常任委員会の順といたします。

なお、議案第2号平成22年度一般会計予算については、各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、文教厚生常任委員長川俣鐵也君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 午前中から今まで、本当に中部小学校の件については慎重にご議論いただきまして、ありがとうございます。皆さん方が完全に満足される結果というにはいかないかもしれませんが、一度決まりましたからには、すばらしい小学校が早期に建設されるように協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。どうもありがとうございました。

じゃあ、今議会に私たち文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告をいたします。

もう議員の皆さん方には、この討論の中身についてはお渡しをしてあります。もう私も余りしゃべりたくありませんので、どうぞレジュメを見て、あと質問をしていただきたいと思います。

2点だけご報告をさせていただきますが、4月3日開園で、菊陽町に私立保育園が開園します。このとり保育園、菊陽西小学校の隣、それと図書館横の優貴保育園、この2園をこの前委員会として見学をさせていただきました。このとり保育園については、泗水の福本保育園、理事長は塚本さんといって、熊本県の私立保育園連盟の会長さんです、女性です。非常に意欲満々でした。やっぱり私、今まで泗水で保育園経営をそれなりに一生懸命やってきたけど

も、もう10年前から菊陽町に出たかったということで、やっと念願かなって今度4月3日に開園するっていうことですが、単なる保育ということじゃなくて、やっぱり信念を持った子どものしつけ教育をやりたいということで抱負を語っておられました。それから、図書館横の優貴保育園、ここは当初はお医者さんと税理士さんの思いで、特にお医者さんが、近ごろの子どもさんはアトピーが多いと、だからそういう子どもさんをぜひ助けてあげたいという思いで取りかかったということで、この社会福祉法人は初めての保育園経営ということです。どちらも定員90名ということで、それなりに非常に特徴を持って、意欲を持っておられます。菊陽町としても、公立保育園を抱えておりますので、既存のあのキャロット保育園を含めた私立3園と公立保育園の、いい意味で切磋琢磨して、子育てに頑張っていただきたいと思います。

それから、もう一点は、レジュメの南部町民センターの中で、400年祭と去年鼻ぐり井手のお祭りがあっておりますが、あの鼻ぐり井手の反響が非常に高く、平成21年度の4月から1年間で約4,600人ぐらいの来場者があるそうです。これも全国から関心を持って来られとるといふふうな矢野所長からの報告がありました。やはり地元を生かすには、やっぱり地元の特産、地元の史跡、これをいかに磨き上げていくか、そして常に菊陽町を魅力ある町として発信し続けていけるかどうか、やっぱり私たちも、日ごろ見なれているものばかりかもしれませんが、よそから見たら、やっぱり磨けば非常に光るものがあるということで、鋭意努力をしていかなければならないんじゃないかと思えます。

あとは、前年度、今年度、特別変わったことはありません。討論の内容については皆さん方にお配りをしてありますので、それに基づいて質疑をお受けしますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございます。

それから、委員会としては、議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項、これは全員賛成で可決、議案第4号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、これも全員賛成で可決、議案第5号平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算について、これも全議員賛成で可決です。第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算について、これも全員賛成で可決です。第7号、平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、これも全員賛成で可決ということでご報告をいたします。どうぞよろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第4号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第4号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

国民健康保険税につきましては、この間もずっと述べてきましたが、所得の中で占める国保税が多額に上り、保険税を払いたくても払えない世帯が増加していることは皆さんもご案内のとおりだと思います。菊陽町では、初日に質問をしましたが、私の手元の資料では、世帯数4,435世帯のうち1,235世帯、約3割が滞納となっていました。また、国保税の収納率も年々低下をしています。今問題なのは、健康保険証がないため手おくれになるケースや、国保税を納めていても医療費が払えず病院にかかれないケースがふえています。

今日まで、日本の医療は、平均寿命や健康達成度の高さなどによって、WHO健康達成度調査でも総合で世界一という高い評価を受けてきました。その要因は、保険証1枚あればいつでもどこでもだれでも医療を受けることができるという国民皆保険制度を実現し、半世紀近く続けてきたことにあります。

しかし、今、最初に述べましたように、非常に厳しい今の景気を反映して、保険証、保険税の未納がふえています。また、資格証明書や短期保険証の発行もこの間増加をしています。この菊陽町も、近隣の町村と比べて多い発行数です。

命を守る立場から、国保税の引き下げ、そして国保会計に国庫負担の増加を求め、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 議案第4号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

この国民健康保険事業は、現在急速な人口の高齢化や医療の高度化により医療費の大幅な伸びと、長く続く経済の低迷により保険料収入の伸び悩みで、医療保険財政は慢性的に赤字構造に陥っているところでございます。このままでは、医療保険制度を維持、運営していくことが大変厳しい状況と言えます。

医療保険制度を今後も安定的に維持するためには、総合的かつ抜本的な改革が必要となっているところでございます。

国のほうでは、健康保険法の一部改正などが行われていますが、国保運営事業が安定的な事業への転換までは行っていない状況です。

今後とも、執行部におかれましては、国保税の収納率向上対策並びに保健予防活動の一層の充実強化に取り組み、健全な国保事業運営に努めていただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号平成22年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号平成22年度菊陽町老人保健特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

介護保険制度そのものが、今支払い能力を超えた費用負担、徹底的な給付抑制のもとで、介護の取り上げによる利用者の生活困難、相次ぐ介護報酬引き下げによる事業所の経営難、人材難、厳しさを増す介護労働など、介護保険制度はこのままでは破綻をしかねない深刻な状態に陥っています。

私は、この制度ができた当初から問題点を指摘してきました。特に所得に応じた応能負担を基本とし、低所得者対策を拡充する必要性を感じています。町独自の軽減措置も求めてきましたが、まだ実現できていません。

以上の理由で反対するものです。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 議案第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算につきまして賛成の立場から討論を行います。

現在、日本社会は本格的な高齢化社会を迎え、これに伴いまして介護が必要な高齢者の数も増加し、一方で、介護する人も高齢者という場合が多くなってきています。介護保険制度は、平成12年度からスタート以来10年目を迎え、介護制度は充実し、住民に定着している状況です。本町も、国同様に高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者の方もふえてきており、介護に要する給付費も年々増加傾向にあります。

平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画で、今後の介護給付費を補うため、第1号被保険者の介護保険料が制定されております。保険料の負担増は、被保険者にとって大変かと思いますが、一部の階層では、低所得者に配慮した軽減措置も講じられております。また、歳出予算では、介護サービスの中の介護予防事業、包括的支援事業、特定事業に要する経費等が計上されるなど、自立に向けた介護予防対策等が講じられております。

今後とも、高齢者人口の動向や提供するサービスの種類と必要量を把握しながら、計画的な運営を行っていく必要があると思います。

町執行部におかれましては、介護保険制度の安定した事業運営を図るため、今後さらなるご尽力をお願いし、今回の第6号議案に賛成するものです。議員各位の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号平成22年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第7号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について反対をします。

民主党は、総選挙のマニフェスト、医療政策などで後期高齢者医療制度の廃止を公約して政権につきました。2010年度予算では、その公約は先送りされています。4年先送りし、それまでは現行制度を存続させる方針です。

この先送りによって、75歳という年齢で高齢者を区切って差別する制度の根幹は温存されます。高齢者の人口増、給付費増に応じて保険料がはね上がる自動値上げの仕組みも今年4月から始まります。診療報酬も別枠とされ、高齢者の医療を差別する内容であるこの後期高齢者医療制度は、多くの問題点があり、中止撤回を求めています。

以上の、この制度そのものの問題点があるということもありまして、この特別会計予算についても反対をするものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 議案第7号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算につきまして賛成の立場から討論を行います。

菊陽町における後期高齢者医療は、熊本県後期高齢者医療広域連合に加入して運営され、保険料は2年ごとに改定されることになっており、さきの県広域連合議会において慎重に審議され、新たな保険料が決定されております。

医療技術の高度化などにより、医療費は年々増加の傾向にあり、平成22年、23年度の保険料は、制度の財政の均衡を保つために大幅な上昇が見込まれていました。

しかし、保険料負担を抑制する対策として、低所得者等に対する保険料軽減措置の継続や法改正による基金等の活用などが実施されることとされ、保険料の伸び率は低く抑えられています。

執行部におかれましては、今後とも保健予防活動の一層の充実強化並びに保険料の収納率向上対策に取り組み、円滑な制度の運用に努めていただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同を承りますようによろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号平成22年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長佐藤竜巳君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（佐藤竜巳君） では、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたしますが、各議員に資料が配付されてますので、その内容は省略させていただきますと思います。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第2号、議案第8号、議案第9号、以上3議案が付託されましたので、3月18、19、23日の3日間にわたり、産業建設部長、各担当課長及び係長より詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議した後に4カ所現地調査を行い、担当者から説明を受けました。

3日目の23日の午後から現地調査に対しての質疑をし、担当の説明を受けて、付託議案につきまして採決を行いました結果、議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算のうち建設常任委員会に属する事項については全員賛成により可決となりました。議案第8号平成22年度菊陽町下水道特別会計予算については全員賛成により可決いたしました。議案第9号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計予算については全員賛成によって可決いたしました。

これで産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑に対しては自席から答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号平成22年度菊陽町下水道特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号平成22年度菊陽町下水道特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号平成22年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員長大塚昇君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（大塚 昇君） それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項、議案第3号平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算について、請願第1号外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書について、以上3議案が付託されました。

3月18、19日の2日間にわたりまして、町長より行われました施政方針にのっとり、各総務委員会に沿って予算が適当に配分されているか等を関係課長及び係長より詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

なお、請願第1号については、特段に審議する必要はなしということでありました。

議員各位には要点筆記した資料が配付されておりますので、ここでは時間の都合で説明を省きたいと思います。

なお、付託されました3議案につきまして採決を行いました結果、議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項については賛成多数により可決と決しました。議案第3号平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算については全員賛成により可決と決しました。請願第1号外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書については賛成多数により採択と決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました案件について、審査の結果と経過の報告を終わります。

す。

質疑につきましては、自席から答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりました。

これより案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず最初に、一般会計予算から行います。

議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

22年度の予算につきましては、民生費が33億3,300万円と本予算の32%で、今までの町政上から見ますと非常に大きな伸びになっています。児童措置費の中の子ども手当が入ってるのが伸びの要因の一つだと思います。また、子ども医療費や民間保育所の開設などについては、町民の皆さんの要望にも沿っていると考えます。さらに、中部小、菊陽中などの耐震対策事業も入っています。また、光団地、古閑原団地の実施設計等も予算化されていますし、米戸別所得補償モデル事業や失業者への雇用対策も、不十分なところも一般質問等で述べましたけれども、町民の皆さんの暮らしを守るというところで要望が実現しており、評価をしています。

しかし、この間指摘してきました人権啓発推進費2,904万3,000円計上され、その中でも団体活動助成金は401万円と前年並みです。ほかの市町村では大きく減額をされていますが、菊陽町では同じように計上をされています。

皆さんもご案内のように、国の特別対策法も数年前に終了しています。この間、国や自治体関係者の努力で格差は解消しています。しかし、町は団体補助金初め集会所での学習会、報償費として391万6,000円も予算化をしています。

私は、この特別対策法がもう既に終了している段階で、団体活動助成金の廃止、また集会所での学習会の見直しを求め、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算につきまして賛成の討論を行います。

まず、歳入では、前年度と比較しまして、法人関係の町税の減少とともに、自主財源が約1億7,000円の減になるという町長の提案理由がありました。このことについては、適正な課税、税金に見合った負担額、使用に見合った使用料の設定を行うことも視野に入れて進めていただくとともに、収納率の向上に向けてさらなる努力をお願いしたいと思います。

また、財源不足に対応すべき財政調整基金及び減債基金繰入金の合計で約5億5,000万円が計上されており、当初の予算編成時点ではやむを得ない措置であると思いますが、これらの財政調整機能を持つ基金につきましては、予算執行の中で一定の規模以上の額が確保できるような配慮をいただきますようお願いをいたします。

次に、依存財源のうち、将来の負担となる町債の発行については、事業量の減少もあり、全体として減額となっておりますが、将来の元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるとはいえ、臨時財政対策債の発行5億1,000万円が予定されており、財源の許す範囲で発行を抑制していただくようお願いするところでございます。

一方、歳出では、最も大きなウエートを占める民生費が約33億円で、歳出予算額の32%となっており、社会福祉費は前年度から若干減額となっておりますが、特別会計への繰出金や職員給与などの減によるもので、制度が縮小されているものではないようですし、また児童福祉費が約5億円の増額となっており、これは子ども手当の創設が大きく反映しておりますが、国の施策によった子育て環境の充実に向けた予算措置であります。町独自の施策としましては、町立保育園2園の誘致がなされ、待機児童の解消が図られるものと期待しますし、そのために必要な経費が増額して計上されています。

次に大きい総務費は、約16億円が計上され、前年度から約2億円の増となっておりますが、菊陽町災害対策本部の設置場所となる役場庁舎の耐震補強工事や地域づくりの拠点となる地域公民館用地を確保するための購入費が新たな費用として盛り込まれております。

次に、土木費は約15億円で、前年度から約2億円の減となっております、これは道路や区画整理などの整備のための事業量が減少しているものでありますが、生活環境の整備につきましては、財源を見据えた計画的な取り組みが必要でありますし、今後適正な維持管理による生活環境の維持、向上を図っていただくことが重要となりますので、地域住民や全体の皆様の支援をお願いしていくような協働の仕組みづくりを確立していただくことを考えているところでございます。

次に、公債費は、約12億円で、前年度から若干減額が計上されて、評価すべき点もあります。

次に、衛生費は、新型インフルエンザの関係の対策費が計上され、また菊池環境保全組合への負担金が減額となっており、ごみ減量化に向けて、さらなる努力をお願いするものでございます。

次に、教育費は、武蔵ヶ丘中学校の耐震補強工事の完了に伴う減額となっており、ソフト面の教育環境の充実を図られるよう見受けられますが、菊陽中部小学校並びに菊陽中学校の耐震

対策が急務に実現されるよう望んでおります。

その次に、消防、農林水産費、商工費の順で予算措置額となっておりますが、特に農林水産業費は、国の大きな施策の方向転換があり、米の戸別所得補償モデル事業がスタートしましたので、菊陽町の農家にとって制度がうまく活用され、農家所得の安定が図られることを望みます。

また……

(「……ます」の声あり)

人が言いよってき、黙って。

だれも言わんとです。あなただけよ、そんなことを言うのは。

(「もう私が言いました、そこは」の声あり)

それでは、早いほうがいいということでございますが、途中打ち切りまして、全体といたしましては、国の施策の着実な予算を反映され、また菊陽町独自の施策の展開も図られており、約3万6,000の町民配慮をし、また3.75ヘクタールの町土の見据えた発展を目指すまちづくりのために整備を進められております。

最後に、外部評価の結果などを受け、事業の見直しを図られ、また廃止になったものも見受けられ、当該事業の成果であり、町の姿勢を評価するところでございます。

以上、お願いをしまして、予算の計上された事業を有効展開されることを期待し、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。15分間だった。

○議長(吉村豊明君) ほかに討論ありませんか。

永野輝全君。

○17番(永野輝全君) もう時間はとりませんが、今度の予算に当たって、高齢者対策や、あるいは福利厚生、医療、子育て支援、そういうことについては従来どおり、あるいはプラスアルファ、それから教育の関係においても手厚く施してあると。緑と環境の対策も、あわせて引き続き太陽光発電や太陽熱温水器、それからグリーンカーテンなどの取り組みも見られます。

ただ残念なのは、一時前芸術文化鑑賞券の補助があったのが、一たん途絶えて、また一昨年復活して、今回またカットされているということで、文教のほうでも質問したんですけれども、財政難といえればそれまでですけれども、非常にいい取り組みであったものが削除をされたのはちょっと残念だなというふうに思っています。

特産品のニンジンしょうちゅうも本格的に今年から売り出されるということで、新規事業の取り組みとして注目を集めたいところであります。

終わりに、人権啓発のことについては、小林議員るる申されますけれども、何回も私も触れますように、やはり人権の尊重という根幹にかかわる部分であるし、町も1993年の地域改善対策協議会の答申を受けて、それぞれ国、県、町、その取り組みをしなければいかんという答申を受けながら進めておりますし、ついこの前の講演会でも、松本サリン事件の第一発見者、通報者の極めて大事な人権の問題を提起されました。そういう広い意味で、外国から来ている婦

女子も多く町内には在住しておられますし、いろんな差別事件が後を絶ちません。やはりそういう基本的な部分の教育というのは極めて大事であるというふうに認識し、賛成討論いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号平成22年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第2号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号平成22年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議員の派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

各種議員研修会に、4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を生じるような行事や研修が発生した場合、会議規則第122条第1項の規定により、各種研修会等に関係議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種研修会へ議員を派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加案件が7件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第7として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上7議案を日程に追加し、追加日程第1から第7として議題とすることに決定いたしました。

議案は、さきに議員各位に配付しましたとおりであります。

議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、3月4日から本日までの22日間にわたり、平成22年菊陽町議会第1回定例会で大変お世話になりました。

提案しましたすべての付議事件について慎重審議いただき、ご承認を賜り、心から感謝申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案としてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案しました議案は4件であります。

議案第20号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、勤務日等の略称表現の改正及び時間外勤務代休時間の新設による条文への字句の追加等を行う必要があり、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第21号は、仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の変更（変更第2回）についてであります。

本委託工事につきましては、平成21年7月の菊陽町議会第6回臨時会において協定締結の議決をいただき、JRが工事を発注し進めております跨線橋架設工事であります。工事工程の段階で、仮の橋脚、ベントの設置箇所地盤の地耐力の不足により、基礎の補強、大型クレーン等の自走箇所の敷鉄板等の追加工事が新たに発生したことにより、平成22年1月の臨時会で協定の変更第1回の承認をいただいたところでありますが、ベントの基礎検討に時間を要したため、年度内の完成が見込めないことから、平成21年度と平成22年度の実施協定をそれぞれ締結することとしましたが、平成21年度の委託工事の出来高の精算に伴いまして、平成21年度実施

協定の変更第2回をお願いするものでございます。

議案第22号は、仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の締結についてであります。

本議案は、前議案第21号の関連でございまして、現在JRが進めております跨線橋架設工事が平成21年度内の完成が見込めず、平成22年度にまたがる工事となり、JRとの協定を平成21年度と22年度の各年度協定としましたことから、平成21年度に引き続き工事を進めるため、新たに平成22年度実施協定の締結をお願いするものであります。

同意第2号は、教育委員会委員の任命についてであります。菊陽町教育委員の深水登代美氏は、本日3月25日をもって任期満了となりますので、その後任として阪本英晴氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

以上、追加提出しました議案について、その概要及び提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、慎重にご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第20号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長補佐兼庶務法制係長（服部誠也君） それでは、議案第20号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

参考資料の次のページをお開き願いたいと思います。新旧対照表をつけておりますので、これによって説明をさせていただきます。

まず、職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてでございますが、第8条の3に時間外代休時間というのを、去年11月30日に条例を改正したときに、議決をいただきましたときにここに挿入したところでございます。この中で、下線の部分に「勤務日等」ということで規定をしておりますが、この「勤務日等」によって以下の文が、以下「勤務日等」が、「第3条第2項、第4条または第5条の規定により勤務時間が割り振られた日を言い、第10条1項に規定する休日及び代休日を除く」ということで、こういうふうに変更されております。したがって、その8条の3のほうで、改めまして「勤務日等」というのがここに入っておりますの

で、次の第10条の中では「勤務日等」について括弧書きで規定する必要がなくなっているということになります。勤務日等の文のそれ以外の部分、これについてはもう削除してもよくなりますので、第10条につきましては以下の文を削除している状況でございます。第8条の部分につきましては、左のほうが現行でございまして、その右のほうに改正案をつけておりますが、そのように改正をするわけでございますが、「勤務日等」というのを明確に、前のほうに条文を挿入したために規定をしないといけないもんですから、「勤務日等」という表現というのが後のほうでしか使えない状態にございますので、前のほうではそういった条文を正確に記載すると。第3条第2項、第4条または第5条の規定により勤務時間が割り振られた日ということですね、こういった明文化しております。そして、第10条第1項において、「勤務日等という」のうち、第10条第1項に規定する休日及び代休日等を除いた日というふうに規定しておりますので、第10条につきましては、もう「勤務日等」で、「勤務日等」の後ろのほうの括弧書き等については必要はないということで、今回改正をするものでございます。

それから次に、次のページをお願いします。職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例新旧対照表ということで掲げております。前のページで、8条の3で時間外代休時間というのを規定しておりますので、これについても、この第2条の第2号の中に規定する必要があると、ここで「時間外勤務代休時間」というのを「休日」の前に入れさせていただいております。

それから、「並びに、年次有給休暇並びに休職の期間」ということですが、これを新たに第3号を設けて、新たにここに第3号を追加するというものでございます。

それから、この改正につきましては、前のほうの条例の一部改正条例を見ていただきまして、附則がありますが、この規則は平成22年4月1日から施行するというものとしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第21号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の変更（変更第2回）について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第2、議案第21号仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の変更（変更第2回）についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第21号仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の変更（変更第2回）についてご説明申し上げます。

本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、平成21年7月21日提出の議案第46号で議決をいただき、平成22年1月4日の提出議案第1号の仮称津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定の第1回変更をしておりますが、今回変更第2回の実施協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、協定金額の変更で、変更第1回の協定金額5,794万6,000円を5,889万6,000円とし、95万円を増額変更するものでございます。今年1月の臨時会の変更第1回で、架設の橋脚のベントの基礎の検討に時間を要したことにより、年度内の完成が見込めないことから、平成21年度出来高予定額にて協定変更を締結しておりますが、平成22年2月末までの工事出来高の精算に伴いまして、変更第2回の実施協定を締結するものでございます。

詳細につきましては、別紙参考資料の予算書をごらんいただきたいと思います。

平成21年度につきましては、当初1億2,400万円としておりましたが、変更第1回で平成21年度を5,794万6,000円、平成22年度を8,805万4,000円としておりましたが、今回の精算に伴います変更で、平成21年度を5,889万6,000円で95万円の増額、平成22年度を8,710万4,000円で95万円の減となります。合計額でいきますといずれも1億4,600万円と変わりはありませんが、今回の変更でふえた分が、翌年度の協定額が減ることとなります。

次のページをお願いします。次のページの鋼上部工架設計画のフローチャートをごらんください。

昨年8月着工しまして、準備工から始まりまして、ベント基礎ヤードの成形、地耐力の確認、ここで、地耐力の不足ということでベントの基礎の補強を行ったところでございます。次のベントの設置組み立てを行いまして、大型クレーンによりけたを架設し、足場設備組み立てまでの赤で囲っておりますところまでが平成21年度分でございます。次の鋼床版現場溶接から平成22年度工事となるところでございます。次のページが鋼上部工の架設計画図でございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 似たような話を産業建設委員会のほうでもやったところなんです、3点お尋ねします。

1点目が、町とJRの契約は今後追加予算が出てくるようなことはないかどうか、これが1点。

2点目、町とJRの契約をするときに随意契約をというふうな話がありましたので、それを承認する際に、JRの現場監督の方が現地に常時出てこられるので、随意契約というか、問題ないというふうに考えておられますと、一括下請ではないと考えておられますという課長の答弁が当時あったかと思えます。その答弁は町長もご存じだと思いますが、それでは常時現場監督の方が最近現地のほうにお見えになつてくるかどうか、それが2点目です。

3点目、あつてはならぬことですが、緊急時の対応、連絡体制というのは、町は、町長はどのように把握されておられるのか、3点お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

今の協定額から追加がないかということ、1点目がそうだったと思えますけども、今の工事の経過でいいますと、基礎の地耐力が足らなかったということが1つ想定外でありましたけども、それ以外については今のところもう順調に進んでおりますので、これ以上増額はな思っております。

次の2点目の随意契約であるから一括下請ではないと、JRの職員が常時いるからという答弁をしたということですけども、これにつきましては、やはり列車の運行上、JRに委託しない限り安全に施工できないということで、JRとの協議の段階で、JRに委託せざるを得ないということで、言うならば、JRが業者に発注しておりますので、町が一たんJRに委託したというとらえ方でなくて、町はJRに跨線橋架設自体を、全体を代行して仕事をしてもらっているというとらえ方しておりますので、JRが業者に発注しておりますけど、第1の発注者ではないかと思えますので、そういった意味で、町がJRに発注して、それをまたJRが一括下請というとらえ方では考えておりません。

3番目の緊急時の対応ですけども、これも2番目と関連しますけども、JRが業者に発注しておりますので、JR対、今受けております熊谷組というところがJRから受けて工事をやっておりますけども、JRと熊谷組の間では、そういった緊急の場合の連絡網は、決められたあはやってあると思えますが、町と、言うならば、今熊谷組が仕事やっておりますけども、熊谷組とは町が直接、町が発注してないもんですから、町と熊谷組の間ではそういったことはやっております。しかしながら、何らかの事故等あった場合は、JRを通じて直ちに連絡あるものと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 課長、2点目ですけど、私が当時、一括下請になりませんか、問題ありませんかと言うたときにはそういう答弁をされたと思うんです。JRのほうからも現場監督さんが現地のほうに来られるからという答弁はされたと思うんです。町長もご存じだと思うんですが、そういうことで、私もそれ以上は言わずに当時は引き下がったというふうな思いもあるものですから、担当課長のほうがそういう答弁をされたとしても、もし違うようであれば、町長のほうから補足説明というのは、その辺は必要ではないかなという思いがするんですが、町長はそういう記憶がありませんでしょうか。

それから、3点目の緊急時の連絡体制といいますか、やっぱり町が熊谷組さんに発注はしておりませんので、町からは熊谷組さんのほうには、JRから受けておられる業者さんのほうには何も言えんというのは当たり前のことかもしれません。ただ、JRさんに関しては、あつてはいかんことですが、やっぱり何かあつたときの連絡網ぐらひは町として把握しとくべきじゃないでしょうか。町長、そこはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、JRのほうとの実施協定を結んだ中で進めてますので、実際の工事の発注についてJRのほうから熊谷組、こちらのほうに今工事を発注してやっておるということでありまして、今議員が言われるように、緊急時というのは、そういう緊急事態というのは、発生っていうのはあつてはならないことでもありますけども、そういう何かあつた場合については、その熊谷組と本町というのではなくて、やはりこの協定を結んだJRとの中でそういった連絡体制等、その辺は担当課のほうで十分やっとならぬとは思いますが、心配するような点があれば連絡等がすぐ来るような体制はとらなければならぬというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長、今私が言うのは、担当課のほうではそれは取り交わしをされてないということだから、町長に再度お尋ねをしたところでした。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） だから、言いますように、熊谷組とはそういうところは、そこを発注するのはJRのほうになりますので、JRとの中で、そういう事態といいますか、そういう緊急事態があつた場合については当然町のほうにも連絡あると思いますけども、熊谷組とは直接はこちらのほうは連絡は、工事があつておりますので、時々はこちらの担当課のほうも必要に応じては見ておるかと思はれますけども、心配されるような点については、JRのほうとの連携を深めた中で確認していきたいと思はれます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） ただいまの緊急時の連絡体制のことについては、JRを通じて何らかの形でそういったお話をし、もらえるものをもって、連絡体制のほうをちょっと検討したいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 議案第22号 仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の締結について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第3、議案第22号仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の締結についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 議案第22号仮称津久礼跨線橋新設工事の平成22年度実施協定の締結についてご説明申し上げます。

本協定は、平成22年2月25日に仮協定を締結したものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する議会の議決に付すべき案件に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定の内容についてご説明申し上げます。

協定の目的、仮称津久礼跨線橋新設工事。2、協定の方法、随意契約。3、協定金額、8,710万4,000円。4、協定の相手方、福岡市博多区博多駅前2丁目25番21号、九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長唐池恒二でございます。

次の協定の内容についてご説明申し上げます。

参考資料の次のページの予算書をごらんください。

先ほど議案第21号でご説明申し上げました平成21年度実施協定変更第2回の委託工事期間が3月31日までとなっておりますので、引き続き平成22年度の工事を実施するため、JRと協定

を締結するものでございます。

平成21年度で1億4,600万円のうち5,889万6,000円の出来高でありましたので、残り8,710万4,000円を平成22年度実施協定を締結するものでございます。

次のページの鋼上部工架設計画のフローチャートをごらんください。赤で囲っております鋼床版現場溶接から平成22年度の工事となっております。高力ボルト締め、継ぎ手部現場溶接、ベント設備解体、橋面工の壁高欄・落下物防止さくを設置しまして、足場設備の解体を行い、後片づけで完了となるものです。現場での作業は、6月いっぱいまでの作業になるかと思いますが、その後出来高精算等がありますので、協定期間は平成22年4月1日から平成22年8月31日までとしております。工事が完了し、精算ができましたら、協定の金額の変更につきまして、再度議会の議決をお願いする予定としております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時14分

再開 午後3時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず最初に、議案第20号について、一部字句の訂正の申し出があつておりますので、これを許可します。

総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 申しわけございません。議案第20号の中で印刷ミスがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

1枚あけていただいて、改正条例の附則の部分、「この規則は」ということになっております。「この条例は」に変更をお願いします。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第4、同意第2号教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（宮本義次君） 同意第2号教育委員会委員の任命についてでございますが、先ほど町長の提案説明にありましたように、住所が、菊陽町大字津久礼2268番地157、青葉台でございます。氏名が阪本英晴、生年月日は昭和24年11月24日生まれの60歳でございます。阪本様の経歴につきましては、昭和47年熊本大学教育学部を卒業後、牛深市立牛深中学校を皮切りに、その後主に阿蘇郡・菊池郡市の小・中学校に奉職され、本年3月31日をもって菊陽南小学校校長を最後に定年退職されるまでの38年間の長きにわたり教職に携わってこられました。長年の教職の経験を生かして、さらに充実した菊陽町教育行政の推進を期待するところでございます。

どうかよろしくご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 発議第1号 現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書（案）

○議長（吉村豊明君） 追加日程第5、発議第1号現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、酒井良一君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、酒井良一君より趣旨の説明をお願いします。

○13番（酒井良一君） 発議第1号現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書（案）。

提案理由。すべての子どもたちの健やかな育ちを保証し、国や自治体の責任で保育・子育て支援策を大幅に拡充することが必要なため。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。余り長くございませんので、しばらく。

少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

このような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式や直接補助方式の導入、最低基準の見直しなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、さらには、一般財源化並びに幼・保一体化が取りざたされている。

こうした改革が進めば、経済効果が優先されることによる地域の経済格差が保育の地域格差につながり、また家庭の経済の状況により子どもが受ける保育の質に格差が生じることとなる。

子どもたちの育ちがこの国の未来であり、すべての子どもたちの健やかな育ちを保証し、国や自治体の責任で保育・子育て支援策を大幅に拡充することが必要である。

よって、菊陽町議会は、国に対し下記の事項を強く求めるものである。

記。1、児童福祉法第24条の規定に基づく現行の保育制度を堅持、拡充し、直接契約方式、直接補助方式を導入しないこと。

2、私立保育所運営費の一般財源化は、地域格差を広げ、子どもの享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招くことになり、断固反対する。

3、児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所最低基準は地方へ移譲することなく、国の責任で行い、抜本的な改善をすること。

4、幼・保一体化については、現行の幼稚園の直接契約が導入され、保育園でも保育料の支払い能力を確認し選別する必要が発生する。そのため、保育の必要度の高い困窮世帯が保育所に入れなくなるなどの懸念があり、断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

提出先、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、厚生労働大臣長妻昭様、文部科学大臣川端達夫様。

質疑については自席のほうで述べたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 発議第2号 EPA・FTA推進路線を見直すとともに、アメリカとのFTA  
交渉を行わないことを求める意見書（案）

○議長（吉村豊明君） 追加日程第6、発議第2号EPA・FTA推進路線を見直すとともに、アメリカとのFTA交渉を行わないことを求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、小林久美子君外5名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、小林久美子君より趣旨の説明をお願いします。

○12番（小林久美子君） 発議第2号EPA・FTA推進路線を見直すとともに、アメリカとのFTA交渉を行わないことを求める意見書（案）。

朗読して提案をさせていただきます。

提出者は私で、5名の賛同の議員の賛成者で提案をします。

提案理由は、日豪、日米のEPA・FTAは日本農業に壊滅的打撃をもたらすことは明らかである。食料自給率を向上させるためにも、アメリカとのFTA交渉を行わないことを求めるため。

次をあけてください。

EPA・FTA推進路線を見直すとともに、アメリカとのFTA交渉を行わないことを求める意見書（案）。

FAO（国連食料農業機構）は、先般飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食料危機は今後ますます深まるおそれがあると警告している。農水省も、「世界の食料は穀物等の在庫水準が低く、需要が逼迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ上昇傾向で推移する」と分析している。

現に、昨年の大暴騰以降、一時下落傾向にあった穀物の国際相場が再び高騰の流れにあり、世界の食料自給は依然として逼迫した状況で、これまでの輸入自由化万能論の立場では深刻な

世界の食料問題は解決できず、それぞれの国が主要食糧の増産を図り、食料自給率を向上させる以外に打開できないということである。

こうした事態は、農産物貿易の全面自由化と生産刺激的な農業補助金の削減廃止を世界の農業に押しつけたWTO農業協定路線の見直しを求めている。また、WTO路線を前提にした2国間、地域間の協定であるEPA・FTA路線も同様に見直さなければならない。

日豪・日米のEPA・FTAは、日本農業に壊滅的打撃をもたらすことは明らかであり、到底容認できない。一たん交渉が始まれば、取り返しのつかない事態を招くことが懸念される。

今求められることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考える。

以上の理由から、政府においては、これまでのEPA・FTA推進路線を見直すとともに、アメリカとのFTA交渉を行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

提出先、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、農林水産大臣赤松広隆様、外務大臣岡田克也様、経済産業大臣直嶋正行様。衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様です。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） この文書の中で、下段になりますが、「今求められることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考える」ということですが、この内容、どういうことをせえという意味か、もうちょっと詳しく説明していただけませんか。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 結局、外国からの食料を依存する政策っていうのをやめてほしいということなんです。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 自分の国で賄うだけの食料をつくれという意味ですか。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私、一般質問でも取り上げましたけれども、いろんな食料の、今外国からかなりの部分輸入してますよね。その食料を、もちろん一遍に減らすっていうことではなくて、輸入してるんですけども、やっぱり私たちのやってる農業、国の食料自給率を上げ

て、なるべく外国からの輸入を減らしていくってということが一番求められるということでこのように書いています。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 今の件ですけど、こういうふう理解していいですか。日本の農業、農産物の価格の問題、それから外国の大量生産した農産物の価格、それがもう関税も何も抜きに日本に入ってくれば日本の農産物というのは壊滅的打撃を受けると。ですから、ある程度関税もかけて日本の農業を保護せよと、こういうことですね。

（12番小林久美子君「そうです」の声あり）

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第7 発議第3号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書 (案)

○議長（吉村豊明君） 追加日程第7、発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、大塚昇君外3名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、大塚昇君より趣旨の説明をお願いします。

○8番（大塚 昇君） 発議第3号永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由としまして、永住権を持つ91万人の外国人は、地域と密接な関係ではあるが、国、地方に限らず、参政権は国民固有の権利である。教育の中立を守り、国の安全保障を維持するとき、永住外国人の地方参政権付与法案が拙速に提出されないように求めるものである。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、さきの総選挙で掲げたマニフェストに掲載されていない永住外国人に対する地方参

政権付与について法案を提出することを表明し、外国人の地方参政権に関する問題がクローズアップされているが、なぜ今唐突にこの問題が提起されるのか不可解である。

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活されているが、永住外国人は地域に密接な関係を持つに至っており、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるという考えから、永住外国人に地方参政権を付与しようとする動きがある。しかしながら、日本国憲法第15条では「公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項では「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定されている。この住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。したがって、日本国民でない永住外国人に対し、地方公共団体の長及び議会の議員の選挙権を付与することは憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法第4条では、「外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができる」と規定され、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県菊池郡菊陽町議会議長吉村豊明。

提出先、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、総務大臣原口一博様、法務大臣千葉景子様、外務大臣岡田克也様。

以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については、自席より答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成22年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月4日に開会されました本定例会も、本日をもちまして22日間の会期を終了することができました。これもひとえに議員各位及び後藤町長を初めとする執行部の皆様のご理解とご協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきまして、平成22年度の当初予算を中心に、町政の重要課題について、限られた財源の中で事務事業を精査し、論議したところでございます。今後とも、町民の皆様方のご意見を伺いながら、総合計画及び菊陽町行財政改革大綱を柱に、町の発展のために全力を傾注しなければならないと考えております。

今後とも、さらなる町勢発展のため、一層のご尽力とご協力を心からお願い申し上げますとともに、各位のご健勝を祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

高いところからではございますが、一言お礼とお別れの言葉を申し上げます。

今月いっぱいをもって退職されます田中教育次長、宮本総務部長、大野会計管理者、帆保図書館長におかれましては、長年にわたり本町の発展のためご尽力いただき、多くの功績を残されましたことに対し、心から感謝申し上げます。

職を退かれました後も、本町の発展のためにご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、退職されます職員の皆様のますますのご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、お別れの言葉といたします。大変お世話になりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後3時48分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉村豊明

菊陽町議会議員 北山正樹

菊陽町議会議員 石原武義

菊陽町議会会議録  
平成22年第1回3月定例会

平成22年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919